

令和4年10月7日現在

第1回国立大学法人筑波大学債券 債券内容説明書

国立大学法人筑波大学

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する第1回国立大学法人筑波大学債券（以下「本債券」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条第1項の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人筑波大学（別途定義する場合を除き、以下「本学」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（国立大学債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされません。
本説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本学の業務、財務の内容等について本学が任意に作成したものであり、金融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
4. 本学の財務諸表は、「国立大学法人会計基準」（平成15年3月5日国立大学法人会計基準等検討会議）に準拠して作成されています。なお、本説明書の「第二部 法人情報」中の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定は適用されないため、同項に規定される監査証明は受けておりません。
5. 本学の事業年度は、毎年4月1日に開始し翌年3月31日に終了します。本説明書中において、例えば「令和3年度」とは、令和3年4月1日に開始し令和4年3月31日に終了する事業年度をいい、その他の表記もその例になります。
6. 本説明書は、本学の筑波キャンパス内に備え置き閲覧に供するとともに、本学ホームページ(<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-public/university-bonds/index.html>)にも掲載します。

本説明書に関する連絡先

茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学 財務部資金調達・運用課

目 次

第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
1	新規発行債券	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務	5
3	新規発行による手取金の使途	5
第二部	法人情報	8
第1	法人の概況	9
1	主要な経営指標等の推移	9
2	沿革	10
3	事業の内容	11
4	関係会社の状況	21
5	学生の状況	23
6	教職員の状況	23
第2	事業の状況	24
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
2	事業等のリスク	37
3	経営上の重要な契約等	39
4	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	39
第3	設備の状況	69
1	設備投資等の概要	69
2	主要な設備の状況	69
3	設備の新設、除却等の計画	69
第4	法人の状況	71
1	資本金の状況	71
2	役員の状況	71
3	ガバナンスの状況	75
第5	経理の状況	79
1	筑波大学の財務諸表	79
2	令和3年度財務諸表	81
3	令和2年度財務諸表	132
4	監事監査報告書	185
第6	法人の参考情報	192
1	第4期中期目標・中期計画	192
2	主な関係法令ホームページアドレス	223

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘柄	柄	第1回国立大学法人筑波大学債券	債券の総額	金20,000,000,000円
記名・無記名の別		—	発行価額の総額	金20,000,000,000円
各債券の金額		1,000万円	申込期間	令和4年10月7日
発行価格		各債券の金額100円につき金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
利率		年1.619%	払込期日	令和4年10月19日
利払日		毎年3月20日及び9月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限		令和44年3月17日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
募集の方法	一般募集			
利息支払の方法	<p>利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、令和5年3月20日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月20日及び9月20日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から令和5年3月20日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき別記「利率」欄に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半か年の日割をもって計算する。</p>			
償還の方法	<p>1. 償還金額 各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和44年3月17日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本債券の償還期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の振替機関が定める規則等で別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p>			
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）の定めるところにより、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。			
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）		
	その他の項	該当事項なし		
摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、本学はR&IからAA+の信用格付を令和4年10月7日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び</p>			

特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本債券について、本学はJCRからAAAの信用格付を令和4年10月7日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本債券の申込期間中に本債券に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR: 電話番号03-3544-7013

2. 振替法の適用

本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。

3. 募集の受託会社

(1) 法人法第33条第5項に基づく本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社三井住友銀行とする。

(2) 受託会社は、本債権者のために本債券に基づく債権の弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(3) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び本学と受託会社との間の令和4年10月7日付第1回国立大学法人筑波大学債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。

4. 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本学が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄の規定に违背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。

- (2) 本学が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務についての期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は本学以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して本学が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、5営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (3) 法令により、本債券の償還期日前に本学が解散することが決定され、かつ、本債券の債務が承継されないことが明らかとなったとき。
- (4) 法令若しくは裁判所の決定により、本学又は本学が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

5. 公告の方法

本学又は受託会社は、本債券に関し、本債権者に通知する場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債権者のために必要でないと認め、その旨を本学に通知したときは、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。

6. 債券原簿の公示

本学は、本学の筑波キャンパス内に本債券の債券原簿を備え置き、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

7. 発行要項及び委託契約の公示

発行要項及び委託契約の謄本は本学の筑波キャンパス内及び受託会社の本店で、その業務時間中、一般の閲覧に供する。

8. 発行要項の変更

- (1) 本学は、本債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、本学はその内容を公告する。ただし、本学が受託会社と協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本学又は受託会社がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 債権者集会は、東京都において行う。
- (3) 本債券の総額の10分の1以上に当たる本債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面並びに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本項に定めるほか、債権者集会の手続の細則については、本学と受託会社が協議してこれを定め公告する。

10. 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三井住友銀行においてこれを取り扱う。

2 債券の引受け及び債券に関する事務

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受け	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	百万円 6,800	1. 引受人は本債券の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金55銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,600	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	6,600	
	計	—	20,000	
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
20,000,000,000円	111,410,400円	19,888,589,600円

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額19,888,589,600円は、現時点において令和9年3月末までに、全額を本学が策定したサステナビリティボンド・フレームワークの適格クライテリア（下記「サステナビリティボンド・フレームワークについて」に記載する。）を満たすプロジェクトに充当する予定である。

サステナビリティボンドとしての適格性について

本学は、サステナビリティボンドの発行のために、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定める「グリーンボンド原則（GBP）2021」、「ソーシャルボンド原則（SBP）2021」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン（SBG）2021」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」及び金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021年版）」に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定し、独立した第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）より、セカンドオピニオンを取得しています。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：株式会社格付投資情報センター）
<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/sustainabilityfinance/index.html>

サステナビリティボンド・フレームワークについて

1. 調達資金の使途

サステナビリティボンドの発行による調達資金は、以下の適格要件を満たす「筑波大学 Vision 2030」により本学が社会とともに新たな社会的価値に根ざした未来社会を創造するために取り組むプロジェクト（筑波大学社会的価値創造事業）に充当される予定です。

（ソーシャルプロジェクト）

- SBP 事業区分：必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）
- ソーシャル適格要件

- 法人法施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業
- 本学が中長期的な戦略として実施する「筑波大学社会的価値創造事業」

（グリーンプロジェクト）

- GBP 事業区分：再生可能エネルギー、エネルギー効率、地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング
- グリーン適格要件
 - 法人法施行令第八条第四号（国立大学又は大学共同利用機関における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等）に該当する事業
 - 本学が中長期的な戦略として実施する「筑波大学社会的価値創造事業」であり、以下の①から⑤のいずれかの環境認証を取得ないしは取得予定の事業（付随する設備を含む）
 - ① ZEB 認証における ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented
 - ② CASBEE 建築（新築）における S ランク、A ランクもしくは B+ランク
 - ③ LEED-BD+C（Building Design and Construction）または LEED-O+M（Building Operations and Maintenance）認証における Platinum、Gold または Silver
 - ④ BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）における 5 つ星、4 つ星または 3 つ星
 - ⑤ DBJ Green Building 認証における 5 つ星、4 つ星または 3 つ星

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

サステナビリティボンドの資金使途となるプロジェクトは、「筑波大学 Vision 2030」により本学が社会とともに新たな社会的価値に根ざした未来社会を創造するために取り組む内容等であることを、経営協議会で審議し、役員会で最終決定する。

3. 調達資金の管理

サステナビリティボンドの調達資金は、本学の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は、財務担当者（事業担当者）がシステムに入力し、財務責任者が承認する体制を構築し、管理している。また、サステナビリティボンドによる資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムにより記録した上で、償還まで保管する予定である。

サステナビリティボンドの調達資金の入出金を含む財務状況全般については、毎年度、監査法人による会計監査を受けることになっている。

なお、調達資金がプロジェクトに充当されるまでの間の未充当資金については、現金または現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産により管理・運用する予定である。

4. レポーティング

● 資金充当状況レポーティング

本学は、プロジェクトに調達資金の全額が充当されるまでの間、毎年度、充当状況を本学ウェブサイトまたは事業報告書等により報告することとし、以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングする予定である。

【レポーティング項目】

- ① プロジェクトの概要
- ② プロジェクト別の充当額
- ③ 未充当額

資金充当状況に関する初回レポートは債券の発行から 1 年以内に行う予定である。なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示する。

● インパクト・レポーティング

サステナビリティボンドの発行残高がある限り、年次で、プロジェクトによる環境・社会への効果を本学ウェブサイトまたは事業報告書等により報告することとし、以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングをする予定である。

(ソーシャルプロジェクト)

具体的なレポート項目例
<ul style="list-style-type: none">• アウトプット<ul style="list-style-type: none">➢ 対象となるプロジェクトにおいて整備した施設の概要等➢ ソーシャルプロジェクトにおける研究に関与する研究者・学生数• アウトカム<ul style="list-style-type: none">➢ ソーシャルプロジェクトに関する論文数➢ 社会課題の解決事例➢ スポーツ医科学の知見等を活用したスポーツ環境の提供による障がい者を含むスポーツ人口の拡大• インパクト<ul style="list-style-type: none">➢ 社会とともに新たな社会的価値に根ざした未来社会の創造➢ 新たな社会的価値を生み出し、社会変革に繋がる共創的イノベーションと経済効果の創出➢ ベンチャーエコシステムの実現➢ 未来社会をデザインできる能力を有する人材育成の加速化と社会への還元➢ 超高齢社会に向けた健康で豊かな生活の構築➢ スポーツを通じたインクルーシブ教育による国際平和と共生社会の実現

(グリーンプロジェクト)

具体的なレポート項目例
<ul style="list-style-type: none">• 環境認証等の取得状況• CO₂排出量

第二部 法人情報

第1 法人の概況

1 主要な経営指標等の推移

以下は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）の平成29年度から令和3年度における主要な経営指標を記載したものである。

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常費用	(百万円)	94,143	96,297	98,221	98,984	102,335
経常収益	(百万円)	95,156	96,995	98,704	100,660	106,076
臨時損失	(百万円)	70	48	106	120	133
臨時利益	(百万円)	40	65	85	107	762
目的積立金取崩額	(百万円)	89	237	114	69	106
当期総損益 ※1	(百万円)	1,072	953	575	1,731	4,476
資本金 ※2	(百万円)	231,333	231,333	231,333	230,333	229,628
純資産額 ※3	(百万円)	301,339	303,170	303,925	306,334	307,951
総資産額	(百万円)	386,089	385,865	380,146	383,453	384,084
自己資本比率 ※4	%	78.0	78.5	79.9	79.8	80.1
業務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,229	11,942	9,836	10,669	11,900
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△5,396	△2,734	△281	△3,717	311
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,347	△7,439	△8,102	△3,974	△1,256
資金期末残高	(百万円)	4,883	6,652	8,105	11,083	22,041
学生数 ※5	(人)	16,778	16,703	16,525	16,582	16,525
教職員数 ※6						
教員	(人)	3,734	3,784	3,767	3,854	3,801
職員		5,640	6,233	6,443	6,432	6,274

〔指標等の説明〕

※1：当期総損益＝経常収益－経常費用－臨時損失＋臨時利益＋目的積立金取崩額

※2：資本金＝政府出資金

※3：純資産額＝自己資本＝政府出資金＋資本剰余金＋利益剰余金

※4：自己資本比率＝純資産／総資産×100

※5：毎年5月1日時点の学生数（学士課程、修士課程、博士課程及び専門職学位課程の合計数）

※6：毎年5月1日時点の教職員数

2 沿革

1962. (昭和37)	9	東京教育大学、5学部の統合移転候補地の調査を決定
1970. (昭和45)	5	筑波研究学園都市建設法成立
1973. (昭和48)	10	国立学校設置法等の一部を改正する法律により筑波大学を設置 第一学群、医学専門学群、体育専門学群及び附属図書館をもって開学
1975. (昭和50)	4	第二学群、芸術専門学群、大学院修士課程及び大学院博士課程を設置
1976. (昭和51)	10	附属病院を開院
1977. (昭和52)	4	第三学群を設置
1978. (昭和53)	3	東京教育大学を閉学
1978. (昭和53)	10	医療技術短期大学部を併設
1992. (平成4)	4	大学院博士課程において連携大学院方式を実施
2000. (平成12)	4	大学院博士課程の改組・再編に伴い、数理物質科学研究科、システム情報工学研究科 及び生命環境科学研究科を設置
2001. (平成13)	4	大学院博士課程の改組・再編に伴い、人文社会科学研究科、ビジネス科学研究科及び 人間総合科学研究科を設置
2002. (平成14)	4	大学院修士課程において連携大学院方式を実施
2002. (平成14)	10	国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）により図書館情報大学 と統合 図書館情報専門学群及び大学院博士課程図書館情報メディア研究科を設置
2004. (平成16)	3	図書館情報大学を閉学
2004. (平成16)	4	国立大学法人筑波大学発足
2006. (平成18)	3	医療技術短期大学部を廃止
2007. (平成19)	4	学群の改組・再編に伴い、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、 理工学群、情報学群及び医学群を設置
2011. (平成23)	4	教員組織として新たに「系」を設置
2020. (令和2)	4	学士課程に総合学域群を設置 大学院研究科の改組・再編により、人文社会ビジネス科学学術院、理工情報生命学術院、 人間総合科学学術院を設置し、学位プログラム制に移行

3 事業の内容

(1) 設立根拠法及び目的

本学は、かつては国の行政組織の一部であったが、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき、独立した法人格が付与された。国立大学法人は、国の行政組織から切り離されて一つの法人格を持った独立機関となることにより、その予算や組織等に係る規制が緩和され、大学自らの責任と判断でマネジメントができる等運営上の裁量が拡大することとなった。具体的には、学長権限が拡大され、大学の自主性・自律性を担保するような経営組織が設けられたほか、学生納付金や附属病院収入等の自己収入が、直接各国立大学法人に計上されることとなり、国立大学法人の業務運営は、これらの自己収入や国からの運営費交付金により賄われることとなった。その一方で、中期目標・中期計画、外部評価等のモニタリングの仕組みが整えられた。

本学は、基礎及び応用諸科学について、国内外の教育・研究機関及び社会との自由、かつ、緊密なる交流連携を深め、学際的な協力の実をあげながら、教育・研究を行い、もって創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成するとともに、学術文化の進展に寄与することを目的としている。

本学は、総合大学としては他に例を見ない幅広い学問分野を有しており、専門分野を深化させながら、学際・融合的な教育研究を積極的に展開し、数々の研究成果を挙げるとともに国際的研究・教育拠点としての高い評価を得ている。また、科学技術研究機関が集積する筑波研究学園都市の中核として、教育研究諸機関及び産業界との連携協力が積極的に取り組み、自らの教育研究機能の充実、強化を図るとともに、広く社会の発展に寄与してきた。

本学は我が国における大学改革の先導者であることを強く意識し、建学の理念に基づき、あらゆるボーダーを越え、研究教育の多様な分野で世界を牽引し、海外の有力大学に比肩する競争力を実現する。多様な格差や分断が顕在化する予測不能な時代において、本学は怯むことなく「あるべき未来」を自ら描き、大学及び社会の停滞や固定化を打破する。新しい日常を築き、社会を変革させていくエンジンとして、学問の自由を共有できるパートナーとともに新たな学問分野の創成とトランスボーダー教育モデルを確立し、我が国のみならず世界に対するソーシャルインパクトを生み出す。こうした社会的役割を通して、アカデミアとして未来社会の基盤となる“GLOBAL TRUST”、すなわち、個人と個人、個人と社会（あるいは組織等）だけでなく、社会と社会（あるいは組織と組織、国と国等）まで含めた信頼関係の創出を目指し、以下の目標を掲げる。

1. 世界の競争と共創の環境の中で、国際的求心力を高めるとともに、新しい時代を支えるGLOBAL TRUSTの創出という役割を果たす真の総合大学を実現する。
2. 自然と人間、社会と文化に係る幅広い学問分野における専門性を深めつつ、多様な分野の協働により地球規模課題の解決に挑む新たな学問分野を創成し、卓越した知の創造拠点として世界トップクラスに比肩する研究を展開する。
3. 世界から多様かつ優秀な学生を受け入れるとともに、幅広い最先端の研究成果に裏打ちされ、学生の個性と能力を開花させる教育手法を確立し、主体性・社会性を基盤として未来を創り出す力を生涯にわたって養い、世界で活躍できる人材を育成する。
4. 我が国最大のサイエンスシティである筑波研究学園都市の総力を結集し、世界に冠たる実験フィールドとするための中核的役割を担い、我が国のグローバル競争力強化に貢献する未来都市の創成を牽引する。
5. 持続的な成長を支えるため、学長のリーダーシップの下、社会とのエンゲージメントを前提とした財源の多様化を含め、強固な経営基盤を確立する。併せて、デジタルトランスフォーメーションやヒューマンエンパワーメントの推進により、活力にあふれたマネジメント体制を構築する。

(2) 国との関係について

① 主務大臣

法人法第35条により、国立大学法人等の主務大臣は、文部科学大臣とされている。

② 役員の任命・解任

法人法第12条により、学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行うものとされている。なお、その際の国立大学法人の申出は、経営協議会において選出された委員と教育研究評議会において選出された委員各同数をもって構成する会議（学長選考・監察会議）の選考により行うものとされている。また、法人法第12条により、監事は文部科学大臣が任命し、法人法第13条により、理事は学長が任命するものとされている。なお、学長は、理事を任命したときは遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされている。

解任については、法人法第17条により、文部科学大臣は学長及び監事を、学長は理事を解任することができる。また、学長は、理事を解任したときは遅滞なく文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされている。

③ 業務方法書

法人法第35条により準用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下、法人法第35条により読み替えられて準用される同法を「準用通則法」という。）第28条により、国立大学法人等は、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされている。なお、これを変更しようとするときも同様とされている。

④ 国立大学法人評価委員会

法人法第9条により、文部科学省に国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が設置されており、以下の⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の事項に関して、文部科学大臣等に意見を述べ、又は評価及び勧告を行うとされている。

⑤ 中期目標

法人法第30条により、文部科学大臣は、6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならないとされている。これを変更したときも同様とされている。また、文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

⑥ 中期計画

法人法第31条により、国立大学法人等は、中期目標に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文部科学省令第57号。以下「文部科学省令」という。）で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないとされている。これを変更しようとするときも同様とされている。また、文部科学大臣は、中期計画を認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

⑦ 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

法人法第31条の2により、国立大学法人等は、次の事業年度の区分に応じ、以下の事項について、評価委

員会の評価を受けなければならないとされており、当該評価を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、以下の事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、遅滞なく公表しなければならないとされている。

- ・中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度：中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- ・中期目標の期間の最後の事業年度：中期目標の期間における業務の実績

また、評価委員会は、当該評価を行ったときは、遅滞なく、国立大学法人等に対して、当該評価の結果を通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をすることができることとされている。なお、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価の結果については、独立行政法人評価制度委員会にも通知することとされており、独立行政法人評価制度委員会は、必要があると認めるときは、評価委員会に意見を述べるることができることとされている。

なお、令和4年4月1日に施行された法人法第31条の改正により、中期計画の記載事項として目標の実施状況に関する指標が追加される一方、法人法第2条及び第31条の2の改正により、年度計画及び各事業年度における業務の実績等に関する評価（年度評価）が廃止された。

⑧ 中期目標の期間の終了時の検討

法人法第31条の4により、文部科学大臣は、評価委員会が中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとされている。なお、文部科学大臣は、当該検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。文部科学大臣は、当該検討の結果及び当該措置の内容を独立行政法人評価制度委員会に通知するとともに、公表しなければならないとされている。

独立行政法人評価制度委員会は、当該通知を受けたときは、当該国立大学法人等の主要な事務及び事業の改廃に関し、文部科学大臣に対し勧告することができ、かかる勧告を行った場合には、遅滞なく、当該勧告の内容を公表しなければならないとされている。また、当該勧告をするときは、文部科学大臣に対し、その勧告に基づいて講じた措置及び講じようとする措置について報告を求めるとされている。

⑨ 指定国立大学法人

法人法第34条の4により、文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができることとされている。また、文部科学大臣は、指定国立大学法人について指定の事由がなくなると認めるときは、当該指定国立大学法人について指定を取り消すものとされている。なお、文部科学大臣は、指定国立大学法人に係る指定又は指定の取消しを行うにあたっては、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならず、また、指定又は指定の取消しを行った場合には、その旨を公表しなければならないとされている。

本学は、令和4年10月7日現在、指定国立大学法人に指定されている。

⑩ 財務諸表等

準用通則法第38条第1項により、本学は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以

内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている。

⑪ 会計監査人の監査

準用通則法第39条第1項により、本学は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされている。なお、準用通則法第40条により、会計監査人は、文部科学大臣が選任するとされている。

⑫ 財源措置

準用通則法第46条第1項により、政府は、予算の範囲内において、国立大学法人等に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができるとされており、国立大学法人等に対し、その運営に必要な経費は、運営費交付金として交付されている。

⑬ 施設整備費補助金

国が示す整備計画や方針に基づき、毎事業年度、国立大学法人等から翌年度の施設整備事業に関する要求を提出する。国は、これらの要求の中から、学識経験者による評価を踏まえ、翌年度の実施事業を選定し、予算編成等の過程を経て補助金を交付する。

⑭ 財政融資資金

国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「政令」という。）第8条で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、大学改革支援・学位授与機構が、財政融資資金を一括して調達し国立大学法人等に必要額を貸し付ける。国立大学法人等は、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入等で計画的に返済する仕組みとなっている。

（3）国立大学法人債の概要

① 債券による調達資金の使途

国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる（法人法第33条）。

政令第8条では、資金使途として、(i)附属病院の用に供するために行う土地の取得等、(ii)施設の移転のために行う土地の取得等、(iii)学生の寄宿舍、職員の宿舍、産学連携施設及び飼育動物診療施設等の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入で債券を償還できる見込みがあるもの、(iv)先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入に加えて法人法第34条の3第2項に定める業務上の余裕金で当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの等とされている。

② 償還期間

債券の償還期間の上限は、債券の発行により調達する資金の使途に応じて、土地は15年間、施設（その用に供する土地を含む。）は30年間、設備は10年間（債券の償還期間）とされているが、先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等に係る調達期間の上限は、40年間とされている（文部科学省令第21条）。

③ 償還原資等

当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入に加えて、法人法第34条の3第2項に定める業務上の余裕金として、運用を目的とする寄附金、国立大学法人等の有する動産・不動産収入、国立大学法人等の研究成果の活用等に関する業務対価、出資に対する配当金及び運用により生じる利子その他の運用利益金等を充てることができる（文部科学省令第9条の4）。

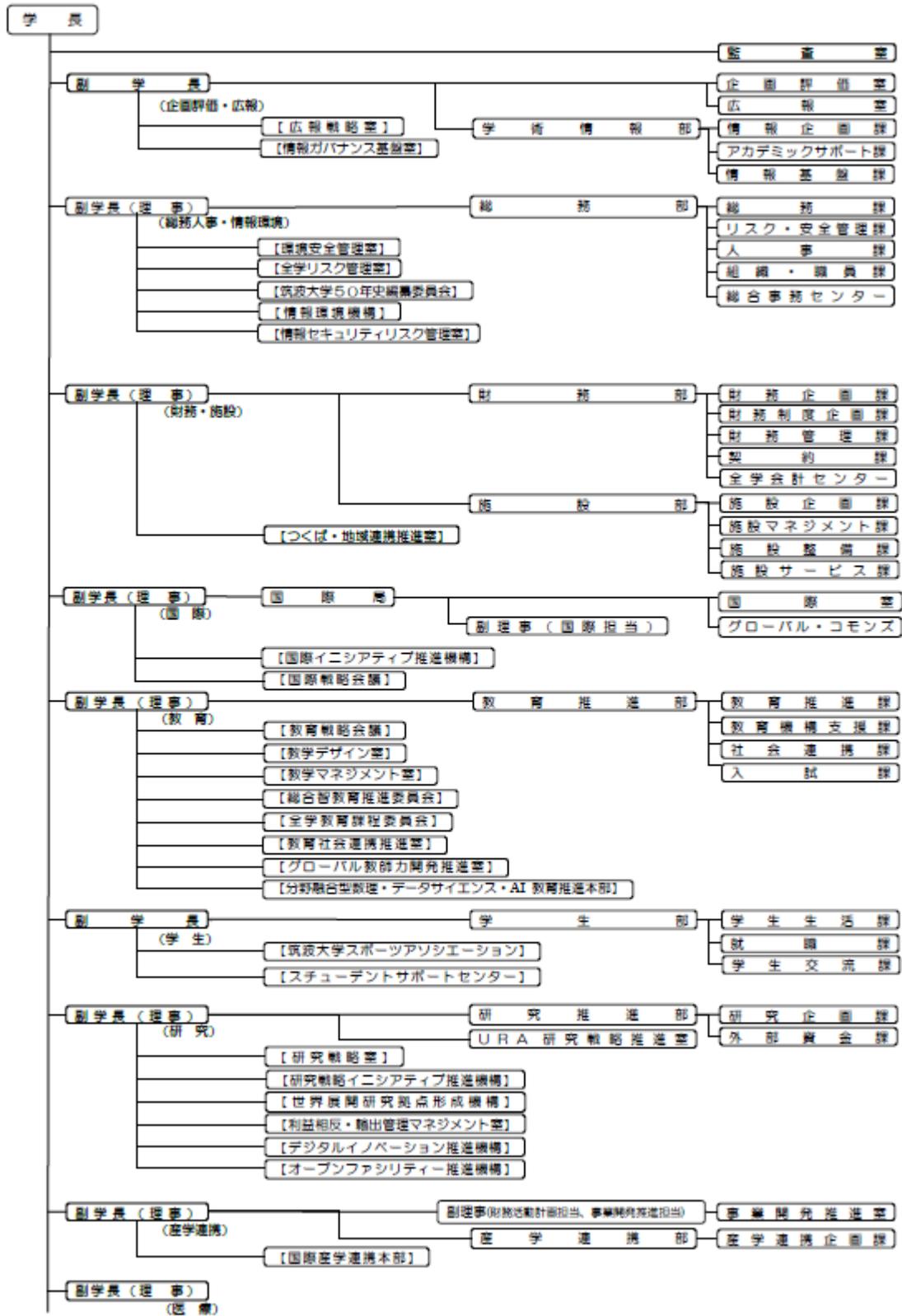
なお、発行された債券の債権者は、当該債券を発行した国立大学法人の財産について、民法の一般先取特権に次ぐ優先弁済を受ける権利を有する（法人法第33条第4項）。

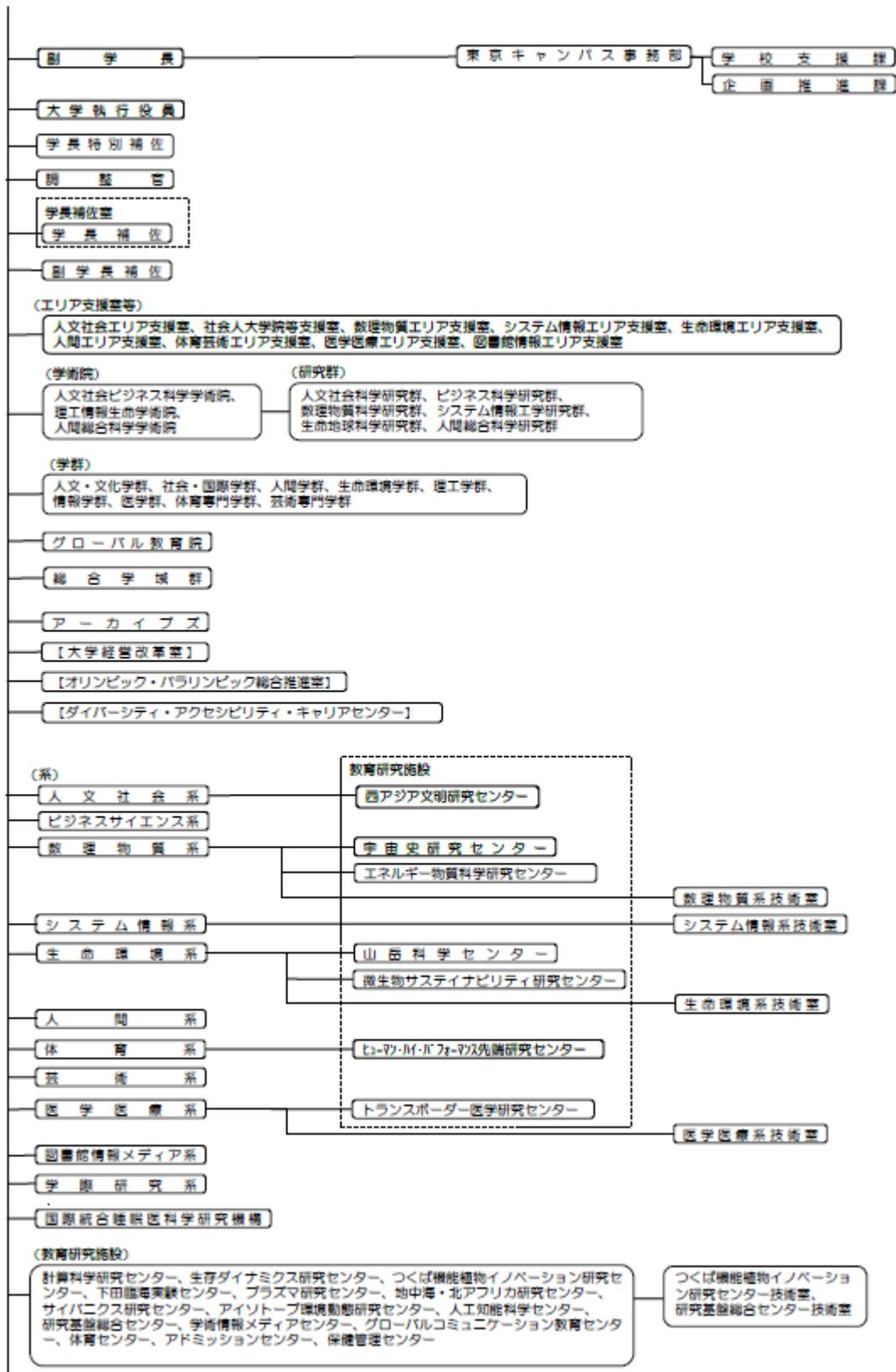
また、調達の際に文部科学大臣の認可を受けること（法人法第33条第1項）、毎事業年度に償還計画を立てて文部科学大臣の認可を受けること（法人法第34条）が必要であるが、いずれの認可の際にも文部科学大臣は財務大臣と協議をすること（法人法第36条第2号）とされている。

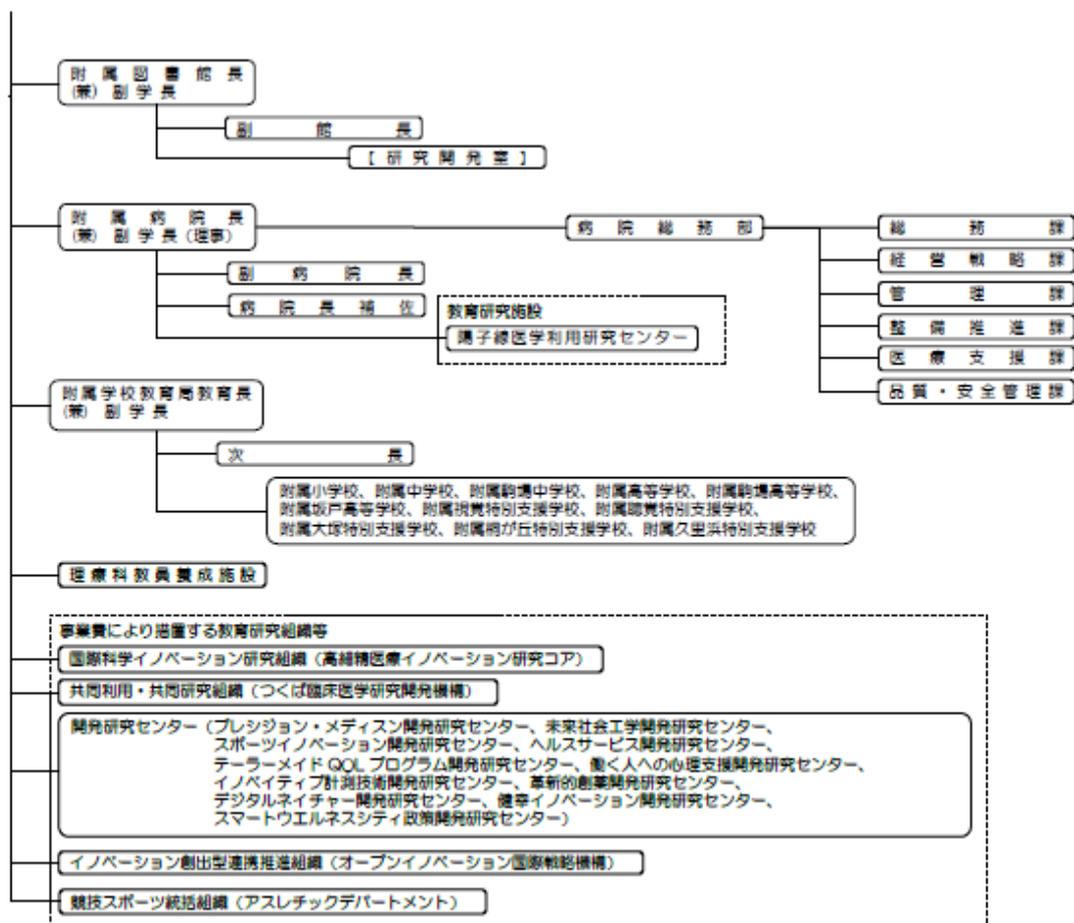
(4) 組織及び所掌

本学の組織図は以下のとおりである。

(令和4年3月31日現在)







(5) 事業の概要

本学の主な事業

本学は、「開かれた大学」、「教育と研究の新しい仕組み」、「新しい大学自治」を特色とした総合大学として、大学改革の先導的役割を果たしつつ、教育研究の高度化、大学の個性化、大学運営の活性化等、活力に富み、国際競争力のある大学づくりを推進している。本学の主要な事業として、大学や各種研究センターにおける教育・研究のほか、附属病院における病院診療、附属学校における幼児、児童、生徒の教育・保育に関する実践的研究等を行っている。

① 教育

- ・ 深い専門性と幅広い教育を行う学位プログラム制を通じて、課題を設定して探究するという基本的な思考を身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見も取り入れることで、主体性・社会性と幅広い教養を身に付けた人材を養成する。(学士課程)
- ・ 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成する先進的な高度学際型教育を実現することで、アカデミア、産業界等、社会を牽引できる人材を養成する。(博士課程)
- ・ データ駆動型社会への移行等産業界や地域社会等の変化に応じて、社会人向けの新たな教育システムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI等リテラシーレベルはもとより応用基礎レベルの素養を身に付けた人材育成や、既存知識をリバイズし、産業界等において社会の中核として活躍する人材を養成することで、社会人のキャリアアップを支援する。
- ・ 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、世界で活躍できる人材を養成する。
- ・ 大学と連携し、全国あるいは地域における初等中等・特別支援教育並びにグローバル人材育成教育を先導するとともに、インクルーシブ教育システムを構築し、その成果を展開することで国立大学附属学校の実験教育機能を高度化する。(附属学校)

② 研究

- ・ 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者自身の動機に基づいて行われる卓越した多様な学術研究を世界と競合・協働し続ける大学として持続的に強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。
- ・ 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進める。そのために、産学官の壁を越えた人的・財政的投資によるニーズドリブン型産学共同研究を推進し、社会変革につながる共創的イノベーションの創出を目指す。
- ・ 産業界等との連携・共同によりキャリアパスの多様化や流動性の向上を図り、博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者が産学官の枠を越えた国内外の様々な場において、自らの希望や適性に応じて活躍しその能力を最大限発揮できる環境を構築する。
- ・ 世界の研究動向も踏まえ、最先端医学の研究成果の社会実装を推進し、その最新の知見を生かした質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、AI、ビッグデータ等を活用し、医療分野を先導する。(附属病院)

③ 社会との共創

- ・ 世界トップクラスに比肩する研究大学を目指して、国、機関、学内組織等の壁を越え積極的に学内外の研究・教育資源を活用できる教育研究体制を構築する。国内外の多様かつ優秀な研究者や学生を獲得し、世界トップレベルの研究者として育成するとともに、強みのある特定分野を基盤に地球規模課題を解決し、未来社会の創造に貢献する研究分野を柔軟に創出して、戦略的に国際的なプレゼンスを高める。併せて、データ基盤を含む最先端の教育研究設備を最大限に活用し、研究動向分析をもとに、産学官を越えた国際的なネットワーク・ハブ機能等の知的資産が集積するグローバルな発信力の高い世界最高水準の教育研究拠点を構築する。
- ・ 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や単独の大学では有し得ない人的・物的資源及び教育研究資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。
- ・ 卓越した教育研究機能を持つ本学のリーダーシップの下、筑波研究学園都市の総力を結集して、科学技術を基盤とした産業と文化を創出する。
- ・ 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、地域・社会・世界の多様なステークホルダーとの「共創」を促進するキャンパス、安全・安心で質の高いキャンパス、環境にやさしいサステイナブル・キャンパスとしての機能強化を図るため、保有資産を最大限活用して整備を進めるとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な共用・再配分等を進める。

4 関係会社の状況

令和4年3月末時点の関連公益法人の状況は以下のとおりである。なお、令和4年3月末時点において、本学に特定関連会社及び関連会社はない。

名称	業務の概要	国立大学法人との関係	役員の氏名
一般財団法人 桐仁会	(1)保健衛生及び医療に関する知識の普及 (2)医師の生涯教育に関する協力 (3)筑波大学附属病院の運営に関する協力 (4)患者に対する援助 (5)患者及び関係者等に対する生活必需品の低廉かつ適正な価格での提供 (6)患者及び関係者等に対する便宜の供与 (7)その他目的を達成するために必要な事業	関連公益法人	理事長 五十嵐耕一（事務局長） 常務理事 廣瀬和幸 （財務部財務制度企画課長） 理事 小磯謙吉（附属病院長） 理事 櫻井裕之 理事 山口高史 監事 白川洋子 （附属病院看護部長） 監事 藤田雪絵 評議員 江原孝郎 （附属病院薬剤部長） 評議員 金子道夫（教授） 評議員 幸田幸直 （附属病院薬剤部長） 評議員 鈴木君江 （附属病院副病院長） 評議員 原 尚人 （附属病院副病院長） 評議員 山口 巖（附属病院長）
筑波大学交通 安全会	(1)駐車場の安全確保、会費徴収等の整理事業 (2)駐車場内に係る交通環境の整備事業 (3)会員への交通安全普及事業 (4)その他本会の目的達成のために必要な事業	関連公益法人	会長 加藤和彦（副学長） 理事 生藤昌子（准教授） 理事 受川史彦（教授） 理事 石田健一郎（教授） 理事 岡本直久（教授） 理事 平田諭治（准教授） 理事 鍋山隆弘（准教授） 理事 吉田奈穂子（助教） 理事 小林麻己人（講師） 理事 藤澤 誠（准教授） ほか 10名 監事 平岡拓晃（助教） 監事 木村めぐみ（係長） 監事 軽部凌太 （全学学類・専門学群代表者）
一般財団法人 筑波学都資金 財団	(1)国立大学法人筑波大学の運営に係る受託事業その他の教職員及び学生の福利厚生への援助に関する事業 (2)国立大学法人筑波大学在学生に対する助成事業 (3)一般社会人及び青少年に対する講座等事業 (4)その他目的を達成するために必要な事業	関連公益法人	理事長 田中正造 副理事長 高野大二郎 常務理事 染谷信洋 理事 青砥武夫 理事 大澤義明 理事 大森哲郎 理事 信太郁夫 理事 武井秀一 理事 塚本一也 理事 藤原保明 監事 飯村省一 監事 正木利行
特定非営利活動法人 つくば臨床検査教育研究センター	(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)社会教育の推進を図る活動 (3)情報化社会の発展を図る活動 (4)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	関連公益法人	理事長 小松京子（専任） 副理事長 原 晃 （理事・副学長・附属病院長） 副理事長 川上 康 （医学医療系長・教授・附属病院検査部長） 専務理事 鈴木 悦 常務理事 丹羽敏彦 理事 鈴木広道（教授） 理事 池澤 剛 理事 片山博徳

			理事 山田 賢 理事 濤川 唯 理事 町野智子 (助教・附属病院検査部副部長) 監事 松下八寿彦 監事 南木 融 (附属病院検査部臨床検査技師長) 参与 常名政弘 顧問 五十嵐徹也 (附属病院長) 顧問 清水良昭
一般社団法人 筑波会議支援 機構	(1)筑波会議の準備及び運営に係る事業 (2)筑波会議に係る募金活動 (3)筑波会議に係る情報の提供 (4)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	関連公益法人	理事長 徳永 保 (客員教授) 理事 永田恭介 (学長) 理事 加藤和彦 (副学長) 理事 勝野頼彦 (副学長) 理事 池田 潤 (副学長) 監事 飯田聖土 (専門員)

(注) 役員の氏名欄 () 書きは国立大学法人における現職名ないし最終職名である。

5 学生の状況

【令和3年5月1日現在】

学士課程	9,840人
修士課程	4,098人
博士課程	2,407人
専門職学位課程	180人
計	16,525人

6 教職員の状況

【令和3年5月1日現在】

教員	3,801 (1,421) 人
職員	6,274 (3,333) 人
計	10,075 (4,754) 人

(注) () 内は、非常勤教職員数 (内数) である。

第2 事業の状況

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 経営方針

本学は、開学以来、「開かれた大学」を建学の理念に掲げ、他に類をみない学問分野を集め、教育組織と教員組織を分離した柔軟な教学システムや組織的な分野横断型の研究の推進といった新しい仕組みを先導的に導入してきた。また、本学は、日本が国際社会に先駆けて直面している少子高齢化や過疎化といった問題、あるいは貧困や飢餓といった世界規模の課題の解決にあたって、大学は重要な役割を担っていると考えている。大学が社会変革に繋がる新しい価値を創造し続けるには、教育力と研究力の飛躍的な向上が必要であることももちろん、教育や研究への投資の拡大を可能とする財政基盤の強化とその自立化が必要である。大学と社会のエンゲージメントを強化するために、世界のトップレベルの大学がそうであるように、大学が目指す将来像とその実現によってもたらされる未来、すなわち、本学が考えるビジョンを、投資家を含めたすべてのステークホルダーに提示し、価値観を共有する必要があると考えられる。

かかる背景のもと、2022（令和4）年4月、本学は、開学50周年の年となる2023（令和5）年を目前に、「筑波大学Vision 2030」を策定した。その内容は、以下のとおりである。

（筑波大学Vision 2030）

本学は、複雑で従来の延長線上の考え方が通用しないこれからの社会では、信頼、とくに、TRUSTの語源どおり互いに委ねることができる「真の信頼」がすべての活動の基盤になると考えている。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）は、ワクチン等の資源の分配にあるような地域間の格差、富（所得）の格差、教育の格差、ジェンダーによる格差等、さまざまな「格差」の存在を浮き彫りにした。そして、格差は「対立」や「分断」を加速させる一因になっている。その一方で、COVID-19の克服は、対立や分断を促すことのない、人類が同時に向き合う共通の課題となった。世界の英知と国境を越えて集められたデータがワクチンの開発を加速させた。ワクチン開発の成功は、個人と個人、個人と組織あるいは社会だけではなく、社会と社会、組織と組織、国と国までを含めた信頼の関係によってもたらされている。

本学は、この信頼を“GLOBAL TRUST”と呼ぶこととした。“GLOBAL TRUST”は、ワクチン開発の例からもわかるように、何事に対しても誠実に公平に向き合い全うする力を持ち、同じ価値観をもっていると理解されることではじめて生じる。倫理観、他者やその社会への共感に基づく責任感、信頼性を意味し、社会的な協力や協調の礎をなすものである。本学のルーツである高等師範学校校長であった嘉納治五郎が唱えた「自他共栄」と「精力善用」に通じるものである。

本学は、“GLOBAL TRUST”の創出を目標として掲げ、この目標を達成するため、本学が目指す大学の姿とその実現に向けた基本的な方針を「筑波大学Vision 2030」としてまとめた。そこでは、建学の理念に謳われた「あらゆる意味において開かれた大学」の意味をあらためて見つめ、「社会とのエンゲージメントを深め、学生を中心とした大学を取り巻くすべてのステークホルダーとあるべき未来社会を共創する大学」と捉え直している。さまざまな研究機関や企業が集まる筑波研究学園都市（Tsukuba Science City: TSUKUBA）は、教育、研究、そして社会貢献の大規模な挑戦的社会的実験の場（チャレンジフィールド）として最適な環境といえる。スーパーシティ型国家戦略特区にも指定される恵まれた環境を活用しつつ、確固とした伝統と未来を見つめた革新の精神を心に、TSUKUBAの地から、すべてのステークホルダーの夢の実現を加速させたいと考えている。

筑波大学Vision 2030は、

- ①開かれた大学Vision
- ②教育Vision

③研究Vision

④社会との共創Vision

の4つで構成される。

教育Vision、研究Vision、社会との共創Visionは、大学のミッションである教育、研究、社会貢献それぞれに対応するもので、開かれた大学Visionは、それらの基盤となる、本学そのものの在り方を示すものという位置付けである。社会との共創は、本学の基本的性格の新たな捉え方に応じて、従来の社会貢献を発展的に再定義したものである。

筑波大学Vision 2030は、教育、研究、社会との共創の各Visionを達成するための重点戦略とアクションプランをお互いに交差させながら実現し、さらにより高度なものへ昇華させることで、“GLOBAL TRUST”の創出を実現することを意図している。

① 開かれた大学 Vision

あらゆる意味において開かれた大学として、夢を実現していく、開放性と透明性を高めた自立的大学経営を推進する。

開かれた大学 Vision にこめた思い

自立した大学経営と戦略的な大学マネジメントの強化・推進が期待されている。本学が魅力的で愛着をもてる大学であることは、それらを支える重要な要素である。教育、研究、社会との共創のあらゆる面で、構成員がいきいきと活動でき、誇りをもてる環境であり、学内外のすべてのステークホルダーにとって夢を共創していく、唯一無二の大学でありたいと願っている。財政的に自立した、世界のトップ大学と肩を並べる大学となるため、財源の多様化、コンプライアンス体制やガバナンスの強化とともに、組織的でスピード感のある意思決定ができる体制作りが急務と考えている。

ア. 重点戦略-1 “GLOBAL TRUST”を創出する自立的戦略的大学の確立

大学経営の高度化をはかることで、真の経営体となる。経営のプロフェッショナル教職員を養成するとともに、学外からの知を積極的に活用できる体制を整備する。このことにより、大学のミッションを強力に推進できるマネジメント体制に変革する。そのもとで、社会やステークホルダー一人ひとりの夢に寄り添い、社会に有為な価値の創造を通して、“GLOBAL TRUST”を創出する。キャッチフレーズは、「あなたの夢を筑波大学をとおして実現しませんか」である。

i アクションプラン-1.1 財源の多様化による財務基盤の強化

外部資金の獲得を一層強化するとともに、学内のさまざまな資産の有効活用、社会的価値の創出による社会からの還元や寄附等による財源の多様化を推進する。そのために、アカウントティングに加えてファイナンスのための組織強化を行う。

ii アクションプラン-1.2 コンプライアンスの強化

教育・研究のインテグリティ^(注1)を確立し、社会的責任を果たしていくため、法令の遵守や大学としての倫理に則った大学経営の透明性向上とグローバル社会の一員としてのコンプライアンスの推進をはかる。

iii アクションプラン-1.3 アジャイル・ガバナンス^(注2)の推進

学内外のステークホルダーとともに、あるべき未来と夢を描くビジョンを策定し、常にそのブラッシュアップをはかる。ビジョンの実現に向けて、柔軟かつ迅速な組織運営の推進と包括的な改革を先導する。

イ. 重点戦略-2 エンゲージメント^(注3)の強化による筑波大学FANの拡大

深い愛着をもって接することができる大学となるように、すべてのステークホルダーとのエンゲージメントを強化する。多様な人びとが安心して繋がりをもつことができ、誇りをもって活躍できる環境を整備する。

i アクションプラン-2.1 ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン^(注4)社会を牽引する人エンパワーメント環境の構築

国籍、性別、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もがもつ多様性を尊重して公正に向き合い、潜在的な可能性をエンパワーメントし、さらなる活躍ができる環境を構築する。

ii アクションプラン-2.2 社会やコミュニティとの連携の強化

本学にとっての地域とは、TSUKUBAと世界である。積極的に情報公開を行い、TSUKUBAをはじめとして、日本、世界のコミュニティとの連携を強化し、その一員として社会的価値の共創を推進する。

iii アクションプラン-2.3 筑波研究学園都市の有機的連携による活性化

本学の教育・研究機能を筑波研究学園都市と連携・加速化させ、街をチャレンジフィールドとして最先端の知的基盤を創出するとともに地域文化の活性化に挑む。

ウ. 重点戦略-3 デジタル社会を前提とした次世代型大学の構築

時間や空間といった制約から解放されたデジタル社会を前提として、大学のすべてのステークホルダーとの情報の共有を通じた価値の創出を促進する。また、アナログとデジタルが融合した次世代型筑波大学を構築する。

i アクションプラン-3.1 情報の循環と共有を加速するデジタルキャンパスの推進

学内外の膨大な情報の有機的な結合による新たな価値の創造と循環・共有を促す仕組みを作り、それを最大限に活用した次世代のデジタルキャンパスを構築する。

ii アクションプラン-3.2 業務環境の再構築による新たな価値の創出

次世代のデジタル技術を先取りした抜本的な業務環境の再構築を行い、業務の効率化と生産性の向上による新たな価値の創出が加速できる環境を整備する。

② 教育 Vision

学問を幅広く修めることを通して、ものごとの本質を理解し多角的にとらえる基礎的な力を培う。自由で何度でも挑戦できる環境の中で、多様な価値観をもつ他者とともに、倫理観をもって、ひたむきに課題解決の最善策の模索と実践ができる人材を育成する。

教育 Visionにこめた思い

本学は、多様な学問分野をもつ「真の総合大学」であることを強みに、さまざまな学問の基盤となる知識をもち、新たな分野の創造に挑戦しつつ他者と協調しながら自律して社会を共創できる能力をもった人材をこれまで以上に育てていきたいと思っている。これらは、複雑性が増すこれからの時代を生き抜くために必要不可欠な資質や能力である。学生個々の課題意識の本質を浮き彫りにしそれを深化させる本学独自の学位プログラムによって、それらを培いたいと考えている。本学は学修のみならず学生の起業や留学等、自分の夢を叶える挑戦を強力に支援し、多様な学生が安心して自己実現に挑める環境を構築する。加えて、学び直しや生涯学習等、働き方の変化とともに変容する社会的なニーズに応える教育環境の構築も加速させる。

ア. 重点戦略-4 Next VUCAの時代^(注5)に活躍する学生の人間力^(注6)を伸ばす教育の展開

先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代であるからこそ、その先を想像でき、ひとの役割を理解し、自立した一人の人間として力強く生きていくための教育内容や教育方法等の改革を推進する。基礎的な知的能力、社会や他者との関係性を構築し調整する能力や、それらを高め発揮するための自己修養能力といった人間力を伸ばす教育を展開する。

i アクションプラン-4.1 デザイン思考に基づく、全学的チュートリアル教育の実践

学士課程を通して、創造的な課題解決思考に則ったデザイン思考を涵養し、学生個々の興味・関心の中心にある学問分野と、それに関連する分野への好奇心と実践力とともに学究心を培う「チュートリアル教育」により、ひとの価値を先取りするような、ものごとの本質を特定の学問分野の枠を超えて多角的に捉える能力を身につける教育を展開する。

ii アクションプラン-4.2 パーソナライズされた教育プログラムの提供と学習成果の可視化の活用

学生の興味・関心に応える、一人ひとりに最適化された教育プログラムを提供する。先端的なITツールの積極的な活用を前提に、総合智をはじめとする基礎的な学問と専門的知識を修得するとともに、学習成果の可視化を活用することで学生の成長を加速させる。

iii アクションプラン-4.3 経験価値の向上を促す活動の積極的支援

失敗を成功への通過点として前向きに受け入れて、何にでも、何度でも挑戦できる環境を提供する。学生ならではの経験価値の向上、社会の一員としての自発的な挑戦に繋がる課外活動や社会貢献活動、本学独自の活動であるT-ACT^(注7)等を積極的に支援する。

イ. 重点戦略-5 自己実現と多様な社会的教育ニーズを支える教育・研究活動の新展開

コロナ禍を経てさらに加速する知識基盤社会^(注8)では、学生個人が置かれている環境に柔軟に対応する能力と、「個」や「他者との絆」を尊重する姿勢が求められる^(注9)。これらを土台として、学生誰もが自己実現や目標を達成し夢を実現でき、加えて、社会のニーズに応えることができる教育・研究環境を充実させる。

i アクションプラン-5.1 自他共栄の精神をもつ問題解決実践型人材の育成の展開（学士課程）

多様な価値観をもつ他者を認め互いに信頼し、助け合う精神は、知識基盤社会において、地球規模の課題の解決に挑む根源的な基盤である。「真の総合大学」に集う多様な学生や教員との学際性や国際性に富んだ議論と、このような精神の涵養を通して、課題解決の最善策の模索と

実践ができる人材を育成する教育プログラムを充実させる。

ii アクションプラン-5.2 創造力溢れる筑波大学ブランドの研究者・高度専門職業人の育成拡大
(大学院課程)

本学の特徴である学際性・国際性を深化させ、学生の主体的な興味・関心に基づいた夢の実現を、学問分野の壁を越えて強力に支援する。大学院共通科目等を充実させ、研究者・高度専門職業人としての教養や知識の更新を加速させる。

iii アクションプラン-5.3 社会人の学び直しをはじめとする生涯学習に寄り添う教育の展開

ライフステージにかかわらず、学ぶ意欲のある者が学びたいときにいつでもどこでも学ぶことができる柔軟な教育プログラムを構築する。社会人が期待する職業能力の向上に資する高度な専門知識や技術の修得機会を提供する。正規の課程のほかにも、エクステンション・プログラムをはじめとする教育プログラムを拡充することで、新たな学びへの期待に応える。

ウ. 重点戦略-6 国際的互換性をもつ教育システムの世界展開

2030年には、デジタル技術の発展により、時間や空間の制約を越えて学生や教職員が集うシームレスなデジタルキャンパスが実現している。そのもとで、国内はもとより、国際的にも、学生にとって教育・研究の拠点となる唯一無二の大学であるために、国際互換性を備えた教育システムの拡充を積極的にはかる。

i アクションプラン-6.1 国境を越えて学生が集う教育プログラムの開発

CiC (Campus-in-Campus)^(注10)とCwC (Campus-with-Campus)^(注11)をはじめとし、国内外の高等教育機関と連携し、国際的互換性を有する教育プログラムの拡充をはかる。留学生が日本語や日本の文化の理解を深め、多くの日本人学生が海外留学・武者修行に赴く教育プログラムを推進する。

ii アクションプラン-6.2 Tsukuba Education Systemの海外展開

海外キャンパスの設置をはじめ、本学の高度な学士・大学院教育プログラムの国際展開をはかる。海外キャンパスと国内キャンパスが国境を越えて有機的に連携することで、両キャンパスに集う学生がともに学び合う新しい教育システムの構築に挑む。

iii アクションプラン-6.3 高大接続の新機軸の創出

附属学校をはじめとする高等学校と大学との連携を強化し、大学教育の高等学校への解放、世界を先導する附属学校としての機能の強化をはかる。とりわけ、先進的なインクルーシブ教育、グローバル人材育成等の実践を加速し、その成果を世界展開に結びつける。

③ 研究 Vision

高い専門性と広い視野をもつ研究者が分野をこえて協働し、個人の興味関心に根ざした自由な発想のもと、情熱をもって真摯に真理を探究する。伝統的な学問分野の研究を推進するとともに独創性のある研究分野を開拓する。

研究 Visionにこめた思い

本学は、人文社会、理工、情報、生命、医学だけでなく、人間、図書館情報、体育、芸術にもわたる幅広い学問分野をもつ、他に類をみない総合研究大学である。この強みを活かし、既存の学問領域の壁を超え自由な発想のもと、イノベーションの源泉ともいえる、学問領域の掛け合わせによる融合を推進してきた。そのもとで、研究の質の向上に加え、中長期的に腰を据えて基礎研究に注力できる研究環境や、新しい研究組織が次々に生まれるような深い専門性をもつ研究者が交流できる環境の整備を充実させる必要があると考えている。研究成果の社会への実装の加速も不可欠であり、筑波研究学園都市を大規模な挑戦的社会的実験の場（チャレンジフィールド）として活用しさまざまな実験・社会実装を展開する、新たな研究学園都市モデルを構築したいと考えている。

ア. 重点戦略-7 知的好奇心をくすぐる原理探求研究の推進

宇宙から生命、文化に至る原理の探究をはじめ、自然科学から人文社会、体育、芸術に至る真理や学知を追求する。本学の研究成果が、教科書を書き換えていき、さらなる知的好奇心の源泉となるような研究を推進する。

i アクションプラン-7.1 人の根源や人と人の関係性の理解に迫る研究の推進

感性、知能、認知、あるいは睡眠、加齢、孤独といった人や文化の基盤となる研究、その背景にある自然の成り立ちや自然と人の関係にかかわる研究を、既存の学問分野の枠を越えて推進する。

ii アクションプラン-7.2 未来を創るテクノロジーの基盤研究の加速化

移動といった物理的な制約から解放されるデジタル社会の根源的な課題である、現実と仮想の境界を対象とした脳科学にかかわる研究や、デジタル社会における未来の教育等の先端研究に世界に先駆けて取り組む。

iii アクションプラン-7.3 中長期的な視野に立った研究を支援する研究環境の推進

短期的な結果を追い求めるばかりでなく、質の高い、腰を据えた中長期にわたる基礎研究が実現できる研究環境の構築を推進し、国際的にも存在感のある研究拠点の形成を促す。

イ. 重点戦略-8 学際的研究の推進による学術分野の創生

本学の特徴である、学問分野を越えた研究者の集団による学際的研究を基盤に、新たな学術分野の創生を目指す。

i アクションプラン-8.1 知の交差点の形成と拡充

さまざまな研究分野の研究者が集い、真の意味での交流がはかれる場「知の交差点」^(注12)をあらたに設置し、イノベーションの創出を加速させる。

ii アクションプラン-8.2 新しい学術分野の創出を促す研究環境の構築

学問分野の垣根を越えた共創が不可欠なスマートシティ研究、デジタル変革研究や宇宙開発研究、体育、情報、工学の掛け合わせによる障碍を超えた新しいスポーツの創出研究等、複数の学問分野の掛け合わせを通して新たな学際分野を創出する。

iii アクションプラン-8.3 新たな研究学園都市モデルの構築

筑波研究学園都市との融合を深化させ、SDGs、ESGやカーボンニュートラル等の世界規模課題の解決を加速させる。TSUKUBAそのものをチャレンジフィールドとして活用する、新たな研究学園都市モデルの構築を目指す。

ウ. 重点戦略-9 若い才能を開花させる知の創造環境基盤の整備・充実

意欲と熱意のある若手の研究者が自由に研究でき、成長を自ら実感できる研究環境の整備と充実をはかる。

i アクションプラン-9.1 若手研究者を取り込む研究フィールドの整備・拡充

ダイバーシティに富んだ意欲と熱意のある若手の研究者が集い、自由に研究できる環境の整備等、若い才能が開花する研究環境の整備を推進する。

ii アクションプラン-9.2 海外武者修行等の若手研究者育成プログラムの拡充

本学独自の海外研究教育ユニット招致や国際テニユアトラック制度等を充実させ、国際的に評価の高い研究機関での他流試合や海外武者修行の支援、研究資金獲得の支援等、若手研究者育成プログラムの拡充と挑戦心の底上げを通して研究の質の向上をはかる。

④ 社会との共創Vision

未来社会を創造する知的原動力としての機能を強化する。TSUKUBAの地から世界と連携し、潜在する地球規模の課題の同定に粘り強く挑む。

そして、課題解決につながる研究成果の社会実装を推進し、未来社会の共創に貢献する。

社会との共創Visionにこめた思い

本学は、産学共同研究の促進や大学発ベンチャーの創出、エクステンション・プログラム等の教育プログラムを通して、本学の価値を社会と共有してきた。これらの活動に対する社会からの積極的なフィードバックと、未来社会の共創を加速させ、社会の一員としての役割を高めることが必要であると考えている。とりわけ、SDGs、ESGやカーボンニュートラルの達成に向けた社会との協力関係の強化が重要であると考えている。これらの観点から、一方向であった社会貢献という大学の従来からのミッションを、社会との共創という双方向のものへと昇華させ、再定義した。

ア. 重点戦略-10 戦略的産学官金連携による未来社会共創への挑戦

産業界、金融、行政を含むさまざまなセクターとの共創を通じて、社会価値の創造と地球規模課題の解決を加速させ、科学技術立国のフロントランナーとしての機能を強化する。

i アクションプラン-10.1 社会との共創プラットフォームの確立

本学が中核となって、SDGs、ESGやカーボンニュートラルの推進のみならず、スマートシティ構築をはじめとする未来社会を共創するプラットフォームを確立する。そのチャレンジフィールドとして、TSUKUBAを活用する。

ii アクションプラン-10.2 組織対組織による大型共同研究を核とした連携の強化

研究目的達成へのコミットメントを高める。学内の学術的成果を結集して、組織対組織の大型の共同研究を推進する。また、共同研究を通して、産学共著論文の公表や特許の創出の増加をはかる。

iii アクションプラン-10.3 ニーズドリブン型研究の推進

企業等が抱えるニーズや課題を解決する研究に積極的に取り組み、その成果の社会実装を推進する。本学の研究者等を活用した産学官連携の研究活動の拠点として設置するB2A (Business to Academia) 研究所を核として社会との連携を強化する。

イ. 重点戦略-11 筑波大学ベンチャーエコシステムの強化

喫緊の社会課題の解決や社会価値の迅速な創出に貢献すべく、本学で生まれた斬新な研究成果の社会実装を促進して、研究活動の持続的好循環をもたらす仕組みを確立し、社会との研究成果の共有を加速させる。

i アクションプラン-11.1 次世代アントレプレナーシップ教育の拡充

起業に向けた実践的な教育プログラムの充実をはかり、潜在的な次世代アントレプレナーの教育に貢献する。筑波研究学園都市の研究者や、社会課題の解決に意欲のある研究者への教育プログラムの開放を加速し、本学の教育の価値の社会との共有をはかる。

ii アクションプラン-11.2 本学発ベンチャー（スタートアップ）創出の加速

知的財産の権利化と保護・活用の支援やギャップファンド等による支援を促進し、研究成果の出口戦略として、大学発ベンチャーの創出をさらに加速して社会実装を強化する。

iii アクションプラン-11.3 ベンチャーエコシステムの活性化

次世代の本学発ベンチャーの創出を人的かつ財政的に支援できるエコシステムの高度化をはかる。

ウ. 重点戦略-12 研究成果の社会への実装による未来社会共創の加速

研究成果の社会への実装の加速は、本学のミッションに応えるものである。本学は、未来社会の価値創造ばかりでなく、地球規模課題の解決に貢献する。

i アクションプラン-12.1 SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の加速と社会共創型研究の推進

社会の価値創造に繋がる社会共創型研究を推進する。このことによって、SDGsやESG、カーボンニュートラルへのコミットメントを高め、地球規模課題の解決に貢献する。

ii アクションプラン-12.2 高度医療技術の開発を通じた最先端医療の社会還元促進

最先端の医学研究の成果を、筑波大学附属病院を通して、人や社会に迅速に還元し、特定機能病院として地域における医療の高度化をはかる。

iii アクションプラン-12.3 子会社を通じた社会貢献の推進

本学と社会の接点として、機動的・流動的な企業活動が可能な子会社を設立し、卓越した研

研究成果の社会実装や社会共創を加速させる。

- (注1) 誠実さや真摯さといった概念を含む健全性
- (注2) 政府、企業、個人・コミュニティといったさまざまなステークホルダーが、自らの置かれた社会的状況を継続的に分析し、目指すゴールを設定した上で、それを実現するためのシステムや法規制、市場、インフラといったさまざまなガバナンスシステムをデザインし、その結果を対話に基づき継続的に評価し改善していく」ガバナンスのモデル（「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2」、経済産業省、2021（令和3）年）
- (注3) 組織が社会に対して主体的に深い対話や共創等を通じた強い関与を持つことで、多面的にそれぞれのステークホルダーに対して責任を果たし、相互理解を得、互恵的に協働していくこと（国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ」より）
- (注4) Diversity（多様性）、Equity（公平性）、Inclusion（包摂性）
- (注5) 移動といった物理的な制約から解放され、より将来の予測が困難な時代。VUCA は volatility（変動性）、uncertainty（不確実性）、complexity（複雑性）、ambiguity（曖昧性）の頭文字
- (注6) 社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力のこと。知的能力的要素、社会・対人関係力的要素、自己制御的要素から構成される（内閣府「人間力戦略研究会報告書」、2003（平成15）年4月より）
- (注7) 学生の主体的活動を支援する本学独自のプロジェクト(<https://www.t-act.tsukuba.ac.jp>)
- (注8) knowledge-based society：新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会
- (注9) OECDのキーコンピテンシー
- (注10) 協定を締結した海外のパートナー大学との間でキャンパス機能を共有し、国境や機関の壁を越えた教育研究交流を実現する取組
- (注11) キャンパス機能を相互に共有し、両者の教育研究資源を積極的に活用した教育を展開することで、学生・教職員のモビリティを高め、教育研究力を互恵的に向上させる取組を展開し、両大学におけるトランスボーダー化を推進することを目的とする国内大学間連携協定
- (注12) 多様なステークホルダーが集うことのできる施設

(2) 課題と対処方針等

① 第3期中期目標期間における経営力強化方策

本学は、「国立大学経営力戦略」（平成27年6月：文部科学省）等を踏まえ、大学の自主財源を多様化し財務基盤の強化を図るため、「外部資金獲得戦略」、「収益的事業の展開」及び「人事戦略」の3つの柱からなる収支構造改革を目的とした「第3期中期目標期間における経営力強化方策（平成29年3月23日役員会決定）」を策定し、実現に向け取り組んでいる。

令和3年度においては、それぞれ具体的に以下のような取り組みを行い、これにより、令和3年度の自己収入・外部資金比率は49.7%となり、平成28年度と比べ9.1%上昇し、運営費交付金のみならず財源の多様化を推進した。

ア. 外部資金獲得戦略

令和3年度は、外部資金獲得支援を継続して推進したことにより、科学研究費補助金について学術変革領域研究（A）は前年度の1件を大きく上回る11件、学術変革領域研究（B）については、令和2年度は

獲得できなかったが、4件を獲得した。

大型競争的資金については、CREST (1件)、さきがけ (3件)、未来社会創造事業 (2件)、AMED-CREST (1件) 等を獲得した。

また、共同研究支援又は本学発ベンチャーの育成・支援を目的とした「事業化促進プロジェクト」では、主にILC棟、共同研究棟の研究スペースを貸与するとともに、初年度のみ経費支援を行っており、令和3年度は9件を採択した。

これらの取組を推進したことにより、令和3年度外部資金総額は、令和2年度実績 (13,678百万円) と比較して、602百万円 (4.4%) 増の14,280百万円を獲得した。

イ. 収益的事業の展開

令和3年度は、これまでの取組に加え、エクステンション・プログラムにオンライン講座を拡充する等の工夫 (講座開設数の増や見逃し配信の開始) を行い、45百万円を獲得した。

基金事業については、学内バス停のベンチの更新にあわせて、寄附を募集し寄附者名等をベンチに掲載する取組を開始し、寄附額12百万円 (2名及び6社) を獲得した。

さらなる自己財源確保のための取組として、民間企業と業務委託契約を締結し、公式オリジナルグッズの開発・販売に向けて協議を進めた。

また、土地等の有効活用を図るため、多様な手法による施設整備を推進できるよう、施設・土地委員会等による検討体制を構築した。

これらの取組を推進したことにより、令和2年度実績 (2,714百万円) と比較し、66百万円 (2.4%) 増の2,780百万円を獲得した。

ウ. 人事戦略の取組状況

「戦略的分野拡充ポイント」及び「全学戦略ポイント」の活用に加え、令和2年度から若手教員の採用促進や研究力強化を図るため、人件費の単純な増加を伴わずに、配分期間を最長2年間に限定した「循環型戦略管理ポイント」を新たに整備し、これらにより53枠相当の配分を決定した。

また、事務系職員の戦略的配置を行うため、令和2年度から最長3年間に限定して任期付職員を配置する「循環型戦略職員支援制度」を新たに整備し、4枠の配置を決定した。

このほか、教員ポイントの見直しや事務系職員の採用抑制等により、令和2年度は承継教職員人件費を令和元年度と比較し、△319百万円抑制した。

令和3年度は、同様に戦略的な人員配置等を継続的かつ着実に推進した結果、「循環型戦略管理ポイント」を中心に15枠相当、「循環型戦略職員支援制度」については6枠の配置を決定した。これらの取組を推進することにより、令和3年度は承継教職員人件費を令和2年度と比較し、△655百万円抑制した。(平成28年度からの承継教職員人件費抑制累計額は△3,000百万円)

② 余裕金の運用

平成30年10月に文部科学大臣から業務上の余裕金運用における第2関係の認定を受け、新たな商品 (外貨建て預金及び無担保社債) の運用を開始した。

令和3年度は、令和2年度に引き続き外貨建て預金7億円を軸に運用を行った。年間を通じて円安傾向だったものの、為替リスクを極力回避するため、1ヶ月程度の短期運用をきめ細かく繰り返し行った結果、預金利率が向上し、令和2年度と比較し、運用益が13百万円増加した。

③ 会計業務の一元集中化による合理化の実現

これまでに実施した契約業務等の一元集中化による業務の効率化及び経費削減効果の検証を踏まえ、旅費・謝金業務について従来の一係体制から二係体制に分業化し、業務分担の整理及び最適な組織体制の整備を行ったことにより、業務のさらなる効率化を図った。

一元集中化については、当初計画していた対象部局（10支援室等）に加え、各センターの契約業務等についても第3期中期目標期間中の一元集中化を目指すこととしていたが、対応を早め令和2年度にアイソトープ環境動態研究センター、計算科学研究センター、研究基盤総合センター及び生存ダイナミクス研究センターの一元集中化を実現し、令和3年度には、新たに国際統合睡眠医科学研究機構の業務においても一元集中化を行い、会計業務の完全一元集中化を実現した。

④ 新型コロナウイルス感染症への対応

ア. 教育関係

i 公開講座に係る新型コロナウイルス感染症対応

対面で開催する講座については、感染防止対策（体温測定、マスク着用、用具の使いまわし禁止等）を徹底した。また、オンライン・対面のハイブリッド開講、オンライン、オンデマンド形式等、講座内容に合った形式で開講した。

ii 私費外国人研究生受入れにかかる特別措置

入国停止措置により4月、10月、12月の各所定入学開始月に渡日することができない私費外国人研究生に対し、渡日前入学及び入学時期変更に係る特別措置を実施した。これにより、入学手続き機会逸失による辞退者発生の防止や、渡日できない期間の授業料負担軽減を図り、コロナ禍における渡日制限が研究生の学修継続に極力影響を与えないよう努めた。

iii オンライン海外英語研修

例年夏期及び春期に実施している渡航を伴う英語研修をオンラインにより実施した。具体的には、時差の少ないオーストラリアにあるモナシュ大学での3日程によるプログラムや、カナダ有数の研究総合大学であるブリティッシュ・コロンビア大学による英語プログラムを用意し実施した。

iv 新入生歓迎祭のオンライン開催、学生団体紹介WEBサイト「新歓Web」の整備

コロナ禍における新入生歓迎祭として、新歓祭本祭はYouTubeを活用した各団体紹介の配信を行い、新歓月間では、全代会（全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議）作成の「新歓Web」により、各団体のwebページへのアクセスを一元化し、新入生に向けたサークル・部活動紹介を行った。

v 新入生向け食料支援（新生活応援）

関係企業・地域の方からの寄付により、経済的に困窮している新入生（約600人）を対象に食料支援（米・カップラーメン等の提供）を行った。

vi つくば機能植物イノベーション研究センター（T-PIRC）による学生への食料支援

つくば機能植物イノベーション研究センターにおいて新米5t、サツマイモ500kgが収穫され、一般の方からも新米の提供があったため、希望する学生（約900人）へ食料支援を行った。

vii 災害用備蓄食料の提供による学生への食料支援（SDGs（持続可能な開発目標）への貢献と防災

意識の向上)

SMC (株) 筑波技術センター様から更新時期を迎える災害用備蓄食料(食料品はレトルト食品を中心に缶詰類、飲料水等)を提供いただいたことから、実家からの仕送り、アルバイトの激減等により困窮する学生への支援を目的に、希望する学生(約1,200人)へ食料支援を行った。なお、今回、提供された災害用備蓄食料の活用には、食品ロスの削減、食を通じた循環型社会の構築や、2015(平成27)年に国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献するとともに、学生の防災意識の向上にもつながるものである。

イ. 研究関係

i 「TSUKUBA 新型コロナ社会学」の開講

総合大学である本学の特徴を生かし、人間系・人文社会系・システム情報系・芸術系・医学医療系・ビジネスサイエンス系の研究者によるオムニバス形式の授業を実施した。多様な分野の新型コロナウイルスの影響に関する最先端の研究成果を学生と共有する、世界的にも独自性の高い試みである。

ii 筑波大学-国立台湾大学共同国際シンポジウム「新型コロナ危機における社会の影響と対応」の開催

新型コロナウイルス危機に関連した研究連携をさらに広げることを目指し、CiCパートナーである国立台湾大学と本学の共同で、新型コロナウイルスの社会的側面をテーマにシンポジウムを実施した。

iii 「新型コロナを防いで研究を続けるヒント集」での情報提供

新型コロナウイルスを防いで研究を続けるヒント集をまとめており、情報を随時更新した。

iv 新型コロナウイルス緊急対策のための大学「知」活用プログラムの採択者に対する研究支援

上記プログラムに採択された研究者の外部研究資金獲得を本部・部局URAが連携して行い、さきがけ2件(1件は特定題査)、RISTEX2件の採択に繋がった。一方、採択者とグルノーブル大学の若手研究者の共同研究開始をURAがアレンジし、両者共同で国際グラントへの応募に繋がった。

ウ. 施設関係

i 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた施設整備(換気・空調設備の更新及び情報通信ネットワーク整備)

感染症対策を踏まえて至急対応が必要な施設整備として、大人数が利用する講義室等を中心に、換気対策としての換気・空調設備の更新及び情報通信ネットワーク整備を目的とした電気設備整備を行った。

ii 感染症に対応可能な多用途型トリアージスペースの整備

主に卒前一卒業後一生涯教育におけるスキルラボ等の研修スペース等として利用するため、鉄骨造2階建の建物の整備を行った。この建物は、感染症流行時や災害発生時には患者のトリアージスペース(発熱含む)や診療スペース等として活用する。

iii キャンパス無線LANアクセスポイントの整備

オンライン講義等における利便性を向上させるため、筑波キャンパス内の講義室等へ無線 LAN アクセスポイント218台を設置した。

エ. 附属図書館関係

i 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した附属図書館の開館

消毒液及びパーテーション等の設置、閲覧席の間引き、グループ学習スペース等の利用制限、学外者の入館制限等の感染症対策をとって開館した。

ii 資料郵送サービスにおける支払い方法の拡充

複写サービスの料金支払いについて、現金書留に加えてクレジットカード決済を開始した。

iii 学外からリモートアクセス可能な電子コンテンツの充実

電子ブックの充実のため、電子ブック試読サービスを実施した。

iv 学外者の来館利用の緩和

令和3年12月より、元教職員・卒業生に限り学外者貸出利用証による来館利用を再開した。その他の学外者については、本学図書館以外での利用が難しい資料の閲覧を希望する場合、事前照会を受け対応している。

オ. 附属病院関係

茨城県及び茨城県医師会の要請に基づき、令和3年6月以降、県が設置する大規模ワクチン接種会場、市町村が設置する集団ワクチン接種会場及び本学が設置する職域接種会場（14箇所）に医師（延べ1,022人）、看護師（延べ90人）を派遣し、接種体制の構築及び接種促進に貢献した。3月以降についても、小児を対象とした集団接種会場等へ引き続き医師の派遣を予定している。

カ. その他

i Microsoft Teamsライブイベント方式での全学FD研修会開催

全教員を対象とする全学FD研修会をMicrosoft Teamsライブイベント方式で開催した。開催後、Microsoft Streamにて一定期間配信した。

ii 新型コロナワクチン職域接種（大学拠点接種）

地域自治体の負担を軽減し、国民全体のワクチン接種の加速化に貢献するため、ワクチン職域接種（大学拠点接種）を実施した。

1回目接種（令和3年8月30日～令和3年9月22日）7,976人（延人数）

2回目接種（令和3年9月27日～令和3年11月5日）7,896人（延人数）

※学生・教職員（非常勤職員含む）、その他（委託業者、高エネルギー加速器研究機構職員、筑波技術大学学生）

iii 発熱外来の設置

保健管理センターに発熱外来（電話診療）を設置し、PCR検査を容易に受検できるよう対応した。また、保健管理センターホームページに新型コロナウイルスに関する最新情報、感染予防について掲載した。

iv 来日時期変更者（留学生・訪問者）にかかる輸出管理手続きの簡素化

新型コロナウイルスにより来日時期が変更になった留学生・訪問者にかかる輸出管理手続きについて、本来であれば輸出管理TEXC0システムでの再申請が必要であるところを、簡便な手続きによるものを可とし、申請者の負担軽減を図った。

v 「リモートデスクトップによる接続」の導入開始

在宅勤務時等における学外から学内の各システムに接続するためのツールの一つとして「リモートデスクトップによる接続」について令和3年12月より周知を行い、各組織の必要性に応じて導入を開始した。数あるリモートデスクトップによる接続のうち、NTT東日本-IPA「シン・テレワークシステム」の利用方法について周知を行った。同システムは、必要に応じて各事務組織で利用が開始されたが、在宅で勤務しながら学内勤務時に近い業務遂行が可能となり、在宅勤務中の生産性の向上につながった。

2 事業等のリスク

ここでは、本学の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載している。

なお、以下のリスクには、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は令和4年10月7日現在において本学が判断したものである。

(1) 国の政策に伴うリスク

本学は、国が全額出資する国立大学法人であり、国の政策の変化が本学の業務、財務状況に悪影響を与える可能性がある。令和4年10月7日現在における本学に関する行政改革の動向は以下のとおりである。

① 国立大学法人法の沿革

第156回国会にて国立大学法人法が可決、平成15年7月16日に公布され、平成15年10月1日に施行された。

その後、主な改正として、平成27年4月1日には、学長選考に係る規定の整備等に伴う改正が施行され、平成29年4月1日には、指定国立大学法人制度を創設する改正が施行された。

② 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議

より高い教育・研究に向けた自由かつ公正な競争を担保するため、国立大学と国との自律的契約関係を再定義し、真の自律的経営に向け、国立大学法人法等関連法令の改正や新規創設を含めて検討を行うことを目的として、文部科学省において、令和2年2月から12月にかけて「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」が開催された。

本会議の議論を受け、令和2年6月24日に国立大学法人法施行令が改正され、債券発行の要件が緩和され、コーポレートファイナンス型の大学債発行が可能となった。

さらに、国立大学法人法の一部を改正する法律が令和3年5月21日に公布され、年度計画及び年度評価の廃止、学長選考会議（改正後は、学長選考・監察会議）の権限の追加、出資できる範囲の拡大等の改正が令和4年4月1日に施行された。

③ 大学ファンド・国際卓越研究大学に関する検討

現在、政府において、10兆円規模の大学ファンドによる国際卓越研究大学制度の検討が行われている。本学としての対応は未定であるが、将来、本学がこの枠組みに参画することとなった場合、本学の財務構造等に影響を与える可能性がある。

(2) 国立大学法人評価に伴うリスク

本学は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績及び中期目標期間の業務実績について、評価委員会による評価を受けることが義務付けられており、文部科学大臣は、中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績の評価を行ったときには、業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとされている。また、本学は指定国立大学法人の指定を受けているが、文部科学大臣は、指定国立大学法人についても、指定の事由がなくなると認めるときは、指定を取り消すものとされている。

このように、文部科学大臣や評価委員会による評価結果等に基づき、本学の業務や組織の在り方を見直す可能性がある。

(3) システムリスク

本学にとってコンピュータシステムは、研究の質向上やキャンパスのスマート化の促進において欠くことのできない存在となっている。システム障害発生時の詳細な対応方法やサイバー攻撃等のコンピュータ犯罪・事故を未然に防止するためのルールを規程化するなどの諸施策を講じている。しかしながら、予期せぬコンピュータシステムのダウンや誤作動等、「情報システム」の不備やコンピュータシステムが不正に使用されることによって損失を被るリスクが発生する可能性がある。

(4) 情報リスク

本学では、保有する膨大な情報を適切に管理するため、保護すべき情報を重要度に応じて分類し、重要度が高い情報に対してはその重要度に応じた管理方法を定めるなど、情報保護の徹底に努め、安全管理対策を積極的に実施している。しかしながら、「情報」の喪失・改ざん・不正使用・外部への漏洩等により損失を被るリスクが発生する可能性がある。

(5) レピュテーションリスク

本学は、わが国の教育と学術研究の未来を担う機関として、教育及び研究並びに社会共創について高く評価されており、優れた研究者や学生を惹きつけている。本学においては、コンプライアンス体制を整備し、リスクの低減に努めているが、研究の高潔性、誠実性や、入学の認可、教育の基準が問われる場合、本学のレピュテーションを損なう可能性がある。

3 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 財務諸表に記載された事項の概要(令和3年度)

①主要な財務データの分析(内訳・増減理由)

ア. 財務書類の分析

i 貸借対照表関係

(資産合計)

令和3年度末現在の資産合計は前年度比631百万円(0.2%) (以下、特に断らない限り前年度比) 増の384,084百万円となっている。

主な増加要因としては、けやきアネックス棟、人間系学系A棟、工学系学系E棟、防災・感染症管理棟、アイソトープ棟、武道館改修等により建物が2,672百万円(1.6%)増の170,769百万円となったこと、前述の改修工事等に係る施設整備費等の受け入れや職員宿舍敷地(土地)の売却等に伴い現金及び預金が3,258百万円(16.5%)増の23,041百万円となったこと、附属病院病棟B改修に伴い建設仮勘定が2,152百万円(233.6%)増の3,074百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、職員宿舍敷地(土地)の売却に伴い土地が1,410百万円(0.6%)減の243,053百万円となったこと、減価償却の進行により建物、構築物、工具器具備品の減価償却累計額等が△8,970百万円(5.9%)増の△160,712百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和3年度末現在の負債合計は986百万円(1.3%)減の76,133百万円となっている。

主な増加要因としては、附属病院病棟B改修により長期借入金が2,629百万円(86.1%)増の5,681百万円になったこと、寄附講座等の繰越額の増に伴い寄附金債務が648百万円(11.8%)増の6,129百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、附属病院等における長期PFI債務が1,743百万円(9.8%)減の15,988百万円となったこと、リース債務の支払いにより長期リース債務が898百万円(42.3%)減の1,224百万円となったこと、中期目標期間最終年度に伴う精算により運営費交付金債務が1,243百万円(100.0%)減の0円となったことが挙げられる。

(純資産合計)

令和3年度末現在の純資産合計は1,617百万円(0.5%)増の307,951百万円となっている。

主な増減要因としては、施設費による固定資産の取得等により資本剰余金が1,737百万円(1.2%)増の148,722百万円となったこと、土地の売却により政府出資金が705百万円(0.3%)減の229,628百万円となったことが挙げられる。

ii 損益計算書関係

(経常費用)

令和3年度の経常費用は3,350百万円(3.4%)増の102,335百万円となっている。

主な増加要因としては、ムーンショット型研究開発事業等の受入に伴い受託研究が2,590百万円(86.8%)増の5,572百万円となったこと、新型コロナウイルス感染症対応に伴う感染対策経費、心疾患系及び悪性腫瘍手術件数の増、化学療法等高額医薬品使用患者の増に伴う医薬品等の購入等により診療経費が1,418百万円(6.1%)増の24,670百万円となったこと、人間系学系A棟及び工学系学系E棟の改修に伴う修繕費の増により研究経費が309百万円(4.6%)増の7,019百万円となったことが挙げられる。

(経常収益)

令和3年度の経常収益は5,416百万円(5.4%)増の106,076百万円となっている。

主な増加要因としては、ムーンショット型研究開発事業等の受入に伴い受託研究収益が2,994百万円(80.6%)増の6,709百万円となったこと、心疾患系及び悪性腫瘍手術件数の増、化学療法等高額医薬品使用患者の増等により附属病院収益が1,796百万円(5.2%)増の36,690百万円となったこと、次世代研究者挑戦的研究プログラム等の受入により補助金等収益が740百万円(14.5%)増の5,842百万円となったことが挙げられる。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損を133百万円、臨時利益として固定資産除却による資産見返負債戻入を119百万円、中期目標期間最終年度に伴う精算により臨時運営費交付金収益を642百万円、目的積立金を使用したことによる積立金取崩額を106百万円計上した結果、当期総利益は2,744百万円(158.5%)増の4,476百万円となっている。

iii キャッシュ・フロー計算書関係

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、1,231百万円(11.5%)増の11,900百万円となっている。

主な増加要因としては、受託研究収入が2,375百万円(52.5%)増の6,896百万円となったこと、附属病院収入が1,935百万円(5.6%)増の36,667百万円となったこと、補助金等収入が1,402百万円(27.7%)増の6,463百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、教育研究業務支出が1,906百万円(13.2%)増の△16,388百万円となったこと、運営費交付金収入が1,525百万円(4.0%)減の36,205百万円となったこと、診療業務支出が1,398百万円(6.9%)増の△21,764百万円となったことが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、4,028百万円増の311百万円(前年度△3,717百万円)となっている。

主な増加要因としては、定期預金の預入による支出が6,100百万円(16.5%)減の△30,800百万円となったこと、定期預金の払戻による収入が2,800百万円(7.8%)増の38,500百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、施設費による収入が3,256百万円(58.0%)減の2,360百万円となったこと、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出が1,331百万円(16.2%)増の△9,548百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和3年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、2,718百万円(68.4%)増の△1,256百万円となっている。

主な増加要因としては、長期借入れによる収入が1,527百万円(126.1%)増の2,738百万円となったこと、長期借入金の返済による支出が1,213百万円(91.8%)減の△109百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、その他の財務支出が155百万円(8.6%)増の△1,965百万円となったことが挙げられる。

iv 国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

(国立大学法人等業務実施コスト)

令和3年度の国立大学法人等業務実施コストは、1,878百万円(4.0%)減の45,081百万円となっている。

主な増加要因としては、業務費が3,455百万円(3.6%)増の99,228百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、受託研究収益が2,994百万円(80.6%)増の△6,709百万円となったこと、附属病院収益が1,796百万円(5.2%)増の△36,690百万円となったことが挙げられる。

(表) 業務損益の経年表

(単位：百万円)

区 分	第13期 事業年度 (平成 28年度)	第14期 事業年度 (平成 29年度)	第15期 事業年度 (平成 30年度)	第16期 事業年度 (令和 元年度)	第17期 事業年度 (令和 2年度)	第18期 事業年度 (令和 3年度)
資産合計	392,714	386,089	385,865	380,146	383,453	384,084
負債合計	91,849	84,750	82,695	76,221	77,119	76,133
純資産合計	300,865	301,339	303,170	303,925	306,334	307,951
経常費用	93,742	94,143	96,297	98,221	98,984	102,335
経常収益	94,404	95,156	96,995	98,704	100,660	106,076
当期総利益 (△損失)	863	1,072	953	575	1,731	4,476
業務活動による キャッシュ・フロー	13,125	11,229	11,942	9,836	10,669	11,900
投資活動による キャッシュ・フロー	△6,264	△5,396	△2,734	△281	△3,717	311
財務活動による キャッシュ・フロー	△7,750	△8,347	△7,439	△8,102	△3,974	△1,256
資金期末残高	7,398	4,883	6,652	8,105	11,083	22,041
国立大学法人等 業務実施コスト	47,277	42,678	43,997	45,193	46,958	45,081
(内訳)						
業務費用	41,158	39,796	39,834	39,695	41,859	40,777
うち損益計 算書上の 費用	93,798	94,213	96,344	98,327	99,105	102,468
うち自己収 入等	△52,639	△54,417	△56,510	△58,632	△57,246	△61,691
損益外減価償 却相当額	4,904	4,908	4,659	4,373	4,388	4,438
損益外減損損 失相当額	1,563	66	60	1,553	1,200	211
損益外利息費 用相当額	2	2	1	1	△3	2
損益外除売却 差額相当額	7	△326	3	2	△191	△349
引当外賞与増 加見積額	△4	25	6	△119	144	△143
引当外退職給 付増加見積額	△560	△1,937	△578	△328	△796	△474
機会費用	208	144	11	16	356	619

(注)表中の金額については、各区分の百万円未満を四捨五入して記載している。

(単位：百万円)

区 分	第13期 事業年度 (平成 28年度)	第14期 事業年度 (平成 29年度)	第15期 事業年度 (平成 30年度)	第16期 事業年度 (令和 元年度)	第17期 事業年度 (令和 2年度)	第18期 事業年度 (令和 3年度)
資産合計	392,714	386,089	385,865	380,146	383,453	384,084
負債合計	91,849	84,750	82,695	76,221	77,119	76,133
純資産合計	300,865	301,339	303,170	303,925	306,334	307,951
経常費用	93,742	94,143	96,297	98,221	98,984	102,335
経常収益	94,404	95,156	96,995	98,704	100,660	106,076
当期総利益 (△損失)	863	1,072	953	575	1,731	4,476
業務活動による キャッシュ・フロー	13,125	11,229	11,942	9,836	10,669	11,900
投資活動による キャッシュ・フロー	△6,264	△5,396	△2,734	△281	△3,717	311
財務活動による キャッシュ・フロー	△7,750	△8,347	△7,439	△8,102	△3,974	△1,256
資金期末残高	7,398	4,883	6,652	8,105	11,083	22,041
国立大学法人等 業務実施コスト (内訳)						
業務費用	41,158	39,796	39,834	39,695	41,859	40,777
うち損益計 算書上の 費用	93,798	94,213	96,344	98,327	99,105	102,468
うち自己収 入等	△52,639	△54,417	△56,510	△58,632	△57,246	△61,691
損益外減価償 却相当額	4,904	4,908	4,659	4,373	4,388	4,438
損益外減損損 失相当額	1,563	66	60	1,553	1,200	211
損益外利息費 用相当額	2	2	1	1	△3	2
損益外除売却 差額相当額	7	△326	3	2	△191	△349
引当外賞与増 加見積額	△4	25	6	△119	144	△143
引当外退職給 付増加見積額	△560	△1,937	△578	△328	△796	△474
機会費用	208	144	11	16	356	619

(注)表中の金額については、各区分の百万円未満を四捨五入して記載している。

イ. セグメントの経年比較・分析（内容・増減理由）

i 業務損益

(附属病院セグメント)

1,304百万円(86.4%)増の2,813百万円となっている。これは、新型コロナウイルス感染症対応に伴う診療制限や陽性患者受け入れのための病床確保、また院内感染防止策等を講じたことに伴い、診療報酬上の加算措置や新型コロナウイルス感染症に関連する補助金の措置・増額があり、陽性患者受け入れ等、本院が果たすべき地域医療への貢献に対する取り組みに一定の財政支援を得たこと及びコロナ禍においても県内唯一の特定機能病院として陽子線治療や悪性腫瘍等の高度先進医療を両立したことから業務収益は3,892百万円(9.2%)増の46,145百万円となったことが主な要因である。

(附属学校セグメント)

54百万円減の△48百万円(前年度6百万円)となっている。これは、目的積立金の教育研究環境等整備積立事業に伴い業務費用に47百万円計上したことが主な要因であるが、目的積立金取崩額に同額47百万円計上となる。

(計算科学研究センターセグメント)

47百万円(59.8%)減の31百万円となっている。これは、センター利用負担金の減に伴い雑益が39百万円(40.8%)減の57百万円となっていることが主な要因である。

(つくば機能植物イノベーションセンターセグメント)

13百万円(3,211.5%)増の13百万円となっている。これは、研究経費における運営費交付金収益が7百万円(2.1%)増の361百万円となっていることが主な要因である。

(アイソトープ環境動態研究センターセグメント)

前年度とほぼ同額の4百万円となっている。

(大学セグメント)

866百万円(1,842.0%)増の913百万円となっている。これは経営力強化方策(人事戦略)等により人件費が930百万円(3.3%)減の27,503百万円になったことが挙げられる。

(法人共通)

15百万円となっている。これは、各セグメントに配賦していない業務収益を法人共通に計上しているためであり、主な業務収益は、受取利息11百万円、有価証券利息0百万円、為替差益4百万円である。

ii 帰属資産

(附属病院セグメント)

1,437百万円(3.8%)増の39,703百万円となっている。

主な増加要因としては、附属病院病棟B改修に伴う建設仮勘定の計上により、その他の固定資産が2,112百万円(37.4%)増の7,767百万円となったことが挙げられる。

(附属学校セグメント)

111百万円(0.1%)減の75,187百万円となっている。

主な減少要因としては、建物の減価償却による償却累計額が増加したことにより、建物が155百万円（2.8%）減の5,490百万円となったことが挙げられる。

（計算科学研究センターセグメント）

482百万円（27.8%）減の1,250百万円となっている。

主な減少要因としては、最先端多重複合型計算機システム（リース資産）等に係る減価償却による償却累計額が増加したことにより、その他の固定資産が445百万円（44.5%）減の556百万円となったことが挙げられる。

（つくば機能植物イノベーションセンターセグメント）

19百万円（2.4%）減の757百万円となっている。

主な減少要因としては、建物の減価償却による償却累計額が増加したことにより、建物が20百万円（5.2%）減の362百万円となったことが挙げられる。

（アイソトープ環境動態研究センターセグメント）

103百万円（4.5%）増の2,391百万円となっている。

主な増加要因としては、アイソトープ棟改修工事が竣工したことにより建物が93百万円（131.6%）増の163百万円となったことが挙げられる。

（大学セグメント）

4,252百万円（1.8%）減の237,447百万円となっている。主な減少要因としては、職員宿舍等敷地（土地）の売却等により土地が700百万円（0.4%）減の163,807百万円となったこと、建物の減価償却による償却累計額が増加したことにより、建物が2,574百万円（4.7%）減の52,112百万円となっていることが挙げられる。

（法人共通）

3,955百万円（16.9%）増の27,350百万円となっている。これは、各セグメントに配賦していない資産を法人共通に計上しているためであり、資産は、投資有価証券2,700百万円、現金及び預金23,041百万円、有価証券1,600百万円、未収収益9百万円となっていることが挙げられる。

（表） 帰属資産の経年表

（単位：百万円）

区 分	第13期事業 年度 （平成28年 度）	第14期事業 年度 （平成29年 度）	第15期事業 年度 （平成30年 度）	第16期事業 年度 （令和元年 度）	第17期事業 年度 （令和2年 度）	第18期事業 年度 （令和3年 度）
附属病院	929	1,073	766	179	1,509	2,813
附属学校	△687	△1,022	△14	1	6	△48
計算科学研究 センター	△432	△617	△596	△499	78	31
つくば機能植物 イノベーションセンター	△35	99	△14	△2	0	13

アイト-プ 環境動態 研究センター	-	-	-	△7	4	4
大学	853	1,443	494	769	47	913
法人共通	34	36	62	41	31	15
合計	662	1,013	698	483	1,675	3,741

(注)表中の金額については、各区分の百万円未満を四捨五入して記載している。

ウ. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期は、第三期中期目標期の最終年度であるため、目的積立金の申請は行わず、当期総利益及び前中期目標期間繰越積立金を積立金として整理する。

令和3年度においては、目的積立金を以下の目的に充てるために使用した。

教育研究環境等整備積立事業 418百万円

(2)財務情報及び業務の実績に基づく説明（令和3年度）

① 附属病院セグメント

附属病院セグメントは、附属病院により構成されており、病院診療を目的としている。

ア. 大学病院のミッション等

本学医学系分野においては、以下に掲げる事項をミッションとしている。

- i 世界の学術研究の進展を見据えた国際的に優れた学際融合研究を創成し、独自性の高い研究を推進できる体制を整備し、同時に国際的視野を持つ一流の若手医学研究者を育成する。(学際融合研究の創成と推進)
- ii 世界の学術を先導する世界最先端研究を推進し、人の健康維持に貢献できる先端的研究へ発展させることにより、最先端医科学研究を推進する。(先端的研究の推進)
- iii 不断に教育改革を行って我が国の医学と医療の次代を牽引する医学研究者・医師を育成し、もって医学の発展と医療の進歩を先導する。(医学・医科学教育革新の先導)
- iv 国際的環境で学生を育成し、地球規模の視野を持ち、世界で責任をもって職責を果たせる人材を育成して人類の福祉と健康に貢献する。(国際通用性のある教育)
- v 持続発展可能な医療の仕組みを確立し、我が国の新たな医療システムの構築に先鞭をつけ、大学病院の機能強化を推進し、もって地域医療の高度化・均てん化を図る。(国立大学病院の革新モデルの創出)
- vi 最先端医療（再生医療や胎児治療、陽子線高度化治療、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）開発・実用化、生活ロボット臨床活用等）を推進するとともに、それらを実施する医療人を育成し、医療の高度化に寄与する。(最先端医療の推進)

- vii 医学医療分野における国の施策、あるいは国民や国内外社会のニーズに対応した人材育成と技術開発研究を推進し、もって福祉と健康の維持・改善に貢献する。(産官学連携の推進)
- viii 地域との連携の核として両方向性に人材育成と研究推進し、もって地域の福祉と健康の維持・善に貢献する。(新しい地域貢献の創出)

ミッションの再定義において、本学（医学分野）は「最先端の研究・開発機能の強化」のカテゴリーに位置付けられ、「陽子線治療、睡眠医科学、生活支援ロボット技術等の学際融合研究、地域医療の再生支援と総合的な診療能力を有する医師養成」という方向性が明確化されたところである。

特に、令和3年度においても昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、「茨城県の新型コロナウイルス感染症診療に関わり、その感染制御に直接貢献すること」「新型コロナウイルス感染症以外のさまざまな難病に対する先進医療や高度医療に向けての病院機能を維持し、地域医療の「最後の砦」としての役割を確実に果たすこと」を重大ミッションに掲げ、その両立という社会的な要請に応えてきた。

イ. 大学病院の理念及び中期計画

i 理念

良質な医療を提供するとともに、優れた人材を育成し、医療の発展に貢献する。

ii 第三期中期計画

県内唯一の大学附属・特定機能病院として地域医療における「最後の砦」として社会からの大きな期待に応えていくため、平成28年度から開始された「第三期中期計画」において以下の取組を行っていくこととしている。

- (i) 海外研修制度、アカデミッククリニカルプログラム等のグローバルなキャリア支援等の強化及び卒前・卒後教育の一体的で魅力ある教育・研修プログラムの構築を通して、次世代医療人を育成する。また、広い分野を片寄りなく組織的に研修を行い、幅広い臨床能力を備えた医師・医療職等を養成するレジデント制度の拡充等機能強化を行い、高度医療人を養成する。
- (ii) 粒子線治療（陽子線・BNCT）等の高度ながん治療及びスポーツ医学・健康科学による予防医療を推進し、新たな治療法や診断法等高度医療を提供する。
- (iii) 地域臨床教育センター等の拡充・強化により、地域医療従事者の診療・研修能力の向上を図るとともに、地域医療機関等との連携による循環型医療提供体制を構築してキャリア支援を充実する。また、中核的医療機関として地域連携を強化し、救急・災害医療における拠点機能を整備・充実する。
- (iv) 筑波研究学園都市等の研究機関及び民間等との連携により、がん、糖尿病等生活習慣病、難病・希少疾病等の革新的な予防・診断・治療法を研究開発する。
- (v) サイバニクス研究センター等との医工連携による新たな医療機器等の研究や、スポーツ医学、

健康科学に関する医療サービスの確立に向けた研究を推進する。

- (vi) 新たな診療機能の整備（新棟整備）や既存の診療機能の拡充等により永続的・安定的な経営基盤を確立する。また、ガバナンス機能の強化及びPFI、国立大学病院管理会計システム等を活用した効率的な病院経営を推進する。

ウ. 令和3年度 of 取組み等

i 質の高い医療人育成及び臨床研究の推進

- (i) 茨城県の人口10万人当たりの医師数は全国ワースト2位であり、医師不足等を要因とした地域医療の崩壊という喫緊の課題に対応すべく県内の中核的医療機関に本学教員を配置して、地域医療体制の整備及び質的向上等への寄与を目的として、行政（県、市）、医師会、茨城県厚生連（JA）、（独）国立病院機構及び企業等と連携して、多様な手法を用いて地域医療の再生プランに取り組んできている。

- ・ 令和元年度より県内12箇所目となる地域医療教育センター等を開設して常勤教員を配置し、県内全ての二次医療圏（9医療圏）への地域医療教育センター等の設置を完了し、教育研究及び研修指導体制の強化の下で多くの研修医等が研修を行った。当該教員は、医師としてもセンター設置病院との緊密な連携と協力の下に医師不足地域において地域医療の支援を行いつつ、大学病院の教育研究的資源やノウハウを集中的に投下することにより、学生等の教育拠点の場及び臨床医・臨床研究者の人材養成の場として活用している。
- ・ これらの取組みによる成果としては、令和3年度医師臨床研修マッチングにおいて国公立大学81病院中マッチ数（52人）は第16位、自大学出身者数（23人）は第29位と、評価を受けている。また、地域医療教育センター設置病院の47人を加えると99人となり、県内のマッチ者数の約56%を有し、医師確保にも貢献している。
- ・ 次世代高度医療人を育成するため、茨城県グローバル人材育成プログラムで医師5名、附属病院若手医師等海外派遣事業で医師5名、附属病院赤岡茂子氏記念基金で看護師5名、医学類生の海外派遣支援事業で5名、桐医会研修助成制度で5名の合計25名の海外派遣を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止した。第3期中期計画中の平成28年度から令和3年度までの派遣実績は合計41名である。
- ・ シミュレーション教育に関して、総合臨床教育センターに隣接する高度シミュレーションラボ及びレジデント室に隣接するスペースを確保し教育を行った。

令和3年度においては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されたところであるが、教育ツールとして最大限活用した結果、利用件数183件（対前年度95件増）、利用者数3,601名（対前年度2,924人増）と、利用件数、利用者数ともに大きく増加した。初期臨床研修のマッチングでは52名、後期専門研修プログラムでは103名の内定者を確保した。

病院内の医療安全、感染対策、医療倫理講習会等に関して、日本専門医機構共通講習の認定を受け実施した。また、新規に多職種連携に関する講習会も定期開催した。看護師特定行為（診療の補助）は、年間を通じて27名の受講者を得た。

- (ii) 団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、今後の医療（急性期から在宅医療）を支えていく看護師を計画的に養成するため、看護師特定行為を行う看護師の受講が義務付けされた。本院は、国立大学病院としては、3番目に厚生労働省より指定研修機関として認定を受け、令和3年度は、27人を受け入れた。

(iii)国際色の強いつくば市に位置する本院は、国際化推進のため平成24年6月に国際連携推進室が新設され、その後、平成28年4月には、さらなる国際化推進のため国際連携推進室から国際医療センターに改組した。国際医療センターの主な業務は、海外からの医師等（医療従事者）の研修生受入、海外からの見学等の受入れ、渡航受診者の受入、及び本院職員等の海外派遣事業の支援等を行っている。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあったが、TGSW2021（Tsukuba Global Science Week）及びJSTさくらサイエンス事業により、本院との協定締結医療機関であるブラジル・サンタクルス日本病院とのオンラインセミナーを開催するとともに、筑波会議2021においては、オンラインセッションを開催した。また、JICA草の根国際協力事業においては、ラオスにおけるキックオフ開催、国内キックオフ開催、タイ・コンケン大学とのオンラインセミナーを実施した。さらに、本院外国人研修医師と医学類生とのオンラインミーティングを開催した。その他、ブラジル・サンタクルス日本病院との4者協定（学長、医学医療系長、病院長、サンタクルス日本病院長）の更新手続きを実施した。

なお、海外からの医師等（医療従事者）の研修生受入、視察・見学等受入れ、渡航受診者の受入、及び本院医師等の海外派遣事業の支援等については、新型コロナウイルス感染の拡大により原則中止したが、茨城県グローバル人材育成プログラムについては、医師5名の派遣を決定し、さらには、平成30年度及び令和元年度の茨城県グローバル人材育成プログラムで派遣された者による帰国報告会を開催した。渡航受診者の受入については、人道的配慮から、命に関わる8名を受入れた。

(iv)つくば臨床医学研究開発機構（T-CReD0）は、以下の取組みを行った。

- ・本学及び筑波研究学園都市を中心とする研究機関の医療技術に関する研究成果（シーズ）の収集・登録を行い、令和3年度は、産業技術総合研究所を初めとした機関で公募の説明等をおこなった結果、令和3年度の登録シーズ件数は222件（うち機関外92件）となり、前年度の196件（うち機関外74件）から増加となった。登録のシーズは、そのステージとプロフィールに応じて出口戦略を明確にし、知財戦略相談や実用化に向けた課題について支援を行った。
- ・機構の拡充・整備としては、常勤教職員として5名（リサーチ・アドミニストレータ1名、技術職員4名）を新規採用した。これにより8件の本学主導の医師主導治験の実施、2件の他機関主導の医師主導治験の支援を行った。
- ・このように大学と筑波研究学園都市内の関係医療機関、関係企業等との医工連携による臨床研究を一体的に推進する仕組みの構築は順調に進展している。

(v)本院の陽子線治療施設は、国立大学として最も長い歴史を有するがん陽子線治療の教育・研究・治療を推進する施設であり、国内外から陽子線治療を必要とする多くの患者を受け入れてきた。

- ・導入後20年以上を経過して老朽化した現有機を次世代型治療装置に更新するため、PFI手法を用いた「筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業」を令和3年3月8日に開札し、提案審査の結果、同年4月12日に落札者を決定、同年7月9日に基本協定を締結、同年9月30日に事業契約を締結、令和4年6月より工事等に着手して令和7年7月からの供用開始を予定している。
- ・教育面においては、主に大学院生を対象として学位プログラムに準じた内容で高度人材育成を行った。がんプロフェッショナルプログラムが継続採択され、課題解決型高度医療人材養成プロ

グラム（放射線災害を含む放射線健康リスクに関する領域）については補助事業が終了し、プログラム自走化による継続運用を行った。本年度は修士課程4名、博士課程3名の大学院生を受け入れた。

- ・臨床面では、446人「保険診療：243人、先進医療A：193人、臨床研究：3人、外国人：7人」の治療を行うとともに、小児がん、前立腺がん、脳動静脈奇形、若年世代の腫瘍性疾患に対する臨床研究を進めた。
- ・次世代のがん治療である「ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）」については、これまで開発整備してきた BNCT装置・実証機のビーム特性を把握するための各種特性測定実験を実施した。さらに、同装置での治験実施に必要な非臨床試験（マウス照射実験）を行うため、試験項目の策定を行い、PMDAとの対面助言を実施して試験項目について合意を得た。これらを踏まえ、非臨床試験を開始した。

ii 質の高い医療の提供及び開発

- (i) 新型コロナウイルス感染拡大のため、訪問活動が制限される中、当院の高度医療機能を県内外に紹介するICTシステムを構築し、発信を開始するとともに、ICTを活用した県内医師会との逆紹介ネットワークシステムの開発、及びICTを活用した新規患者予約システムの導入についても検討を行った。

また、例年7月下旬に発行される本院の診療科や特徴等の情報を記載した冊子「病院のご案内」について、県内複数の医療機関とオンラインによる意見交換の場を設け、現在の病院案内の活用法や今後の方向性のヒアリングを行った結果、当院として質の高い医療の提供をすべき患者の層について、積極的に広報活動を行うべき医療圏を発見することができた。

さらに、地域の実情に精通した社会福祉士2名を救急患者退院コーディネーターとして配置し、急性期を脱する目途がついた患者に対し、より適切な療養ができる医療機関・施設への転院や自宅療養へむけた退院支援・調整が円滑に行えるようにした。

これにより、救急医療用病床の有効活用化、医師等の業務負担軽減が実現した。

- (ii) 茨城県内各地域の救命救急センター・救急病院とのスムーズな患者連携やバックアップ機能の活動実績を踏まえ、令和元年10月、県内初の「高度救命救急センター」（全国43番目）として指定を受け、令和2年4月より稼働を開始したところであり、県内の救命救急センターでは対応困難な広範囲な熱傷や手足の切断等の重篤患者を24時間体制で受入れ、高度な医療を提供するとともに救急医の育成も担い、救急医療体制の強化に引き続き取り組んでいる。

- (iii) 附属病院、医学医療系及び体育系との連携により、アスリートの治療から競技復帰までを一貫通貫で行うとともに、市民の生活習慣病の予防、健康増進をサポートすることを目的に、平成27年10月に「つくばスポーツ医学・健康科学センター」を設置して、オリンピック等を担当した経験のある専属スポーツドクター及びアスレティックトレーナーが多数在籍し、サポート内容の充実、設備の設定等活動の基盤整備を重点的に行いながら、自由診療体制も整えた附属病院の診療センターとして国内トップレベルのスポーツ医学・医療を実践した活動を実施した。

令和3年度においては、COVID-19感染拡大における感染対策を十分に行いながら、利用者のニーズにこたえられるように内容を充実した。アスリートに加えスポーツ愛好家等の様々な運動器傷害への対応を拡充したことで新規利用者も増加し、延べ5,563人（前年比130%）に対してアスレティックリハビリテーションを実施した。

今後も理学療法士、女性トレーナー、機器の追加、土曜開室開始等、サービスの拡充を図ることとしている。また、整形外科的な疾患だけではなく、スポーツ脳震盪、スポーツ内科、女性アスリート外来も実施しており、少しずつ利用者が広がっている。

「健康増進部門」では、肥満者や生活習慣病者に対して積極的に個別の食事運動指導を実施し、生活習慣の改善を図った。また、高齢のサルコペニアや筋力低下を有する者に対しては、院内個別運動指導や3次元加速度訓練による骨格筋訓練等を実施し、基礎体力及び身体能力の向上に寄与した。

(iv)未病・予防・先制医療による健康長寿社会の実現のため、平成28年10月に設置した人間ドックを行う「つくば予防医学研究センター」について、受診者数は年々順調に増加しており、開設5年目を迎えた令和3年度は、コロナ禍の状況の中、受診者の安心・安全な受診環境を確保するため、感染予防対策の徹底に努めながら業務を行い、令和2年度実績の954名を大幅に超過する上回る1,122名（昨年度から実施している本学体育専門学群学生61名を対象とした「アスリート健診」を含む。）と過去最高記録を更新した。

また、新設のオプションドックについて、令和2年4月に新たな「睡眠ドック」を開設するとともに、個人の血液サンプルから全ゲノム解析を行うことを目的とした「ゲノムドック」を同年7月に開設した。

さらに、令和2年度から継続して、つくば市民の胃がん内視鏡検診を実施（検診実績64名（前年度対比48名増））するとともに、令和3年11月から受診枠を増枠（週2→週4）する等、自治体等との連携により地域検診事業にも支援を行っている。

自治体等助成団体との契約については、新たに神栖市をはじめとする10機関程度の団体（自治体及び代行機関を介した健康保険組合等）と契約を締結し、上記のオプションドック開設等の情報を、開始に合わせてプレスリリースを行い、NHKニュース、日経新聞、朝日新聞、及びWEBニュース等に掲載された。加えて、当センター及び附属病院のホームページニュースで積極的に配信したほか、リピーター確保のため過去受診者に向けた案内を送付する等利用者増を図った。

一方、研究面については、令和元年1月から開始した人間ドックで採取した血液等を、つくばヒト組織バイオバンクセンターへ提供し、本学の利用だけでなく、学外でも利用されている等、今後も同センターとの連携強化を図ることとしている。

(v)平成25年11月に設置した、つくばヒト組織バイオバンクセンターでは、本学の臨床研究を推進するためにヒト試料（組織、血液等）の収集、学内研究者への提供を行い、並行して全国の大学で初めて外部機関への詳細な臨床情報を付帯した、ヒト試料（組織、血液等）の提供を実現した。平成30年度からは新鮮組織等、研究者の要望に応じて調整した試料を提供するオンデマンド型分譲を開始している。

令和3年度は、565症例の組織試料、943症例の血液試料を収集し、学内研究者への2,123件のサンプル提供を行った。外部機関については6件の研究課題に対して既存試料10症例、オンデマンド型7症例の試料分譲を行い、さらなる医薬品の開発や病気の原因を見つけるための研究等の発展に貢献した。また、新たな試みとして新型コロナウイルスのPCR検査検体の残試料を回収・保存し、内閣府戦略的イノベーション創出プログラムの「水素燃料電池バスを用いた防災・感染症対策システムの開発」事業に27,469症例の試料提供を実施した。本事業への試料提供により、感染症対策の実証実験を支援することができた。

未来医工融合センターにおいては、医療のIT化を推進するため、企業及びつくばの国立研究

所との共同研究を推進した。物質・材料研究機構とは組織内の研究者でマネジメントクラスの者との定期的（約2ヶ月に1回程度）ミーティングを開始しており、臨床のニーズと研究所のシーズのすり合わせを行っている。これを継続的に実施し、さらに他の国立研究所へ展開し、交流を促進した。また、医療機器を始めとする製品／サービス開発に向けた臨床現場見学については、新型コロナウイルス対策関連プロジェクトのみ限定し、大学附属病院の感染対策の規則に則って事前の手続きと当日の対応を行った上で実施した。

また、医療機器を始めとする製品／サービス開発に向けた臨床現場見学については、新型コロナウイルス対策関連プロジェクトのみ限定し、大学附属病院の感染対策の規則に則って事前の手続きと当日の対応を行った上で実施した。

一方で、その他の領域については、臨床ニーズ発掘のトレーニングとして、手術現場あるいは診察室をスタッフが撮影し、ワークショップに活用している。また、現場見学の代替えだけでなく、エンジニアや非医療者向けの学習のため、クラウドサービスを活用したオンラインビデオ学習ツールを開発している。さらに、医療機器開発に対し行っている医療者のニーズ調査の実施に併せて、新型コロナウイルス対策のためのニーズ調査を実施した。

令和元年9月、県内唯一の「がんゲノム医療拠点病院」（全国34施設）の指定を受け、令和4年3月までに250名を超える初診受診があった。そのうち約8割の症例については遺伝子プロファイリング検査を実施しており、計80回以上のエキスパートパネルを開催した。（令和3年度実績開催数43回）また、令和3年6月には Web 会議にて「茨城県がん診療連携協議会がんゲノム医療部会」を開催し、9月からは、FoundationOneLiquidCDxの検査が新たに追加された。

普及啓発事業としての市民公開講座においては、令和2年度よりWebのみでの開催方式になったことから、つくば近隣の市町村だけでなく、茨城県全域を対象とできるよう広報を行い、多くの参加をいただいた。（令和3年度開催実績：計6回、延参加者572名：開催診療科：放射線腫瘍科2回、消化器内科2回、消化器外科1回、脳神経外科1回）

さらに、総合がん診療センターのホームページをリニューアルし、院内外の閲覧者が見やすくなりわかりやすい情報提供を行っている。

iii 継続的・安定的な病院運営

茨城県からの要請に基づき、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症患者の受入を開始し、その後も県内の感染状況に応じて受入病床の拡大・縮小を行い、同年4月に茨城県新型コロナウイルス感染症の重点医療機関に指定された。令和4年3月末時点では23床の受入病床を確保し、令和3年度は第5波及び第6波の影響もあり陽性患者を185人（延1,827人）受入れ、令和2年度の36人（延603人）と比して大幅な増加により重点医療機関としての責務を果たしている。

また、令和2年2月に病院長、副病院長等コアメンバーを中心として、茨城県内において新型コロナウイルス感染症患者が発生している状況を踏まえ、県内外の感染状況を分析し、院内感染対策や患者受入れ等を効率的・効果的に行い、医療機関としての機能を継続的に行うため、事業継続計画（BCP）に基づき新型コロナウイルス感染症（Covid19）対策本部を設置し、令和4年3月末までに151回開催し、現在も継続して開催して地域の新型コロナウイルス感染症対策を支えている。

さらに、地域の連携医療機関の協力の下、入院・外来・手術の診療機能を一部制限して全入院患者へのトリアージ、全来院患者の検温・トリアージ及び電話再診の推進等を実施するとともに、県内唯一の特定機能病院として他の医療機関では応需不可能な高難度治療や緊急性の高い患者を優先して受入れ、本院が本来担うべき高度医療の提供堅持に努めた。その後、院内PCR

検査場の整備による検査体制の拡充や定時入院患者のPCR検査実施及び空気清浄機の整備等感染対策の強化を図り、院内感染予防については院内クラスターを発生させぬよう徹底した感染対策を実施する等して、新型コロナウイルス感染症対応と高度先進医療提供を両立させている。

対外的対応としては、茨城県からの要請により、令和2年度より茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会、茨城県感染症入院等調整本部への参画、令和3年7月には、第5波の爆発的感染拡大に伴いコロナ患者受入確保病床数の不足に対応するために茨城県が開設する臨時医療施設への病院管理者及び医師の派遣要請に応え、病院管理者1名及び医師を延390人派遣した。また、茨城県保健福祉部と密接な連携の下、筑波大学附属病院に「茨城県新型コロナウイルス感染症クラスター対策ネットワーク運営事務局」を設置し、現場支援体制を構築し、クラスター現場へ医師・看護師・検査技師（検体採取）を連日、迅速に派遣し、令和3年度においては延341施設403人の医療従事者支援を実施した。併せて、本学とLSIメディエンスの共同運用施設である登録衛生検査所『つくば i-Laboratory LLP』をクラスター対策に注力させ、つくばで開発した迅速PCR検査システムを用い、クラスター現場へのPCR検査の同日報告を実現し、茨城県におけるクラスター検査の中核を担った。

さらに、茨城県及び文部科学省等からのワクチン接種の推進に向けた医療従事者の派遣要請受け以下のとおり対応した。

(i) 集団接種会場

茨城県から、医師不足による高齢者等の集団ワクチン接種会場への派遣要請があり、新型コロナワクチン接種体制の推進に向けて、令和3年6月以降、7市町村が設置する集団ワクチン接種会場へ医師派遣を行った。

※延派遣医師数771人

(ii) 大規模接種会場

茨城県から、ワクチン接種の推進に向けた県が設置する大規模接種会場への派遣要請があり、新型コロナワクチン接種体制の推進に向けて、7月に医師派遣を行った。

※延派遣医師数83人

(iii) 職域接種会場

文部科学省から、学生等を対象としたワクチン接種推進体制構築の要請があり、大学関係者を対象とした職域接種会場への医師及び看護師の派遣を行った。

※延派遣数 医師：168人、看護師：90人

なお、令和4年6月に実施予定の第3回目接種にも同様の派遣を行うこととしている。

社会活動の維持貢献にあたっては、大規模災害時Society5.0実現のため、短時間で大人数検査が可能な大型バス及び狭い場所でも検査可能で機動性に優れたマイクロバスの計2台の水素燃料電池バスを基盤とした移動性及び自立的電源供給機能及びPCR迅速検査性能を備えた防災・感染症対策システムを開発し（令和2年度戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）採択）茨城県やつくば市からの要請を受け、PCR検査や実証実験を実施した。

- ・つくば市成人式でのPCR検査の実施（令和4年1月9日・10日）
- ・福祉避難所での電力供給の実証実験（令和4年1月28日）
- ・エッセンシャルワーカー向けPCR検査の実施（令和4年2月1日～5月31日）

また、本院感染症科/感染症内科学と東洋紡株式会社が共同で、約35分で新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスを同時検査可能な迅速PCR検査試薬及び手法を開発した。同検査は令和3年に体外診断用医薬品として承認され、空港や行政検査で社会実装に成功した。さらに、全自動核酸抽出装置「magLEAD」と連携し、最適化させたプログラム（1検体あたりの検出感度が、従来の感染研法と同等性能）を開発することで、唾液検体に対して人の手をほとんど用いることなく、検体到着から結果報告まで最短約1時間の迅速プール検査を実現し、省スペース（約1m）で、1時間に120件程度の処理を可能にした。

その他病院長は、全診療科長と面談して重点施策の情報共有を図るとともに、月次単位で年間の収支状況及び診療科別の診療指標を可視化している。これらの取組みにより、コロナ禍においても心疾患系及び悪性腫瘍手術件数増、化学療法等高額医薬品使用患者の増や医薬品・診療材料購入価格引下げに伴うコスト削減等の経営努力、国及び県等の財政支援により本院が行うべき医療を提供することができた。

(i) 診療指標及び経営指標について（前年度との比較）

- ・診療指標としては、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として重症等患者受入れ及び院内感染防止の観点から入院診療機能の一部制限を実施したが、県内唯一の特定機能病院及び高度救命救急センターとして手術人数（10,323人←9,648人）及び救急車搬送受入患者数（3,183人←3,068人）の増加を達成した。
- ・収入については、臨床指標の向上による診療単価の上昇（外来：27,549円←27,011円、入院：102,167円←100,141円）、院内感染防止等の観点から診療機能を一部制したことにより約531百万円の減収となったが、心疾患系及び悪性腫瘍手術件数の増等により、病院収入金額は前年度実績を1,933百万円上回る36,665百万円となった。
- ・支出については、新型コロナウイルス感染症対策、高度先端医療の増に伴う医薬品・診療材料の購入増加等により前年度実績を1,145百万円上回る37,172百万円となった。経営効率化に向けたコスト削減は、△313百万円（医薬品・診療材料購入価格の見直し△253百万円、後発医薬品への切替え△50百万円、外部検査委託費の削減△10百万円）を達成した。

(ii) 国立大学病院管理会計システム（HOMAS）により、診療科別の粗利額（対前年度増減を含む）及び粗利率を会議で定期的に報告することにより、収益至上から利益至上にシフトし経営マインドの醸成に有効な手段となっている。また当該粗利額は収益の源である人的資源（医師）配分及び物的資源（病床）の際の評価指標として活用した。

令和2年度決算を基礎値とし、将来的な外的リスク及び病院再開発に要する経費等も反映した中長期財務シミュレーションを策定した。なお当該シミュレーションは毎年度の決算結果を踏まえて見直しを行うこととしている。

予防医学研究センター及びスポーツ医学・健康科学センター等の自立化事業について、定期的に収支状況を作成して院内で情報共有するとともに、収支改善に向けた取組みを実施した。

(iii) 新型コロナウイルス感染症の業務損益への影響

新型コロナウイルス感染症陽性患者受入れのための病床確保や病院機能維持のための徹底した院内感染防止策等を行う医療機関に対し、国や地方自治体によって様々な財政支援の方策が講じられた。

財政支援の本院における業務損益への影響額は次のとおりである。

① 診療報酬上の加算が附属病院収益に与えた影響

新型コロナウイルス感染症患者への対応には、ECMOや人工呼吸器等の機器操作や感染予防等の点で一般患者に比べ多くの医療スタッフが関与することになることから、診療報酬上の加算措置が設けられた。

令和3年度における附属病院収益36,690百万円のうち、この加算による収益は232百万円である。

② 新型コロナウイルス感染症に関する補助金が病院収益に与えた影響

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」や茨城県独自の財源を元に、患者受入用ベッド確保に係る病床確保料や新型コロナウイルス感染症診療用の医療機器整備費等様々な補助金が茨城県より交付されたほか、厚生労働省からも受入体制強化のための補助金が交付された。

令和3年度における補助金収益3,461百万円のうち、これらの補助金による収益は2,862百万円である。

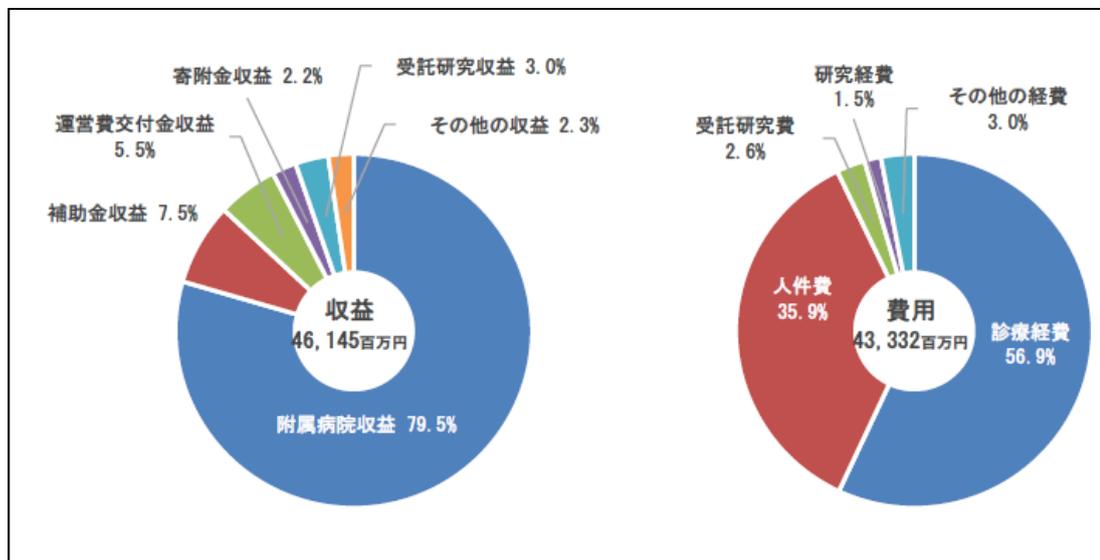
上記①②の財政支援がなかった場合、経常収益は43,051百万円となり、当期純損失△281百万円の計上が見込まれていた。

③ 附属病院セグメント及び附属病院収支の状況について

附属病院セグメントにおける事業の実施財源は46,145百万円であり、その内訳は、附属病院収益36,690百万円(79.5%(当該セグメントにおける業務収益・費用比、以下同じ))、補助金収益3,461百万円(7.5%)、運営費交付金収益2,538百万円(5.5%)、寄附金収益1,012百万円(2.2%)、受託研究収益1,402百万円(3.0%)、その他の収益1,042百万円(2.3%)となっている。一方、事業に要した経費は43,332百万円で、その内訳は、診療経費24,670百万円(56.9%(当該セグメントにおける業務費用比、以下同じ))、人件費15,568百万円(35.9%)、受託研究費1,142百万円(2.6%)、研究経費642百万円(1.5%)、その他の経費1,310百万円(3.0%)となり、2,813百万円の利益となっている。この利益の主な要因としては、以下のとおりである。

経常収益の増要因としては、新型コロナウイルス感染症対応に伴う診療制限や陽性患者受け入れのための病床確保、また院内感染防止策等を講じたことにより、診療報酬上の加算措置や新型コロナウイルス感染症に関連する補助金の措置・増額により、陽性患者受け入れ等、本院が果たすべき地域医療への貢献に対する取り組みに一定の財政支援を得たこと及びコロナ禍においても県内唯一の特定機能病院として心疾患系及び悪性腫瘍等の高度先進医療を両立したことにより、経常収益は46,145百万円となり前年比3,892百万円(9.2%)の増益を達成したところである。

また、経常費用の増要因としては、医薬品等の購入価格引下に伴うコスト削減等の経営努力を行ったところであるが、県内唯一の特定機能病院として他の医療機関では応需不可能な高難度治療や緊急性の高い患者を優先して受入れ、本院が本来担うべき高度医療の提供堅持に努めたことによる診療経費等の増により、経常費用は43,332百万円となり前年比2,588百万円(6.4%)増となっている。



(i) 収支状況

附属病院セグメント情報は以上のとおりであるが、これをさらに附属病院の期末資金の状況が分かるように調整を行うと下表のとおりである。

この調整は、業務損益から非資金取引情報である減価償却費3,461百万円や資産見返負債戻入619百万円等を控除し、貸借対照表に表示される資金取引情報の固定資産の取得に伴う支出4,005百万円、PF1債務・割賦返済の支出1,828百万円、借入金返済の支出101百万円、リース債務返済の支出665百万円等を加算することにより、外部資金を除く附属病院の収支合計は3,179百万円となっている。各業務活動の収支状況は以下のとおりである。

(ii) 業務活動の収支の状況

業務活動においては、収支の状況は6,760百万円となっている。これは、新型コロナウイルス感染症対応に伴う診療制限や陽性患者受け入れのための病床確保、また院内感染防止策等を講じたことにより、年度当初は大幅な経営悪化が見込まれた。

このような状況の中、診療報酬上の加算措置やコロナ禍においても県内唯一の特定機能病院として心疾患系及び悪性腫瘍等の高度先進医療等に取組んだことにより「附属病院収入」が前年比1,796百万円の増、新型コロナウイルス感染症に関連する補助金の措置・増額により、陽性患者受け入れ等、本院が果たすべき地域医療への貢献に対する取り組みに一定の財政支援を得たことにより「補助金等収入」が前年比687百万円の増となったことによるものである。一方で、院内においては、新型コロナウイルス感染症診療と通常診療（高難度手術や検査等）を両立させ、病床稼働の回復と維持、関連医療機関との連携による新入院患者の回復、診療経費の節減等により経営努力を行ったところであるが、それでもなお経営見通しは厳しい状況であった。

(iii) 投資活動の収支状況

投資活動においては、収支の状況は△3,480百万円となっている。これは、病棟B改修に伴い病棟等の取得による支出が前年比△1,407百万円増加したことが主な要因である。

(iv) 財務活動による収支の状況

財務活動においては、収支の状況は△102百万円となっている。これは、前年比1,481百万円の増となっているが、病棟B改修に伴う借入による収入が主な要因である。

エ. 総括

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の院内感染防止を徹底するための診療機能制限の影響により、診療報酬上の加算措置があってもなお、支出超過が見込まれるところであるが、一方で心疾患系及び悪性腫瘍手術件数の増及び化学療法等高額医薬品使用患者の増、医薬品等購入価格引下げによるコスト削減により支出超過額は大幅に減少した。また、国及び茨城県等による財政支援及びコスト削減等による経営努力により支出超過は解消され、病院経営を維持することができた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息時期が不透明であり、病院機能を平時に戻せないこと、及び現在の感染状況が継続した場合、病院経営に与える影響もまた長期化することが懸念され、さらに、医師の働き方改革と地域への医師派遣機能継続の両立に向けて人件費をはじめ様々な経費の増加も懸念される等、令和4年度も厳しい経営状況が続くことが予想される。

引き続き、地域の中核医療機関として、高難度医療の提供と新型コロナウイルス感染症対応の両面で病院を挙げて地域へ貢献していくこととしており、将来に渡ってその役割を果たすためには経営の安定化が不可欠である。今後も、財政支援も活用しつつ、継続的な増収及び経費節減方策の実施により、経営基盤の強化及び病院経営の効率化を進めていく。

「附属病院セグメントにおける収支の状況」

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動による収支の状況(A)	6,760
人件費支出	△13,749
その他の業務活動による支出	△22,645
運営費交付金収入	2,546
附属病院運営費交付金	-
基幹運営費交付金(基幹経費)	2,348
特殊要因運営費交付金	195
基幹運営費交付金(機能強化経費)	2
附属病院収入	36,690
補助金等収入	3,727
その他の業務活動による収入	191
II 投資活動による収支の状況(B)	△3,480
診療機器等の取得による支出	△800
病棟等の取得による支出	△3,202

無形固定資産の取得による支出	△3
有形固定資産及び無形固定資産売却による収入	-
施設費による収入	526
その他の投資活動による支出	-
その他の投資活動による収入利息 及び配当金の受取額	-
Ⅲ 財務活動による収支の状況(C)	△102
借入れによる収入	2,738
借入金の返済による支出	△21
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△80
借入利息等の支出額	△14
リース債務の返済による支出	△665
その他の財務活動による支出	△1,828
その他の財務活動による収入	-
利息の支払額	△232
Ⅳ 収支合計(D=A+B+C)	3,179
Ⅴ 外部資金を財源として行う活動による収支の状況(E)	276
受託研究及び受託事業等の実施による支出	△1,717
寄附金を財源とした活動による支出	△1,033
受託研究及び受託事業等の実施による収入	1,993
寄附金収入	1,033
Ⅵ 収支合計(F=D+E)	3,455

(注)表中の金額については、各区分の百万円未満を四捨五入して記載している。

② 附属学校セグメント

附属学校セグメントは、統括・調整部門としての附属学校教育局と、附属小学校、附属中学校、附属駒場中学校、附属高等学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校の11校とで構成されており、普通教育と特別支援教育のそれぞれの対象となる幼児児童生徒の教育・保育に関する実践的研究の推進を目的としている。

ア. 令和3年度の取組み等

i 教育課題の解決に向けた研究の推進

ワールド・ワイド・ラーニング(WWL)事業は、3年目を迎えた今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続きオンラインによる活動が中心となった。附属坂戸高等学校では、国内フィールドワークを行ったほか、ESDシンポジウム等リモートでの発表会を行った。また、

附属学校教育局は幹事校管理機関として、本学の地球規模課題学位プログラム等との連携でオンラインによる全国高校生フォーラム分科会を開催し、日本のグローバル人材育成に大いに貢献した。

インクルーシブ教育実践では、全附属学校が参加した「共生シンポジウム」をオンラインで実施し、各学校のインクルーシブ教育の成果を発信した。桐が丘特別支援学校では、遠隔合同授業マッチングサイトを開設し、全国の肢体不自由特別支援学校の児童生徒の学びの質向上を図ることに取り組み、本学のプレゼンスを学外に示すとともに教育の質向上に多大なる貢献をしたとして、教育に係る学長表彰が授与された。筑波大学特別支援教育連携推進グループでは、これまでに多くの教材・指導法（520コンテンツ・約半数を英訳済み）を開発し、「筑波大学特別支援教育教材・指導法データベース選集 授業を豊かにする筑波大附属特別支援学校の教材知恵袋」「教科編」及び「自立活動編」として、2巻を刊行した。

ii 大学及び附属学校間の連携強化

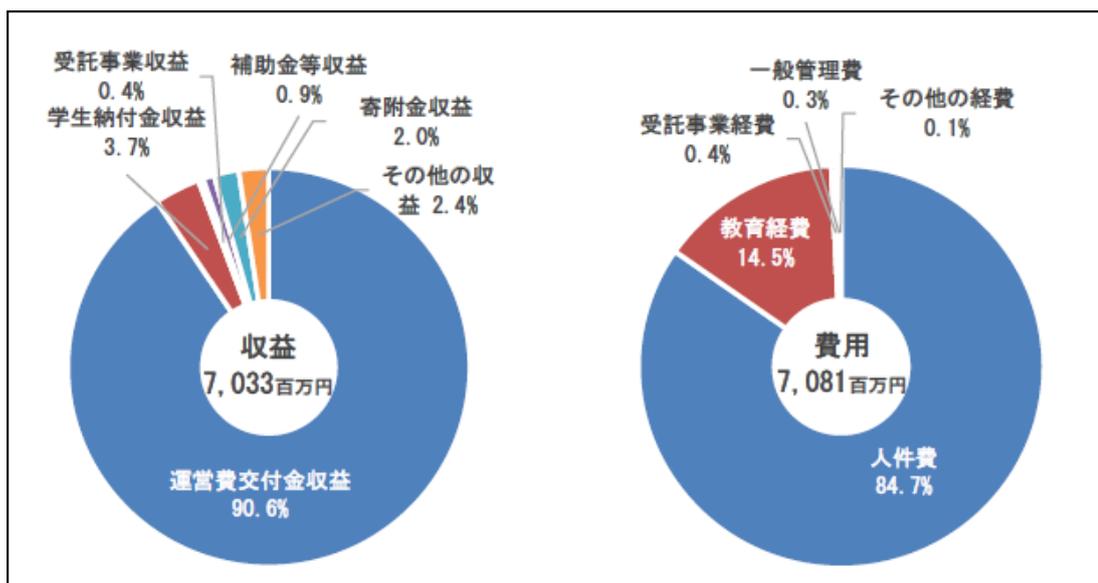
大学に協力した教員・学類生・大学院生・留学生、理療科教員養成施設学生の研究は附属学校群をフィールドとして実施し、研究成果は文書等で各学校に還元している。また、大学と附属学校が連携した研究も、附属学校教育局指導教員と全附属学校教員が参加するプロジェクト研究をはじめ、個々の学校と大学教員との連携研究が複数の専攻及び他大学との間でも行われている。さらに、他大学と連携した研究活動も複数校で行われている。大学と附属学校との連携による令和3年度の主な教育・研究活動は次のとおりである。

- (i) 附属学校教員による大学での授業は、附属学校9校の54名の教員により、学校における教育研究活動の成果を踏まえて行われた。
- (ii) 教育実習は、附属学校11校で155名の学生が参加した。また、教育実習事前指導においては、附属学校9校から17名の教員がオンライン等で授業を担当した。一方、介護等体験については、今年度は中止となった。
- (iii) 本学教職科目「総合的学習の時間の指導法Ⅰ・Ⅱ」について、附属学校教員10名（附属学校8校）が講師となりオンデマンド型授業で実施した。
- (iv) プロジェクト研究は、「ICT教育」・「盲ろう教育」・「インクルーシブ教育」の3部門に関する内容に取り組んだ。
- (v) 大学及び附属学校間での連携強化を図るため、大学教員と各校の教員による情報交換会（連携小委員会）を複数回開催した。

イ. 附属学校セグメントの財源等

附属学校セグメントにおける事業の実施財源は7,033百万円であり、その内訳は、運営費交付金収益6,374百万円（90.6%（当該セグメントにおける業務収益・費用比、以下同じ））、学生納付金収益260百万円（3.7%）、受託事業収益29百万円（0.4%）、補助金等収益64百万円（0.9%）、寄附金収益137百万円（2.0%）、その他の収益169百万円（2.4%）となっている。また、事業に要した経費は7,081百万円であり、その内訳は、人件費6,000百万円（84.7%）、教育経費1,026百万円（14.5%）、受託事業経費29百万

円（0.4%）、一般管理費20百万円（0.3%）、その他の経費7百万円（0.1%）となっている。



③ 計算科学研究センターセグメント

計算科学研究センターセグメントは、計算科学研究センターにより構成されており、科学諸分野と計算機科学分野の協働・融合を軸とした「学際計算科学」を推進し、超高速計算機システム及び超高速ネットワーク技術の開発を行うことによって、科学の諸領域における超高速シミュレーション及び大規模データ解析や情報技術の革新的な応用方法の研究を目的としている。

また「学際共同利用プログラム」の実施、国際連携先との研究協力体制の推進を図っている。

ア. 令和3年度の取組み等

i 共同利用・共同研究拠点としての取組と成果

本学独自で進めるスーパーコンピュータ共用プログラムである学際共同利用に独自開発システムであるCygnusと、東京大学と共同調達・運用するシステムであるOakforest-PACSを供し、令和3年度には合計74件の課題、447名のユーザ、またその結果として188報の学術論文が発表された。文部科学省が推進するHPCIにおいてはOakforest-PACSを東京大学と共同で運営する最先端共同HPC基盤施設（JCAHPC）として提供し、令和3年度には12件の課題、93名のユーザが利用した。

特にCygnusはGPUとFPGAの両者を備える世界でも唯一の実用的多重複合演算加速システムであり、この特性を生かすための特別課題として4件が学際共同利用で採択された。

さらに、令和3年度にはHPCIの下で新型コロナウイルス感染症対応特別課題の緊急公募があり、全4件の採択課題のうちOakforest-PACSで1件の課題が採択され、新型コロナウイルス感染症の対策に向けた創薬研究等で社会に大きく貢献した。

ii センターの独自の取組と成果

Cygnusスーパーコンピュータは本センターが独自開発した世界でも類を見ない多重複合型演算加速システムであり、特にFPGAの高性能計算利用を目指している研究者から世界的に注目されている。システムの利用を推進するため、文部科学省における「高性能汎用計算機高度利用事業」（次世代領域研究開発）に採択された課題「次世代演算通信融合型スーパーコンピュー

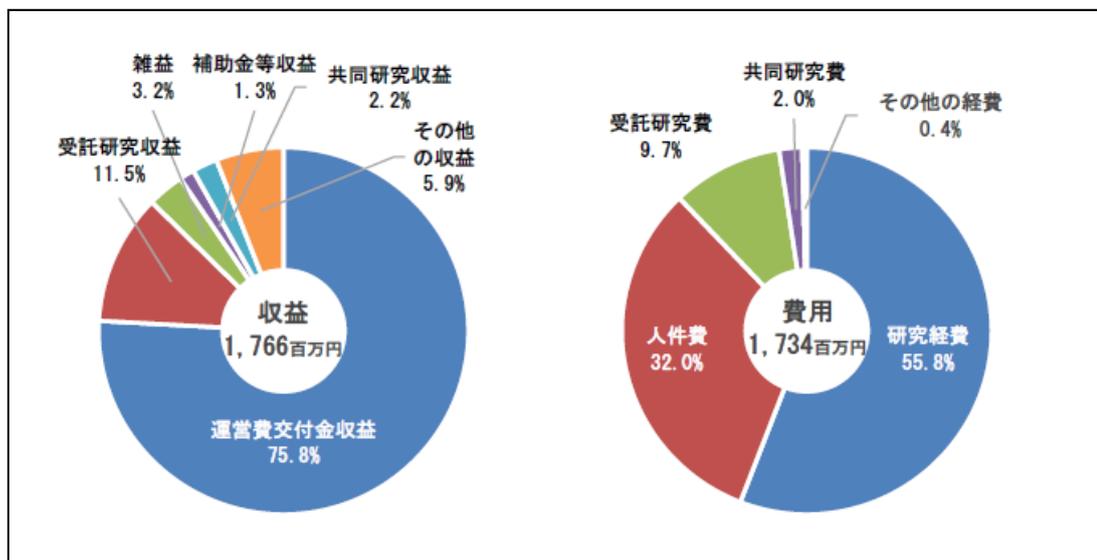
タの開発」において、同システムのシステムソフトウェア及びアプリケーション開発を行っており、令和3年度には6件の学術論文が発表された。

高性能の計算機開発とそれを用いた計算科学の推進を素粒子・宇宙・原子核・物性・生命・気象といった広い分野の研究を学際的に進めるとともに、独自のシステムやソフトウェア、ライブラリを開発し共同利用に供することで国内外の計算科学の発展に寄与しており、さらには医科学研究等における研究成果は著しい。それらを非常に高く評価され、文部科学省の共同利用・共同研究拠点の第3期中期目標期間における期末評価結果においてS評価をうけた。また、「先端学際計算科学共同研究拠点」として共同利用・共同研究拠点に認定された（認定期間令和4年4月1日～令和10年3月31日）。

さらに本センター計算基礎科学連携拠点の研究活動において、「富岳」を用いた宇宙ニュートリノの数値シミュレーションに成功」の論文により、2021（令和3）年ゴードン・ベル賞ファイナリストに選出された。

イ. 計算科学研究センターセグメントの財源等

計算科学研究センターセグメントにおける事業の実施財源は1,766百万円であり、その内訳は、運営費交付金収益1,339百万円（75.8%（当該セグメントにおける業務収益・費用比、以下同じ））、受託研究収益203百万円（11.5%）、雑益57百万円（3.2%）、補助金等収益23百万円（1.3%）、共同研究収益39百万円（2.2%）、その他の収益104百万円（5.9%）となっている。また、事業に要した経費は1,734百万円であり、その内訳は、研究経費968百万円（55.8%）、人件費556百万円（32.0%）、受託研究費168百万円（9.7%）、共同研究費35百万円（2.0%）、その他の経費8百万円（0.4%）となっている。



④ つくば機能植物イノベーションセンターセグメント

つくば機能植物イノベーションセンターセグメントは、産官学研究機関が集積するつくばの立地条件を生かして、従来にない産官学のもつ知の共有・集約による協働研究の発展、産業界が得意とする社会実装に向けたシームレスな研究開発並びにベンチャー立ち上げを目的に、農場、遺伝子実験センター、インダストリアルゾーンから構成される組織において、インキュベーション機能の充実を推進し、高機能・高付加価値を有する次世代植物の開発とその次世代生産技術の開発、それらの社会実装の加速化を目指している。

ア. 令和3年度の取組み等

i 共同利用・共同研究拠点としての取組と成果

つくば機能植物イノベーション研究センターは、2010（平成22）年4月よりわが国の植物バイオテク研究の全国共同利用・共同研究拠点機関（共共拠点）として文部科学省より認定を受けている。令和3年度は、従前からの共同利用・共同研究課題の実施を柱とする国内研究拠点としての役割に加え、国内他拠点や海外関連研究機関等との連携強化をすすめ、グローバル研究拠点化へのロードマップの立案・検討をすすめた。拠点継続認定を申請し、令和4年度以降の拠点継続が認められた。具体的には以下の取組み・成果を上げた。

- (i) 共同利用・共同研究の環境整備を行った。また形質転換植物デザイン研究拠点として45課題の共同利用・共同研究を実施し、webにより共同研究成果報告会を開催した。その成果として新規に9件の科研費、11件の民間との共同研究、16件の受託研究費、2件の奨学寄付金を獲得した。また海外機関との共同研究強化の成果の進展により、平和中島財団国際共同研究助成を獲得した。
- (ii) 植物関連研究を行う他3共共拠点(岡山大、鳥取大、琉球大)と植物研究の深化を目指し植物研究拠点アライアンス交流会及び植物科学シンポジウムをオンラインにて実施した。
- (iii) 研究者又は一般を対象としたシンポジウムやセミナーをwebで開催した。青少年を対象とした「知の拠点【すぐわかアカデミア。】」で本センターが担当となり「すぐにわかる植物バイオテクノロジーが拓く未来社会」を動画配信した。
- (iv) ベトナムでの海外連携型での現地共同研究1件の継続支援に加え、海外連携研究機関利用型課題として米国ミシガン州立大学、米国デューク大学、ブラジルのマトグロッソ連邦大学との共同研究を実施した。

ii センターの独自の取組と成果

令和3年度、つくば機能植物イノベーション研究センターでは以下の取組み・成果を上げた。

- (i) トマトNBRP事業及び、2018（平成30）年度より開始したNBRP補助事業を通じて先端的な遺伝資源利用研究及び、植物遺伝資源のアクセスと利益配分(ABS)の事例構築やABSに関わる人材育成や研究協力体制構築を支援した。またトマトNBRP事業の事後評価で高評価（総合評価得点7.9点（10点満点））を得るとともに、当該事業の5年間の更新が認定された。
- (ii) 特別共同研究事業2件を実施した。また1件の共同研究、1件の受託研究を実施した。
- (iii) フランスINRA、ボルドー大との連携関係を活かし、つくば市が推進するつくばワイン・フルーツ酒特区事業（2018）を通じた地域連携活動を推進した。
- (iv) OPERA事業及びSIP事業の推進、ゲノム編集育種を考えるネットワークをはじめとした関連諸機関や支援学会等との連携強化をすすめ、新しい植物育種技術(NBT)に関する研究・規制動向の情報収集及び社会受容に向けた社会教育活動を実施した。また、「月面等における長期滞在を支

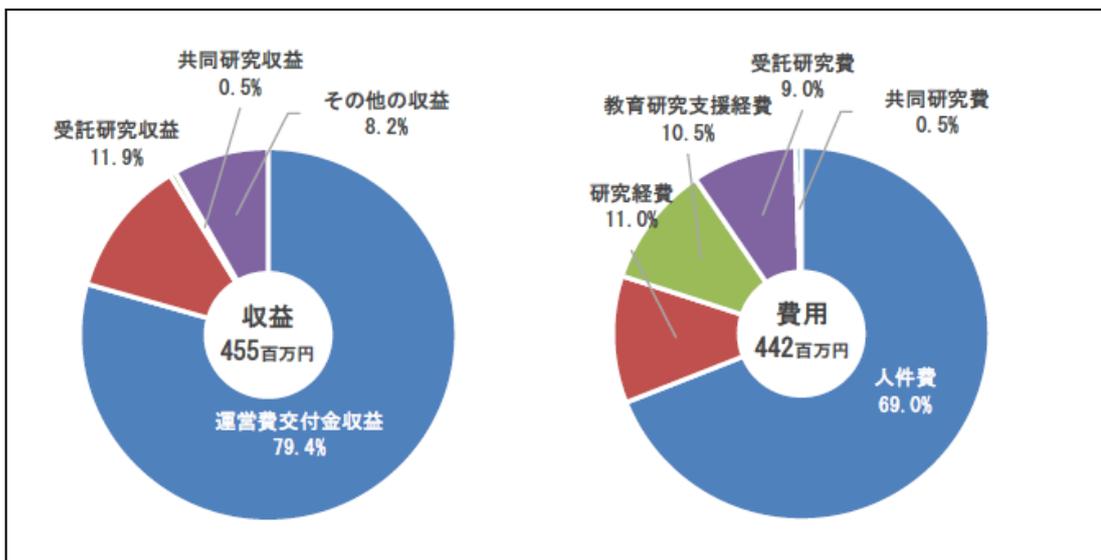
える高度資源循環型食料供給システムの開発」(stardustプログラム)に採択され、植物研究の新たな領域に挑戦している。

(v)11ヶ国、24研究機関と国際共同研究を推進した。

(vi)筑波会議2021を実施した。またコロナ禍を意識し、主に高校生を対象とした公開講座をオンラインで開催した。関東近郊だけでなく、全国各県から計80名(うち高校生64名【80%】)の受講があった。

イ. つくば機能植物イノベーションセンターセグメントの財源等

つくば機能植物イノベーションセンターセグメントにおける事業の実施財源は455百万円であり、その内訳は、運営費交付金収益361百万円(79.4%(当該セグメントにおける業務収益・費用比、以下同じ))、受託研究収益54百万円(11.9%)、共同研究収益2百万円(0.5%)、その他の収益37百万円(8.2%)となっている。また、事業に要した経費は442百万円であり、その内訳は、人件費305百万円(69.0%)、研究経費49百万円(11.0%)、教育研究支援経費46百万円(10.5%)、受託研究費40百万円(9.0%)、共同研究費2百万円(0.5%)となっている。



⑤ アイソトープ環境動態研究センターセグメント

アイソトープ環境動態研究センターセグメントは、アイソトープ環境動態研究センター放射線安全管理部、研究部、事務部により構成されており、放射性同位元素、核燃料物質及びエックス線発生装置等の学内管理・安全教育、並びにこれらに用いた基礎、環境移行及び環境動態予測に係る調査・研究・開発することを目的としている。

ア. 令和3年度の実績等

i 共同利用・共同研究拠点としての取組と成果

令和3年度の共同研究拠点事業として「重点共同研究」61件、「若手共同研究」28件、「海外共同研究」27件及び公募型以外に拠点間強化を目的とした共同研究10件を採択、実施した。

重点共同研究では国内の大学・研究機関の研究者と重点課題についての戦略的な共同研究を展開し、若手共同研究では35歳以下の若手研究者を対象として重点的に支援を行い、当センタ

一の施設やデータベースを活用した共同研究を推進した。

令和3年5月には、コロナ禍で人の移動が制限されていたため、オンライン会議システムを用いてキックオフミーティングを開催し、海外も含めた80余りの拠点（共同研究者等）を繋ぎ、国内外から約100名の研究者が参加し、ポスター発表等を行った。また、令和4年2月には、オンラインによる年次報告会を開催し、世界中から118名の研究者が研究成果発表や活発なディスカッションを行い、異分野融合型の研究を推進した。これら令和3年度の共同研究の採択者により、森林、陸水分野、海洋生態系分野、農産物分野等から59報の論文が出版された。昨今、公募研究に応募される課題も地球環境科学に加え、放射化学や放射線影響学、原子力学等多岐にわたり、分野横断型の新しい学術領域創出にも繋がっている。

ii センターの独自の取組と成果

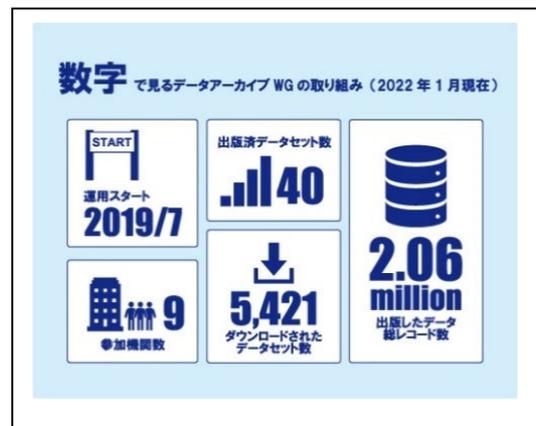
当センター研究部の既存の3部門に加え、2020（令和2）年に国際連携データ解析部門を設置している。福島原発事故により環境中に放出された放射能及び放射線の観測データに加え、事故以前の放射能データも集約・英語化し、位置情報等のメタ情報を添え、デジタルオブジェクト識別子（DOI）を付与して出版を行っている。

データ検索システムを構築し、時間、緯度、経度、高度・深度、空間、放射性核種の名前、サンプルのタイプ等を指定することで、これらの出版されたデータ及び他機関から公開されているデータの一部を含めて串刺しで検索し、ダウンロードすることが可能である。令和4年3月現在、これまでに出版したデータの総レコード数は206万、ダウンロードされたデータセット数は5,421となった。

また、原発事故直後からの環境試料についても、DOIの付与・出版を進めており、現在8件の566サンプルが公開され、ダウンロード可能となっている。

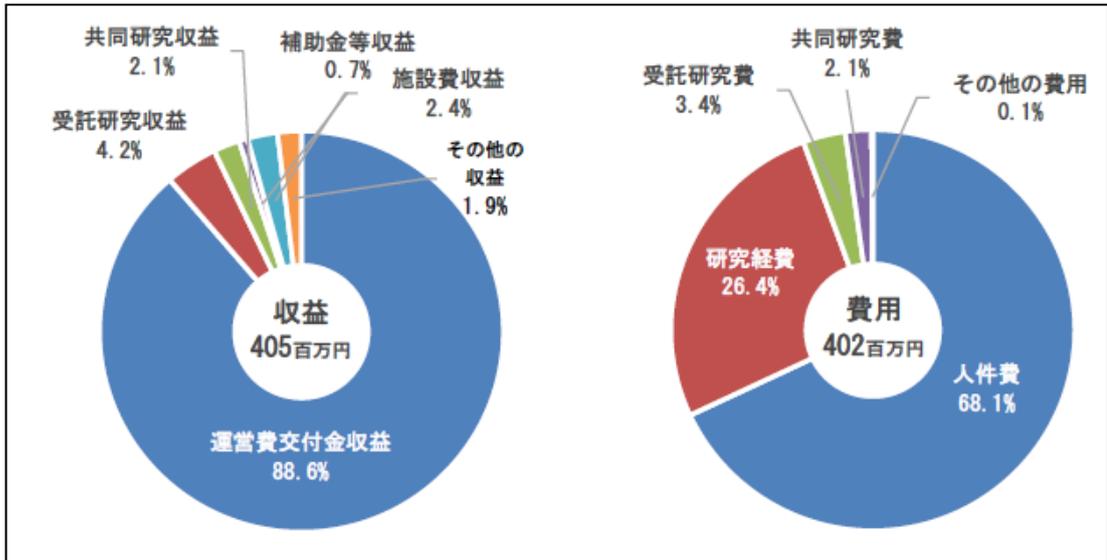
これらのデータは、環境放射能の研究者だけでなく、世界各国の政策決定者を含む全ての人への正確な情報提供を目的に、Creative Commons Attribution 4.0 International Licenseのもとで完全公開しており、令和3年度後半からは毎月のアクセスが200を超え、利用者数が増加傾向にある。

今後も当センターの科学及び社会への貢献としてこの活動に尽力する。



イ. アイソトープ環境動態研究センターセグメントの財源等

アイソトープ環境動態研究センターセグメントにおける事業の実施財源は405百万円であり、その内訳は、運営費交付金収益359百万円（88.6%（当該セグメントにおける業務収益・費用比、以下同じ））、受託研究収益17百万円（4.2%）、共同研究収益9百万円（2.1%）、施設費収益10百万円（2.4%）、補助金等収益3百万円（0.7%）その他の収益8百万円（1.9%）となっている。また、事業に要した経費は402百万円であり、その内訳は、人件費273百万円（68.1%）、研究経費106百万円（26.4%）、受託研究費14百万円（3.4%）、共同研究費8百万円（2.1%）、その他の費用0百万円（0.1%）となっている。



⑥ 大学セグメント

大学セグメントは、系、学術院、学群、総合学域群、教育研究施設、附属図書館、事務局により構成されており、教育、研究を目的としている。

ア. 令和3年度の取組み等

i グローバル化の推進に向けた業務運営上の取組み

我が国の高等教育と社会を世界に開き、率先して世界の未来を拓く大学の構築に向け、教育研究のトランスボーダー化を加速する全学的な国際戦略CiC構想の取組みとして、海外の大学とCiC協定を締結し、CiCパートナー校は累計で10校となった。



CiCパートナー校の特徴を活かした授業科目の登録を

拡充するとともに、本学の英語による授業科目を加えた2,468科目を科目ジュークボックスに追加登録し、学生の興味関心に応じた科目の提供及び留学の促進を図ることができた。

令和3年度より、SGU事業の一環として、ニューノーマル時代に必要で魅力的な教育コンテンツを提供し、我が国の国際競争力のある高等教育をオンラインで国内外に開放できる「オンライン教育プラットフォームJapan Virtual Campus (JV-Campus)」を開発した。

文部科学省からの要請を受け、留学生を含む外国人の入国が停止されている中、令和4年1月31日より、無償で公開可能なコンテンツである「留学生応援特別ボックス」を設置し、令和4年3月10日よりパイロット事業を開始した。

また、通算11回目の開催となるTsukuba Global Science Week (TGSW)2021は、2021(令和3)年9月に開催された筑波会議2021のサテライトイベントとして開催され、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の背景から、9月6日から11月27日の間にオンライン限定で計14セッション

ンが実施された。TGSW2021には、56か国・地域、1,251機関（うち国外1,168）から2,895名（うち外国籍2,571）の参加登録があり、本学主催の国際会議として、地球規模課題への取組みについて発信する活動を今年度も継続して行うことができた。

ii 国際的に互換性のある教育の実施に向けた大学運営上の取組

教育の質を持続的に保証・向上させていくため、教学マネジメント室を置き、すべての学位プログラムを対象としたモニタリング（毎年の自己点検）及びプログラムレビュー（数年おきに実施する総合的な点検・評価と対話）や教学IR等教育の内部質保証に関わる取組を推進している。令和3年度レビューでは18の学位プログラムを対象として、12項目からなる自己評価基準に基づき、外部委員及び学生委員の参画も得て点検・評価と対話を実施した。また、これらの結果を踏まえ、課題がある項目をテーマとした全学的なFD研修会の開催やグッドプラクティスの共有等を行い、各学位プログラムの改善活動に繋がった。

また、学士課程においては、総合学域群の学生に対するきめ細かい履修・移行状況の把握・指導体制を確立するとともに、学生の志望順位と履修科目の成績点に基づく受入順位とのマッチングによる移行判定を行う教育関係情報システムの整備と運用を確立した。これらの取組によって、学生は本学の総合智教育を基盤として、複数の専門領域の学修を通じて広い視野から様々な問題を多角的に捉える力を身に付け、自ら進むべき専門分野を定め、2年次以降の移行先を主体的に決定することを可能とした。

大学院においては、ダブルメンター／リバースメンター制等先進的な学際型教育に取り組み、文部科学省「卓越大学院プログラム」中間評価においてヒューマニクス学位プログラムが最高評価「S」評価を得た。

iii 学生の自立性を高めるための支援の実施に向けた業務運営上の取組み

海外留学の促進については、本学独自の取組みである筑波大学海外留学支援事業「はばたけ！筑大生」（平成27年度から実施）により、海外留学希望者を後押しする支援を継続して実施、短期留学の経験が、より長期の留学に繋がる等の効果もあり、令和元年度までは順調に派遣学生数を伸ばしていたところである。新型コロナウイルス感染症による渡航制限を受けて令和3年度も大幅に減少したが、ポストコロナ時代に対応したオンサイト、オンラインを組み合わせた多様な留学プログラムの拡充に取組み、海外派遣者数増に向けた環境整備を図った。

iv 世界トップレベルの研究の推進に向けた業務運営上の取組み

文部科学省認定「共同利用・共同研究拠点」の認定拠点及び次期申請予定の拠点に対し、施設・設備整備費、調査・連絡調整旅費等を重点的に配分する「共同利用・共同研究拠点強化形成事業」を実施した。当該事業の成果として、本学の認定拠点（計算科学研究センター、アイソトープ環境動態研究センター、つくば機能植物イノベーション研究センター）は全て継続認定が認められ、特に計算科学研究センターはこれまでの取組みが評価され、S評価を受けた。さらに新規拠点申請において、新たにヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センターが認定された。

本学では先端研究センター群に位置付けられた研究センターに対する5年ごとの評価システム（3年目に中間評価）を構築しており、評価結果（期末評価は令和4年度実施予定）による級別分類（R1：世界級研究拠点、R2：全国級研究拠点、R3：重点育成研究拠点、R4：育成研究拠点（リサーチユニット））を行うこととしているが、R3であるヒューマン・ハイ・パフォーマンス

ス先端研究センターは、共同利用・共同研究拠点の新規認定拠点になる等、全国級研究拠点にふさわしい実績をあげたことから、期末評価を待たずに令和4年度当初よりR2へ昇級させることとした。また、国際統合睡眠医科学研究機構はWPIにおける成果を評価し、先端研究センター群に位置づけられる令和4年度当初から、R1に分類することとした。

v 産学連携機能の強化とイノベーション創出

国際産学連携本部の10名以上の技術移転マネージャーとオープンイノベーション国際戦略機構の7名のクリエイティブマネージャーによる産業分野対応型マネジメント体制を整備し「組織」対「組織」の連携による企業ニーズドリブン型の大型共同研究の獲得を推進した。

また、コロナ禍の影響により、直接企業へ訪問しての産学連携活動が困難なため、Zoom等を活用した、オンライン・ニーズドリブン型の産学連携活動を展開し、企業トップ共創型、クリエイティブマネージャー人脈起点型の産学連携活動を推進した。

実践的なアントレプレナー教育の実施においては、筑波クリエイティブ・キャンプ・ベーシック (TCCB) と筑波クリエイティブ・キャンプ・アドバンスト (TCCA) を開講してそれぞれ36名と33名が受講した。また、令和元年度より、起業家のための経営知財必須知識講座及び次世代起業家養成講座を新たに開設し、それぞれ47名と110名が受講した。文部科学省補助事業グローバルアントレプレナー育成促進事業 (EDGEプログラム) においては、つくば地区の国立研究機関等にも門戸を拡げており、基礎編、発展編を実施してそれぞれ64名、41名が受講した。これらのアントレプレナー教育全体の受講者数は331名であり、起業家等イノベーション創出に資する人材の継続的な輩出につながっている。

vi 社会との連携・貢献の推進

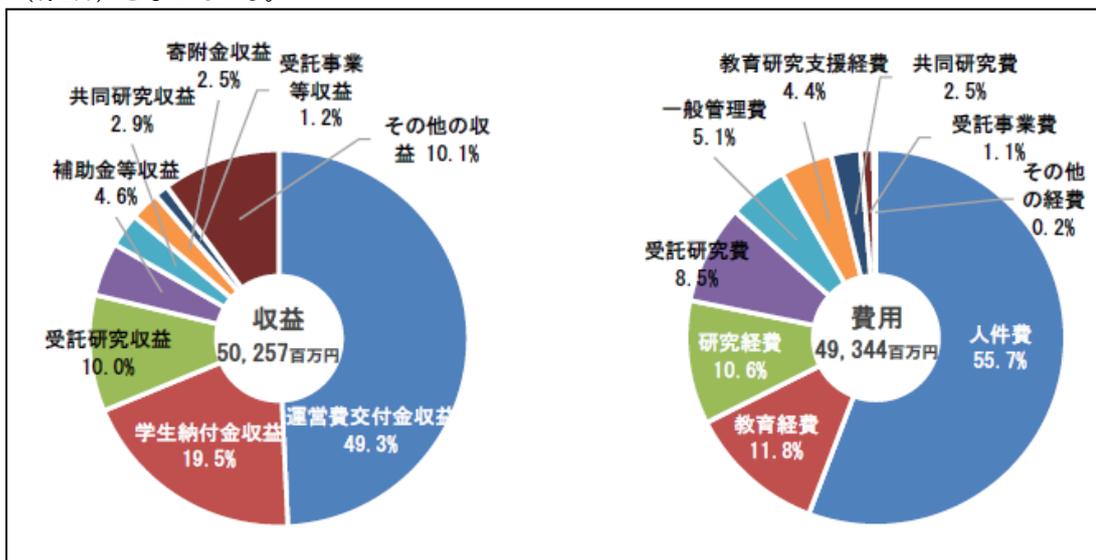
国際オリンピック委員会 (IOC) に認可された日本唯一のオリンピック教育プラットフォーム (CORE) が附属学校と連携し、スポーツ庁の委託事業として、14府県の小中高校におけるオリパラと、教育効果を検証する調査を実施した。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、IOCと協力して各国のオリンピック研究センターが参加する国際会議を主催し (23カ国75人が参加)、今後の教育プログラム等について議論を行った。令和3年7~8月には、学生アテンドが中心になってスイスオリンピック選手団事前キャンプを執り行った。新型コロナウイルスへの対策を講じながら、スイス選手 (マウンテンバイク、柔道、陸上競技) から52名をサポートした。附属病院のほか、内閣府、茨城県、つくば市、筑波メディカルセンター病院等学外組織と連携して実施された事前キャンプで、学生アテンドが異文化への理解を深める等した。マウンテンバイクの男子選手が銀メダルを獲得し、陸上競技女子400メートルリレーでスイス記録を樹立する等の成果が見られた。また、「スポーツボランティア講座」の活動報告会では、東京2020大会でボランティア活動をした学生の成果発表があった。

3月には、嘉納治五郎・金栗四三から東京1964・2020大会に至る系譜を辿る展示会を体育ギャラリーにて開催し、令和5年3月まで学内外の多くの方々に本学とオリンピック・パラリンピックの関わりについて知ってもらう機会を提供する。

イ. 大学セグメントの財源等

大学セグメントにおける事業の実施財源は50,257百万円であり、その内訳は、運営費交付金収益24,756百万円 (49.3% (当該セグメントにおける業務収益・費用比、以下同じ))、学生納付金収益9,796百万円 (19.5%)、受託研究収益5,031百万円 (10.0%)、補助金等収益2,291百万円 (4.6%)、共同研究

収益1,457百万円 (2.9%)、寄附金収益1,251百万円 (2.5%)、受託事業等収益593百万円 (1.2%)、その他の収益5,082百万円 (10.1%) となっている。また、事業に要した経費は49,344百万円であり、その内訳は、人件費27,503百万円(55.7%)、教育経費5,829百万円(11.8%)、研究経費5,250百万円(10.6%)、受託研究費4,209百万円 (8.5%)、一般管理費2,528百万円 (5.1%)、教育研究支援経費2,167百万円 (4.4%)、共同研究費1,232百万円 (2.5%)、受託事業費544百万円 (1.1%)、その他の経費82百万円 (0.2%) となっている。



第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

- ① 令和3年度中に完成した主要施設等
 (仮設) けやきアネックス棟新営 (取得原価 1,734百万円)
 人間系学系A棟改修 (取得原価 846百万円)
 工学系学系E棟改修 (取得原価 520百万円)
 防災・感染症管理棟新営 (取得原価 118百万円)
 アイソトープ棟改修 (取得原価 105百万円)
 武道館改修 (取得原価 63百万円)
- ② 令和3年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
 病棟B
 (当事業年度増加額 2,677百万円、総投資見込額 15,851百万円)
- ③ 令和3年度中に処分した主要施設等
 並木2丁目職員宿舍敷地譲渡 (20,191.22㎡) (譲渡額 841百万円)
- ④ 令和3年度において担保に供した施設等
 該当事項なし。

2 主要な設備の状況

令和3年度における主要な設備は、次のとおりである。

(単位：百万円)

地区名	所在地	内容	土地		建物	動産	合計
			面積 (㎡)	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
筑波キャンパス	茨城県つくば市	教育・研究施設等	2,567,813	150,563	73,348	24,280	248,192
東京キャンパス	東京都文京区	教育・研究施設等	12,997	4,100	2,614	470	7,183
その他	全国	教育・研究施設等	2,103,223	87,899	6,868	948	95,716
総計	—		4,684,033	242,563	82,830	25,698	351,091

(百万円単位の金額の表示について)

各々の計数を表示単位未満で四捨五入しているため、合計額と符合しない場合がある。

3 設備の新設、除却等の計画

(1) 施設の新設 (第4期中期目標期間)

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・病棟B改修 ・桐が丘特別支援学校改築 ・共創環境形成拠点施設 ・附属病院再開発事業 (PF1) ・小規模改修	総額 23,233	施設整備費補助金 (2,815) 長期借入金 (11,223) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (684) 自己収入 (8,511)

- (注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
- (注2) 小規模改修について令和4年度（2022年度）以降は令和3年度（2021年度）同額として試算している。なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

(2) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画（第4期中期目標期間）

① 重要な財産を譲渡する計画

松代5丁目宿泊施設の宅地（土地）及び533号棟外10棟（建物）（茨城県つくば市松代5-12-3 9,378.83㎡）を譲渡する。

並木4丁目職員宿舎の宅地（土地）及び401号棟外14棟（建物）（茨城県つくば市並木4-2-2 11,142.88㎡）を譲渡する。

② 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

第4 法人の状況

1 資本金の状況

本学の資本金は、令和4年3月31日現在、229,628,302,873円であり、全額が政府出資金である。

2 役員の状況

(令和4年4月1日現在)

役職	氏名	任期	経 歴	
学長	永田 恭介	令和3年4月1日 ～令和6年3月31日	昭和 60 年 2 月 平成 3 年 4 月 平成 13 年 2 月 平成 16 年 4 月 平成 22 年 4 月 平成 23 年 10 月 平成 25 年 4 月	国立遺伝学研究所分子遺伝研究系助手 東京工業大学生命理工学部助教授 筑波大学基礎医学系教授 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 筑波大学学長特別補佐（兼務） 筑波大学医学医療系教授 筑波大学学長
理事	加藤 光保	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	昭和 62 年 4 月 平成 7 年 4 月 平成 12 年 10 月 平成 14 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 23 年 10 月 平成 30 年 4 月 令和 3 年 4 月	東北大学医学部助手 財団法人癌研究会癌研究所生化学部研究員 財団法人癌研究会癌研究所生化学部主任研究員 筑波大学基礎医学系教授 筑波大学大学院人間総合科学研究科基礎医学分野教授 筑波大学医学医療系基礎医学分野教授 筑波大学医学医療系長 筑波大学理事・副学長
	和田 洋	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	平成 10 年 1 月 平成 10 年 4 月 平成 15 年 4 月 平成 16 年 4 月 平成 20 年 4 月 平成 23 年 10 月 令和 2 年 4 月 令和 3 年 4 月	京都大学理学部助手 京都大学大学院理学研究科助手 京都大学フィールド科学教育研究センター助手 筑波大学大学院生命環境科学研究科助教授 筑波大学大学院生命環境科学研究科教授 筑波大学生命環境系教授 筑波大学生命環境学群長 筑波大学理事・副学長
	金保 安則	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	昭和 58 年 6 月 昭和 60 年 6 月 昭和 62 年 1 月 平成 元 年 3 月 平成 5 年 4 月	米国国立衛生研究所 国立心肺血液研究部客員研究員 米国コネチカット州立大学医学部 ヘルスセンター病理部研究員 米国スミスクライン・フレンチ研究所 分子薬理部研究員 岐阜大学医学部助手 東京工業大学生命理工学部助教授

		平成 11 年 4 月 平成 11 年 10 月 平成 17 年 4 月 平成 23 年 10 月 平成 24 年 4 月 平成 28 年 4 月 平成 29 年 4 月	東京工業大学大学院生命理工学研究科助教授 東京都臨床医学総合研究所部長 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 筑波大学医学医療系長 筑波大学大学院人間総合科学研究科長 筑波大学執行役員（産学連携担当） 筑波大学理事・副学長
BENTON Caroline F.	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	昭和 59 年 6 月 平成 元 年 7 月 平成 5 年 7 月 平成 11 年 2 月 平成 20 年 5 月 平成 23 年 10 月 平成 25 年 4 月 平成 27 年 4 月	文部省英語指導主事助手 ペペクロージング株式会社 アールビーシー株式会社 株式会社土屋企画専務取締役 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 筑波大学ビジネスサイエンス系教授 筑波大学副学長 筑波大学理事・副学長
加藤 和彦	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	平成 元 年 11 月 平成 5 年 3 月 平成 8 年 12 月 平成 16 年 4 月 平成 16 年 12 月 平成 23 年 10 月 平成 30 年 4 月 令和 3 年 4 月	東京大学理学部助手 筑波大学電子・情報工学系講師 筑波大学電子・情報工学系助教授 筑波大学大学院システム情報工学研究科助教授 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授 筑波大学システム情報系教授 筑波大学システム情報系長 筑波大学理事・副学長
原 晃	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	昭和 57 年 4 月 昭和 63 年 5 月 平成 元 年 8 月 平成 14 年 5 月 平成 16 年 4 月 平成 23 年 10 月 平成 24 年 4 月 平成 27 年 4 月 平成 30 年 4 月	東北大学医学部助手 筑波大学臨床医学系講師 筑波大学臨床医学系助教授 筑波大学臨床医学系教授 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授 筑波大学医学医療系教授 筑波大学医学群長 筑波大学医学医療系長 筑波大学理事・副学長
溝上 智恵子	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	昭和 54 年 4 月 昭和 59 年 4 月 平成 3 年 9 月 平成 4 年 7 月 平成 8 年 4 月 平成 12 年 4 月 平成 13 年 7 月 平成 14 年 10 月	筑波大学 放送教育開発センター 文部省 総合研究開発機構 長岡技術科学大学工学部助教授 図書館情報大学生涯学習教育研究センター助教授 図書館情報大学生涯学習教育研究センター教授 筑波大学図書館情報学系教授

			平成 16 年 4 月 平成 20 年 4 月 平成 23 年 10 月 平成 24 年 4 月 平成 30 年 4 月 令和 3 年 4 月	筑波大学図書館情報メディア研究科教授 筑波大学図書館情報専門学群長 筑波大学図書館情報メディア系教授 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科長 筑波大学図書館情報メディア系長 筑波大学副学長
理事 (非常勤)	浅島 誠	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	昭和 47 年 4 月 昭和 60 年 1 月 平成 8 年 4 月 平成 15 年 2 月 平成 19 年 3 月 平成 19 年 4 月 平成 20 年 5 月 平成 21 年 3 月 平成 21 年 4 月 平成 23 年 10 月 平成 27 年 4 月 平成 27 年 9 月 平成 28 年 4 月 平成 28 年 4 月	ベルリン自由大学分子生物学研究所研究員 横浜市立大学文理学部教授 東京大学大学院総合文化研究科教授 東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長 東京大学退職 東京大学理事・副学長 国際大学協会理事 東京大学退職 産業技術総合研究所フェロー 日本学術振興会理事 産業技術総合研究所名誉フェロー 日本学術振興会退職 東京理科大学副学長 筑波大学理事(非常勤)
	伊藤 久美	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	昭和 62 年 4 月 平成 10 年 10 月 平成 26 年 1 月 平成 28 年 10 月 平成 30 年 4 月 平成 30 年 6 月 令和 2 年 6 月 令和 3 年 6 月 令和 4 年 1 月	ソニー株式会社 日本アイ・ビー・エム株式会社 GEヘルスケア・ジャパン株式会社 チーフ・マーケティング・オフィサー 4U Lifecare株式会社取締役COO 4U Lifecare株式会社取締役代表取締役社長CEO 株式会社True Data社外取締役 富士古河E&C株式会社社外取締役 SOMPO ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査委員) 筑波大学理事 (非常勤)
監事	陰山 俊治	令和2年9月1日 ～令和6年8月31日	昭和 57 年 4 月 昭和 60 年 6 月 平成 9 年 8 月 平成 13 年 1 月 平成 17 年 4 月	山之内製薬株式会社化学研究所 公益財団法人微生物化学研究会 (出向) (～昭和 63 年 7 月) 山之内製薬株式会社化学研究所主管研究員 山之内製薬株式会社研開経営部 R&D 企画管理グループリーダー アステラス製薬株式会社研究本部研究企画部 企画管理グループリーダー

			平成 19 年 4 月	アステラス製薬株式会社 企画管理グループリーダー（部長）
			平成 26 年 1 月	アステラス製薬株式会社人事部キャリア開発担当
			平成 28 年 9 月	公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 管理部長（出向）
			平成 29 年 9 月	公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 管理部長
監事 (非常勤)	佐竹 正幸	令和2年9月1日 ～令和6年8月31日	昭和 46 年 4 月	監査法人中央会計事務所
			昭和 60 年 5 月	監査法人中央会計事務所代表社員
			平成 18 年 9 月	監査法人中央会計事務所退職
			平成 19 年 4 月	内閣府公益認定等委員会委員長代理（任期3年）
			平成 22 年 4 月	佐竹公認会計士事務所所長
			平成 22 年 4 月	辰巳監査法人顧問
			平成 24 年 4 月	東北大学会計大学院教授（任期1年）
			平成 24 年 6 月	公益社団法人商事法務研究会監事
			平成 24 年 6 月	ピー・シー・エー株式会社監査役
			平成 25 年 4 月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授
			平成 25 年 6 月	前澤化成工業株式会社監査役
			平成 27 年 4 月	みずほ信託銀行株式会社取締役
			平成 28 年 6 月	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会監事他

3 ガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 文部科学大臣等

文部科学大臣は、法人法第12条の規定に基づき本学の学長及び監事を任命し、法人法第17条の規定に基づき役員を解任することができることとされている。また本学は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされている（準用通則法第28条、法人法第33条）。

② 会計監査人の監査等

本学は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされている（準用通則法第39条第1項）。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされている（準用通則法第38条第1項）。

③ 会計検査院の検査

本学に対しては会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条第5号に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われている。

当該検査の観点は以下のとおりである。

- ・決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか（正確性）
- ・会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか（合规性）
- ・事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか（経済性）
- ・業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- ・事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか（有効性）
- ・その他会計検査上必要な観点

(2) 国立大学における大学評価

① 認証評価

学校教育法第109条に基づき、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされている。また、大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（大学機関別認証評価）を受けるものとされている。本学では、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める大学機関別認証評価の評価基準を準用し、自己点検・評価を実施しているほか、平成22年度及び平成29年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「大学評価基準を満たしている。」と評価されている。

このほか、専門職大学院を置く大学は、その設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、5年以内ごとに認証評価を受けるものとされている。本学の2つの専門職大学院（人文社会ビジネス科学学術院国際経営プロフェッショナル専攻及び法曹専攻）では、これまで全ての評価において適合認定を受けている。

② 国立大学法人評価

国立大学法人等は、法人法第31条の2に基づき、評価委員会の評価を受けなければならない。

評価委員会による評価は、事業年度の区分に応じ、以下の事項について行われる。

- ・中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度：中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- ・中期目標の期間の最後の事業年度：中期目標の期間における業務の実績

文部科学大臣は、評価委員会が中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価を行った際、当該国立大学法人等の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、当該国立大学法人等に関し所要の措置を講ずるものとするとしている。

(3) 内部管理体制

(組織運営・業務執行体制)

① 本学の役員等

学長は、学長選考会議において選考され、文部科学大臣により任命される。この学長選考会議は、学内だけでなく広く社会の意見を反映させるため、経営協議会の学外委員から選出された者と教育研究評議会から選出された者で構成される。

理事（8名）は、学長を補佐して法人の業務を掌理する。

副学長（10名（うち7名は理事が兼務））は、学長を助け、及び学長の命を受け、校務をつかさどる。

大学執行役員（14名）は、本学独自の制度で、学長を助け、及び学長の命を受け、特定の業務を統括する。教員組織の長である系長（10名）や特定業務を担当する者（4名）がその任にあたる。

監事（2名）は、文部科学大臣により任命され、日常的に法人の業務の監査を行うとともに、毎年、学長選考会議において行われる学長の業績評価に連携協力している。

さらに、本学の役員とは別に、会計監査人が文部科学大臣により選任される。会計監査人は、本学とは独立した立場で、財務諸表、事業報告書（会計部分）及び決算報告書についての監査を行う。

② 本学の審議機関

役員会は、運営に関する重要事項を審議する機関で、毎月1回開催される。学長及び理事（8名）で構成され、監事、副学長及び大学執行役員も出席する。

経営協議会は、経営に関する重要事項を審議する機関で、毎年7回開催される。学長、学長が指名する常勤の理事（7名）及び学外委員（10名）で構成され、広く社会の意見を審議に反映させるため、その過半数を学外委員としている。また、監事、副学長、大学執行役員、事務組織の部長等が出席し、幅広い意見交換を行える体制である。

教育研究評議会は、教育研究に関する重要事項を審議する機関で、毎月1回開催される。学長、理事、副学長、学群・学術院等の部局の長及び学長が指名する者により構成（計52名）され、本学の教育研究を担うあらゆる組織の長が一堂に会する場である。

運営会議は、本学独自の制度であり、業務の処理に関する重要事項について連絡調整を行う機関である。学長、理事、副学長、大学執行役員により構成（計29名）され、監事も出席する。また、上記の諸会議に付議する案件はすべて運営会議を経ることとし、かつ毎週1回の開催とすることで、機動的な運営を可能としている。教員組織の長である系長が、大学執行役員としての立場で、本学における意思決定を行う最初のステップから参画することが特徴である。

(監事監査)

本学の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本学に2名の監事を置いている（法人法第10条）。

監事による監査は、職務を適切に遂行するため、公正不偏の態度及び独立の立場を保持するとともに、一方で、役員、教職員及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、法人の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的として実施される。また、監査は、監査を通じて全学的かつ組織横断的な対話に注力することで、目標や課題等の共有化を促進するとともに、課題解決に向け必要な助言・提言等を行う。

監事は、①業務に関する監査、及び②決算報告、財務諸表及び余裕金の運用等に関する監査を行う。

監事は、業務に関する監査に関し、意見書を作成し学長等に報告し、決算報告については、監査報告書を作成し文部科学大臣に提出する。

(組織評価体制)

学校教育法第109条により、大学は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとされている。本学では、かかる組織評価等を行う組織評価委員会を設置している。同委員会は、学長を委員長、評価担当副学長を副委員長とし、委員として学長が指名する大学執行役員等が参画している。学長は、組織評価を上記(2)で述べた認証評価や国立大学法人評価等の第三者評価と連動させるとともに、定量的評価及び定性的評価を組み合わせて組織評価を実施している。

(コンプライアンス体制)

本学では、コンプライアンスの推進を図り、もって法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公平・公正性の確保に資するため、平成18年3月に「コンプライアンス推進規則」を施行している。

また、本学では、研究費等の不正使用防止を目的とした「教育研究費不正防止計画」を定め、不正要因の除去や適正使用の推進等様々な対策を講じている。教職員へのコンプライアンス教育の実施等により意識向上に努め、早期のリスク対処が行えるよう、組織の健全化を図る体制を構築している。

さらに、本学では、「筑波大学研究公正規則」を定め、不正行為を防止するとともに公正な研究活動を実現するための体制整備を図っている。また、研究倫理教育や研究資料等の保存に関するガイドラインを定め、公正な研究活動の保持に努めている。

(リスク管理体制)

本学では、国立大学法人筑波大学業務方法書に基づき、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析並びに必要な規程の整備に努めるとともに、把握したリスクを低減するための検討等を行っている。

(情報公開と個人情報保護)

本学では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、「国立大学法人筑波大学個人情報及び特定個人情報の安全管理に関する基本方針」、「国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則」、「国立大学法人筑波大学における個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則」、「国立大学法人筑波大学法人文書の開示の手続きに関する規程」及び「国立大学法人筑波大学保有個人情報の開示等に関する規程」を制定し、情報の公開の適正な実施の確保及び本学が保有する個人情報の適切な管理を図っている。

(内部監査)

本学では、国立大学法人筑波大学内部監査規則に基づき、本学の諸活動の遂行状況を適法性、合理性及び効率性の観点から公正かつ客観的な立場で調査・検証し、その結果に基づく情報の提供及び改善のための助言、提案、支援等を行うための内部監査を実施している。

監査室は、内部監査として、①会計業務等に関する監査（教育研究費不正防止計画及び教職員の勤務状況に関するモニタリングを含む。）、②公的研究費に関する監査、③情報セキュリティに関する監査、及び④監事監査との連携を行う。

監査室は、監査報告書を作成し、学長に報告する。また、監査における指摘や注意事項等について学内に周知を図り、類似事例の再発防止等を徹底するとともに、次年度の監査においてフォローアップを実施する。

(国立大学法人ガバナンス・コード)

令和2年3月、国立大学法人がさらに経営の透明性を高め、教育・研究・社会貢献機能を一層強化し、社会の変化に応じた役割を果たし続けていくために、自らの経営を律しつつ、その機能をさらなる高みへと進めるべく、基本原則となる規範として、国立大学法人ガバナンス・コードが策定された。本学は、令和3年10月1日時点において、国立大学法人ガバナンス・コードの各基本原則・原則・補充原則を全て実施していることを確認している。詳細は、本学ホームページ(<https://www.tsukuba.ac.jp/about/action-code/>)も参照されたい。

第5 経理の状況

1 筑波大学の財務諸表

国立大学法人は、その公共的な性格から利益の獲得が目的ではないこと、独立採算を前提とせず、国から財源措置があることから、以下のとおり、企業会計等には見られない特徴的な会計処理を行っている。

(1) 損益均衡

一般的な企業会計と同様に、国立大学法人は実現主義によって収益を認識する。ただし、その「実現」の認識基準については、国立大学法人特有の基準で処理されている。

例えば、運営費交付金は、交付された際に、収益ではなく「負債」に計上される。これは、国立大学法人が業務を実施するために必要な対価を受け入れたのみであって、対価の受入れにより業務実施の義務を負った、という考え方による。この考え方は寄附金や受託研究費等を受け入れた際も同様である。そして、教育研究等に費用を投じて業務を実施し、対価に対する義務を果たすことで、収益が実現したと認識し、順次負債を収益に振り替える。

このように、国立大学法人会計における収益は、収入や売上金額を示すものではなく、業務に要したとされる費用の収入源を表すものである。

この会計処理は、国立大学法人は経営成績ではなく、国から負託された業務を確実に実施しているという運営状況を表すべきであり、それを適正に示すため、通常の運営を行った場合に損益が均衡するようにあらかじめ構築された会計基準によるものである。

(2) 目的積立金

国立大学法人の業務である教育研究は、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されているため、個々の業務の達成度の把握が困難である。このため、運営費交付金等の収益化については、業務の達成度に応じて収益に振り替える「業務達成基準」ではなく、一定の期間の経過を業務の進行とみなす「期間進行基準」を原則としている。

期間進行基準の場合、通常どおりに業務を実施したときは、上記(1)のとおり費用=収益となり、損益は均衡する。一方、業務を効率的に行い、経費の節減を行った場合、未使用額つまりは利益が生じることになる。この利益(当期末処分利益)は、業務を効率的に行い、経費の節減が実施できたものであって、国立大学法人の経営努力により生じた利益であると認められた場合にのみ、次年度以降の教育研究に使用可能な「目的積立金」として、文部科学大臣に承認される。

承認された目的積立金は、次年度以降に、国立大学法人の中期計画における用途の範囲で、教育研究の充実のために使用する。

(3) 減価償却

国立大学法人が減価償却資産を購入した場合に、取得に要した金額の全てを取得年度の費用とせず、その資産の償却期間に応じた期間に分配することは、企業会計と同様である。減価償却資産を購入した場合、資産の購入財源とする収益と、当期に計上する費用(減価償却費)に差額が生じるが、国立大学法人の業務運営状況を適正に示す観点から、損益が均衡するように、国立大学法人会計特有の「財源別処理」を行う。

運営費交付金を財源として減価償却資産を購入した場合は、負債勘定である運営費交付金等債務は、同じ負債勘定である「資産見返運営費交付金等」に一度振替えられる。その後、減価償却に合わせて資産見返運営費交付金等を取崩し、減価償却費と同額を資産見返負債戻入として収益化する。これによって、各年度の

費用と収益は同額となり、資産取得が損益に与える影響が相殺される。

また、国立大学法人の実施する事業は、最終的な責任を出資者である国が負うべきものであるため、教育研究等の必要な業務を確実に実施できるよう、建物等の施設に関する整備や更新に必要な財源は、国が措置することとされている。

そのため、一部の資産の減価償却費については、その資産による収益獲得が予定されておらず、更新費用を国が措置すべきであると特定された場合、国立大学法人の運営責任の範囲外にあるとされ、その減価償却額を国立大学法人の費用とはしない処理がなされる。具体的には、その資産の減価償却累計額は、費用（減価償却費）として計上することなく、国立大学法人の実質的な財産的基礎の減少として、資本剰余金を直接減額し、損益外減価償却累計額として表示することとされている。

2 令和3年度財務諸表

以下、本学の令和3年度財務諸表を掲載している。

令和3年度

財 務 諸 表

第18期事業年度

自 令和 3年4月 1日
至 令和 4年3月31日



国立大学法人 筑波大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	5
利益の処分に 関する書類	6
国立大学法人等業務実施コスト計算書	7
注記事項	8
附属明細書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細	20
(2) たな卸資産の明細	21
(3) 無償使用国有財産等の明細	21
(4) PFIの明細	21
(5) 有価証券の明細	
(5)－1 流動資産として計上された有価証券	22
(5)－2 投資その他の資産として計上された有価証券	22
(6) 引当特定資産の明細	22
(7) 出資金の明細	23
(8) 長期貸付金の明細	23
(9) 借入金の明細	23
(10) 国立大学法人等債の明細	23
(11) 引当金の明細	
(11)－1 引当金の明細	24
(11)－2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細	24
(11)－3 退職給付引当金の明細	24
(12) 資産除去債務の明細	25
(13) 保証債務の明細	25
(14) 資本金及び資本剰余金の明細	25
(15) 積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細	
(15)－1 積立金の明細	26
(15)－2 目的積立金の取崩しの明細	26
(16) 業務費及び一般管理費の明細	27
(17) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	
(17)－1 運営費交付金債務	31
(17)－2 運営費交付金収益	31
(18) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	
(18)－1 施設費の明細	32
(18)－2 補助金等の明細	33
(19) 役員及び教職員の給与の明細	35
(20) 開示すべきセグメント情報	36
(21) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細	
(21)－1 寄附金債務の明細	37
(21)－2 寄附金の受入額の明細	37
(22) 受託研究の明細	38
(23) 共同研究の明細	38
(24) 受託事業等の明細	38
(25) 科学研究費補助金の明細	39
(26) 関連公益法人等に関する明細	
(26)－1 関連公益法人等	40
(26)－2 関連公益法人等	41
(26)－3 関連公益法人等	42
(26)－4 関連公益法人等	43
(26)－5 関連公益法人等	44
(27) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	
(27)－1 現金及び預金	45
(27)－2 未収附属病院収入	45
(27)－3 未払金	45

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地	243,052,830	
土地減損損失累計額	△490,197	242,562,633
建物	170,769,025	
建物減価償却累計額	△94,919,714	
建物減損損失累計額	△769,767	75,079,545
構築物	12,746,203	
構築物減価償却累計額	△8,050,011	
構築物減損損失累計額	△19,528	4,676,664
機械装置	107,199	
機械装置減価償却累計額	△106,070	1,130
工具器具備品	68,410,243	
工具器具備品減価償却累計額	△57,742,570	10,667,674
図書		10,388,392
美術品・收藏品		921,424
船舶	254,681	
船舶減価償却累計額	△254,617	64
車両運搬具	390,527	
車両運搬具減価償却累計額	△359,871	30,656
建設仮勘定		3,073,750
その他の有形固定資産		6,924
有形固定資産合計		347,408,854
2 無形固定資産		
商標権		1,460
特許権		156,582
借地権		235,000
電気施設利用権		10,787
ソフトウェア		188,424
電話加入権		8,549
特許権仮勘定		231,216
その他の無形固定資産		144,657
無形固定資産合計		976,676
3 投資その他の資産		
投資有価証券		2,699,630
長期前払費用		2,002
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	72,243	
貸倒引当金	△72,243	-
長期未収附属病院収入	33,869	
徴収不能引当金	△33,869	-
その他の投資等		3,562
投資その他の資産合計		2,705,193
固定資産合計		351,090,723
II 流動資産		
現金及び預金		23,040,758
未収学生納付金収入		117,113
未収附属病院収入	6,051,268	
徴収不能引当金	△10,291	6,040,977
未収金	1,782,474	
貸倒引当金	△4,218	1,778,256
有価証券		1,600,193
たな卸資産		46,068
医薬品及び診療材料		236,661
前渡金		2,927
前払費用		63,369
未収収益		9,492
その他の流動資産		57,741
流動資産合計		32,993,555
資産合計		384,084,278

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	10,432,033	
資産見返補助金等	2,149,144	
資産見返寄附金	3,193,708	
資産見返物品受贈額	8,389,346	
建設仮勘定見返運営費交付金	45,452	
建設仮勘定見返施設費	645,108	
建設仮勘定見返補助金	2,042	24,856,833

長期寄附金債務		100,000
大学改革支援・学位授与機構債務負担金		80,097
長期借入金		5,681,120
長期リース債務		1,224,452
長期PF債務		15,988,497
退職給付引当金		1,051,711
資産除去債務		229,391
その他の固定負債		1,014,613

固定負債合計 50,226,713

II 流動負債

預り補助金等		188,340
寄附金債務		6,129,127
前受受託研究費		940,056
前受共同研究費		1,397,832
前受受託事業費等		141,878
前受金		162,793
預り科学研究費補助金等		772,533
預り金		1,483,316
一年以内返済予定大学改革支援・学位授与機構債務負担金		54,713
一年以内返済予定長期借入金		109,069
リース債務		965,620
PF債務		1,743,135
未払金		11,023,629
未払費用		13,599
未払消費税等		50,412
賞与引当金		730,218
環境対策引当金		161

流動負債合計 25,906,431

負債合計 76,133,144

純資産の部

I 資本金

政府出資金	229,628,303	
資本金合計		<u>229,628,303</u>

II 資本剰余金

資本剰余金	148,721,633	
損益外減価償却累計額 (△)	△79,531,274	
損益外減損損失累計額 (△)	△1,235,825	
損益外利息費用累計額 (△)	△24,478	
資本剰余金合計		<u>67,930,056</u>

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	2,420,860	
教育研究環境等整備積立金	630,204	
積立金	2,865,883	
当期未処分利益	4,475,829	
(うち当期総利益)	4,475,829)	
利益剰余金合計		<u>10,392,775</u>

純資産合計 307,951,134

負債純資産合計 384,084,278

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

経常費用			
業務費			
教育経費		7,170,868	
研究経費		7,019,441	
診療経費			
材料費	15,180,990		
委託費	4,012,795		
設備関係費	4,300,051		
研修費	8		
経費	1,176,016	24,669,860	
教育研究支援経費		2,213,637	
受託研究費		5,572,087	
共同研究費		1,513,501	
受託事業費等		863,446	
役員人件費		176,537	
教員人件費			
常勤教員給与	26,867,462		
非常勤教員給与	596,514	27,463,976	
職員人件費			
常勤職員給与	18,923,227		
非常勤職員給与	3,641,481	22,564,708	99,228,059
一般管理費			2,763,379
財務費用			
支払利息			307,729
雑損			35,507
経常費用合計			102,334,675
経常収益			
運営費交付金収益		35,727,560	
授業料収益		8,403,921	
入学金収益		1,354,223	
検定料収益		297,928	
附属病院収益		36,690,293	
受託研究収益		6,708,635	
共同研究収益		1,786,504	
受託事業等収益		944,438	
施設費収益		481,436	
補助金等収益		5,842,013	
寄附金収益		2,400,708	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	1,324,923		
資産見返補助金等戻入	587,130		
資産見返寄附金戻入	716,848		
資産見返物品受贈額戻入	48,048	2,676,949	
財務収益			
受取利息	11,054		
有価証券利息	81		
為替差益	6,032	17,166	

雑益			
公開講座収入	54,288		
財産貸付料収入	250,462		
学生寄宿舍収入	591,487		
職員宿舍料収入	111,128		
文献複写料収入	4,133		
研究関連収入	938,267		
その他の雑益	794,571	2,744,335	
経常収益合計			106,076,107
経常利益			3,741,433
臨時損失			
固定資産除却損			133,255
臨時利益			
運営費交付金収益	642,073		
資産見返運営費交付金等戻入	39,235		
資産見返寄附金戻入	79,526		
資産見返物品受贈額戻入	0		
資産見返補助金戻入	695	761,530	
当期純利益			4,369,707
目的積立金取崩額			106,121
当期総利益			4,475,829

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位: 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
教育研究業務支出	△16,388,381
診療業務支出	△21,764,447
人件費支出	△52,114,200
その他の業務支出	△2,699,986
運営費交付金収入	36,205,245
授業料収入	7,443,371
入学金収入	1,304,158
検定料収入	297,868
附属病院収入	36,667,447
受託研究収入	6,896,385
共同研究収入	2,222,253
受託事業等収入	990,809
補助金等収入	6,462,974
補助金等の精算による返還金の支出	△60,363
寄附金収入	3,044,610
その他の業務収入	2,995,727
預り金の増加	396,928
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,900,397
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,000,000
有価証券の償還による収入	300,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△9,548,312
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	840,816
定期預金の預入による支出	△30,800,000
定期預金の払戻による収入	38,500,000
施設費による収入	2,359,706
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出	△419,908
その他の投資支出	△1,892
その他の投資収入	3,308
小計	233,719
利息及び配当金の受取額	77,242
投資活動によるキャッシュ・フロー	310,961
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	2,738,142
長期借入金の返済による支出	△108,847
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△79,543
リース債務の返済による支出	△1,521,646
その他の財務支出	△1,965,107
小計	△937,001
利息の支払額	△318,555
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,255,555
IV 資金に係る換算差額	1,777
V 資金増加額	10,957,580
VI 資金期首残高	11,083,178
VII 資金期末残高	22,040,758

利益の処分に關する書類

		(単位：円)
I 当期未処分利益		4,475,828,716
当期総利益	4,475,828,716	
II 積立金振替額		3,051,063,650
前中期目標期間繰越積立金	2,420,859,535	
目的積立金	630,204,115	
III 利益処分額		
積立金		7,526,892,366

国立大学法人等業務実施コスト計算書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

I 業務費用

(1)損益計算書上の費用

業務費	99,228,059	
一般管理費	2,763,379	
財務費用	307,729	
雑損	35,507	
臨時損失	133,255	102,467,930

(2)(控除)自己収入等

授業料収益	△8,403,921	
入学金収益	△1,354,223	
検定料収益	△297,928	
附属病院収益	△36,690,293	
受託研究収益	△6,708,635	
共同研究収益	△1,786,504	
受託事業等収益	△944,438	
寄附金収益	△2,400,708	
資産見返運営費交付金等戻入(授業料分)	△452,846	
資産見返寄附金戻入	△716,848	
財務収益	△17,166	
雑益	△1,806,068	
臨時利益	△111,338	△61,690,914

業務費用合計 40,777,015

II 損益外減価償却相当額

4,438,366

III 損益外減損損失相当額

210,669

IV 損益外利息費用相当額

1,524

V 損益外除売却差額相当額

△349,430

VI 引当外賞与増加見積額

△142,699

VII 引当外退職給付増加見積額

△473,810

VIII 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された
使用料による貸借取引の機会費用 1,404

政府出資等の機会費用 617,722 619,126

IX 国立大学法人等業務実施コスト(I + II + III + IV + V + VI + VII + VIII)

45,080,761

注 記 事 項

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

(1) 運営費交付金収益

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、プロジェクト事業に充当される運営費交付金の一部については業務達成基準を、「機能強化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部、補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

(2) 授業料収益

期間進行基準を採用している。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	2～50年
構築物	2～60年
工具器具備品	1～20年
船舶	2～7年
車両運搬具	2～7年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第91）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（5年）に基づいている。

3. 引当金等の計上基準

(1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

一部の教員及び病院教職員の退職給付の支給に備え、当該教職員の当期末自己都合要支給額にて引当金を計上している。

その他の教職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第88第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

(2) 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

一部の教職員及び病院教職員の賞与については翌期の支給に備え、当該教職員の賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

その他の教職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の同見積額を控除した額を計上している。

(4) 環境対策引当金の計上基準

法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでないPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理費用の見積額を計上している。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を、売買目的有価証券及びその他有価証券については、時価法を採用している。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

た な 卸 資 産 : 移動平均法による低価法

医薬品及び診療材料 : 当分の間、最終仕入原価法

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

7. 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

原則として、近隣の地代や賃借料を参考に計算している。一部については、国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年利付国債(新発債)の利回りを参考に0.210%で計算している。

8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。

(重要な会計方針)

国立大学法人会計基準（「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書）（国立大学法人会計基準等検討会議 平成30年6月11日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会 令和2年12月24日最終改訂）を適用して、財務諸表を作成している。

ただし、本文中に引用する国立大学法人会計基準の項目番号及び引当特定資産の明細等の一部事項については、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書（国立大学法人会計基準等検討会議 令和4年2月10日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会 令和4年5月19日最終改訂）を適用している。

(貸借対照表関係)

1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	23,557,461 千円
2. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	2,091,815 千円
3. 債務保証の総額	134,810 千円
(対応する債務 大学改革支援・学位授与機構債務負担金)	134,810 千円)

4. 担保提供資産

長期借入金 (大学改革支援・学位授与機構借入金) 4,135,793 千円 (長期借入金 4,114,579 千円、一年以内返済予定長期借入金 21,214 千円) について、当該借入金の債権者と抵当権設定契約を締結している。

① 担保に供した土地の簿価	5,016,429 千円
② これに対応する借入金の額	4,135,793 千円

5. 利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

(1) 国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	9,852,120 千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	<u>6,553,374 千円</u>
利益剰余金に与える影響額 (差引)	3,298,746 千円

(2) 国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計

724,273 千円

(3) 国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

382,943 千円

(4) 国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

228,605 千円
4,634,567 千円

6. 退職給付

(1) 採用している退職給付制度の概要

本学は、職員退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	909,006 千円
退職給付費用	196,161 千円
退職給付の支払額	<u>△53,456 千円</u>
期末における退職給付引当金	<u>1,051,711 千円</u>

② 退職給付に関連する損益

 簡便法で計算した退職給付費用 196,161 千円

7. 土地の譲渡に伴う資本金の減少

(1) 譲渡した土地の帳簿価額及びその概要

帳簿価額	490,000 千円
職員宿舎用地（茨城県つくば市並木）20,191.22 m ²	

(2) 譲渡理由

職員宿舎のための用地であるが、同宿舎は建物の老朽化が著しく入居希望者もないことから、職員宿舎としての用途を廃止し、譲渡するものである。

(3) 譲渡収入の額	840,816 千円
------------	------------

(4) 大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額	1,000 千円
---	----------

(5) 大学改革支援・学位授与機構への納付額	419,908 千円
------------------------	------------

(6) 大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日	令和4年3月31日
-------------------------------	-----------

(7) 減資額	705,000 千円
---------	------------

(損益計算書関係)

当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	100,757 千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	<u>21,734 千円</u>
当期総利益に与える影響額（差引）	79,023 千円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	23,040,758 千円
うち、定期預金	<u>△1,000,000 千円</u>
資金期末残高	<u>22,040,758 千円</u>

2. 重要な非資金取引

(1) 現物寄附による資産等の取得

建物	2,145 千円
構築物	143,936 千円
工具器具備品	485,385 千円
図書	8,499 千円
美術品	2,080 千円
その他無形固定資産	<u>5,073 千円</u>
計	<u>647,118 千円</u>

(2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	<u>74,293 千円</u>
計	<u>74,293 千円</u>

3. その他の事項

(1) 教育研究業務支出は、教育・研究に関する支出である。

(2) 診療業務支出は、診療経費に関する支出である。

(3) その他の業務支出は、主として一般管理費の支出である。

(業務実施コスト計算書関係)

1. 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
原則として、近隣の地代や賃借料を参考に計算している。一部については、国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。
2. 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年利付国債(新発債)の利回りを参考に0.210%で計算している。
3. 引当外退職給付増加見積額
国又は地方公共団体からの出向職員に係る者は、48名、△30,804千円である。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構及び民間銀行からの借入れによっている。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第34条の3第2項の規定に基づき、公債及びA格以上の社債を保有している。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、国立大学法人筑波大学余裕金運用管理細則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用委員会に報告している。

また、未収附属病院収入は、筑波大学附属病院収入債権管理事務処理要領に沿ってリスク管理を行っている。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の用途は附属病院の整備資金、グローバルレジデンス整備資金及び職員宿舍整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

リース債務は、主に附属病院の診療機器に係るものであり、PFI債務は、「筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業」、「筑波大学グローバルレジデンス整備事業」及び「春日地区宿泊等複合施設整備事業」に係るものである。

未払金は、主に業務費、一般管理費及び固定資産の取得に係るものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券及び有価証券満期保有目的の債券	4,299,513	4,375,189	75,676
その他有価証券	309	309	—
(2) 現金及び預金	23,040,758	23,040,758	—
(3) 未収附属病院収入	6,051,268		
徴収不能引当金(*2)	△10,291		
	6,040,977	6,040,977	—
(4) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(134,810)	(137,467)	(2,657)
(5) 長期借入金	(5,790,189)	(6,021,720)	(231,531)
(6) リース債務	(2,190,071)	(2,174,471)	15,600
(7) PFI債務	(17,731,632)	(17,964,513)	(232,881)
(8) 未払金	(11,023,629)	(11,023,629)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(*2) 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券及び有価証券

この時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金、(5) 長期借入金、(6) リース債務及び(7) PFI債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、リース、PFI取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

(8) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 新株予約権(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券及び有価証券」には含んでいない。

(減損関係)

1. 減損の認識

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位：千円)

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
A	職員宿舎敷地(土地)	土地	790,000	計 790,000	茨城県つくば市 並木4丁目
B	職員宿舎(集合住宅)	附属設備	493	計 669	茨城県つくば市 吾妻4丁目
		構築物	176		
合計				790,669	

(2) 減損の認識の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

① Bの職員宿舎(集合住宅)については、建物と補完的な関係を有する附属設備(諸作業装置)及び構築物(標識等)からなるため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

(3) 減損の認識に至った経緯

① Aの職員宿舎敷地(土地)については、民間事業者による借地での利用及び本学における活用を検討してきたが、有効活用の方策を構築することができないと判断し、当該用地は譲渡することと決定した。今後の使用見込みはないため減損を認識した。

② Bの職員宿舎(集合住宅)については、築46年が経過しており老朽化が著しい。また、令和3年12月末までに退去が完了し用途廃止を行ったため減損を認識した。

(4) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産毎の内訳
(単位：千円)

記号	用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額	
A	職員宿舎敷地（土地）	土地	—	210,000	計 210,000
B	職員宿舎（集合住宅）	附属設備	—	493	計 669
		構築物	—	176	
合計				210,669	

(5) 回収可能サービス価額

①Aの職員宿舎敷地（土地）は、今後の使用が予定されていないため、正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による調査報告額により測定しており、基準値価額に基づく市場価額から処分費用見込額を差し引いて算出している。

②Bの職員宿舎（集合住宅）、については、売却見込がないため使用価値相当額により測定している。使用価値相当額は、当該資産の帳簿価額に使用が想定されている部分の割合を乗じて算出している。

2. 減損の兆候

(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位：千円)

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
a	職員宿舎（集合住宅）	建物	7,116	計 7,490	埼玉県坂戸市
		構築物	374		
b-1	学生宿舎（集合住宅）	建物	892,851	計 1,340,691	茨城県つくば市 天王台2丁目
		附属設備	417,636		
		構築物	30,203		
b-2	学生宿舎（集合住宅）	建物	61,510	計 101,490	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	39,386		
		構築物	593		
c-1	宿泊施設（外国人教師等 宿泊施設）	建物	7,304	計 7,663	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	359		
c-2	宿泊施設（グローバルゲ ストハウス）	建物	115,097	計 211,572	茨城県つくば市 春日1丁目
		附属設備	39,760		
		構築物	56,716		
c-3	宿泊施設（合宿所）	建物	30,200	計 50,295	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	19,789		
		構築物	306		
c-4	宿泊施設（菅平高原実験 所）	附属設備	1,902	計 1,902	長野県上田市
d-1	センター（グローバル・コミ	建物	365,168	計	茨城県つくば市

	ケーション教育センター)	附属設備	309,902	721,284	天久保3丁目
		構築物	46,214		
d-2	センター(山岳研究センター八ヶ岳演習林)	建物	43,530	計 45,979	長野県南佐久郡南牧村
		附属設備	2,449		
e-1	運動施設(野外活動実習場)	構築物	3,297	計 3,297	茨城県つくば市天久保3丁目
e-2	運動施設(第二トレーニング室(春日))	建物	1,518	計 1,636	茨城県つくば市春日1丁目
		構築物	118		
f	駐車場(北地区)	構築物	559	計 559	茨城県つくば市天王台2丁目
g-1	図書館(中央図書館)	建物	913,093	計 1,114,933	茨城県つくば市天王台1丁目
		附属設備	180,931		
		構築物	20,909		
g-2	図書館(体芸図書館)	建物	8,319	計 14,643	茨城県つくば市天久保3丁目
		附属設備	6,324		
合 計				3,623,434	

(2) 認められた減損の兆候の概要

- ①aの職員宿舎(集合住宅)については、居住していた教員の退職、転職により入居者が減少し減損の兆候が認められた。
- ②bの学生宿舎(集合住宅)については、新型コロナウイルス感染症予防対策により入居者が減少したため減損の兆候が認められた。また、b-1及びb-2の各1棟は外壁及び給排水設備の改修工事が予定され、入居を停止したため減損の兆候が認められた。
- ③cの宿泊施設、dのセンター、eの運動施設及びgの図書館については、新型コロナウイルス感染症予防対策により利用者が減少したため減損の兆候が認められた。
- ④fの駐車場(北地区)については、主に学生宿舎の入居者が利用するため、新型コロナウイルス感染症予防策により入居者が減少したため減損の兆候が見られた。

(3) 減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

- ①aの職員宿舎(集合住宅)については、建物および構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物(ごみ置場等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ②bの学生宿舎(集合住宅)については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(冷暖房装置等)及び構築物(自転車置場等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ③c-1の宿泊施設(外国人教師等宿泊施設)については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(電信線路)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ④c-2の宿泊施設(グローバルゲストハウス)については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(衛生設備等)及び構築物(電力線路等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑤c-3の宿泊施設(合宿所)については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(水道等)及び構築物(諸作業装置等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑥c-4の宿泊施設(菅平高原実験所)については、建物と補完的な関係を有する附属設備(通

風装置等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

- ⑦d-1のセンター(グローバル・コミュニケーション教育センター)については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(エレベータ等)及び構築物(電力線路等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑧d-2のセンター(山岳研究センター八ヶ岳演習林)については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(下水等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑨e-1の運動施設(野外活動実習場)については、建物と補完的な関係を有する構築物(排水設備等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑩e-2の運動施設(トレーニング室(春日))については、建物及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物(下水)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑪g-1の図書館(中央図書館)については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(電力線路等)及び構築物(ガス装置等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑫g-2の図書館(体芸図書館)については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備(照明設備等)であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

(4) 減損の認識に至らなかった理由

- ①aの職員宿舎(集合住宅)については、新規採用者に利用案内を行い使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。
- ②bの学生宿舎(集合住宅)については、新型コロナウイルス感染症対策が進むこと、また、継続入居についての周知を行うことにより、使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。
- ③cの宿泊施設、dのセンター、eの運動施設及びgの図書館については、新型コロナウイルス感染症対策が進むことによって使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。
- ④fの駐車場については、bの学生宿舎の新型コロナウイルス感染症対策等が進むことにより使用が想定されるため減損の認識に至らなかった。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している工具器具備品の放射線の除去義務である。

2. 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年~26年と見積もり、割引率は、0%~2.254%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	227,867千円
時の経過による調整額	1,524千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円
期末残高	229,391千円

4. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

(1) 放射線発生装置

放射線発生装置については、装置撤去時における放射性廃棄物等の除去に係る債務を有しているが、使用期間が長期に及び、撤去等の予定もないことから、放射線管理区域内の装置撤去時にかかる汚染レベルを把握することが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

(2) 建物等の賃貸借契約

賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、使用予定期間が不明確であり、移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

(賃貸等不動産関係)

本学は筑波地区に附属病院患者用駐車場及び学生宿舎等を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
31,799,747	△451,141	31,348,606	32,581,016

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。

取得等による増加	5,221千円
減価償却等による減少	456,362千円

(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて本学で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。また、賃貸等不動産に関する令和3年度における収益及び費用等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)
681,997	1,001,014 (うち、損益外減価償却相当額236,764)	—

(重要な債務負担行為)

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生するものは次のとおりである。

(単位：千円)

件名	契約金額	翌期以降支払金額
筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業	14,004,583	13,993,495

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(千円単位の金額の表示について)

各々の計数を表示単位未満で四捨五入しているため、合計額と符合しない場合がある。
ただし、「利益の処分に関する書類」については円単位で表示している。

令和3年度

附 属 明 細 書

第18期事業年度

自 令和 3年4月 1日
至 令和 4年3月31日



国立大学法人 筑波大学

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

筑波大学
(単位:千円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期 末残高	摘要
					当期 償却額	当期 損益内	当期 損益外			
有形固定資産 (特定償却資産)										
建物	117,274,901	2,015,007	180,890	119,109,018	69,405,173	4,130,199	729,295	—	—	48,974,550
構築物	8,280,185	87,148	33,747	8,333,585	5,802,748	218,369	16,333	—	176	2,514,504
工具器具備品	4,152,090	57,393	42,389	4,167,094	4,076,555	89,797	—	—	—	90,539
船舶	241,653	—	—	241,653	241,653	—	—	—	—	0
計	129,948,829	2,159,547	257,026	131,851,350	79,526,130	4,438,366	745,628	—	176	51,579,592
有形固定資産 (特定償却資産以外)										
建物	50,822,316	891,064	53,373	51,660,007	25,514,541	2,153,033	40,472	—	493	26,104,995
構築物	4,231,635	280,140	99,156	4,412,618	2,247,263	219,507	3,194	—	—	2,162,161
機械装置	109,132	—	1,933	107,199	106,070	2,123	—	—	—	1,130
工具器具備品	62,936,134	4,803,186	3,496,170	64,243,150	53,666,015	5,921,235	—	—	—	10,577,135
図書	10,376,553	61,577	49,738	10,388,392	—	—	—	—	—	10,388,392
船舶	13,028	—	—	13,028	12,963	40	—	—	—	64
車両運搬具	160,311	230,215	—	390,527	359,871	224,828	—	—	—	30,656
その他の有形固定資産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	128,649,109	6,266,183	3,700,370	131,214,921	81,906,723	8,520,767	43,666	—	493	49,264,532
有形固定資産 (非償却資産)										
土地	244,462,830	—	1,410,000	243,052,830	—	—	490,197	—	210,000	242,562,633
美術品・收藏品	918,460	3,671	707	921,424	—	—	—	—	—	921,424
建設仮勘定	921,457	2,758,352	606,059	3,073,750	—	—	—	—	—	3,073,750
その他の有形固定資産	6,924	—	—	6,924	—	—	—	—	—	6,924
計	246,309,670	2,762,023	2,016,766	247,054,927	—	—	490,197	—	210,000	246,564,730
有形固定資産合計										
土地	244,462,830	—	1,410,000	243,052,830	—	—	490,197	—	210,000	242,562,633
建物	168,097,217	2,906,071	234,263	170,769,025	94,919,714	6,283,233	769,767	—	493	75,079,545 (注)
構築物	12,511,820	367,287	132,903	12,746,203	8,050,011	437,877	19,528	—	176	4,676,664
機械装置	109,132	—	1,933	107,199	106,070	2,123	—	—	—	1,130
工具器具備品	67,088,224	4,860,579	3,538,559	68,410,243	57,742,570	6,011,032	—	—	—	10,667,674 (注)
図書	10,376,553	61,577	49,738	10,388,392	—	—	—	—	—	10,388,392
美術品・收藏品	918,460	3,671	707	921,424	—	—	—	—	—	921,424
船舶	254,681	—	—	254,681	254,617	40	—	—	—	64
車両運搬具	160,311	230,215	—	390,527	359,871	224,828	—	—	—	30,656
建設仮勘定	921,457	2,758,352	606,059	3,073,750	—	—	—	—	—	3,073,750
その他の有形固定資産	6,924	—	—	6,924	—	—	—	—	—	6,924
計	504,907,608	11,187,753	5,974,163	510,121,198	161,432,852	12,959,133	1,279,492	—	210,669	347,408,854
無形固定資産 (特定償却資産)										
ソフトウェア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	5,144	—	—	5,144	5,144	—	—	—	—	—
計	5,144	—	—	5,144	5,144	—	—	—	—	—
無形固定資産 (特定償却資産以外)										
商標権	5,004	1,099	—	6,103	4,643	168	—	—	—	1,460
特許権	473,449	40,333	57,284	456,498	299,916	42,544	—	—	—	156,582
電気施設利用権	50,317	—	—	50,317	39,529	3,354	—	—	—	10,787
ソフトウェア	862,870	33,759	20,238	876,392	687,967	80,254	—	—	—	188,424
その他の無形固定資産	302,474	87,573	6,048	383,998	241,810	49,579	—	—	—	142,188
計	1,694,113	162,764	83,570	1,773,307	1,273,866	175,899	—	—	—	499,442
無形固定資産 (非償却資産)										
借地権	235,000	—	—	235,000	—	—	—	—	—	235,000
電話加入権	8,549	—	—	8,549	—	—	—	—	—	8,549
特許権仮勘定	189,949	99,502	58,235	231,216	—	—	—	—	—	231,216
その他の仮勘定	502	945	1,447	—	—	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	2,469	—	—	2,469	—	—	—	—	—	2,469
計	436,468	100,447	59,682	477,234	—	—	—	—	—	477,234
無形固定資産合計										
商標権	5,004	1,099	—	6,103	4,643	168	—	—	—	1,460
特許権	473,449	40,333	57,284	456,498	299,916	42,544	—	—	—	156,582
借地権	235,000	—	—	235,000	—	—	—	—	—	235,000
電気施設利用権	50,317	—	—	50,317	39,529	3,354	—	—	—	10,787
ソフトウェア	862,870	33,759	20,238	876,392	687,967	80,254	—	—	—	188,424
電話加入権	8,549	—	—	8,549	—	—	—	—	—	8,549
特許権仮勘定	189,949	99,502	58,235	231,216	—	—	—	—	—	231,216
その他の仮勘定	502	945	1,447	—	—	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	310,087	87,573	6,048	391,612	246,955	49,579	—	—	—	144,657
計	2,135,726	263,211	143,251	2,255,686	1,279,010	175,899	—	—	—	976,676
投資その他の資産										
投資有価証券	3,299,987	△126	600,232	2,699,630	—	—	—	—	—	2,699,630
長期前払費用	5,150	—	3,148	2,002	—	—	—	—	—	2,002
財産権、再生権、更生債権その他これらに準ずる権利	20,198	52,045	—	72,243	—	—	—	—	—	72,243
貸倒引当金	△20,198	△52,045	—	△72,243	—	—	—	—	—	△72,243
長期未収附属病院収入	21,214	20,845	8,191	33,869	—	—	—	—	—	33,869
徴収不能引当金	△21,214	△20,845	△8,191	△33,869	—	—	—	—	—	△33,869
長期未収金	46,348	—	46,348	—	—	—	—	—	—	—
貸倒引当金	△23,174	—	△23,174	—	—	—	—	—	—	—
その他の投資等	2,164	1,398	—	3,562	—	—	—	—	—	3,562
計	3,330,475	1,273	626,554	2,705,193	—	—	—	—	—	2,705,193

(注) 建物の当期増加額の内訳は、教育用 752,957千円、研究用 1,471,069千円、診療用 554,093千円、教育研究支援用 47,452千円、委託研究用 1,727千円、共同研究用 524千円、一般管理用 78,249千円
工具器具備品の当期増加額の内訳は、教育用 307,338千円、研究用 955,575千円、診療用 1,293,927千円、教育研究支援用 309,629千円、委託研究用 1,687,024千円、共同研究用 200,792千円、委託事業用 39,892千円、一般管理用 66,402千円

(2) たな卸資産の明細

筑波大学

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
たな卸資産	商品	14,410	9,697	—	5,545	1,968	16,594
	貯蔵品	27,517	145,970	—	144,013	0	29,474
	小計	41,927	155,667	—	149,558	1,968	46,068
医薬品及び診療材料	医薬品	193,649	8,302,206	—	8,322,813	112	172,930
	診療材料	63,981	5,896,174	—	5,893,991	2,434	63,731
	小計	257,630	14,198,381	—	14,216,804	2,546	236,661
合 計	299,557	14,354,047	—	14,366,362	4,513	282,729	

(注) 「当期減少額」の「その他」欄には、たな卸資産の評価損の価額を記載している。

(3) 無償使用国有財産等の明細

筑波大学

(単位：㎡, 千円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用の 金 額	摘 要
土 地	雨水配水管埋設敷地	東京都文京区春日1-1-68	10.89		12	(注)
	案内標示塔基礎設置	茨城県つくば市天王台1-1-1	6.00		1	条例による料金
	情報通信管路設置	茨城県つくば市春日1-2	14.80		4	条例による料金
	ポンプ室等設置敷地	静岡県下田市5丁目12-1地先	59.27		10	条例による料金
	いかだ設置水域	静岡県下田市鍋田5丁目12-1地先	160.00		27	条例による料金
	海水取導入管設置敷地	静岡県下田市5丁目1172-1地先	221.25		38	条例による料金
	船着場・通行路敷地	静岡県下田市5丁目	117.50		20	条例による料金
	海水導入管(海側)	静岡県下田市5丁目1145-2地先	32.85		20	条例による料金
	海水導入管(山側)	静岡県下田市5丁目10番地先	34.50		21	条例による料金
	專用河川海水導入管埋設敷地	静岡県下田市5丁目10番地先	2.10		2	条例による料金
	排水管	静岡県下田市5丁目10-1番地先	1.40		1	条例による料金
	排水管	静岡県下田市5丁目10-1番地先	10.75		6	条例による料金
	案内標識	静岡県下田市5丁目776-3地内、820-1地先	0.98		0	条例による料金
	排水管	東京都文京区大塚3-30	11.73		354	条例による料金
	マンホール	東京都文京区大塚3-30	4.49		51	条例による料金
	小貝川東部浄化センター敷地	茨城県筑西市中上野字小芝原2641-1、2655-2	460.00		200	条例による料金
	合同宿舎(駐車場)	長野県南佐久郡南牧村野辺山462-2	12.50		20	民間参考事例による料金
	小 計		1,161.01		786	
	建 物	合同宿舎	長野県南佐久郡南牧村野辺山462-2	64.24	鉄筋コンクリート造	617
小 計			64.24		617	
合 計			1,225.25		1,404	

(注) 国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。なお算定利回りは、0.210%である。

(4) PFIの明細

筑波大学

事業名	事業概要	施設所有形態	契約先	契約期間	摘 要
筑波大学附属病院再開発に係る 施設整備等事業	統括マネジメント 開設準備・移行支援 施設整備 病院運営支援 施設維持管理 利便施設運営	BTO方式	株式会社 つくばネクストパートナーズ	平成21.2.1~令和14.3.31	
筑波大学グローバルレジデンス 整備事業	施設整備 維持管理及び運営	BTO方式	つくばグローバル アカデミックサービス株式会社	平成27.8.19~令和30.3.31	
筑波大学春日地区宿泊等複合施設 整備事業	施設整備 維持管理及び運営	BTO方式	大和ハウス工業株式会社	令和1.9.20~令和38.3.31	
筑波大学附属病院陽子線施設整備 運営事業	新陽子線棟〔仮称〕の整備 既存陽子線棟の改修 陽子線治療装置等の調達 陽子線治療装置等の運転・保守管理 施設維持管理 業務全体の管理調整	BTO方式	株式会社日立製作所	令和3.9.30~令和27.6.30	

(5) 有価証券の明細

(5) - 1 流動資産として計上された有価証券

筑波大学

(単位：千円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた 評価差額	摘 要
満期保有目的債券	譲渡性預金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—	
	利付国債(20年) 第61回	302,142	300,000	300,193	—	
	日本高速道路(10年) 第180回	300,000	300,000	300,000	—	
	計	1,602,142	1,600,000	1,600,193	—	
貸借対照表計上額			1,600,193			

(5) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

筑波大学

(単位：千円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた 評価差額	摘 要	
満期保有目的債券	利付国債(20年) 第62回	499,950	500,000	499,994	—		
	利付国債(20年) 第144回	299,493	300,000	299,721	—		
	日本高速道路(20年) 第208回	399,328	400,000	399,606	—		
	(株)かんぽ生命保険 第1回劣後債	300,000	300,000	300,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	東京電力パワーグリッド㈱ 第26回社債	300,000	300,000	300,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	東京電力パワーグリッド㈱ 第29回社債	100,000	100,000	100,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	九州電力㈱ 第487回社債	200,000	200,000	200,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	三菱地所(株) 第133回社債	200,000	200,000	200,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	JP Morgan Chase&CO. ユーロ円建債券	200,000	200,000	200,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	東京地下鉄(株) 第42回社債	200,000	200,000	200,000	—	国立大学法人法第34条の3第2項に基づき取得した有価証券	
	計	2,698,771	2,700,000	2,699,320	—		
その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた 評価差額	その他有価証券評価 差額	摘 要
	日本都市ファンド投資法人 投資証券	349	309	309	—	—	(注)
	ピクシーダストテクノロジーズ(株) 新株予約権	0	—	0	—	—	
	TNAX Biopharma(株) 新株予約権	0	—	0	—	—	
計	349	309	309	—	—		
貸借対照表計上額				2,699,630			

(注) 現物寄附により取得したものであり、取得価額と時価の差額△40千円は寄附金債務として負債に計上している。

(6) 引当特定資産の明細

該当事項なし

(7) 出資金の明細

該当事項なし

(8) 長期貸付金の明細

該当事項なし

(9) 借入金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	平均利率 (%)	返済期限	摘 要
筑波大学グローバルレジデンス整備事業	1,063,248	—	50,474	1,012,774	0.314	令和24.3	(注)
職員宿舎改修	678,781	—	37,159	641,622	0.173	令和21.3	(注)
大学改革支援・学位授与機構借入金	1,418,865	2,738,142	21,214	4,135,793	0.549	令和34.3	(注)
小 計	3,160,894	2,738,142	108,847	5,790,189			
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	214,353	—	79,543	134,810	1.236	令和8.9	(注)
計	3,375,247	2,738,142	188,390	5,924,999			

(注) 期末残高に含まれる一年以内償還予定の額は次のとおりである。

筑波大学グローバルレジデンス整備事業	50,632	千円
職員宿舎改修	37,223	千円
大学改革支援・学位授与機構借入金	21,214	千円
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	54,713	千円

「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

(10) 国立大学法人等債の明細

該当事項なし

(11) 引当金の明細
 (11) - 1 引当金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	745,854	730,218	745,854	—	730,218	
環境対策引当金	—	161	—	—	161	
計	745,854	730,379	745,854	—	730,379	

(11) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金等の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	20,198	52,045	72,243	20,198	52,045	72,243	(注)
長期未収附属病院収入	21,214	12,655	33,869	21,214	12,655	33,869	(注)
長期未収金	46,348	△46,348	—	23,174	△23,174	—	(注)
未収附属病院収入	6,039,944	11,324	6,051,268	8,661	1,630	10,291	(注)
未収金	1,750,305	32,169	1,782,474	5,238	△1,020	4,218	(注)
計	7,878,010	61,844	7,939,854	78,486	42,136	120,622	

(注) 貸倒見積高の算定方法については、注記事項に記載している。

(11) - 3 退職給付引当金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	909,006	196,161	53,456	1,051,711	
退職一時金に係る債務	909,006	196,161	53,456	1,051,711	
厚生年金基金に係る債務	—	—	—	—	
未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異	—	—	—	—	
年金資産	—	—	—	—	
退職給付引当金	909,006	196,161	53,456	1,051,711	

(12) 資産除去債務の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則等の規定に基づく義務	77,503	1,524	—	79,026	基準第9 1 特定対象
石綿障害予防規則等の規定に基づく義務	2,350	—	—	2,350	基準第9 1 特定対象外
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正に基づく義務	84,621	—	—	84,621	基準第9 1 特定対象
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく義務	63,394	—	—	63,394	基準第9 1 特定対象外
計	227,867	1,524	—	229,391	

(13) 保証債務の明細

筑波大学

(単位:件,千円)

区 分	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		保証料収益
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	1	214,353	—	—	1	79,543	1	134,810	—

(注) 国立大学法人法附則第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金債務を保証するものである。

(14) 資本金及び資本剰余金の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	政府出資金	230,333,303	—	705,000	229,628,303	土地の譲渡に伴う減資によるもの
	計	230,333,303	—	705,000	229,628,303	
資本剰余金	資本剰余金					
	政府承継	2,436,587	—	—	2,436,587	
	施設費	70,237,297	1,964,438 (29,398)	—	72,201,735	固定資産の取得によるもの(注)
	運営費交付金	59,717,150	700	—	59,717,850	美術品の購入によるもの
	授業料	4,633	—	—	4,633	
	補助金等	11,268,173	691	—	11,268,864	収蔵品の購入によるもの
	寄附金等	573,956	2,280	—	576,236	美術品の購入及び寄附によるもの
	目的積立金	5,397,791	312,132	—	5,709,923	固定資産の取得によるもの
	前中期目標期間 繰越積立金	1,421,341	—	—	1,421,341	
	減資差益	1,270,016	284,592	—	1,554,608	土地の譲渡に伴う減資によるもの
	損益外除売却差額 相当額	△5,342,798	△827,347	—	△6,170,144	固定資産の除却によるもの
	計	146,984,146	1,737,487	—	148,721,633	
	損益外減価償却累計額	△75,329,436	△4,438,366	△236,528	△79,531,274	当期減少額は除却によるもの
	損益外減損損失累計額	△1,965,898	△210,176	△940,249	△1,235,825	当期減少額は除却によるもの
損益外利息費用累計額	△22,955	△1,524	—	△24,478		
差 引 計	69,665,858	△2,912,579	△1,176,777	67,930,056		

(注) ()内は大学改革支援・学位授与機構からの受入相応額を内数として記載している。

(15) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(15)-1 積立金の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
準用通則法第44条 第1項積立金	1,722,036	1,143,846	—	2,865,883	
準用通則法第44条 第3項積立金					
教育研究環境等整備 積立金	460,824	587,633	418,253	630,204	令和2事業年度の承認による増並びに資産の取得 及び費用の発生による減
前中期目標期間繰越 積立金	2,420,860	—	—	2,420,860	
計	4,603,720	1,731,480	418,253	5,916,946	

(15)-2 目的積立金の取崩しの明細

筑波大学

(単位:千円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	目的積立金	計
	年俸制導入促進費	教育研究環境等 整備積立事業	
建物	—	271,722	271,722
構築物	—	5,374	5,374
工具器具備品	—	35,035	35,035
小 計	—	312,132	312,132
教育経費	—	59,496	59,496
消耗品費	—	17,844	17,844
修繕費	—	22,342	22,342
報酬・委託・手数料	—	17,714	17,714
雑費	—	1,596	1,596
研究経費	—	2,594	2,594
修繕費	—	2,594	2,594
教育研究支援経費	—	41,821	41,821
備品費	—	40,139	40,139
修繕費	—	1,682	1,682
一般管理費	—	2,210	2,210
修繕費	—	2,210	2,210
小 計	—	106,121	106,121
合 計	—	418,253	418,253

教育経費			
消耗品費		840,182	
備品費		316,853	
印刷製本費		83,133	
水道光熱費		795,032	
旅費交通費		88,068	
通信運搬費		84,754	
賃借料		32,436	
車両燃料費		1,547	
保守費		107,024	
修繕費		443,528	
PFI費用		133,971	
棚卸評価損		0	
損害保険料		7,106	
広告宣伝費		106,407	
行事費		22,798	
諸会費		43,499	
会議費		1,076	
報酬・委託・手数料		1,250,786	
奨学費		1,664,188	
減価償却費		975,702	
貸倒損失		6,630	
租税公課		1,573	
交際費		34	
出版物費		7,839	
研修費		25,019	
雑費		131,683	7,170,868
研究経費			
消耗品費		1,035,399	
備品費		329,736	
印刷製本費		26,195	
水道光熱費		933,518	
旅費交通費		70,579	
通信運搬費		57,906	
賃借料		50,097	
車両燃料費		176	
福利厚生費		4	
保守費		306,924	
修繕費		666,196	
棚卸評価損		1,968	
損害保険料		2,131	
広告宣伝費		35,960	
行事費		2,162	
諸会費		93,815	
会議費		674	
報酬・委託・手数料		1,477,230	
減価償却費		1,788,371	
貸倒引当金繰入額		26,041	
租税公課		5,647	
交際費		206	
出版物費		5,711	
研修費		8,384	
雑費		94,412	7,019,441
診療経費			
材料費			
医薬品費	8,817,683		
診療材料費	5,915,464		
備品費	238,310		
給食用材料費	209,533	15,180,990	
委託費			
検査委託費	968,099		
給食委託費	84,448		
寝具委託費	42,665		
医事委託費	555,475		
清掃委託費	335,833		
保守委託費	314,605		
その他の委託費	1,711,669	4,012,795	
設備関係費			

減価償却費		2,940,253		
機器賃借料		401,192		
地代家賃		3,131		
修繕費		241,067		
車両関係費		88		
保守費		714,320	4,300,051	
研修費			8	
経費				
消耗品費		231,433		
備品費		98,403		
印刷製本費		18,822		
水道光熱費		335,495		
旅費交通費		422		
通信運搬費		44,725		
賃借料		14,640		
福利厚生費		789		
PFI事業維持管理経費等		295,022		
保守費		5,818		
損害保険料		22,299		
広告宣伝費		4,146		
諸会費		1,202		
報酬・委託・手数料		39,608		
職員被服費		11,426		
徴収不能引当金繰入額		21,798		
租税公課		232		
雑費		29,735	1,176,016	24,669,860
教育研究支援経費				
消耗品費			259,525	
備品費			102,272	
印刷製本費			1,753	
水道光熱費			156,546	
旅費交通費			3,229	
通信運搬費			17,542	
賃借料			12,111	
車両燃料費			2,150	
福利厚生費			28	
保守費			149,724	
修繕費			107,245	
損害保険料			549	
広告宣伝費			7,076	
行事費			4	
諸会費			3,230	
会議費			14	
報酬・委託・手数料			200,583	
減価償却費			551,143	
交際費			37	
出版物費			891	
租税公課			48,139	
研修費			2,661	
棚卸評価損			0	
雑費			587,185	2,213,637
受託研究費				
教員人件費				
常勤教員給与				
給料	280,108			
賞与	306			
賞与引当金繰入額	193			
法定福利費	42,878	323,485		
非常勤教員給与				
給料	60,140			
法定福利費	6,325	66,465	389,951	
職員人件費				
常勤職員給与				
給料	133,668			
法定福利費	20,700	154,367		
非常勤職員給与				
給料	132,662			
法定福利費	7,656	140,318	294,686	
消耗品費			793,558	
備品費			224,613	
印刷製本費			3,220	

水道光熱費				4,017	
旅費交通費				27,210	
通信運搬費				5,069	
賃借料				33,563	
車両燃料費				560	
保守費				15,531	
修繕費				18,534	
損害保険料				1,085	
広告宣伝費				12,099	
諸会費				8,091	
会議費				53	
報酬・委託・手数料				1,820,874	
減価償却費				1,825,169	
雑費				94,202	5,572,087
共同研究費					
教員人件費					
常勤教員給与					
給料	214,804				
賞与	2,965				
賞与引当金繰入額	284				
法定福利費	29,378	247,431			
非常勤教員給与					
給料	43,547				
法定福利費	2,835	46,382		293,814	
職員人件費					
常勤職員給与					
給料	64,523				
法定福利費	9,875	74,399			
非常勤職員給与					
給料	74,549				
法定福利費	4,684	79,233		153,631	
消耗品費				248,207	
備品費				117,615	
印刷製本費				3,738	
水道光熱費				21,984	
旅費交通費				13,557	
通信運搬費				6,866	
賃借料				18,471	
保守費				9,887	
修繕費				16,944	
損害保険料				979	
広告宣伝費				1,721	
諸会費				5,548	
会議費				47	
報酬・委託・手数料				305,259	
減価償却費				235,575	
雑費				59,658	1,513,501
受託事業費等					
教員人件費					
常勤教員給与					
給料	68,306				
賞与	5,823				
法定福利費	10,348	84,477			
非常勤教員給与					
給料	31,709				
法定福利費	2,500	34,209		118,685	
職員人件費					
常勤職員給与					
給料	129,802				
賞与	5,223				
法定福利費	20,307	155,333			
非常勤職員給与					
給料	41,265				
法定福利費	3,895	45,160		200,493	
消耗品費				148,860	
備品費				24,513	
印刷製本費				8,848	
水道光熱費				13,403	
旅費交通費				19,664	
通信運搬費				3,472	
賃借料				4,870	

車両燃料費			76	
保守費			2,039	
修繕費			11,585	
損害保険料			2,040	
広告宣伝費			15,478	
行事費			868	
諸会費			4,976	
会議費			55	
報酬・委託・手数料			198,051	
減価償却費			39,621	
雑費			45,850	863,446
役員人件費				
報酬			117,139	
賞与			42,562	
法定福利費			16,836	176,537
教員人件費				
常勤教員給与				
給与	17,388,774			
超過勤務手当	51,962			
賞与	4,573,036			
賞与引当金繰入	56,732			
退職給付費用	1,380,041			
法定福利費	3,407,760			
その他人件費	9,158		26,867,462	
非常勤教員給与				
給与	576,468			
超過勤務手当	4,589			
法定福利費	15,356			
その他人件費	100		596,514	27,463,976
職員人件費				
常勤職員給与				
給与	11,035,838			
超過勤務手当	1,179,546			
賞与	2,659,412			
賞与引当金繰入	657,921			
退職給付費用	1,079,377			
法定福利費	2,311,133		18,923,227	
非常勤職員給与				
給与	2,996,955			
超過勤務手当	219,741			
法定福利費	424,785		3,641,481	22,564,708
一般管理費				
消耗品費			181,017	
備品費			64,916	
印刷製本費			10,485	
水道光熱費			161,803	
旅費交通費			34,259	
通信運搬費			75,768	
賃借料			21,623	
車両燃料費			1,326	
福利厚生費			2,791	
保守費			205,510	
修繕費			293,088	
PFI費用			17,556	
損害保険料			57,864	
広告宣伝費			90,399	
行事費			1,702	
諸会費			11,886	
会議費			1,040	
報酬・委託・手数料			1,105,739	
租税公課			53,766	
減価償却費			340,831	
貸倒引当金繰入額			340	
交際費			1,913	
出版物費			6,528	
研修費			6,484	
棚卸評価損			0	
雑費			14,744	2,763,379

(17) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(17) - 1 運営費交付金債務

筑波大学

(単位:千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成28年度	1	—	1	—	—	—	1	—
平成29年度	1	—	1	—	—	—	1	—
平成30年度	0	—	0	—	—	—	0	—
令和元年度	151,095	—	114,882	36,213	—	—	151,095	—
令和2年度	1,091,723	—	901,607	190,115	—	—	1,091,723	—
令和3年度	—	36,205,245	35,350,183	821,340	33,022	700	36,205,245	—
合 計	1,242,819	36,205,245	36,366,674	1,047,668	33,022	700	37,448,064	—

(注) 1. 令和2年度以前に交付された運営費交付金債務の建設仮勘定見返運営費交付金振替分のうち2,959千円が損益計算書の運営費交付金収益に含まれている。

(注) 2. 中期目標期間の最終年度であることから、国立大学法人会計基準第78条第3項の規定に基づき、精算のために運営費交付金債務残高642,073千円を臨時利益に全額振替している。

(17) - 2 運営費交付金収益

筑波大学

(単位:千円)

業務等区分	平成28年度交付分	平成29年度交付分	平成30年度交付分	令和元年度交付分	令和2年度交付分	令和3年度交付分	合 計
期間進行基準	—	—	—	—	—	31,585,088	31,585,088
業務達成基準	—	—	—	114,020	705,916	891,759	1,711,695
費用進行基準	1	1	0	863	195,692	2,873,336	3,069,892
合 計	1	1	0	114,882	901,607	35,350,183	36,366,674

(注) 1. 令和2年度以前に交付された運営費交付金債務の建設仮勘定見返運営費交付金振替分のうち2,959千円が損益計算書の運営費交付金収益に含まれている。

(注) 2. 中期目標期間の最終年度であることから、国立大学法人会計基準第78条第3項の規定に基づき、精算のために運営費交付金債務残高642,073千円を臨時利益に全額振替している。

(18) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

(18) - 1 施設費の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	当期交付額	当期振替額				摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	収益	その他	
営繕事業	114,000	—	29,398	84,602	—	
(筑波) 総合研究棟改修 (人間系)	687,422	—	447,985	239,437	—	
(筑波) ライフライン再生 (熱源設備)	114,720	—	105,089	9,631	—	
(筑波) 総合研究等改修 (情報系)	630,510	—	522,031	108,479	—	
(筑波) 基幹・環境整備 (衛生対策等)	196,010	—	175,301	20,709	—	
食品加工製造装置 (設置工事) 等	23,780	—	22,358	1,423	—	
(小茂根 (附特)) 校舎Ⅲ	68,604	68,604	—	—	—	
(西地区) 附属病院多用途型トリアージスペース整備事業	101,640	—	94,570	7,070	—	
(筑波) 附属病院再開発事業 (PFI事業20-10)	99,422	—	98,267	1,155	—	
(医病) 病棟B改修	323,598	285,095	36,711	1,792	—	
計	2,359,706	353,699	1,531,710	474,297	—	

(注) 1. 令和2年度以前に交付された預り施設費の建設仮勘定見返施設費振替分のうち7,138千円が損益計算書に計上されている。

(注) 2. 令和2年度以前に交付された預り施設費の建設仮勘定見返施設費振替分のうち432,728千円が資本剰余金に振替られている。

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額						期末残高	摘要
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益	その他		
大学改革推進等補助金	文部科学省	直接	-	172,930	-	-	-	-	19,425	3,500	150,005	分担機関へ配分 3,500千円
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究拠点形成費等補助金	文部科学省	直接	-	250,539	-	58,018	691	-	167,678	24,152	-	分担機関へ配分 24,152千円
		間接	-	72,313	-	-	-	-	67,910	4,403	-	分担機関へ配分 4,403千円
科学技術人材育成費補助金	文部科学省	直接	-	124,873	-	26,549	-	-	97,790	534	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教員講習開設事業費等補助金	文部科学省	直接	-	837	-	-	-	-	237	600	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究大学強化促進費補助金	文部科学省	直接	10,000	166,000	-	5,979	-	-	170,021	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究開発施設共用等促進費補助金	文部科学省	直接	-	37,820	-	-	-	-	34,386	3,434	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際化拠点整備事業費補助金	文部科学省	直接	-	206,532	-	17,234	-	-	173,677	3,622	11,999	返還額
		間接	-	3,470	-	-	-	-	3,378	-	92	-
国際研究拠点形成促進事業費補助金	文部科学省	直接	-	559,572	-	30,714	-	-	528,858	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学改革強化推進補助金	文部科学省	直接	-	71,850	-	-	-	-	71,850	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学法人情報機器整備費補助金	文部科学省	直接	30,252	10,833	-	-	-	-	26,959	3,580	10,546	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金	文部科学省	直接	-	22,985	-	7,033	-	-	15,952	-	-	-
		間接	-	5,937	-	-	-	-	5,937	-	-	-
原子力人材育成等推進事業費補助金	文部科学省	直接	-	9,600	-	-	-	-	7,151	2,449	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	文部科学省	直接	-	125,000	-	-	-	-	125,000	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先端研究設備整備費補助金	文部科学省	直接	118,569	-	-	117,269	-	-	-	-	1,300	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学法人設備整備費補助金	文部科学省	直接	53,506	-	-	43,639	-	-	470	9,397	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校保健特別対策事業費補助金	文部科学省	直接	-	34,147	-	-	-	-	34,147	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
授業料等減免費交付金	文部科学省	直接	-	288,023	-	-	-	-	287,473	551	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中小企業経営支援等対策費補助金	文部科学省	直接	-	1,908	-	-	-	-	1,908	-	-	-
		間接	-	573	-	-	-	-	573	-	-	-
疾病予防対策事業費等補助金	厚生労働省	直接	-	43,551	-	8,054	-	-	35,185	311	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品等審査迅速化事業費補助金	厚生労働省	直接	-	28,000	-	10,700	-	-	7,500	9,800	-	分担機関へ配分 9,800千円
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金	厚生労働省	直接	-	105,000	-	-	-	-	105,000	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	厚生労働省	直接	-	14,993	-	14,993	-	-	-	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中小企業経営支援等対策費補助金	経済産業省	直接	-	5,913	-	-	-	-	5,913	-	-	-
		間接	-	1,774	-	-	-	-	1,774	-	-	-
原子力人材育成等推進事業費補助金	環境省	直接	-	20,888	-	14,006	-	-	6,882	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	文化庁	直接	-	1,696	-	-	-	-	1,696	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方創生推進交付金	茨城県	直接	-	10,000	-	2,477	-	-	7,523	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若手医師海外派遣教育研修(中・長期)事業費補助金	茨城県	直接	2,501	9,199	-	-	-	-	5,580	-	6,120	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関等設備整備費補助金	茨城県	直接	-	44,382	-	41,229	-	-	3,153	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業費補助金	茨城県	直接	-	206,349	-	190,030	-	-	16,319	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業費補助金	茨城県	直接	-	189,064	-	-	-	-	189,064	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業補助金	茨城県	直接	-	2,736,937	-	-	-	-	2,736,937	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県当直産科医確保支援事業費補助金	茨城県	直接	-	1,157	-	-	-	-	1,157	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県妊婦PCR検査費用補助金	茨城県	直接	-	580	-	-	-	-	580	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県認知症患者医療センター運営費補助金	茨城県	直接	-	8,074	-	-	-	-	8,074	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救急救命センター運営費補助金	茨城県	直接	-	58,460	-	-	-	-	58,460	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害拠点病院設備整備事業（医療機器等）補助金	茨城県	直接	-	190	-	-	-	-	190	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新人看護職員研修事業補助金	茨城県	直接	-	1,820	-	-	-	-	1,820	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
看護師特定行為研修推進事業補助金	茨城県	直接	-	1,800	-	-	-	-	1,800	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県救急医療未回収医療費補てん補助金	茨城県	直接	-	645	-	-	-	-	645	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周産期母子医療センター運営費補助金	茨城県	直接	-	40,756	-	-	-	-	40,756	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救急患者退院コーディネーター事業費補助金	茨城県	直接	-	2,680	-	-	-	-	2,680	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県小児救命救急センター運営費補助金	茨城県	直接	-	55,835	-	-	-	-	55,835	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床研修費等補助金	茨城県	直接	-	29,082	-	-	-	-	29,082	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県専門医認定支援事業補助金	茨城県	直接	-	8,694	-	-	-	-	8,694	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県臓器移植コーディネーター設置事業費補助金	茨城県	直接	-	4,512	-	-	-	-	4,512	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
看護学生実習前PCR検査費補助金	茨城県	直接	-	160	-	-	-	-	160	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災訓練等参加事業費補助金	茨城県	直接	-	51	-	-	-	-	51	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都国立高等学校等多子世帯支援補助金	東京都	直接	-	3,082	-	-	-	-	3,082	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業）補助金	長野県	直接	9,015	563	-	-	-	-	-	-	9,578
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つくば市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	つくば市	直接	-	428	-	-	-	-	428	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿嶋市医師確保支援事業	鹿嶋市	直接	-	7,820	-	-	-	-	7,820	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
次世代研究者挑戦的研究プログラム	国立研究開発法人科学技術振興機構	直接	-	508,950	-	3,531	-	-	482,532	22,887	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
官民による若手研究者発掘支援事業	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	直接	-	1,445	-	382	-	-	1,063	-	-
		間接	-	290	-	-	-	-	290	-	-
医療研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人日本医療研究開発機構	直接	-	175,166	-	3,151	-	-	160,319	11,697	-
		間接	-	1,807	-	-	-	-	1,807	-	-
臓器提供施設連携体制構築事業費助成金	(公社)日本臓器移植ネットワーク	直接	-	44	-	-	-	-	44	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本臓器移植ネットワークあっせん業務関係事業	(公社)日本臓器移植ネットワーク	直接	-	118	-	-	-	-	118	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中小企業経営支援等対策費補助金	公益財団法人ひろしま産業振興機構	直接	-	5,164	-	-	-	-	5,164	-	-
		間接	-	1,549	-	-	-	-	1,549	-	-
合 計		直接経費	223,843	6,416,696	-	594,988	691	-	5,758,797	97,815	188,248
		間接経費	-	87,711	-	-	-	-	83,216	4,403	92
		計	223,843	6,504,408	-	594,988	691	-	5,842,013	102,218	188,340

(注) 期末残高は翌期への繰越額である。

(19) 役員及び教職員の給与の明細

筑波大学

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費		退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員	
役 員	常 勤	(152,749)	(9)	(16,836)	—	—	
		152,749	9	16,836	—	—	
	非常勤	—	—	—	—	—	
		6,952	2	—	—	—	
計	(152,749)	(9)	(16,836)	—	—		
	159,701	11	16,836	—	—		
教 員	常 勤	(18,649,931)	(2,043)	(2,912,989)	(1,343,176)	(123)	
		22,079,661	2,547	3,407,760	1,380,041	153	
	非常勤	—	—	—	—	—	
		581,157	1,253	15,356	—	—	
計	(18,649,931)	(2,043)	(2,912,989)	(1,343,176)	(123)		
	22,660,818	3,800	3,423,116	1,380,041	153		
職 員	常 勤	(8,967,337)	(1,296)	(1,376,691)	(894,761)	(74)	
		15,532,717	2,595	2,311,133	1,079,377	163	
	非常勤	—	—	—	—	—	
		3,216,696	1,970	424,785	—	—	
計	(8,967,337)	(1,296)	(1,376,691)	(894,761)	(74)		
	18,749,414	4,565	2,735,918	1,079,377	163		
合 計	常 勤	(27,770,017)	(3,348)	(4,306,517)	(2,237,937)	(197)	
		37,765,127	5,151	5,735,730	2,459,418	316	
	非常勤	—	—	—	—	—	
		3,804,805	3,225	440,141	—	—	
計	(27,770,017)	(3,348)	(4,306,517)	(2,237,937)	(197)		
	41,569,933	8,376	6,175,870	2,459,418	316		

- (注) 1 常勤役員の俸給月額、学長1,175千円、理事895千円、818千円、監事634千円であり、非常勤理事の役員手当は274千円、非常勤監事の役員手当は236千円である。役員に対する報酬については、「国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則」に基づき支給している。職員の給与は、国家公務員の給与を踏まえて定められた「国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則」、「国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則」及び「国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則」に基づき支給しており、俸給と諸手当からなる。
- (注) 2 役員退職金は、独立行政法人の退職手当規程を準用し「国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則」に基づき支給している。教職員退職金については、国家公務員退職手当法(昭和28年8月8日法律第182号)を準用し、「国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則」に基づき支給している。
- (注) 3 「報酬又は給与」の支給人員数は、年間平均支給人員数によっている。また、「退職給付」の支給人員数は、実数である。
- (注) 4 () 内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年6月3日付人事課長16文科人第84号)における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の金額及び支給人員を記載している。
- (注) 5 人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」)に基づいている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等による雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員である。

区 分	附属病院	附属学校	計算科学研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター	アイソトープ環境動態研究センター	大 学	小 計	法人共通	合 計
業務費用									
業務費									
教育経費	316,004	1,025,573	115	—	—	5,829,175	7,170,868	—	7,170,868
研究経費	641,897	5,562	967,715	48,604	105,903	5,249,760	7,019,441	—	7,019,441
診療経費	24,669,860	—	—	—	—	—	24,669,860	—	24,669,860
教育研究支援経費	—	—	—	46,411	—	2,167,226	2,213,637	—	2,213,637
受託研究費	1,142,061	385	167,834	39,688	13,541	4,208,579	5,572,087	—	5,572,087
共同研究費	235,904	—	35,209	2,024	8,453	1,231,910	1,513,501	—	1,513,501
受託事業費等	287,804	28,779	3,159	—	—	543,704	863,446	—	863,446
人件費	15,567,954	5,999,875	555,734	304,916	273,425	27,503,317	50,205,221	—	50,205,221
一般管理費	215,107	19,892	—	—	—	2,528,381	2,763,379	—	2,763,379
財務費用	246,283	419	4,506	—	268	56,252	307,729	—	307,729
雑損	9,314	583	4	—	5	25,602	35,507	—	35,507
小 計	43,332,188	7,081,068	1,734,275	441,642	401,597	49,343,905	102,334,675	—	102,334,675
業務収益									
運営費交付金収益	2,537,713	6,374,064	1,339,174	361,026	359,084	24,756,499	35,727,560	—	35,727,560
学生納付金収益	—	260,040	—	—	—	9,796,031	10,056,071	—	10,056,071
附属病院収益	36,690,293	—	—	—	—	—	36,690,293	—	36,690,293
受託研究収益	1,401,898	1,326	202,820	54,242	17,003	5,031,347	6,708,635	—	6,708,635
共同研究収益	278,871	—	39,270	2,421	8,683	1,457,258	1,786,504	—	1,786,504
受託事業等収益	319,462	28,779	3,500	—	—	592,697	944,438	—	944,438
施設費収益	10,943	36,612	6,902	—	9,631	417,348	481,436	—	481,436
補助金等収益	3,461,044	64,187	23,027	—	3,000	2,290,754	5,842,013	—	5,842,013
寄附金収益	1,012,428	137,271	299	—	—	1,250,710	2,400,708	—	2,400,708
資産見返負債戻入	241,435	107,146	93,701	36,771	7,730	2,190,166	2,676,949	—	2,676,949
財務収益	2,366	—	—	—	—	—	2,366	14,800	17,166
雑益	188,681	24,044	56,900	448	132	2,474,130	2,744,335	—	2,744,335
小 計	46,145,133	7,033,469	1,765,592	454,908	405,263	50,256,941	106,061,307	14,800	106,076,107
業務損益	2,812,946	△47,598	31,317	13,266	3,667	913,036	3,726,633	14,800	3,741,433
帰属資産									
土地	7,180,341	68,916,380	203,631	268,253	2,186,745	163,807,283	242,562,633	—	242,562,633
建物	16,490,219	5,489,700	462,651	362,018	162,921	52,112,036	75,079,545	—	75,079,545
構築物	757,476	424,690	1,937	56,671	2,005	3,433,887	4,676,664	—	4,676,664
その他の固定資産	7,767,313	280,675	556,209	63,804	23,881	17,380,369	26,072,252	2,699,630	28,771,882
流動資産	7,507,435	75,286	25,132	6,474	15,774	713,012	8,343,112	24,650,443	32,993,555
小 計	39,702,783	75,186,730	1,249,560	757,220	2,391,326	237,446,587	356,734,206	27,350,072	384,084,278

(注) 1 セグメントの区分方法は、附属病院、附属学校、計算科学研究センター、つくば機能植物イノベーション研究センター、アイソトープ環境動態研究センター、大学、法人共通の七区分とする。

(注) 2 業務収益のうち、法人共通は以下のとおりである。
財務収益「受取利息」11,054千円、「有価証券利息」81千円、「為替差益」3,666千円

(注) 3 帰属資産のうち、法人共通は以下のとおりである。
「投資有価証券」2,699,630千円、「現金及び預金」23,040,758千円、「有価証券」1,600,193千円、「未収収益」9,492千円

(注) 4 目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金取崩を財源とする費用の額、減価償却費、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額及び損益外除売却差額相当額並びに引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の各セグメント別の額は、以下のとおりである。

区 分	附属病院	附属学校	計算科学研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター	アイソトープ環境動態研究センター	大 学	法人共通	合 計
目的積立金取崩を財源とする費用の額	—	47,166	—	1,682	—	57,273	—	106,121
前中期目標期間繰越積立金取崩を財源とする費用の額	—	—	—	—	—	—	—	—
減価償却費	3,460,738	115,235	545,455	38,589	11,491	4,525,157	—	8,696,666
損益外減価償却相当額	124,774	256,739	13,148	14,231	11,794	4,017,679	—	4,438,366
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—	210,669	—	210,669
損益外利息費用相当額	—	—	—	—	—	1,524	—	1,524
損益外除売却差額相当額	—	110	—	0	—	△349,540	—	△349,430
引当外賞与増加見積額	17,144	△21,169	△563	△3,719	△3,651	△130,742	—	△142,699
引当外退職給付増加見積額	129,969	23,170	23,465	40,771	△58,102	△633,084	—	△473,810

(21) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細

(21) - 1 寄附金債務の明細

筑波大学

(単位: 千円)

期首残高	当期増加額		当期振替額					期末残高
	当期受入額	運用益・評価差額	寄附金収益	資産見返寄附金	資本剰余金	運用損・評価差額	その他	
5,681,446	2,991,374	63,702	2,400,708	91,380	200	40	15,067	6,229,127

- (注) 1. 期首及び期末残高には長期寄附金債務が含まれている。
 (注) 2. その他の金額は、主に返還及び他機関へ移し替えた額である。

(21) - 2 寄附金の受入額の明細

筑波大学

(単位: 件, 千円)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大学	2,267,758	16,450	うち、現物寄附 575,765千円 (7,488件)
附属病院	1,242,463	209	うち、現物寄附 1,532千円 (3件)
附属学校	114,107	65	うち、現物寄附 56,157千円 (32件)
計算科学研究センター	14,164	16	うち、現物寄附 13,664千円 (15件)
つくば機能植物イノベーション 研究センター	—	—	
アイソトープ環境動態研究センター	—	—	
合 計	3,638,492	16,740	

(22) 受託研究の明細

筑波大学

(単位：千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費	181,303	346,889	343,891	184,301
	間接経費	—	88,806	88,806	—
地方公共団体	直接経費	—	17,114	17,114	—
	間接経費	—	3,112	3,112	—
独立行政法人	直接経費	425,793	4,586,127	4,551,990	459,930
	間接経費	50,957	854,493	868,262	37,188
国立大学法人	直接経費	15,933	257,698	251,251	22,380
	間接経費	1,803	70,983	72,710	76
株式会社	直接経費	98,600	296,983	218,516	177,891
	間接経費	17,285	82,256	70,172	29,369
その他	直接経費	10,184	212,083	193,027	28,415
	間接経費	1,251	29,037	29,783	505
合計	直接経費	731,813	5,716,895	5,575,790	872,918
	間接経費	71,297	1,128,687	1,132,845	67,138

(23) 共同研究の明細

筑波大学

(単位：千円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体	直接経費	452	18,026	18,331	147
	間接経費	9	2,272	2,265	16
独立行政法人	直接経費	17,256	168,648	158,812	27,092
	間接経費	1,159	5,839	3,010	3,988
国立大学法人	直接経費	—	2,000	2,000	—
	間接経費	—	—	—	—
株式会社	直接経費	793,034	1,463,130	1,200,753	1,055,411
	間接経費	137,546	311,100	243,505	205,141
その他	直接経費	62,871	164,589	136,464	90,996
	間接経費	8,239	28,165	21,364	15,040
合計	直接経費	873,613	1,816,393	1,516,360	1,173,646
	間接経費	146,954	347,376	270,144	224,185

(注) 間接経費について、令和元年度10月から直接経費の20%（以前は10%）を標準としており、間接経費当期受入額のうち戦略的産学連携経費相当額として107,396千円が含まれている。

(24) 受託事業等の明細

筑波大学

(単位：千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国	直接経費	—	224,217	224,217	—
	間接経費	—	12,492	12,492	—
地方公共団体	直接経費	6,980	168,892	172,231	3,640
	間接経費	41	4,042	4,031	51
独立行政法人	直接経費	33,785	87,181	96,491	24,608
	間接経費	—	13,689	12,664	1,025
国立大学法人	直接経費	118	51,816	40,288	11,647
	間接経費	—	4,159	2,668	1,491
株式会社	直接経費	42,679	97,062	83,982	55,759
	間接経費	4,342	11,347	10,305	5,384
その他	直接経費	70,408	213,186	246,430	37,030
	間接経費	6,074	33,805	38,637	1,242
合計	直接経費	153,970	842,355	863,639	132,685
	間接経費	10,457	79,535	80,799	9,193

(25) 科学研究費補助金の明細

筑波大学
(単位：件、千円)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
特別推進研究	(148,200) 44,760	7	
新学術領域研究	(312,114) 88,172	86	
学術変革領域研究(A)	(80,132) 39,229	22	
学術変革領域研究(B)	(26,150) 7,965	7	
基盤研究(S)	(117,417) 37,815	20	
基盤研究(A)	(296,667) 99,744	148	
基盤研究(B)	(946,425) 301,163	721	
基盤研究(C)	(682,858) 183,949	816	
挑戦的萌芽研究	(4,124) 341	5	
挑戦的研究(開拓)	(52,171) 17,560	20	
挑戦的研究(萌芽)	(271,211) 74,543	156	
若手研究(A)	(14,228) —	5	
若手研究(B)	(7,623) 956	9	
若手研究	(366,224) 104,600	312	
研究活動スタート支援	(51,764) 15,396	53	
奨励研究	(5,184) —	14	
特別研究員奨励費	(170,165) 13,320	219	
研究成果公開促進費(学術図書)	(10,600) —	4	
国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)	(5,026) 647	6	
国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))	(65,639) 16,749	8	
国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))	(91,254) 23,805	48	
国際共同研究加速基金(国際活動支援班)	(167) —	1	
国際共同研究加速基金(帰国発展研究)	(18,578) 5,472	1	
厚生労働科学研究費補助金	(50,628) 15,390	49	
厚生労働行政推進調査事業費補助金	(19,136) 3,192	8	
合 計	(3,813,686) 1,094,769	2,745	

(注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載している。
なお、間接経費相当額には次年度への繰越額156,501千円を含んでいる。

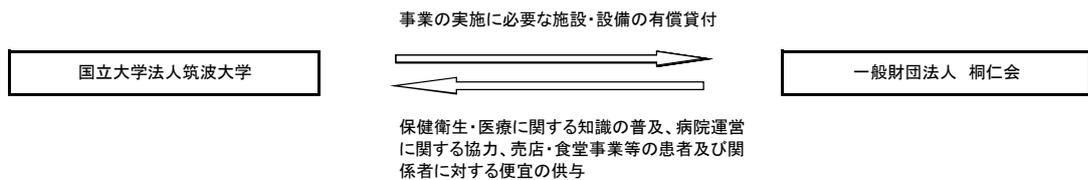
(26) 関連公益法人等に関する明細
 (26)-1 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
一般財団法人 桐仁会 茨城県つくば市天久保2-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生及び医療に関する知識の普及 ・医師の生涯教育に関する協力 ・筑波大学附属病院の運営に関する協力 ・患者に対する援助 ・患者及び関係者等に対する生活必需品の低廉かつ適正な価格での提供 ・患者及び関係者等に対する便宜の供与 ・その他目的を達成するために必要な事業 	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員経験者が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第122-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	五十嵐 耕一	元筑波大学 事務局長
常務理事	廣瀬 和幸	元筑波大学 財務部財務制度企画課長
理事	小磯 謙吉	元筑波大学 附属病院長
理事	櫻井 裕之	
理事	山口 高史	
監事	白川 洋子	元筑波大学 附属病院看護部長
監事	藤田 雪絵	
評議員	江原 孝郎	元筑波大学 附属病院薬剤部長
評議員	金子 道夫	元筑波大学 教授
評議員	幸田 幸直	元筑波大学 附属病院薬剤部長
評議員	鈴木 君江	元筑波大学 附属病院副病院長
評議員	原 尚人	元筑波大学 附属病院副病院長
評議員	山口 巖	元筑波大学 附属病院長

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部							指定正味財産増減の部							正味財産 期末残高				
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等		当期 増減額	指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高	
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					受取	その他の						
A	補助金等	収益	B			費用	C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G		H=F-G	I	J=H+I	K=E+J
209,100	—	209,100	216,516	175,818	40,698	—	△7,416	217,090	209,674	—	—	—	—	—	—	—	—	209,674

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
264,471	54,797	209,674

※収支計算書の作成をしていない法人であるため、事業活動、投資活動、財務活動の収入、支出、収支差額及び当期収支差額について記載していない。

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、提出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘要
—	—	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収入の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)
未払金 185	—	209,096	208 0.10%

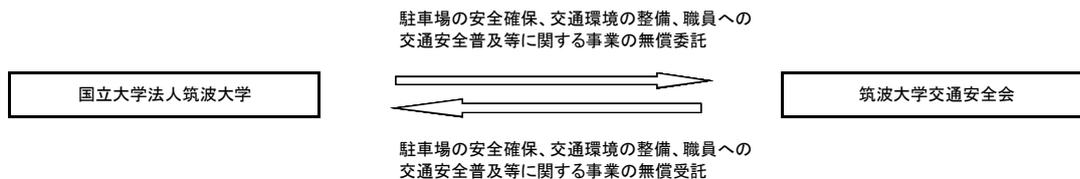
(26)-2 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
筑波大学交通安全会 茨城県つくば市天王台1-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の安全確保、会費徴収等の整理事業 ・駐車場内に係る交通環境の整備事業 ・会員への交通安全普及事業 ・その他本会の目的達成のために必要な事業 	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第122-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
会長	加藤 和彦	筑波大学 副学長(総務人事・情報環境)
理事	生藤 昌子	筑波大学 准教授
理事	受川 史彦	筑波大学 教授
理事	石田 健一郎	筑波大学 教授
理事	岡本 直久	筑波大学 教授
理事	平田 諭治	筑波大学 准教授
理事	鍋山 隆弘	筑波大学 准教授
理事	吉田 奈穂子	筑波大学 助教
理事	小林 麻己人	筑波大学 講師
理事	藤澤 誠	筑波大学 准教授
	ほか 10名	
監事	平岡 拓晃	筑波大学 助教
監事	木村 めぐみ	筑波大学 係長(リスク・安全管理課)
監事	軽辺 凌太	筑波大学 全学学類・専門学群代表者

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

一般正味財産増減の部										指定正味財産増減の部						正味財産 期末残高	
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等	当期 増減額	指定 正味財産 期首残高		指定 正味財産 期末残高
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					受取	その他の					
A	補助金等	収益	B	費用	費用	C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G	H=F-G	I	J=H+I		K=E+J
49,054	-	49,054	46,767	42,649	4,118	-	2,287	2,315	4,603	-	-	-	-	-	-	-	4,603

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
37,782	33,179	4,603

[単位:千円]

事業活動 収入	事業活動 支出	事業活動収支差額	投資活動 収入	投資活動 支出	投資活動収支差額	財務活動 収入	財務活動 支出	財務活動収支差額	当期収支差額
49,054	46,699	2,355	-	-	-	-	-	-	2,355

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、拠出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

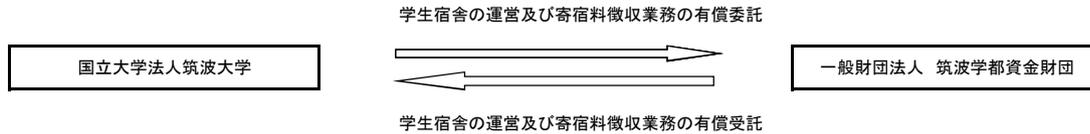
国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収入の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)
-	-	49,054	-

(26) -3 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
一般財団法人 筑波学都資金財団 茨城県つくば市二の宮2丁目1番7号 つくば特許ビルA号室	・国立大学法人筑波大学の運営に係る受託事業その他の教職員及び学生の福利厚生への援助に関する事業 ・国立大学法人筑波大学在学生に対する助成事業 ・一般社会人及び青少年に対する講座等事業 ・その他目的を達成するために必要な事業	学生宿舎の運営業務委託 当該団体の事業収益のうち、本学学生等との取引が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第122-2-(2)に該当
役 職	氏 名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	田 中 正 造	
副理事長	高 野 大二郎	
常務理事	染 谷 信 洋	
理事	青 砥 武 夫	
理事	大 澤 義 明	
理事	大 森 哲 郎	
理事	信 太 郁 夫	
理事	武 井 秀 一	
理事	塚 本 一 也	
理事	藤 原 保 明	
監事	飯 村 省 一	
監事	正 木 利 行	

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部							指定正味財産増減の部							正味財産 期末残高				
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等		当期 増減額	指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高	
	受取 補助金等	その他の 収益		事業費	管理費	その他の 費用					受取 補助金等	その他の 収益						
A			B				C=A-B	D	E=C+D	F			G		H=F-G	I	J=H+I	K=E+J
142,051	-	142,051	143,337	50,732	92,605	-	△1,286	64,521	63,235	-	-	-	-	-	-	-	-	63,235

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
512,313	449,078	63,235

[単位:千円]

事業活動 収入	事業活動 支出	事業活動収支差額	投資活動 収入	投資活動 支出	投資活動収支差額	財務活動 収入	財務活動 支出	財務活動収支差額	当期収支差額
136,781	139,389	△2,608	5,270	2,457	2,813	-	-	-	205

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、抛出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘 要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収入の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)	
未払金 11,242	-	136,781	136,564	99.84%

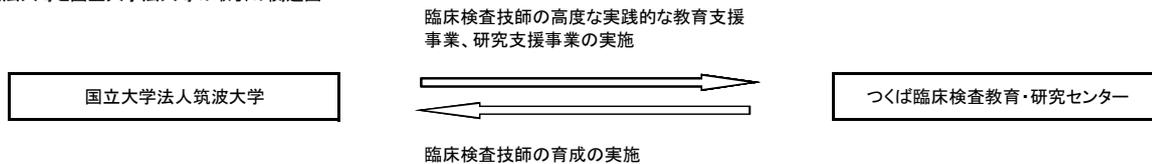
(26) - 4 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
特定非営利活動法人 つくば臨床検査教育・研究センター 茨城県つくば市天久保2-1-17	・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・情報化社会の発展を図る活動 ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ・前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員経験者が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第122-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	小松 京子	専任
副理事長	原 晃	筑波大学 理事・副学長・附属病院長
副理事長	川上 康	筑波大学 医学医療系長・筑波大学 教授・附属病院検査部長
専務理事	鈴木 悦	
常務理事	丹羽 敏彦	
理事	鈴木 広道	筑波大学 医学医療系 感染症内科学 教授
理事	池澤 剛	
理事	片山 博徳	
理事	山田 賢	
理事	濤川 唯	
理事	町野 智子	筑波大学 医学医療系 循環器内科 助教 筑波大学附属病院 検査部 副部長
監事	松下 八寿彦	
監事	南木 融	筑波大学附属病院 検査部 臨床検査技師長
参与	常名 政弘	
顧問	五十嵐 徹也	元筑波大学 附属病院長
顧問	清水 良昭	

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部									指定正味財産増減の部						正味財産 期末残高		
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等	当期 増減額		指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					受取	その他の					
A	補助金等	収益	B	事業費	管理費	費用	C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G	H=F-G		I	J=H+I
69,892	-	69,892	60,171	37,642	19,219	3,311	9,721	53,586	63,307	-	-	-	-	-	-	-	63,307

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
80,964	17,657	63,307

※収支計算書の作成をしていない法人であるため、事業活動、投資活動、財務活動の収入、支出、収支差額及び当期収支差額について記載していない。

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、拠出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収益の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)
未払金 6	-	42,036	24 0.06%

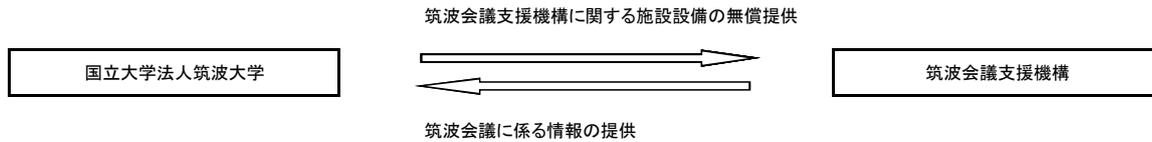
(26)-5 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
一般社団法人 筑波会議支援機構 つくば市天王台1-1-1	・筑波会議の準備及び運営に係る事業 ・筑波会議に係る募金活動 ・筑波会議に係る情報の提供 ・前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員経験者が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第122-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	徳 永 保	筑波大学 客員教授
理事	永 田 恭 介	筑波大学 学長
理事	加 藤 和 彦	筑波大学 副学長(総務人事・情報環境)
理事	勝 野 頼 彦	筑波大学 副学長(財務・施設)
理事	池 田 潤	筑波大学 副学長(企画評価・広報)
監事	飯 田 聖 士	筑波大学 専門員

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部							指定正味財産増減の部							正味財産 期末残高			
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等		当期 増減額	指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					受取	その他の					
A	補助金等	収益	B	費用	費用	C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G	H=F-G		I	J=H+I	K=E+J
2,830	-	2,830	291	172	118	-	2,539	4,804	7,343	-	-	-	-	-	-	-	7,343

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
7,343	-	7,343

※収支計算書の作成をしていない法人であるため、事業活動、投資活動、財務活動の収入、支出、収支差額及び当期収支差額について記載していない。

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、拠出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘 要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収益の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)	
-	-	2,830	-	0.00%

(27) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(27) - 1 現金及び預金

筑波大学

(単位：千円)

区 分	金 額
現金	4,674
普通預金	22,036,084
定期預金	1,000,000
合 計	23,040,758

(27) - 2 未収附属病院収入

筑波大学

(単位：千円)

区 分	金 額
保険未収金	5,629,563
患者未収金	375,430
労災等未収金	36,864
治験未収金	9,412
合 計	6,051,268

(注) 上記の他、患者未収金のうち長期性のもの33,869千円については、長期未収附属病院収入に計上している。

(27) - 3 未払金

筑波大学

(単位：千円)

取引先名称	金 額
(株)大林組	1,475,962
(株)つくばネクストパートナーズ	933,173
(株)スズケン 土浦支店	316,640
NTT・TCリース(株)	297,475
九電みらいエナジー(株)	270,484
(株)イズミ・コンストラクション	210,824
(株)メディセオ	175,049
(株)日立製作所	155,688
東邦薬品(株)	138,927
つくばi-Laboratory有限責任事業組合	122,509
その他	6,926,899
合 計	11,023,629

独立監査人の監査報告書

令和4年6月3日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

前田 貴史

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大立目 克哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

渡邊 崇

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人筑波大学の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。国立大学法人等の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立大学法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。学長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの

整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する学長及び監事の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・学長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに学長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び国立大学法人等の監査の基準で求

められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、準用通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人筑波大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

学長及び監事の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに学長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

3 令和2年度財務諸表

以下、本学の令和2年度財務諸表を掲載している。

令和2年度

財 務 諸 表

第17期事業年度

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日



国立大学法人 筑波大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	5
利益の処分に 関する書類	6
国立大学法人等業務実施コスト計算書	7
注記事項	8
附属明細書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細	22
(2) たな卸資産の明細	23
(3) 無償使用国有財産等の明細	23
(4) PFIの明細	23
(5) 有価証券の明細	
(5)－1 流動資産として計上された有価証券	24
(5)－2 投資その他の資産として計上された有価証券	24
(6) 出資金の明細	25
(7) 長期貸付金の明細	25
(8) 借入金の明細	25
(9) 国立大学法人等債の明細	25
(10) 引当金の明細	
(10)－1 引当金の明細	26
(10)－2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細	26
(10)－3 退職給付引当金の明細	26
(11) 資産除去債務の明細	27
(12) 保証債務の明細	27
(13) 資本金及び資本剰余金の明細	27
(14) 積立金の明細及び目的積立金の取崩しの明細	
(14)－1 積立金の明細	28
(14)－2 目的積立金の取崩しの明細	28
(15) 業務費及び一般管理費の明細	29
(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	
(16)－1 運営費交付金債務	33
(16)－2 運営費交付金収益	33
(17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	
(17)－1 施設費の明細	34
(17)－2 補助金等の明細	35
(18) 役員及び教職員の給与の明細	37
(19) 開示すべきセグメント情報	38
(20) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細	
(20)－1 寄附金債務の明細	39
(20)－2 寄附金の受入額の明細	39
(21) 受託研究の明細	40
(22) 共同研究の明細	40
(23) 受託事業等の明細	40
(24) 科学研究費補助金の明細	41
(25) 関連公益法人等に関する明細	
(25)－1 関連公益法人等	42
(25)－2 関連公益法人等	43
(25)－3 関連公益法人等	44
(25)－4 関連公益法人等	45
(25)－5 関連公益法人等	46
(26) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	
(26)－1 現金及び預金	47
(26)－2 未収附属病院収入	47
(26)－3 未払金	47

貸 借 対 照 表

(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地	244,462,830	
土地減損損失累計額	△1,200,197	243,262,633
建物	168,097,217	
建物減価償却累計額	△88,816,466	
建物減損損失累計額	△789,393	78,491,358
構築物	12,511,820	
構築物減価償却累計額	△7,704,420	
構築物減損損失累計額	△19,481	4,787,919
機械装置	109,132	
機械装置減価償却累計額	△105,879	3,253
工具器具備品	67,088,224	
工具器具備品減価償却累計額	△55,221,386	11,866,837
図書		10,376,553
美術品・收藏品		918,460
船舶	254,681	
船舶減価償却累計額	△254,576	104
車両運搬具	160,311	
車両運搬具減価償却累計額	△135,043	25,268
建設仮勘定		921,457
その他の有形固定資産		6,924
有形固定資産合計		350,660,766

2 無形固定資産

商標権		530
特許権		168,611
借地権		235,000
電気施設利用権		14,142
ソフトウェア		235,481
電話加入権		8,549
特許権仮勘定		189,949
その他の仮勘定		502
その他の無形固定資産		106,663
無形固定資産合計		959,426

3 投資その他の資産

投資有価証券		3,299,987
長期前払費用		5,150
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	20,198	
貸倒引当金	△20,198	-
長期未収附属病院収入	21,214	
徴収不能引当金	△21,214	-
長期未収金	46,348	
貸倒引当金	△23,174	23,174
その他の投資等		2,164
投資その他の資産合計		3,330,475

固定資産合計 354,950,667

II 流動資産

現金及び預金		19,783,178
未収学生納付金収入		112,991
未収附属病院収入	6,039,944	
徴収不能引当金	△8,661	6,031,283
未収金	1,750,305	
貸倒引当金	△5,238	1,745,067
有価証券		300,145
たな卸資産		41,927
医薬品及び診療材料		257,630
前渡金		9,448
前払費用		33,768
未収収益		11,627
未収消費税等		42,484
その他の流動資産		133,005
流動資産合計		28,502,553

資産合計 383,453,219

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	10,657,597	
資産見返補助金等	2,141,981	
資産見返寄附金	3,254,069	
資産見返物品受贈額	8,437,394	
建設仮勘定見返運営費交付金	29,503	
建設仮勘定見返施設費	731,276	
建設仮勘定見返補助金	2,042	25,253,863

長期寄附金債務		200,000
大学改革支援・学位授与機構債務負担金		134,810
長期借入金		3,052,047
長期リース債務		2,122,062
長期PF債務		17,731,632
退職給付引当金		909,006
資産除去債務		227,867
その他の固定負債		785,252

固定負債合計 50,416,538

II 流動負債

運営費交付金債務	1,242,819	
預り補助金等	223,843	
寄附金債務	5,481,446	
前受受託研究費	803,109	
前受共同研究費	1,020,567	
前受受託事業費等	164,427	
前受金	141,783	
預り科学研究費補助金等	726,043	
預り金	1,146,968	
一年以内返済予定大学改革支援・学位授与機構債務負担金	79,543	
一年以内返済予定長期借入金	108,847	
リース債務	1,515,362	
PF債務	1,742,293	
未払金	11,545,821	
未払費用	13,596	
賞与引当金	745,854	

流動負債合計 26,702,321

負債合計 77,118,859

純資産の部

I 資本金

政府出資金	230,333,303	
資本金合計		<u>230,333,303</u>

II 資本剰余金

資本剰余金	146,984,146	
損益外減価却累計額 (△)	△75,329,436	
損益外減損損失累計額 (△)	△1,965,898	
損益外利息費用累計額 (△)	△22,955	
資本剰余金合計		<u>69,665,858</u>

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	2,420,860	
教育研究環境等整備積立金	460,824	
積立金	1,722,036	
当期未処分利益	1,731,480	
(うち当期総利益)	1,731,480)	
利益剰余金合計		<u>6,335,200</u>

純資産合計 306,334,360

負債純資産合計 383,453,219

損 益 計 算 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

経常費用			
業務費			
教育経費		7,256,105	
研究経費		6,710,570	
診療経費			
材料費	14,213,070		
委託費	3,858,402		
設備関係費	4,041,578		
研修費	8		
経費	1,139,294	23,252,352	
教育研究支援経費		2,112,913	
受託研究費		2,982,453	
共同研究費		1,701,491	
受託事業費等		847,199	
役員人件費		227,684	
教員人件費			
常勤教員給与	27,396,729		
非常勤教員給与	580,870	27,977,599	
職員人件費			
常勤職員給与	19,051,688		
非常勤職員給与	3,652,551	22,704,239	95,772,603
一般管理費			2,793,572
財務費用			
支払利息			327,280
雑損			91,028
経常費用合計			98,984,482
経常収益			
運営費交付金収益		35,259,111	
授業料収益		8,374,331	
入学金収益		1,348,129	
検定料収益		283,849	
附属病院収益		34,894,697	
受託研究収益		3,714,276	
共同研究収益		1,982,457	
受託事業等収益		918,652	
施設費収益		841,224	
補助金等収益		5,101,621	
寄附金収益		2,625,717	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	1,349,438		
資産見返補助金等戻入	549,666		
資産見返寄附金戻入	708,147		
資産見返物品受贈額戻入	7,006	2,614,256	
財務収益			
受取利息	11,942		
有価証券利息	14,750		
為替差益	4,121		
有価証券売却益	381	31,194	

雑益			
公開講座収入	33,623		
財産貸付料収入	241,332		
学生寄宿舍収入	537,574		
職員宿舍料収入	111,667		
文献複写料収入	3,391		
研究関連収入	866,536		
その他の雑益	876,010	2,670,134	
経常収益合計			100,659,648
経常利益			1,675,166
臨時損失			
固定資産除却損		114,652	
災害損失		5,838	120,490
臨時利益			
運営費交付金収益		3,114	
施設費収益		2,724	
資産見返運営費交付金等戻入		66,891	
資産見返寄附金戻入		26,652	
資産見返物品受贈額戻入		0	
資産見返補助金戻入		8,005	107,387
当期純利益			1,662,063
目的積立金取崩額			69,417
当期総利益			1,731,480

キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
教育研究業務支出	△14,482,758
診療業務支出	△20,366,551
人件費支出	△51,572,116
その他の業務支出	△3,150,165
運営費交付金収入	37,730,529
授業料収入	7,423,582
入学金収入	1,309,110
検定料収入	283,309
附属病院収入	34,732,024
受託研究収入	4,520,981
共同研究収入	1,849,898
受託事業等収入	1,036,159
補助金等収入	5,060,735
補助金等の精算による返還金の支出	△57,598
寄附金収入	3,219,973
その他の業務収入	2,901,385
預り金の増加	230,442
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>10,668,938</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△600,000
有価証券の売却による収入	305,421
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△8,217,082
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	805,556
定期預金の預入による支出	△36,900,000
定期預金の払戻による収入	35,700,000
施設費による収入	5,615,751
施設費の精算による返還金の支出	△70,372
大学改革支援・学位授与機構への納付による支出	△402,232
資産除去債務の履行による支出	△15,254
その他の投資支出	△19,095
その他の投資収入	16,549
小計	<u>△3,780,758</u>
利息及び配当金の受取額	63,635
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△3,717,123</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,210,968
長期借入金の返済による支出	△1,321,461
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△135,853
リース債務の返済による支出	△1,562,547
その他の財務支出	△1,809,850
小計	<u>△3,618,743</u>
利息の支払額	△354,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△3,973,662</u>
IV 資金に係る換算差額	<u>△447</u>
V 資金増加額	2,977,706
VI 資金期首残高	<u>8,105,472</u>
VII 資金期末残高	<u><u>11,083,178</u></u>

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期未処分利益		1,731,479,636
当期総利益	1,731,479,636	
II 利益処分類		
積立金	1,143,846,416	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政 法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承 認を受けようとする額	587,633,220	
(教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるものである)		
	<u>1,731,479,636</u>	<u>1,731,479,636</u>

国立大学法人等業務実施コスト計算書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:千円)

I 業務費用

(1)損益計算書上の費用

業務費	95,772,603	
一般管理費	2,793,572	
財務費用	327,280	
雑損	91,028	
臨時損失	120,490	99,104,972

(2)(控除)自己収入等

授業料収益	△8,374,331	
入学金収益	△1,348,129	
検定料収益	△283,849	
附属病院収益	△34,894,697	
受託研究収益	△3,714,276	
共同研究収益	△1,982,457	
受託事業等収益	△918,652	
寄附金収益	△2,625,717	
資産見返運営費交付金等戻入(授業料分)	△507,739	
資産見返寄附金戻入	△708,147	
財務収益	△31,194	
雑益	△1,803,598	
臨時利益	△52,832	△57,245,617

業務費用合計 41,859,355

II 損益外減価償却相当額

4,388,457

III 損益外減損損失相当額

1,200,197

IV 損益外利息費用相当額

△2,605

V 損益外除売却差額相当額

△190,799

VI 引当外賞与増加見積額

144,091

VII 引当外退職給付増加見積額

△796,216

VIII 機会費用

国又は地方公共団体の無償又は減額された
使用料による貸借取引の機会費用 1,438

政府出資等の機会費用 354,466 355,904

IX 国立大学法人等業務実施コスト(I + II + III + IV + V + VI + VII + VIII)

46,958,383

注 記 事 項

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

(1) 運営費交付金収益

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、プロジェクト事業に充当される運営費交付金の一部については業務達成基準を、「機能強化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部、補正予算により措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

(2) 授業料収益

期間進行基準を採用している。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	2～50年
構築物	2～60年
工具器具備品	1～20年
船舶	2～7年
車両運搬具	2～7年

なお、受託研究収入により購入した償却資産については、当該受託研究期間を耐用年数としている。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

(2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（5年）に基づいている。

3. 引当金等の計上基準

(1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

一部の教員及び病院教職員の退職給付の支給に備え、当該教職員の当期末自己都合要支給額にて引当金を計上している。

その他の教職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

(2) 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別の債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

一部の教職員及び病院教職員の賞与については翌期の支給に備え、当該教職員の賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上している。

その他の教職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の同見積額を控除した額を計上している。

(4) 環境対策引当金の計上基準

法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでないPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理費用の見積額を計上している。

なお、運営費交付金により財源措置される分については、引当金の計上はしていない。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を、売買目的有価証券及びその他有価証券については、時価法を採用している。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産：移動平均法による低価法

医薬品及び診療材料：当分の間、最終仕入原価法

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

7. 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

原則として、近隣の地代や賃借料を参考に計算している。一部については、国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年利付国債（新発債）の利回りを参考に0.120%で計算している。

8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっている。

(重要な会計方針)

国立大学法人会計基準（「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書）（国立大学法人会計基準等検討会議 平成30年6月11日改訂）及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針（文部科学省、日本公認会計士協会 令和2年12月24日最終改訂）を適用して、財務諸表を作成している。

(貸借対照表関係)

1. 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	24,000,468千円
2. 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	2,234,514千円
3. 債務保証の総額	214,353千円
(対応する債務 大学改革支援・学位授与機構債務負担金)	214,353千円)

4. 担保提供資産

長期借入金(大学改革支援・学位授与機構借入金)1,418,865千円(長期借入金1,397,651千円、一年以内返済予定長期借入金21,214千円)について、当該借入金の債権者と抵当権設定契約を締結している。

① 担保に供した土地の簿価	5,016,429千円
② これに対応する借入金の額	1,418,865千円

5. 利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

(1) 国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	9,751,363千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	<u>6,531,641千円</u>
利益剰余金に与える影響額(差引)	3,219,723千円

(2) 国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計

724,273千円

(3) 国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

382,943千円

(4) 国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

228,605千円
4,555,544千円

6. 退職給付

(1) 採用している退職給付制度の概要

本学は、職員退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	807,611千円
退職給付費用	169,873千円
退職給付の支払額	<u>△68,478千円</u>
期末における退職給付引当金	<u>909,006千円</u>

② 退職給付に関連する損益

 簡便法で計算した退職給付費用 169,873千円

7. 土地の譲渡に伴う資本金の減少

(1) 譲渡した土地の帳簿価額及びその概要

帳簿価額	608,000 千円
職員宿舎用地（茨城県つくば市並木）28,423.76 m ²	

(2) 譲渡理由

職員宿舎のための用地であるが、同宿舎は建物の老朽化が著しく入居希望者もないことから、職員宿舎としての用途を廃止し、譲渡するものである。

(3) 譲渡収入の額 805,556 千円

(4) 大学改革支援・学位授与機構への納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額
1,092 千円

(5) 大学改革支援・学位授与機構への納付額 402,232 千円

(6) 大学改革支援・学位授与機構への納付が行われた年月日
令和3年3月31日

(7) 減資額 1,000,000 千円

(損益計算書関係)

当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額	157,067 千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	<u>35,834 千円</u>
当期総利益に与える影響額（差引）	121,233 千円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	19,783,178 千円
うち、定期預金	<u>△8,700,000 千円</u>
資金期末残高	<u>11,083,178 千円</u>

2. 重要な非資金取引

(1) 現物寄附による資産等の取得

建物	19,298 千円
構築物	1,194 千円
工具器具備品	501,916 千円
図書	7,267 千円
車両運搬具	1,214 千円
その他無形固定資産	4,641 千円
貯蔵品	75 千円
計	<u>535,604 千円</u>

(2) ファイナンス・リースによる資産の取得

建物	297,284 千円
工具器具備品	11,732 千円
計	<u>309,016 千円</u>

(3) PFIによる資産の取得

建物	363,784 千円
構築物	70,421 千円
計	<u>434,206 千円</u>

3. その他の事項

- (1) 教育研究業務支出は、教育・研究に関する支出である。
- (2) 診療業務支出は、診療経費に関する支出である。
- (3) その他の業務支出は、主として一般管理費の支出である。

(業務実施コスト計算書関係)

1. 国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
原則として、近隣の地代や賃借料を参考に計算している。一部については、国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。
2. 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
決算日における10年利付国債(新発債)の利回りを参考に0.120%で計算している。
3. 引当外退職給付増加見積額
国又は地方公共団体からの出向職員に係る者は、46名、49,268千円である。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構及び民間銀行からの借入れによっている。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第34条の3第2項の規定に基づき、公債及びA格以上の社債を保有している。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、国立大学法人筑波大学余裕金運用管理細則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用委員会に報告している。

また、未収附属病院収入は、筑波大学附属病院収入債権管理事務処理要領に沿ってリスク管理を行っている。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の用途は附属病院の整備資金、グローバルレジデンス整備資金及び職員宿舍整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。

リース債務は、主に附属病院の診療機器に係るものであり、PFI債務は、「筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業」、「筑波大学グローバルレジデンス整備事業」及び「春日地区宿泊等複合施設整備事業」に係るものである。

未払金は、主に業務費、一般管理費及び固定資産の取得に係るものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券	3,599,793	3,731,469	131,676
その他有価証券	339	339	—
(2) 現金及び預金	19,783,178	19,783,178	—
(3) 未収附属病院収入	6,039,944		
徴収不能引当金(*2)	△8,661		
	6,031,283	6,031,283	—
(4) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金	(214,353)	(219,635)	(5,282)

(5) 長期借入金	(3, 160, 894)	(3, 270, 274)	(109, 380)
(6) リース債務	(3, 637, 424)	(3, 633, 509)	3, 915
(7) P F I 債務	(19, 473, 925)	(20, 019, 967)	(546, 042)
(8) 未払金	(11, 545, 821)	(11, 545, 821)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(*2) 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券及び有価証券

この時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 大学改革支援・学位授与機構債務負担金、(5) 長期借入金、(6) リース債務及び(7) P F I 債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、リース、P F I 取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

(8) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 新株予約権(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1) 投資有価証券及び有価証券」には含んでいない。

1. 減損の認識

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位：千円)

記号	用途	種類	帳簿価額	場所
A	職員宿舎敷地(土地)	土地	1, 410, 000	茨城県つくば市 並木2丁目
A	宿泊施設敷地(土地)	土地	557, 197	茨城県つくば市 松代5丁目
合 計			1, 967, 197	

(2) 減損の認識に至った経緯

Aの職員宿舎敷地(土地)及び宿泊施設敷地(土地)については、民間事業者による借地での利用及び本学における活用を検討してきたが、有効活用の方策を構築することができないと判断し、当該用地は譲渡することと決定した。今後の使用見込みはないため減損を認識した。

(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産毎の内訳
(単位：千円)

記号	用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
A	職員宿舎敷地（土地）	土地	—	920,000
A	宿泊施設敷地（土地）	土地	—	280,197
合 計			—	1,200,197

(4) 回収可能サービス価額

Aの職員宿舎敷地（土地）及び宿泊施設敷地（土地）は、今後の使用が予定されていないため、正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による調査報告額により測定しており、基準値価額に基づく市場価額から処分費用見込額を差し引いて算出している。

2. 減損の兆候

(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位：千円)

記号	用途	種類	帳簿価額	場所	
a	職員宿舎（集合住宅）	建物	4,755	計 5,512	茨城県つくば市 吾妻4丁目
		附属設備	575		
		構築物	183		
b-1	学生宿舎（集合住宅）	建物	1,004,352	計 1,508,538	茨城県つくば市 天王台2丁目
		附属設備	492,474		
		構築物	11,712		
b-2	学生宿舎（集合住宅）	建物	128,143	計 160,980	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	32,318		
		構築物	519		
b-3	学生宿舎（集合住宅）	建物	70,442	計 86,909	茨城県つくば市 春日1丁目
		附属設備	16,467		
c-1	宿泊施設（大学会館）	建物	24,644	計 24,737	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	93		
c-2	宿泊施設（天久保）	建物	7,366	計 7,507	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	141		
c-3	宿泊施設（外国人教師等宿泊施設（天久保・単身用））	建物	17,938	計 28,633	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	3,405		
		構築物	7,291		
c-4	宿泊施設（グローバルゲストハウス）	建物	254,673	計 413,261	茨城県つくば市 春日1丁目
		附属設備	97,827		
		構築物	60,761		

c-5	宿泊施設（合宿所）	建物	31,146	計	55,313	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	23,909			
		構築物	257			
c-6	宿泊施設（菅平高原実験所）	附属設備	1,450	計	1,450	長野県上田市
c-7	宿泊施設（井川演習林）	建物	14,253	計	15,986	静岡県静岡市
		附属設備	1,733			
d-1	センター（グローバル・コミュニケーション教育センター）	建物	394,212	計	782,079	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	337,521			
		構築物	50,345			
d-2	センター（山岳研究センター井川演習林）	建物	982	計	3,112	静岡県静岡市
		附属設備	704			
		構築物	1,425			
d-3	センター（山岳研究センター八ヶ岳演習林）	建物	3,400	計	3,400	長野県南佐久郡 南牧村
d-4	センター（アイトーフ環境動態研究センター（環境動態予測部門））	建物	8,931	計	33,342	茨城県つくば市 天王台1丁目
		附属設備	24,411			
d-5	センター（研究基盤総合センター（低温部門））	建物	13,502	計	29,293	茨城県つくば市 天王台1丁目
		附属設備	15,792			
e-1	運動施設（体芸テニスコート）	構築物	4,817	計	4,817	茨城県つくば市 天久保3丁目
e-2	運動施設（野外活動実習場）	構築物	3,513	計	3,513	茨城県つくば市 天久保3丁目
e-3	運動施設（グラウンド（春日））	構築物	1,215	計	1,215	茨城県つくば市 春日1丁目
e-4	運動施設（中央体育館）	建物	1,303,768	計	1,475,749	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	159,795			
		構築物	12,186			
e-5	運動施設（武道場）	建物	86,421	計	114,202	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	27,101			
		構築物	680			
e-6	運動施設（屋内プール棟）	建物	50,138	計	331,338	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	278,206			
		構築物	2,994			

e-7	運動施設（球技体育館）	建物	85,186	計	95,555	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	10,369			
e-8	運動施設（第一体育館）	建物	47,578	計	51,755	茨城県つくば市 天王台1丁目
		附属設備	4,177			
e-9	運動施設（第二体育館）	建物	25,862	計	29,632	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	3,770			
e-10	運動施設（クラブハウス）	建物	12,292	計	16,056	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	3,764			
e-11	運動施設（トレーニング室（春日））	建物	1,746	計	1,879	茨城県つくば市 春日1丁目
		構築物	133			
f-1	図書館（中央図書館）	建物	982,036	計	1,219,076	茨城県つくば市 天王台1丁目
		附属設備	236,117			
		構築物	923			
f-2	図書館（体芸図書館）	建物	8,601	計	16,403	茨城県つくば市 天久保3丁目
		附属設備	7,802			
f-3	図書館（医学図書館）	建物	258,505	計	444,627	茨城県つくば市 天久保2丁目
		附属設備	185,272			
		構築物	849			
合 計					6,965,869	

（2）認められた減損の兆候の概要

- ① aの職員宿舎（集合住宅）については、平成31年4月に新たな入居を停止しており、現入居者に令和3年9月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途廃止とすることを平成27年3月に決定しているため減損の兆候が認められた。
- ② bの学生宿舎（集合住宅）については、新型コロナウイルス感染症予防対策により入居者が減少したため減損の兆候が認められた。また、b-1及びb-2の各1棟は外壁及び給排水設備の改修工事が予定され、入居を一時停止したことにより入居者が減少したため減損の兆候が認められた。
- ③ c-1、c-4、c-5、c-6、c-7の宿泊施設、dのセンター、eの運動施設及びfの図書館については、新型コロナウイルス感染症予防対策により利用者が減少したため減損の兆候が認められた。
- ④ c-2の宿泊施設（天久保）については、改修工事が予定され、一時的に利用を停止したことにより利用者が減少したため減損の兆候が認められた。
- ⑤ c-3の宿泊施設（外国人教師等宿泊施設（天久保・単身用））については、改修工事が予定され、一時的に利用を停止したことにより利用者が減少したため減損の兆候が認められた。

（3）減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

- ① aの職員宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（消火補給水槽等）及び構築物（気灌・設備一式等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

- ② bの学生宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置等）及び構築物（スロープ等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ③ c-1の宿泊施設（大学会館）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ④ c-2の宿泊施設（天久保）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑤ c-3の宿泊施設（外国人教師等宿泊施設（天久保・単身用））については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（通風装置等）及び構築物（電力線路等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑥ c-4の宿泊施設（グローバルゲストハウス）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（衛生設備等）及び構築物（地中電線路等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑦ c-5の宿泊施設（合宿所）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（下水等）及び構築物（諸作業装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑧ c-7の宿泊施設（井川演習林）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（水道等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑨ d-1のセンター（グローバル・コミュニケーション教育センター）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（エレベータ等）及び構築物（配電線等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑩ d-2のセンター（山岳研究センター井川演習林）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（冷暖房装置）及び構築物（浄化装置）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑪ d-4のセンター（アイトフ環境動態研究センター（環境動態予測部門））については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（通信装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑫ d-5のセンター（研究基盤総合センター（低温部門））については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（ガス装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑬ e-4の運動施設（中央体育館）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（ガス装置等）及び構築物（下水等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑭ e-5の運動施設（武道場）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（通信装置等）及び構築物（スロープ）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑮ e-6の運動施設（屋内プール棟）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（浄化装置等）及び構築物（地中電線路）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑯ e-7の運動施設（球技体育館）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑰ e-8の運動施設（第一体育館）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

- ⑱ e-9 の運動施設（第二体育館）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑲ e-10 の運動施設（クラブハウス）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（水道等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ⑳ e-11 の運動施設（トレーニング室（春日））については、建物及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（下水）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ㉑ f-1 の図書館（中央図書館）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（電力線路等）及び構築物（ガス装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ㉒ f-2 の図書館（体芸図書館）については、建物及び附属設備からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（照明装置等）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。
- ㉓ f-3 の図書館（医学図書館）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（通信装置等）及び構築物（雑工作物）であることから、減損の判定にあたっては一体として行っている。

（4）減損の認識に至らなかった理由

- ① a の職員宿舎（集合住宅）については、現在も宿舎を使用し続けているため減損の認識に至らなかった。
【使用しなくなる日】
入居者の退去が完了次第、使用しなくなることが決定している。
【使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額】
入居者の退去が完了した時点で、回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができる。
- ② b の学生宿舎（集合住宅）については、新型コロナウイルス感染症対策が進むこと、また、改修工事の完了によって使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。
- ③ c-1 の宿泊施設（学生会館）については、大学の共用スペースとして利用することが決定しているため、減損の認識に至らなかった。
- ④ c-2 の宿泊施設（天久保）及び c-3 の宿泊施設（外国人教師等宿泊施設（天久保・単身用））については、改修工事の準備中であり、使用が想定されていることから、減損の認識に至らなかった。
- ⑤ c-4、c-5、c-6、c-7 の宿泊施設、d のセンター、e の運動施設及び f の図書館については、新型コロナウイルス感染症対策が進むことによって使用が想定されていることから減損の認識に至らなかった。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している工具器具備品の放射線の除去義務である。

2. 資産除却債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年～26年と見積もり、割引率は、0%～2.254%を使用して資産除去債務の金額を計算している。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	241,326千円
時の経過による調整額	1,795千円
資産除去債務の履行による減少額	△15,254千円
期末残高	227,867千円

4. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

(1) 放射線発生装置

放射線発生装置については、装置撤去時における放射性廃棄物等の除去に係る債務を有しているが、使用期間が長期に及び、撤去等の予定もないことから、放射線管理区域内の装置撤去時にかかる汚染レベルを把握することが困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

(2) 建物等の賃貸借契約

賃貸借契約に基づき使用する建物等については、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、使用予定期間が不明確であり、移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上していない。

(賃貸等不動産関係)

本学は筑波地区に附属病院患者用駐車場及び学生宿舎等を有している。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
31,925,788	△126,041	31,799,747	33,002,727

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当期増減額のうち、主な増減額は次のとおりである。

取得等による増加	363,600千円
減価償却等による減少	489,641千円

(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて本学で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。また、賃貸等不動産に関する令和2年度における収益及び費用等の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

賃貸収益	賃貸費用	その他 (売却損益等)
626,922	1,010,508 (うち、損益外減価償却相当額 270,151)	0

(重要な債務負担行為)

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生するものは次のとおりである。

(単位：千円)

件名	契約金額	翌期以降支払金額
筑波大学附属病院病棟B改修工事	15,112,900	15,087,900

(令和元年台風15号及び台風19号発生関係)

令和元年台風15号及び台風19号により損壊した施設及び設備の修復関連経費として、令和元年度に補正予算が交付され、未完了分の予算は当事業年度に繰越された。同予算は当事業年度で完了した。

この財源による当事業年度内の費用を災害損失として計上している。

(単位：千円)

財源	期首残高	交付額	執行済額			期末残高
			費用	資産	小計	
運営費交付金	35,571	—	3,114	32,456	35,571	—
施設整備費補助金	—	7,509	2,724	4,785	7,509	—

(重要な後発事象)

該当事項はない。

(千円単位の金額の表示について)

各々の計数を表示単位未満で四捨五入しているため、合計額と符合しない場合がある。

ただし、「利益の処分に関する書類」については円単位で表示している。

令和2年度

附 属 明 細 書

第17期事業年度

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日



国立大学法人 筑波大学

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第90 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

筑波大学
(単位:千円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期 末残高	摘要		
					当期 償却額	当期 償却額	当期 損益内	当期 損益外					
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	112,934,583	4,674,035	333,717	117,274,901	65,435,495	4,050,940	749,415	-	-	51,089,991		
	構築物	7,997,588	311,796	29,199	8,280,185	5,617,997	215,601	16,286	-	-	2,645,902		
	工具器具備品	4,213,665	32,186	93,761	4,152,090	4,029,146	92,120	-	-	-	122,943		
	船舶	242,847	-	1,194	241,653	241,653	29,796	-	-	-	0		
	計	125,388,683	5,018,017	457,870	129,948,829	75,324,292	4,388,457	765,701	-	-	53,858,836		
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	48,635,385	2,330,563	143,612	50,822,316	23,380,970	2,150,840	39,979	-	-	27,401,367		
	構築物	4,050,083	188,121	6,570	4,231,635	2,086,423	202,658	3,194	-	-	2,142,017		
	機械装置	112,576	-	3,444	109,132	105,879	3,633	-	-	-	3,253		
	工具器具備品	60,887,452	4,214,679	2,165,997	62,936,134	51,192,240	4,747,961	-	-	-	11,743,894		
	図書	10,324,852	61,260	9,559	10,376,553	-	-	-	-	-	10,376,553		
	船舶	13,428	-	400	13,028	12,923	40	-	-	-	104		
	車両運搬具	154,092	9,678	3,458	160,311	135,043	6,955	-	-	-	25,268		
	その他の有形固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	124,177,848	6,804,301	2,333,040	128,649,109	76,913,479	7,112,088	43,173	-	-	51,692,457		
有形固定資産 (非償却資産)	土地	246,462,830	-	2,000,000	244,462,830	-	-	1,200,197	-	1,200,197	243,262,633		
	美術品・收藏品	919,587	600	1,728	918,460	-	-	-	-	-	918,460		
	建設仮勘定	1,427,021	833,920	1,339,484	921,457	-	-	-	-	-	921,457		
	その他の有形固定資産	6,924	-	-	6,924	-	-	-	-	-	6,924		
	計	248,816,362	834,520	3,341,211	246,309,670	-	-	1,200,197	-	1,200,197	245,109,473		
有形固定資産合計	土地	246,462,830	-	2,000,000	244,462,830	-	-	1,200,197	-	1,200,197	243,262,633		
	建物	161,569,948	7,004,598	477,329	168,097,217	88,816,466	6,201,781	789,393	-	-	78,491,358	(注)	
	構築物	12,047,671	499,917	35,768	12,511,820	7,704,420	418,259	19,481	-	-	4,787,919		
	機械装置	112,576	-	3,444	109,132	105,879	3,633	-	-	-	3,253		
	工具器具備品	65,101,117	4,246,864	2,259,758	67,088,224	55,221,386	4,840,081	-	-	-	11,866,837	(注)	
	図書	10,324,852	61,260	9,559	10,376,553	-	-	-	-	-	10,376,553		
	美術品・收藏品	919,587	600	1,728	918,460	-	-	-	-	-	918,460		
	船舶	256,275	-	1,594	254,681	254,576	29,837	-	-	-	104		
	車両運搬具	154,092	9,678	3,458	160,311	135,043	6,955	-	-	-	25,268		
	建設仮勘定	1,427,021	833,920	1,339,484	921,457	-	-	-	-	-	921,457		
	その他の有形固定資産	6,924	-	-	6,924	-	-	-	-	-	6,924		
	計	498,382,892	12,656,837	6,132,122	504,907,608	152,237,771	11,500,544	2,009,071	-	1,200,197	350,660,766		
	無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	11,988	-	11,988	-	-	-	-	-	-	-	
		その他の無形固定資産	5,144	-	5,144	5,144	5,144	-	-	-	-	-	
計	17,133	-	11,988	5,144	5,144	-	-	-	-	-	-		
無形固定資産 (特定償却資産以外)	商標権	4,421	583	-	5,004	4,475	113	-	-	-	530		
	特許権	469,511	38,419	34,481	473,449	304,838	48,171	-	-	-	168,611		
	電気施設利用権	50,317	-	-	50,317	36,175	3,354	-	-	-	14,142		
	ソフトウェア	801,316	98,099	36,545	862,870	627,390	79,909	-	-	-	235,481		
	その他の無形固定資産	224,734	79,315	1,575	302,474	198,280	54,891	-	-	-	104,194		
	計	1,550,299	216,415	72,601	1,694,113	1,171,156	186,437	-	-	-	522,957		
無形固定資産 (非償却資産)	借地権	235,000	-	-	235,000	-	-	-	-	-	235,000		
	電話加入権	8,549	-	-	8,549	-	-	-	-	-	8,549		
	特許権仮勘定	175,850	79,212	65,113	189,949	-	-	-	-	-	189,949		
	その他の仮勘定	379	1,283	1,160	502	-	-	-	-	-	502		
	その他の無形固定資産	2,469	-	-	2,469	-	-	-	-	-	2,469		
	計	422,247	80,495	66,273	436,468	-	-	-	-	-	436,468		
無形固定資産合計	商標権	4,421	583	-	5,004	4,475	113	-	-	-	530		
	特許権	469,511	38,419	34,481	473,449	304,838	48,171	-	-	-	168,611		
	借地権	235,000	-	-	235,000	-	-	-	-	-	235,000		
	電気施設利用権	50,317	-	-	50,317	36,175	3,354	-	-	-	14,142		
	ソフトウェア	813,305	98,099	48,533	862,870	627,390	79,909	-	-	-	235,481		
	電話加入権	8,549	-	-	8,549	-	-	-	-	-	8,549		
	特許権仮勘定	175,850	79,212	65,113	189,949	-	-	-	-	-	189,949		
	その他の仮勘定	379	1,283	1,160	502	-	-	-	-	-	502		
	その他の無形固定資産	232,348	79,315	1,575	310,087	203,424	54,891	-	-	-	106,663		
	計	1,989,679	296,910	150,862	2,135,726	1,176,301	186,437	-	-	-	959,426		
	投資その他の資産	投資有価証券	3,000,309	599,832	300,154	3,299,987	-	-	-	-	-	3,299,987	
		長期前払費用	9,590	-	4,441	5,150	-	-	-	-	-	5,150	
		減価償却、再生機構、更生債権その他これらに準ずる債権	25,198	-	5,000	20,198	-	-	-	-	-	20,198	
		貸倒引当金	△25,198	-	△5,000	△20,198	-	-	-	-	-	△20,198	
長期未収附属病院収入		22,269	4,857	5,912	21,214	-	-	-	-	-	21,214		
徴収不能引当金		△22,269	△4,857	△5,912	△21,214	-	-	-	-	-	△21,214		
長期未収金		46,348	-	-	46,348	-	-	-	-	-	46,348		
貸倒引当金		△23,174	-	-	△23,174	-	-	-	-	-	△23,174		
その他の投資等		2,141	29	7	2,164	-	-	-	-	-	2,164		
計		3,035,215	599,862	304,601	3,330,475	-	-	-	-	-	3,330,475		

(注) 建物の当期増加額の内訳は、教育用 3,188,398千円、研究用 1,343,108千円、診療用 1,604,127千円、教育研究支援用 138,497千円、共同研究用 1,249千円、委託事業用 550千円、一般管理用 728,670千円
工具器具備品の当期増加額の内訳は、教育用 391,585千円、研究用 912,247千円、診療用 1,779,359千円、教育研究支援用 80,571千円、委託研究用 758,728千円、共同研究用 257,623千円、委託事業用 40,213千円、一般管理用 26,539千円

(2) たな卸資産の明細

筑波大学

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
たな卸資産	商品	12,977	7,354	—	5,520	401	14,410
	貯蔵品	26,597	124,020	—	123,100	—	27,517
	小計	39,574	131,374	—	128,620	401	41,927
医薬品及び診療材料	医薬品	151,900	7,777,025	—	7,733,338	1,938	193,649
	診療材料	54,976	5,554,046	—	5,542,493	2,548	63,981
	小計	206,876	13,331,071	—	13,275,831	4,486	257,630
合 計	246,449	13,462,445	—	13,404,451	4,886	299,557	

(注) 「当期減少額」の「その他」欄には、たな卸資産の評価損の価額を記載している。

(3) 無償使用国有財産等の明細

筑波大学

(単位：㎡, 千円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用の 金 額	摘 要
土 地	雨水配水管埋設敷地	東京都文京区春日1-1-68	10.89			7 (注)
	案内標示塔基礎設置	茨城県つくば市天王台1-1-1	6.00			1 条例による料金
	情報通信管路設置	茨城県つくば市春日1-2	14.80			4 条例による料金
	ポンプ室等設置敷地	静岡県下田市5丁目12-1地先	59.27			10 条例による料金
	いかだ設置水域	静岡県下田市鍋田5丁目12-1地先	160.00			27 条例による料金
	海水取導水管設置敷地	静岡県下田市5丁目1172-1地先	221.25			38 条例による料金
	船着場・通行路敷地	静岡県下田市5丁目	117.50			20 条例による料金
	海水導入管 (海側)	静岡県下田市5丁目1145-2地先	32.85			20 条例による料金
	海水導入管 (山側)	静岡県下田市5丁目10番地先	34.50			21 条例による料金
	専用河川海水導入管埋設敷地	静岡県下田市5丁目10番地先	2.10			2 条例による料金
	排水管	静岡県下田市5丁目10-1番地先	1.40			1 条例による料金
	排水管	静岡県下田市5丁目10-1番地先	10.75			6 条例による料金
	案内標識	静岡県下田市5丁目776-3地内、820-1地先	0.98			0 条例による料金
	排水管	東京都文京区大塚3-30	11.73			354 条例による料金
	マンホール	東京都文京区大塚3-30	4.49			51 条例による料金
	小長川東部浄化センター敷地	茨城県筑西市上野字小芝原2641-1、2655-2	460.00			200 条例による料金
	合同宿舎 (駐車場)	長野県南佐久郡南牧村野辺山462-2	12.50			10 民間参考事例による料金
小 計			1,161.01		772	
建 物	合同宿舎	長野県南佐久郡南牧村野辺山462-2	64.24	鉄筋コンクリート造		667 民間参考事例による料金
	小 計		64.24			667
合 計			1,225.25		1,438	

(注) 国立大学法人会計基準に定める合理的な仮定計算によっている。なお算定利回りは、0.120%である。

(4) PFIの明細

筑波大学

事業名	事業概要	施設所有形態	契約先	契約期間	摘 要
筑波大学附属病院再開発に係る 施設整備等事業	統括マネジメント 開設準備・移行支援 施設整備 病院運営支援 施設維持管理 利便施設運営	BTO方式	株式会社 つくばネクストパートナーズ	平成21.2.1~令和14.3.31	
筑波大学グローバルレジデンス 整備事業	施設整備 維持管理及び運営	BTO方式	つくばグローバル アカデミックサービス株式会社	平成27.8.19~令和30.3.31	
筑波大学春日地区宿泊等複合施設 整備事業	施設整備 維持管理及び運営	BTO方式	大和ハウス工業株式会社	令和1.9.20~令和38.3.31	

(5) 有価証券の明細

(5) - 1 流動資産として計上された有価証券

筑波大学

(単位:千円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた 評価差額	摘 要
満期保有目的債券	地方公共団体金融機構債(10年) 第34回	301,485	300,000	300,145	-	
	計	301,485	300,000	300,145	-	
貸借対照表計上額				300,145		

(5) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

筑波大学

(単位:千円)

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた 評価差額	摘 要	
満期保有目的債券	利付国債(20年) 第61回	302,142	300,000	300,391	-		
	利付国債(20年) 第62回	499,950	500,000	499,989	-		
	日本高速道路(10年) 第180回	300,000	300,000	300,000	-		
	利付国債(20年) 第144回	299,493	300,000	299,695	-		
	日本高速道路(20年) 第208回	399,328	400,000	399,572	-		
	(株)かんぽ生命保険 第1回劣後債	300,000	300,000	300,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	東京電力パワーグリッド株 第26回社債	300,000	300,000	300,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	東京電力パワーグリッド株 第29回社債	100,000	100,000	100,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	九州電力株 第487回社債	200,000	200,000	200,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	三菱地所(株) 第133回社債	200,000	200,000	200,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	JP Morgan Chase&CO. ユーロ円建債券	200,000	200,000	200,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	東京地下鉄(株) 第42回社債	200,000	200,000	200,000	-	国立大学法人法第34条の3第2項 に基づき取得した有価証券	
	計	3,300,913	3,300,000	3,299,648	-		
	その他有価証券	種類及び銘柄	取得価額	時価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた 評価差額	その他有価証券評価 差額
日本都市ファンド投資法人 投資証券		349	339	339	-	-	(注)
ピクシーダストテクノロジーズ(株) 新株予約権		0	-	0	-	-	
TNAX Biopharma(株) 新株予約権		0	-	0	-	-	
計	349	339	339	-	-		
貸借対照表計上額				3,299,987			

(注) 現物寄附により取得したものであり、取得価額と時価の差額△9千円は寄附金債務として負債に計上している。

(6) 出資金の明細

該当事項なし

(7) 長期貸付金の明細

該当事項なし

(8) 借入金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	平均利率 (%)	返済期限	摘 要
用地購入資金借入金	1,212,850	—	1,212,850	—	—	令和2.4	
筑波大学グローバルレジデンス整備事業	1,113,550	—	50,302	1,063,248	0.314	令和24.3	(注)
職員宿舍改修	715,876	—	37,095	678,781	0.173	令和21.3	(注)
大学改革支援・学位授与機構借入金	229,111	1,210,968	21,214	1,418,865	0.453	令和33.3	(注)
小 計	3,271,387	1,210,968	1,321,461	3,160,894			
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	350,206	—	135,853	214,353	1.422	令和8.9	(注)
計	3,621,593	1,210,968	1,457,314	3,375,247			

(注) 期末残高に含まれる一年以内償還予定の額は次のとおりである。

筑波大学グローバルレジデンス整備事業	50,474 千円
職員宿舍改修	37,159 千円
大学改革支援・学位授与機構借入金	21,214 千円
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	79,543 千円

「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

(9) 国立大学法人等債の明細

該当事項なし

(10) 引当金の明細
(10) - 1 引当金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	691,984	745,854	691,984	—	745,854	
環境対策引当金	5,070	—	1,259	3,812	—	見積と実績の差額の戻入
計	697,054	745,854	693,243	3,812	745,854	

(10) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金等の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	25,198	△5,000	20,198	25,198	△5,000	20,198	(注)
長期未収附属病院収入	22,269	△1,055	21,214	22,269	△1,055	21,214	(注)
長期未収金	46,348	—	46,348	23,174	—	23,174	(注)
未収附属病院収入	5,873,944	166,000	6,039,944	11,745	△3,084	8,661	(注)
未収金	981,571	768,735	1,750,305	5,238	—	5,238	(注)
計	6,949,331	928,679	7,878,010	87,624	△9,139	78,486	

(注) 貸倒見積高の算定方法については、注記事項に記載している。

(10) - 3 退職給付引当金の明細

筑波大学

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	807,611	169,873	68,478	909,006	
退職一時金に係る債務	807,611	169,873	68,478	909,006	
厚生年金基金に係る債務	—	—	—	—	
未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異	—	—	—	—	
年金資産	—	—	—	—	
退職給付引当金	807,611	169,873	68,478	909,006	

(11) 資産除去債務の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則等の規定に基づく義務	90,961	1,795	15,254	77,503	基準第90特定対象
石綿障害予防規則等の規定に基づく義務	2,350	—	—	2,350	基準第90特定対象外
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の改正に基づく義務	84,621	—	—	84,621	基準第90特定対象
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく義務	63,394	—	—	63,394	基準第90特定対象外
計	241,326	1,795	15,254	227,867	

(12) 保証債務の明細

筑波大学

(単位:件,千円)

区 分	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		保証料収益
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	1	350,206	—	—	1	135,853	1	214,353	—

(注) 国立大学法人法附則第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金債務を保証するものである。

(13) 資本金及び資本剰余金の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	政府出資金	231,333,303	—	1,000,000	230,333,303	土地の譲渡に伴う減資によるもの
	計	231,333,303	—	1,000,000	230,333,303	
資本剰余金	資本剰余金					
	政府承継	2,436,587	—	—	2,436,587	
	施設費	64,905,626	5,331,671 (45,455)	—	70,237,297	固定資産の取得によるもの(注)
	運営費交付金	58,504,000	1,213,150	—	59,717,150	用地購入資金借入金の償還及び美術品の購入によるもの
	授業料	4,633	—	—	4,633	
	補助金等	11,268,173	—	—	11,268,173	
	寄附金等	573,656	300	—	573,956	美術品の購入によるもの
	目的積立金	5,364,022	33,769	—	5,397,791	固定資産の取得によるもの
	前中期目標期間繰越積立金	1,421,341	—	—	1,421,341	
	減資差益	672,794	597,222	—	1,270,016	土地の譲渡に伴う減資によるもの
	損益外除売却差額相当額	△3,687,074	△1,655,723	—	△5,342,798	固定資産の売却によるもの
	計	141,463,758	5,520,389	—	146,984,146	
	損益外減価償却累計額	△71,307,105	△4,388,457	△366,125	△75,329,436	当期減少額は除却によるもの
	損益外減損損失累計額	△2,246,098	△1,200,197	△1,480,397	△1,965,898	当期減少額は除却によるもの
損益外利息費用累計額	△25,560	△1,795	△4,401	△22,955	当期減少額は除却によるもの	
差 引 計	67,884,994	△70,060	△1,850,923	69,665,858		

(注) ()内は大学改革支援・学位授与機構からの受入相応額を内数として記載している。

(14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(14)-1 積立金の明細

筑波大学

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
準用通則法第44条 第1項積立金	1,147,002	575,035	—	1,722,036	
準用通則法第44条 第3項積立金					
教育研究環境等整備 積立金	564,010	—	103,186	460,824	資産の取得及び費用の発生による減
前中期目標期間繰越 積立金	2,420,860	—	—	2,420,860	
計	4,131,871	575,035	103,186	4,603,720	

(14)-2 目的積立金の取崩しの明細

筑波大学

(単位:千円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	目的積立金	計
	年俸制導入促進費	教育研究環境等 整備積立事業	
建物	—	15,716	15,716
構築物	—	4,983	4,983
工具器具備品	—	13,070	13,070
小 計	—	33,769	33,769
教育経費	—	61,130	61,130
修繕費	—	15,974	15,974
報酬・委託・手数料	—	75	75
奨学費	—	45,081	45,081
研究経費	—	737	737
修繕費	—	737	737
診療経費	—	7,034	7,034
材料費	—	2,221	2,221
医療消耗器具備品費	—	2,221	2,221
経費	—	4,813	4,813
消耗品費	—	968	968
備品費	—	3,845	3,845
教育研究支援経費	—	378	378
修繕費	—	378	378
一般管理費	—	138	138
修繕費	—	138	138
小 計	—	69,417	69,417
合 計	—	103,186	103,186

教育経費					
消耗品費			893,716		
備品費			323,685		
印刷製本費			81,643		
水道光熱費			658,107		
旅費交通費			66,264		
通信運搬費			97,056		
賃借料			53,138		
車両燃料費			1,426		
福利厚生費			74		
保守費			95,903		
修繕費			889,958		
PFI費用			129,828		
損害保険料			8,107		
広告宣伝費			73,850		
行事費			17,098		
諸会費			40,565		
会議費			140		
報酬・委託・手数料			1,068,458		
奨学費			1,629,263		
減価償却費			974,528		
貸倒損失			3,673		
租税公課			1,123		
交際費			3		
出版物費			32,459		
研修費			11,069		
雑費			104,970		7,256,105
研究経費					
消耗品費			1,045,574		
備品費			332,380		
印刷製本費			32,556		
水道光熱費			789,919		
旅費交通費			45,798		
通信運搬費			47,482		
賃借料			68,832		
車両燃料費			148		
福利厚生費			7		
保守費			300,118		
修繕費			509,969		
棚卸評価損			401		
損害保険料			1,629		
広告宣伝費			40,202		
行事費			52		
諸会費			85,650		
会議費			103		
報酬・委託・手数料			1,469,724		
減価償却費			1,820,574		
租税公課			4,482		
交際費			75		
出版物費			18,797		
研修費			4,229		
雑費			91,870		6,710,570
診療経費					
材料費					
医薬品費	8,207,389				
診療材料費	5,561,130				
備品費	245,803				
給食用材料費	198,747		14,213,070		
委託費					
検査委託費	1,000,274				
給食委託費	57,736				
寝具委託費	41,074				
医事委託費	563,136				
清掃委託費	338,709				
保守委託費	318,074				
その他の委託費	1,539,399		3,858,402		
設備関係費					
減価償却費	2,633,945				

機器賃借料		405,039		
地代家賃		2,998		
修繕費		255,367		
車両関係費		185		
保守費		744,045	4,041,578	
研修費		8	8	
経費				
消耗品費		228,179		
備品費		165,030		
印刷製本費		18,599		
水道光熱費		305,942		
旅費交通費		76		
通信運搬費		43,292		
賃借料		10,382		
福利厚生費		1,186		
PFI事業維持管理経費等		285,722		
保守費		6,190		
損害保険料		17,402		
広告宣伝費		808		
諸会費		1,066		
会議費		5		
報酬・委託・手数料		18,587		
職員被服費		6,598		
徴収不能引当金繰入額		1,353		
租税公課		351		
雑費		28,525	1,139,294	23,252,352
教育研究支援経費				
消耗品費			224,408	
備品費			45,680	
印刷製本費			1,903	
水道光熱費			137,948	
旅費交通費			2,657	
通信運搬費			19,396	
賃借料			5,382	
車両燃料費			2,038	
福利厚生費			27	
保守費			152,118	
修繕費			137,989	
損害保険料			483	
広告宣伝費			5,854	
行事費			223	
諸会費			2,854	
会議費			25	
報酬・委託・手数料			204,733	
減価償却費			598,631	
交際費			33	
出版物費			985	
租税公課			47,989	
研修費			162	
雑費			521,397	2,112,913
受託研究費				
教員人件費				
常勤教員給与				
給料	246,386			
賞与	452			
法定福利費	37,483	284,321		
非常勤教員給与				
給料	63,599			
法定福利費	6,735	70,333	354,654	
職員人件費				
常勤職員給与				
給料	105,472			
賞与	1,466			
賞与引当金繰入額	848			
法定福利費	16,605	124,391		
非常勤職員給与				
給料	140,065			
法定福利費	10,199	150,264	274,655	
消耗品費			537,035	
備品費			208,684	
印刷製本費			2,002	

水道光熱費				3,452	
旅費交通費				16,065	
通信運搬費				5,535	
賃借料				24,131	
保守費				10,701	
修繕費				25,535	
損害保険料				580	
広告宣伝費				2,303	
諸会費				4,595	
報酬・委託・手数料				827,438	
減価償却費				607,495	
雑費				77,593	2,982,453
共同研究費					
教員人件費					
常勤教員給与					
給料	208,659				
賞与	396				
賞与引当金繰入額	88				
法定福利費	27,364	236,507			
非常勤教員給与					
給料	29,722				
法定福利費	1,767	31,489		267,996	
職員人件費					
常勤職員給与					
給料	98,265				
法定福利費	14,703	112,969			
非常勤職員給与					
給料	76,549				
法定福利費	3,939	80,489		193,457	
消耗品費				326,972	
備品費				113,591	
印刷製本費				1,495	
水道光熱費				16,178	
旅費交通費				11,631	
通信運搬費				3,759	
賃借料				9,984	
車両燃料費				33	
保守費				10,821	
修繕費				39,295	
損害保険料				358	
広告宣伝費				2,137	
諸会費				3,150	
会議費				51	
報酬・委託・手数料				363,982	
減価償却費				281,465	
雑費				55,135	1,701,491
受託事業費等					
教員人件費					
常勤教員給与					
給料	145,292				
賞与	4,708				
法定福利費	21,475	171,475			
非常勤教員給与					
給料	26,629				
法定福利費	3,337	29,966		201,441	
職員人件費					
常勤職員給与					
給料	112,212				
賞与	2,175				
法定福利費	17,754	132,141			
非常勤職員給与					
給料	42,581				
法定福利費	4,582	47,163		179,304	
消耗品費				160,345	
備品費				20,108	
印刷製本費				11,022	
水道光熱費				4,209	
旅費交通費				14,687	
通信運搬費				2,131	
賃借料				5,772	
保守費				2,457	

修繕費			2,431	
損害保険料			1,396	
広告宣伝費			12,628	
行事費			8	
諸会費			4,130	
会議費			356	
報酬・委託・手数料			113,751	
減価償却費			39,062	
雑費			71,962	847,199
役員人件費				
報酬			116,126	
賞与			42,509	
退職給付費用			52,532	
法定福利費			16,517	227,684
教員人件費				
常勤教員給与				
給与	17,479,533			
超過勤務手当	63,232			
賞与	4,704,164			
賞与引当金繰入	64,665			
退職給付費用	1,671,792			
法定福利費	3,401,327			
その他人件費	12,016		27,396,729	
非常勤教員給与				
給与	563,060			
超過勤務手当	3,806			
法定福利費	13,904			
その他人件費	100		580,870	27,977,599
職員人件費				
常勤職員給与				
給与	10,903,070			
超過勤務手当	1,153,700			
賞与	2,736,641			
賞与引当金繰入	661,510			
退職給付費用	1,275,449			
法定福利費	2,304,518			
その他人件費	16,800		19,051,688	
非常勤職員給与				
給与	3,004,162			
超過勤務手当	225,008			
賞与	498			
退職給付費用	1,744			
法定福利費	421,139		3,652,551	22,704,239
一般管理費				
消耗品費			186,972	
備品費			54,303	
印刷製本費			12,024	
水道光熱費			119,223	
旅費交通費			35,665	
通信運搬費			173,823	
賃借料			24,151	
車両燃料費			893	
福利厚生費			33,534	
保守費			189,244	
修繕費			224,998	
PFI費用			10,241	
損害保険料			61,586	
広告宣伝費			101,675	
行事費			2,610	
諸会費			12,500	
会議費			1,234	
報酬・委託・手数料			1,119,142	
租税公課			57,670	
減価償却費			342,826	
交際費			255	
出版物費			11,032	
研修費			3,041	
雑費			14,931	2,793,572

(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(16) - 1 運営費交付金債務

筑波大学

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額					小計	期末残高
			運営費交付金 収 益	資 産 見 返 運営費交付金	建設仮勘定見返 運営費交付金	資本剰余金			
平成28年度	1	—	—	—	—	—	—	1	
平成29年度	174,239	—	174,238	—	—	—	174,238	1	
平成30年度	1,762	—	1,762	—	—	—	1,762	0	
令和元年度	814,066	—	501,176	160,306	1,488	—	662,971	151,095	
令和2年度	—	37,730,529	34,582,046	828,602	15,008	1,213,150	36,638,806	1,091,723	
合 計	990,067	37,730,529	35,259,223	988,908	16,496	1,213,150	37,477,777	1,242,819	

(注) 令和元年度以前に交付された運営費交付金債務の建設仮勘定見返運営費交付金振替分のうち3,002千円が損益計算書の運営費交付金収益に含まれている。

(16) - 2 運営費交付金収益

筑波大学

(単位：千円)

業務等区分	平成28年度交付分	平成29年度交付分	平成30年度交付分	令和元年度交付分	令和2年度交付分	合 計
期間進行基準	—	—	—	—	30,677,378	30,677,378
業務達成基準	—	107,424	1,762	498,062	770,773	1,378,022
費用進行基準	—	66,814	—	3,114	3,133,895	3,203,823
合 計	—	174,238	1,762	501,176	34,582,046	35,259,223

(注) 令和元年度以前に交付された運営費交付金債務の建設仮勘定見返運営費交付金振替分のうち3,002千円が損益計算書の運営費交付金収益に含まれている。

(17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

(17) - 1 施設費の明細

筑波大学

(単位: 千円)

区 分	当期交付額	当期振替額				摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	収益	その他	
営繕事業	114,000	—	45,455	68,545	—	
(筑波) 総合研究棟改修 (人間系B棟)	654,240	—	497,448	156,792	—	
(筑波) 総合研究棟改修 (自然系D棟)	807,440	—	745,148	62,292	—	
(小茂根(附特)) 校舎Ⅱ	598,583	—	458,059	140,524	—	R1年度
(小茂根(附特)) 校舎Ⅱ	138,340	—	136,330	2,010	—	R2年度
(筑波) ライフライン再生 (電気設備)	249,359	—	226,639	22,720	—	
(北地区他) 災害復旧事業	7,509	—	4,785	2,724	—	
校内通信ネットワーク整備	70,800	—	53,086	17,714	—	
(筑波) ライフライン再生 (通信設備)	212,540	—	202,805	9,735	—	
(筑波) 総合研究棟改修 (人文系1B)	532,480	—	438,333	94,147	—	
(筑波) 総合研究棟改修 (人文系1C)	861,130	—	673,537	187,593	—	
(筑波) 総合研究棟改修 (人間系)	478,870	401,108	—	7,390	70,372	その他:70,372千円については返還によるもの
(春日他) 基幹・環境整備 (衛生対策)	188,270	—	154,522	33,748	—	
(下田他) 災害復旧事業	21,146	—	1,804	19,342	—	
ニュークックチルシステム (厨房設備)	197,000	—	196,920	80	—	
(筑波) 附属病院再開発事業 (PFI事業20-9)	99,422	—	98,267	1,155	—	
(医病) 病棟B改修	384,622	247,362	134,278	2,982	—	
計	5,615,751	648,470	4,067,417	829,492	70,372	

(注) 1. 令和元年度以前に交付された預り施設費の建設仮勘定見返施設費振替分のうち14,456千円が損益計算書に計上されている。

(注) 2. 令和元年度以前に交付された預り施設費の建設仮勘定見返施設費振替分のうち1,264,254千円が資本剰余金に振替られている。

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額						期末残高	摘要
					建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰 余金	長期積り 補助金等	収益	その他		
大学改革推進等補助金	文部科学省	直接	-	57,727	-	22,612	-	-	30,114	5,002	-	分担機関へ配分 5,000千円 返還額 2千円
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究拠点形成費等補助金	文部科学省	直接	-	476,041	-	177,986	-	-	201,575	96,480	-	分担機関へ配分 89,000千円 返還額 7,450千円
		間接	-	126,883	-	-	-	-	111,224	15,659	-	分担機関へ配分 14,537千円 返還額 1,122千円
科学技術人材育成費補助金	文部科学省	直接	-	38,330	-	12,551	-	-	25,736	42	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教員講習開設事業費等補助金	文部科学省	直接	-	1,972	-	-	-	-	1,666	306	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究大学強化促進費補助金	文部科学省	直接	-	193,300	-	11,410	-	-	171,890	-	10,000	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際化拠点整備事業費補助金	文部科学省	直接	-	103,783	-	5,895	-	-	95,320	2,568	-	返還額
		間接	-	2,000	-	-	-	-	2,000	-	-	-
国際研究拠点形成促進事業費補助金	文部科学省	直接	-	550,553	-	3,179	-	-	527,344	20,030	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学改革強化推進補助金	文部科学省	直接	-	131,375	-	-	-	-	131,375	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学法人情報機器整備費補助金	文部科学省	直接	22,860	121,376	-	7,884	-	-	92,038	14,062	30,252	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高性能汎用計算機高度利用事業費補助金	文部科学省	直接	-	28,122	-	15,291	-	-	12,832	-	-	-
		間接	-	7,338	-	-	-	-	7,338	-	-	-
原子力人材育成等推進事業費補助金	文部科学省	直接	-	10,545	-	1,591	-	-	7,931	1,022	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域産学官連携科学技術振興事業費補助金	文部科学省	直接	-	125,000	-	993	-	-	124,007	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先端研究設備整備費補助金	文部科学省	直接	-	170,530	-	51,961	-	-	-	-	118,569	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国立大学法人設備整備費補助金	文部科学省	直接	-	88,506	-	35,000	-	-	-	-	53,506	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学校保健特別対策事業費補助金	文部科学省	直接	-	75,961	-	5,040	-	-	70,921	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
授業料等減免費交付金	文部科学省	直接	-	294,261	-	-	-	-	293,264	997	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	厚生労働省	直接	-	41,120	-	8,992	-	-	28,950	3,178	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品等審査迅速化事業費補助金	厚生労働省	直接	-	27,000	-	5,206	-	-	12,994	8,800	-	分担機関へ配分
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症感染拡大 防止・医療提供体制確保支援補助金	厚生労働省	直接	-	22,250	-	15,988	-	-	6,262	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症患者等入院 受入医療機関緊急支援事業補助金	厚生労働省	直接	-	90,000	-	-	-	-	90,000	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インフルエンザ流行期における新型 コロナウイルス感染症疑い患者を 受け入れる救急・周産期・小児医療機 関体制確保事業補助金	厚生労働省	直接	-	28,000	-	-	-	-	28,000	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中小企業経営支援等対策費補助金	経済産業省	直接	-	26,640	-	730	-	-	14,372	11,538	-	分担機関へ配分
		間接	-	7,992	-	-	-	-	4,531	3,461	-	分担機関へ配分
原子力人材育成等推進事業費補助金	環境省	直接	-	4,965	-	699	-	-	4,266	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国重要文化財等保存・活用事業費補助金	文化庁	直接	-	1,449	-	-	-	-	1,449	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方創生推進交付金	茨城県	直接	-	10,000	-	649	-	-	9,351	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若手医師海外教育研修(中・長期)事業費補助金	茨城県	直接	5,032	-	-	-	-	-	2,531	-	2,501	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症患者入院 医療機関等設備整備費等補助金	茨城県	直接	-	10,000	-	10,000	-	-	-	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症重点医療 機関等設備整備事業補助金	茨城県	直接	-	37,966	-	36,270	-	-	1,696	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救急・周産期・小児医療機関内感染 防止対策事業補助金	茨城県	直接	-	193,900	-	103,675	-	-	87,573	2,652	-	返還額
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新型コロナウイルス感染症入院病床 確保事業補助金	茨城県	直接	-	2,158,280	-	-	-	-	2,158,280	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

茨城県当直産科医確保支援事業費補助金	茨城県	直接	-	1,157	-	-	-	-	1,157	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県妊婦PCR検査費用補助金	茨城県	直接	-	860	-	-	-	-	860	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県認知症疾患医療センター運営費補助金	茨城県	直接	-	7,597	-	-	-	-	7,597	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
がん診療機器整備促進事業費補助金	茨城県	直接	-	7,956	-	7,956	-	-	-	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害拠点精神科病院設備等整備事業補助金	茨城県	直接	-	1,340	-	100	-	-	1,240	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新人看護職員研修事業補助金	茨城県	直接	-	1,820	-	-	-	-	1,820	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
看護師特定行為研修推進事業補助金	茨城県	直接	-	300	-	-	-	-	300	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県救急医療巡回回収医療費補てん補助金	茨城県	直接	-	787	-	-	-	-	787	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
周産期母子医療センター運営費補助金	茨城県	直接	-	38,205	-	-	-	-	38,205	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救急患者退院コーディネーター事業費補助金	茨城県	直接	-	2,533	-	-	-	-	2,533	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
救命救急センター運営費補助金	茨城県	直接	-	55,542	-	-	-	-	55,542	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨床研修費等補助金	茨城県	直接	-	32,857	-	-	-	-	32,857	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県小児救急救命センター運営費補助金	茨城県	直接	-	52,778	-	-	-	-	52,778	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県専門医認定支援事業補助金	茨城県	直接	-	10,268	-	-	-	-	10,268	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信州の森林づくり事業（森林環境保全整備事業）補助金	長野県	直接	8,503	512	-	-	-	-	-	-	9,015
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つくば市保育施設等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	つくば市	直接	-	377	-	-	-	-	377	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
つくば市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	つくば市	直接	-	260	-	-	-	-	260	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿嶋市医師確保支援事業補助金	鹿嶋市	直接	-	7,480	-	-	-	-	7,480	-	-
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療研究開発推進事業費補助金	国立研究開発法人 日本医療研究開発 機構	直接	-	536,415	514	43,742	-	-	488,265	3,894	- 返還額
		間接	-	101,363	-	-	-	-	35,753	65,610	- 分担機関へ配分 65,368千円 返還額 243千円
中小企業経営支援等対策費補助金	公益財団法人ひろ しま産業振興機構	直接	-	5,164	-	-	-	-	5,164	-	-
		間接	-	1,549	-	-	-	-	1,549	-	-
合 計		直接経費	36,395	5,883,160	514	585,398	-	-	4,939,227	170,572	223,843
		間接経費	-	247,125	-	-	-	-	162,394	84,731	-
		計	36,395	6,130,284	514	585,398	-	-	5,101,621	255,302	223,843

(注) 期末残高は翌期への繰越額である。

(18) 役員及び教職員の給与の明細

筑波大学

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役 員	常 勤	(152,496)	(9)	(16,517)	(52,532)	(2)
		152,496	9	16,517	52,532	2
	非常勤	—	—	—	—	—
		6,139	2	—	—	—
計	(152,496)	(9)	(16,517)	(52,532)	(2)	
		158,635	11	16,517	52,532	2
教 員	常 勤	(18,927,864)	(2,057)	(2,919,292)	(1,641,903)	(124)
		22,323,610	2,557	3,401,327	1,671,792	151
	非常勤	—	—	—	—	—
		566,966	1,155	13,904	—	—
計	(18,927,864)	(2,057)	(2,919,292)	(1,641,903)	(124)	
		22,890,576	3,712	3,415,231	1,671,792	151
職 員	常 勤	(9,211,094)	(1,325)	(1,412,587)	(1,107,228)	(85)
		15,471,721	2,577	2,304,518	1,275,449	168
	非常勤	—	—	—	—	—
		3,229,668	1,816	421,139	1,744	1
計	(9,211,094)	(1,325)	(1,412,587)	(1,107,228)	(85)	
		18,701,389	4,393	2,725,657	1,277,193	169
合 計	常 勤	(28,291,453)	(3,391)	(4,348,395)	(2,801,663)	(211)
		37,947,827	5,143	5,722,362	2,999,773	321
	非常勤	—	—	—	—	—
		3,802,773	2,973	435,043	1,744	1
計	(28,291,453)	(3,391)	(4,348,395)	(2,801,663)	(211)	
		41,750,600	8,116	6,157,405	3,001,517	322

- (注) 1 常勤役員の俸給月額、学長1,175千円、理事895千円、761千円、監事634千円であり、非常勤理事の役員手当は274千円、非常勤監事の役員手当は236千円である。役員に対する報酬については、「国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則」に基づき支給している。職員の給与は、国家公務員の給与を踏まえて定められた「国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則」、「国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則」及び「国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則」に基づき支給しており、俸給と諸手当からなる。
- (注) 2 役員退職金は、独立行政法人の退職手当規程を準用し「国立大学法人筑波大学における役員の報酬等に関する規則」に基づき支給している。教職員退職金については、国家公務員退職手当法(昭和28年8月8日法律第182号)を準用し、「国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則」に基づき支給している。
- (注) 3 「報酬又は給与」の支給人員数は、年間平均支給人員数によっている。また、「退職給付」の支給人員数は、実数である。
- (注) 4 () 内は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年6月3日付人事課長16文科人第84号)における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の金額及び支給人員を記載している。
- (注) 5 人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」)に基づいている。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等による雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員である。

区 分	附属病院	附属学校	計算科学研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター	アイトープ環境動態研究センター	大 学	小 計	法人共通	合 計
業務費用									
業務費									
教育経費	322,610	1,235,343	23	—	—	5,698,129	7,256,105	—	7,256,105
研究経費	549,278	5,328	971,212	47,754	89,200	5,047,799	6,710,570	—	6,710,570
診療経費	23,252,352	—	—	—	—	—	23,252,352	—	23,252,352
教育研究支援経費	—	—	—	43,295	—	2,069,618	2,112,913	—	2,112,913
受託研究費	464,490	—	141,764	—	13,538	2,362,661	2,982,453	—	2,982,453
共同研究費	277,531	—	33,773	2,343	3,991	1,383,853	1,701,491	—	1,701,491
受託事業費等	224,270	48,848	—	—	—	574,061	847,199	—	847,199
人件費	15,125,822	6,137,346	586,555	301,044	325,183	28,433,573	50,909,522	—	50,909,522
一般管理費	240,182	21,964	—	—	—	2,531,425	2,793,572	—	2,793,572
財務費用	263,747	194	5,902	—	377	57,058	327,280	—	327,280
雑損	24,206	135	390	—	8	66,289	91,028	—	91,028
小 計	40,744,487	7,449,158	1,739,618	394,436	432,298	48,224,486	98,984,482	—	98,984,482
業務収益									
運営費交付金収益	2,071,648	6,557,442	1,366,681	353,707	403,134	24,506,498	35,259,111	—	35,259,111
学生納付金収益	—	260,207	—	—	—	9,746,102	10,006,309	—	10,006,309
附属病院収益	34,894,697	—	—	—	—	—	34,894,697	—	34,894,697
受託研究収益	586,630	928	183,619	—	17,033	2,926,067	3,714,276	—	3,714,276
共同研究収益	328,153	—	38,298	2,804	4,071	1,609,130	1,982,457	—	1,982,457
受託事業等収益	251,110	48,848	—	—	—	618,694	918,652	—	918,652
施設費収益	7,450	200,616	—	—	—	633,158	841,224	—	841,224
補助金等収益	2,784,420	151,102	26,338	—	4,434	2,135,326	5,101,621	—	5,101,621
寄附金収益	933,037	108,048	174	—	113	1,584,346	2,625,717	—	2,625,717
資産見返負債戻入	193,555	102,853	106,184	38,251	6,722	2,166,691	2,614,256	—	2,614,256
財務収益	—	—	—	—	—	—	—	31,194	31,194
雑益	202,856	25,100	96,177	75	437	2,345,489	2,670,134	—	2,670,134
小 計	42,253,558	7,455,144	1,817,471	394,836	435,943	48,271,501	100,628,455	31,194	100,659,648
業務損益	1,509,071	5,987	77,853	401	3,646	47,015	1,643,972	31,194	1,675,166
帰属資産									
土地	7,180,341	68,916,380	203,631	268,253	2,186,745	164,507,283	243,262,633	—	243,262,633
建物	17,244,749	5,645,077	462,652	382,014	70,344	54,686,522	78,491,358	—	78,491,358
構築物	757,900	412,273	2,241	60,903	2,220	3,552,383	4,787,919	—	4,787,919
その他の固定資産	5,654,852	177,425	1,001,565	64,860	29,300	18,180,769	25,108,770	3,299,987	28,408,757
流動資産	7,428,033	146,801	61,303	—	47	771,419	8,407,603	20,094,950	28,502,553
小 計	38,265,874	75,297,955	1,731,393	776,028	2,288,655	241,698,376	360,058,282	23,394,937	383,453,219

(注) 1 セグメントの区分方法は、附属病院、附属学校、計算科学研究センター、つくば機能植物イノベーション研究センター、アイトープ環境動態研究センター、大学、法人共通の七区分とする。

(注) 2 業務収益のうち、法人共通は以下のとおりである。
財務収益「受取利息」11,942千円、「有価証券利息」14,750千円、「為替差益」4,121千円、「有価証券売却益」381千円

(注) 3 帰属資産のうち、法人共通は以下のとおりである。
「投資有価証券」3,299,987千円、「現金及び預金」19,783,178千円、「有価証券」300,145千円、「未収収益」11,627千円

(注) 4 目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金取崩を財源とする費用の額、減価償却費、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外利息費用相当額及び損益外除売却差額相当額並びに引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の各セグメント別の額は、以下のとおりである。

区 分	附属病院	附属学校	計算科学研究センター	つくば機能植物イノベーション研究センター	アイトープ環境動態研究センター	大 学	法人共通	合 計
目的積立金取崩を財源とする費用の額	7,034	—	—	—	—	62,383	—	69,417
前中期目標期間繰越積立金取崩を財源とする費用の額	—	—	—	—	—	—	—	—
減価償却費	2,856,364	108,303	569,939	38,289	9,199	3,716,431	—	7,298,525
損益外減価償却相当額	119,158	218,083	12,473	16,068	10,454	4,012,220	—	4,388,457
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—	1,200,197	—	1,200,197
損益外利息費用相当額	—	—	—	—	—	△2,605	—	△2,605
損益外除売却差額相当額	—	1,268	—	△90	—	△191,977	—	△190,799
引当外賞与増加見積額	△1,137	33,402	2,808	4,010	2,320	102,690	—	144,091
引当外退職給付増加見積額	9,513	△94,497	△19,501	50,223	△20,295	△721,658	—	△796,216

(20) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細

(20) - 1 寄附金債務の明細

筑波大学

(単位: 千円)

期首残高	当期増加額		当期振替額					期末残高
	当期受入額	運用益・評価差額	寄附金収益	資産見返寄附金	資本剰余金	運用損・評価差額	その他	
5,222,454	3,181,252	38,376	2,625,717	93,707	300	9	40,903	5,681,446

- (注) 1. 期首及び期末残高には長期寄附金債務が含まれている。
(注) 2. その他の金額は、主に返還及び他機関へ移し替えた額である。

(20) - 2 寄附金の受入額の明細

筑波大学

(単位: 件, 千円)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
大学	2,391,302	20,215	うち、現物寄附 491,875千円 (6,344件)
附属病院	1,228,373	284	うち、現物寄附 1,373千円 (5件)
附属学校	87,541	177	うち、現物寄附 33,717千円 (24件)
計算科学研究センター	9,640	8	うち、現物寄附 8,640千円 (7件)
つくば機能植物イノベーション 研究センター	—	—	
アイソトープ環境動態研究センター	—	—	
合 計	3,716,856	20,684	

(21) 受託研究の明細

筑波大学

(単位：千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費	—	427,709	246,406	181,303
	間接経費	—	72,619	72,619	—
地方公共団体	直接経費	—	14,773	14,773	—
	間接経費	—	1,498	1,498	—
独立行政法人	直接経費	309,416	2,338,533	2,222,156	425,793
	間接経費	18,057	566,081	533,181	50,957
国立大学法人	直接経費	19,775	181,009	184,850	15,933
	間接経費	738	49,442	48,377	1,803
株式会社	直接経費	70,476	178,128	150,004	98,600
	間接経費	11,411	53,545	47,671	17,285
その他	直接経費	14,338	165,963	170,117	10,184
	間接経費	1,012	22,861	22,622	1,251
合計	直接経費	414,005	3,306,115	2,988,307	731,813
	間接経費	31,219	766,047	725,969	71,297

(22) 共同研究の明細

筑波大学

(単位：千円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国	直接経費	—	—	—	—
	間接経費	—	—	—	—
地方公共団体	直接経費	—	29,593	29,142	452
	間接経費	—	3,816	3,806	9
独立行政法人	直接経費	107,231	173,223	263,198	17,256
	間接経費	27	5,873	4,741	1,159
国立大学法人	直接経費	—	3,210	3,210	—
	間接経費	—	363	363	—
株式会社	直接経費	885,795	1,222,406	1,315,167	793,034
	間接経費	146,835	252,667	261,955	137,546
その他	直接経費	40,206	110,982	88,317	62,871
	間接経費	3,999	16,797	12,557	8,239
合計	直接経費	1,033,232	1,539,415	1,699,034	873,613
	間接経費	150,861	279,515	283,423	146,954

(注) 間接経費について、令和元年度10月から直接経費の20%（以前は10%）を標準としており、間接経費当期受入額のうち戦略的産学連携経費相当額として87,308千円が含まれている。

(23) 受託事業等の明細

筑波大学

(単位：千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国	直接経費	—	292,991	292,991	—
	間接経費	—	21,113	21,113	—
地方公共団体	直接経費	7,875	132,623	133,518	6,980
	間接経費	41	1,978	1,978	41
独立行政法人	直接経費	11,790	113,766	91,771	33,785
	間接経費	692	10,107	10,798	—
国立大学法人	直接経費	1,104	22,867	23,852	118
	間接経費	—	—	—	—
株式会社	直接経費	29,751	74,766	61,838	42,679
	間接経費	2,793	6,955	5,407	4,342
その他	直接経費	91,464	222,276	243,333	70,408
	間接経費	4,458	33,669	32,052	6,074
合計	直接経費	141,984	859,289	847,304	153,970
	間接経費	7,984	73,821	71,348	10,457

(24) 科学研究費補助金の明細

筑波大学
(単位：件、千円)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
特別推進研究	(168,450) 51,285	7	
新学術領域研究	(416,842) 129,626	95	
学術変革領域研究(A)	(3,771) 1,290	3	
基盤研究(S)	(129,720) 35,160	22	
基盤研究(A)	(321,685) 107,315	145	
基盤研究(B)	(810,347) 274,718	553	
基盤研究(C)	(630,264) 149,304	758	
挑戦的萌芽研究	(5,430) —	4	
挑戦的研究(開拓)	(48,418) 13,890	20	
挑戦的研究(萌芽)	(231,398) 53,394	141	
若手研究(A)	(13,052) 6,000	8	
若手研究(B)	(16,594) 1,830	23	
若手研究	(314,425) 76,883	263	
研究活動スタート支援	(54,660) 13,874	54	
奨励研究	(6,609) —	19	
特別研究促進費	(7) —	1	
研究成果公開促進費	(3,145) —	4	
特別研究員奨励費	(144,324) 10,074	177	
国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)	(10,564) 1,035	8	
国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))	(60,905) 12,420	6	
国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))	(61,577) 14,940	31	
国際共同研究加速基金(国際活動支援班)	(189) —	1	
国際共同研究加速基金(帰国発展研究)	(21,023) 4,500	1	
厚生労働科学研究費補助金	(59,787) 20,712	45	
厚生労働行政推進調査事業費補助金	(30,209) 8,728	9	
合 計	(3,563,393) 986,978	2,398	

(注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載している。
なお、間接経費相当額には次年度への繰越額 120,442千円を含んでいる。

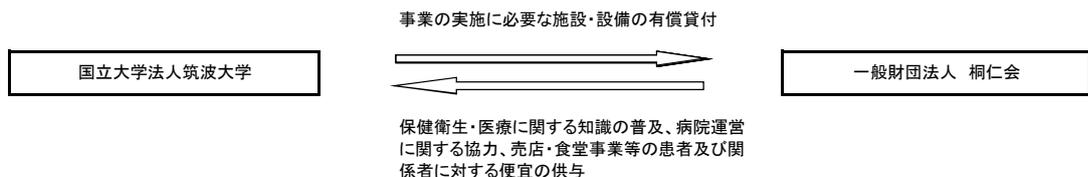
(25) 関連公益法人等に関する明細
 (25)-1 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
一般財団法人 桐仁会 茨城県つくば市天久保2-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生及び医療に関する知識の普及 ・医師の生涯教育に関する協力 ・筑波大学附属病院の運営に関する協力 ・患者等に対する援助 ・患者及び関係者等に対する生活必需品の低廉かつ適正な価格での提供 ・患者等に対する便宜の供与 ・その他目的を達成するために必要な事業 	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員経験者が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第121-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	五十嵐 耕一	元筑波大学 事務局長
常務理事	廣瀬 和幸	元筑波大学 病院総務部医事課長
理事	小磯 謙吉	元筑波大学 附属病院長
理事	櫻井 裕之	
理事	山口 高史	
監事	白川 洋子	元筑波大学 附属病院看護部長
監事	藤田 雪絵	
評議員	江原 孝郎	元筑波大学 附属病院薬剤部長
評議員	金子 道夫	元筑波大学 教授
評議員	幸田 幸直	元筑波大学 附属病院薬剤部長
評議員	鈴木 君江	元筑波大学 附属病院副病院長
評議員	原 尚人	元筑波大学 附属病院副病院長
評議員	山口 巖	元筑波大学 附属病院長

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部							指定正味財産増減の部							正味財産 期末残高			
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等		当期 増減額	指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					受取	その他の					
A	補助金等	収益	B	費用			C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G		H=F-G	I	J=H+I
256,151	—	256,151	269,991	199,284	70,708	—	△13,841	230,931	217,090	—	—	—	—	—	—	—	217,090

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
270,309	53,219	217,090

※収支計算書の作成をしていない法人であるため、事業活動、投資活動、財務活動の収入、支出、収支差額及び当期収支差額について記載していない。

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、提出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘要
—	—	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収入の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)	
未払金 187	—	234,202	246	0.10%

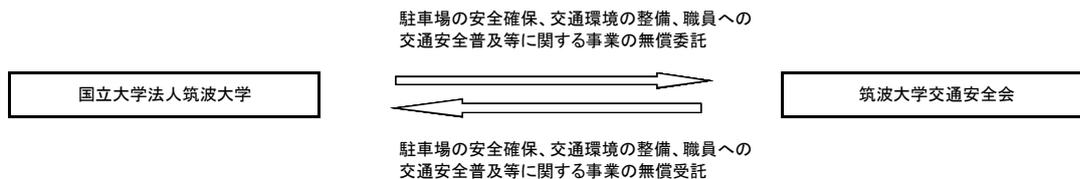
(25)-2 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
筑波大学交通安全会 茨城県つくば市天王台1-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の安全確保、会費徴収等の整理事業 ・駐車場内に係る交通環境の整備事業 ・会員への交通安全普及事業 ・その他本会の目的達成のために必要な事業 	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第121-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
会長	稲垣 敏之	筑波大学 副学長(総務・人事)
理事	沼田 善子	筑波大学 教授
理事	相山 玲子	筑波大学 講師
理事	松本 宏	筑波大学 教授
理事	大楽 浩司	筑波大学 准教授
理事	野呂 文行	筑波大学 教授
理事	鍋山 隆弘	筑波大学 准教授
理事	宮坂 慎司	筑波大学 助教
理事	小林 麻己人	筑波大学 講師
理事	藤澤 誠	筑波大学 助教
	ほか 9名	
監事	山田 洋一	筑波大学 准教授
監事	木村 めぐみ	筑波大学 係長(リスク・安全管理課)
監事	軽部 凌太	筑波大学 全学学類・専門学群代表者

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部							指定正味財産増減の部							正味財産 期末残高			
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等		当期 増減額	指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					受取	その他の					
A	補助金等	収益	B			費用	C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G		H=F-G	I	J=H+I
46,701	-	46,701	52,153	48,010	4,144	-	△5,453	7,768	2,315	-	-	-	-	-	-	-	2,315

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
36,345	34,029	2,315

[単位:千円]

事業活動 収入	事業活動 支出	事業活動収支差額	投資活動 収入	投資活動 支出	投資活動収支差額	財務活動 収入	財務活動 支出	財務活動収支差額	当期収支差額
46,701	52,031	△5,330	-	-	-	-	-	-	△5,330

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、拠出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

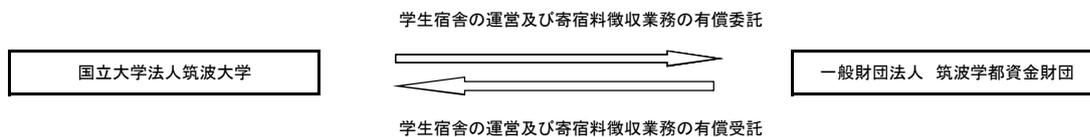
国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収入の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)
-	-	46,701	-

(25) -3 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
一般財団法人 筑波学都資金財団 茨城県つくば市天久保1-13-5	・学生居住施設の運営 ・筑波研修センターの設置及び運営 ・社会人、青少年に対する研修会の開催 ・その他目的を達成するために必要な事業	学生宿舎の運営業務委託 当該団体の事業収益のうち、本学学生等との取引が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第121-2-(2)に該当
役 職	氏 名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	田 中 正 造	
副理事長	高 野 大 二 郎	
常務理事	染 谷 信 洋	
理事	青 砥 武 夫	
理事	大 澤 義 明	
理事	大 森 哲 郎	
理事	信 太 郁 夫	
理事	武 井 秀 一	
理事	塚 本 一 也	
理事	藤 原 保 明	
監事	飯 村 省 一	
監事	正 木 利 行	

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

一般正味財産増減の部									指定正味財産増減の部						正味財産 期末残高			
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等	当期 増減額		指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高	
	受取 補助金等	その他の 収益		事業費	管理費	その他の 費用					受取 補助金等	その他の 収益						
A			B				C=A-B	D	E=C+D	F			G	H=F-G		I	J=H+I	K=E+J
157,862	-	157,862	279,669	70,128	122,313	87,228	△121,807	186,329	64,521	-	-	-	-	-	-	-	-	64,521

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
520,166	455,645	64,521

[単位:千円]

事業活動 収入	事業活動 支出	事業活動収支差額	投資活動 収入	投資活動 支出	投資活動収支差額	財務活動 収入	財務活動 支出	財務活動収支差額	当期収支差額
140,145	183,840	△43,694	35,696	7,260	28,435	-	-	-	△15,259

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、抛出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘 要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収入の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)		
未払金 11,176	-	140,145	132,708	94.69%	

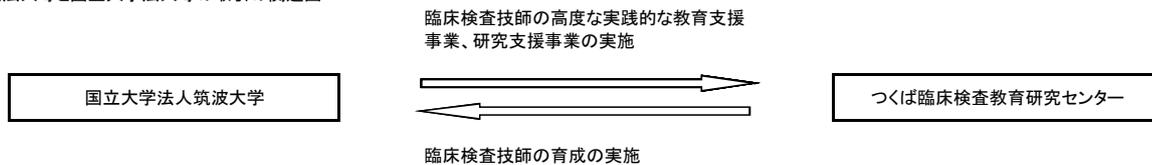
(25) - 4 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
特定非営利活動法人 つくば臨床検査教育研究センター 茨城県つくば市天久保2-1-17	・保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ・社会教育の推進を図る活動 ・情報化社会の発展を図る活動 ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ・前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員経験者が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第121-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	小松 京子	専任
副理事長	原 晃	筑波大学 理事・副学長・附属病院長
副理事長	川上 康	筑波大学 附属副病院長・検査部長
専務理事	鈴木 悦	
常務理事	内野 健一	
理事	五十嵐 徹也	元筑波大学 附属病院長
理事	鈴木 広道	筑波大学 医学医療系 臨床医学域 感染症内科学 教授
理事	池澤 剛	
理事	片山 博徳	
理事	山田 賢	
理事	濤川 唯	
理事	石津 智子	筑波大学 医学医療系 循環器内科 准教授
監事	松下 八寿彦	
監事	南木 融	筑波大学 附属病院検査部臨床検査技師長
参与	常名 政弘	
参与	瀬戸山 友一	
顧問	清水 良昭	

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部										指定正味財産増減の部						正味財産 期末残高		
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等	当期 増減額	指定 正味財産 期首残高		指定 正味財産 期末残高	
	受取 補助金等	その他の 収益		事業費	管理費	その他の 費用					受取 補助金等	その他の 収益						
A			B				C=A-B	D	E=C+D	F			G	H=F-G	I		J=H+I	K=E+J
70,394	-	70,394	75,158	38,361	33,488	3,309	△4,764	58,350	53,586	-	-	-	-	-	-	-	-	53,586

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
74,029	20,443	53,586

※収支計算書の作成をしていない法人であるため、事業活動、投資活動、財務活動の収入、支出、収支差額及び当期収支差額について記載していない。

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、抛出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収益の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)
未払金 6	-	30,415	24 0.08%

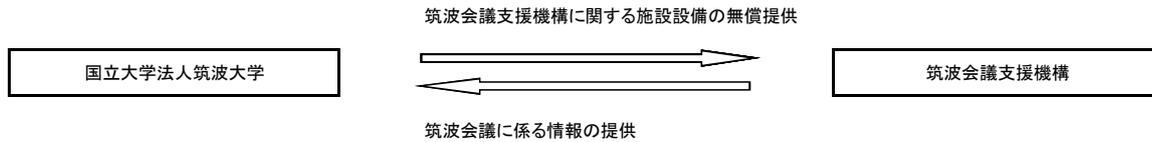
(25)-5 関連公益法人等

1. 関連公益法人等の概要

名称及び所在地	業務の概要	国立大学法人等との関係
一般社団法人 筑波会議支援機構 つくば市天王台1-1-1	・筑波会議の準備及び運営に係る事業 ・筑波会議に係る募金活動 ・筑波会議に係る情報の提供 ・前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	当該団体の理事等のうち、本学の役員又は教職員経験者が3分の1以上である。 国立大学法人会計基準第121-2-(1)に該当

役職	氏名	国立大学法人での役職又は最終職名
理事長	徳 永 保	筑波大学 客員教授
理事	永 田 恭 介	筑波大学 学長
理事	稲 垣 敏 之	筑波大学 副学長(総務・人事)
理事	勝 野 頼 彦	筑波大学 副学長(財務・施設)
理事	池 田 潤	筑波大学 執行役員
監事	飯 田 聖 士	筑波大学 専門員

関連公益法人等と国立大学法人等の取引の関連図



2. 関連公益法人等の財務状況

[単位:千円]

一般正味財産増減の部							指定正味財産増減の部							正味財産 期末残高			
収益	収益の内訳		費用	費用の内訳			当期 増減額	一般 正味財産 期首残高	一般 正味財産 期末残高	収益	収益の内訳		費用等		当期 増減額	指定 正味財産 期首残高	指定 正味財産 期末残高
	受取	その他の		事業費	管理費	その他の					補助金等	その他の					
A	補助金等	収益	B	費用	費用	C=A-B	D	E=C+D	F	補助金等	収益	G	H=F-G		I	J=H+I	K=E+J
375	-	375	321	207	115	-	54	4,750	4,804	-	-	-	-	-	-	-	4,804

[単位:千円]

資産合計	負債合計	正味財産
4,804	-	4,804

※収支計算書の作成をしていない法人であるため、事業活動、投資活動、財務活動の収入、支出、収支差額及び当期収支差額について記載していない。

3. 関連公益法人等の基本財産の状況

[単位:千円]

出えん、拠出、寄附等の金額	会費、負担金等の金額	摘 要
-	-	

4. 国立大学法人筑波大学と関連公益法人等との取引状況

[単位:千円]

国立大学法人筑波大学の関連公益法人等に対する債権債務の金額	国立大学法人筑波大学が関連公益法人等に対して行っている債務保証の金額	関連公益法人等の事業収益の金額	(うち、国立大学法人筑波大学の発注等に係る金額及びその割合)	
-	-	375	-	0.00%

(26) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(26) - 1 現金及び預金

筑波大学

(単位：千円)

区 分	金 額
現金	5,123
普通預金	11,078,055
定期預金	8,700,000
合 計	19,783,178

(26) - 2 未収附属病院収入

筑波大学

(単位：千円)

区 分	金 額
保険未収金	5,693,944
患者未収金	287,355
労災等未収金	52,602
治験未収金	6,043
合 計	6,039,944

(注) 上記の他、患者未収金のうち長期性のもの21,214千円については、長期未収附属病院収入に計上している。

(26) - 3 未払金

筑波大学

(単位：千円)

取引先名称	金 額
(株)大林組	951,212
(株)つくばネクストパートナーズ	899,420
日本調理機(株)	410,710
(株)スズケン 土浦支店	340,293
(株)富士工	289,718
五建工業(株)東京支店	214,137
鈴縫工業(株)	206,030
NTT・TCリース(株)	204,260
九電みらいエナジー(株)	169,959
東邦薬品(株)	157,575
その他	7,702,506
合 計	11,545,821

独立監査人の監査報告書

令和3年6月15日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 東 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大立目 克哉 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

渡邊 崇 

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人筑波大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。国立大学法人等の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立大学法人から独立しており、また、会計監査人のその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

財務諸表に対する学長及び監事の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制

を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のリスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・学長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに学長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び国立大学法人等の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、準用通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人筑波大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

学長及び監事の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに学長による予算の区分に従って、決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立大学法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

4 監事監査報告書

以下、本学の令和3年度及び令和2年度の監事監査報告書を掲載している。

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定並びに国立大学法人筑波大学監事監査要綱第 15 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の業務に関して監査を実施したので、以下のとおり報告する。

1. 監査の実施概要

(1) 監査の基本方針

- 1) 監事は、その職務を適切に遂行するため、公正不偏の態度及び独立の立場を保持するとともに、一方で、学長及び理事(以下「役員」という。)、副学長、大学執行役員、職員及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるものとする。
- 2) 監査は、法人の業務の適正かつ合理的な運営を図ることを目的として実施する。また、監査を通じて全学的かつ組織横断的な対話に注力することで、目標や課題等の共有化を促進するとともに、課題解決に向け必要な助言・提言等を行う。

(2) 監査計画の概要

- 1) 第 3 期中期目標・計画及び年度計画等の達成状況ならびに第 4 期中期目標・計画期間に向けた中・長期的事業構想の検討状況を含め、教育・研究の質の向上や業務の適正性・合理性・効率性・健全性の維持・向上のための施策の取り組み状況等を検証する。業務の効率性については、組織体制や業務プロセスに留意し、効率性を妨げる問題点等を抽出し助言・提言を行う。また、過度な内部牽制構造による業務効率の低下が発生していないかについても留意し、必要に応じて助言・提言を行うものとする。

<特に留意する点>

- ① 学長のリーダーシップのもと、大学のガバナンスが適正かつ有効に機能しているか。
 - ② 業務方法書で求められている内部統制システムの体制整備が順調に進捗し、運用されているか。
 - ③ 施策の企画立案及び業務遂行等において、「長期的戦略」、「経営意識」及び「全体最適」が十分に意識されているか。
 - ④ 監事に対し、重要事項に関する資料提出や報告等が速やかになされる体制が確保され有効に機能しているか。
- 2) 監事監査においても PDCA サイクルが機能していることが期待されている。今年度も過年度に実施した監事監査の CA 部分に焦点を置き、各部局のフォローアップを行う。フォローアップの中で、現状の問題点を抽出するとともに、全学的

な観点から必要な助言・提言を行う。

3) 監査事項

- ① 中期計画、年度計画、評価等の取り組み状況
- ② 財務管理、人事管理、施設管理等の状況
- ③ 教育研究の質の向上に関する施策の取り組み状況
- ④ 内部統制全般、コンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み状況
- ⑤ 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法の実効性
- ⑥ 国立大学法人法に基づく重要書類等の調査
- ⑦ 業務効率化への取り組み状況
- ⑧ 決算報告・財務諸表に関する監査
- ⑨ 個人情報保護管理に関する監査
- ⑩ 余裕金の運用に関する監査
- ⑪ 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等の確認
- ⑫ 公的研究費における公的研究費の管理監査のガイドラインの遵守状況

(3) 監査の方法

- 1) 監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、役員、副学長、大学執行役員、監査室その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会、運営会議その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- 2) 日常的な監査業務とは別に、本部業務に関しては各担当副学長及び大学執行役員、部局業務に関しては各担当部局長に対して、ヒアリング等を通して業務及び財産の状況を調査した。また、附属病院については、筑波大学附属病院監査委員会に出席するとともに、毎月の附属病院の財務経営に関する連絡協議会に出席し、経営状況について報告を受けるとともに、財務部と連携して経営改善のための意見交換を行った。
- 3) 国立大学法人筑波大学監事監査要綱第 8 条で定義された重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて調査した。
- 4) 法人におけるガバナンス体制や役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、監事、監査室及び会計監査人が、それぞれの視点から、法人内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにした。
- 5) 会計監査に関しては、監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計

算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書)、事業報告書、決算報告書及び余裕金の運用等について検討した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき重大な事項は認められなかった。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき重大な事項は認められなかった。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められなかった。

(4) 事業報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認められる。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められる。

(6) 監査のための調査ができなかったケース

該当なし。

(7) 後発事象

該当なし。

令和4年6月3日
国立大学法人筑波大学長
永田 恭介 殿

監事 陰山 俊治

監事 佐竹 正幸

監査報告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定並びに国立大学法人筑波大学監事監査要綱第 15 条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの第 17 期事業年度の業務に関して監査を実施したので、以下のとおり報告する。

1. 監査の実施概要

(1) 監査の基本方針

- 1) 監事は、その職務を適切に遂行するため、公正不偏の態度及び独立の立場を保持するとともに、一方で、学長及び理事(以下「役員」という。)、副学長、大学執行役員、職員及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるものとする。
- 2) 監査は、法人の業務の適正かつ合理的な運営を図ることを目的として実施する。また、監査を通じて全学的かつ組織横断的な対話に注力することで、目標や課題等の共有化を促進するとともに、課題解決に向け必要な助言・提言等を行う。

(2) 監査計画の概要

- 1) 第 3 期中期目標・計画及び年度計画等の達成状況を含め、教育・研究の質の向上や業務の適正性・合理性・効率性・健全性の維持・向上のための施策の取り組み状況等を検証する。業務の効率性については、組織体制や業務プロセスに留意し、効率性を妨げる問題点等を抽出し助言・提言を行う。また、過度な内部牽制構造による業務効率の低下が発生していないかについても留意し、必要に応じて助言・提言を行うものとする。

<特に留意する点>

- ① 学長のリーダーシップのもと、大学のガバナンスが適正かつ有効に機能しているか。
 - ② 業務方法書で求められている内部統制システムの体制整備が順調に進捗し、運用されているか。
 - ③ 施策の企画立案及び業務遂行等において、「長期的戦略」、「経営意識」及び「全体最適」が十分に意識されているか。
 - ④ 監事に対し、重要事項に関する資料提出や報告等が速やかになされる体制が確保され有効に機能しているか。
- 2) 監事監査においてもPDCA サイクルが機能していることが期待されている。今年度も過年度に実施した監事監査の CA 部分に焦点を置き、各部局のフォローアップを行う。フォローアップの中で、現状の問題点を抽出するとともに、全学的な観点から必要な助言・提言を行う。

3) 監査事項

- ① 中期計画、年度計画、評価等の取り組み状況
- ② 財務管理、人事管理、施設管理等の状況
- ③ 教育研究の質の向上に関する施策の取り組み状況
- ④ 内部統制全般、コンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み状況
- ⑤ 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法の実効性
- ⑥ 国立大学法人法に基づく重要書類等の調査
- ⑦ 業務効率化への取り組み状況
- ⑧ 決算報告・財務諸表に関する監査
- ⑨ 個人情報保護管理に関する監査
- ⑩ 余裕金の運用に関する監査
- ⑪ 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等の確認

(3) 監査の方法

- 1) 監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、役員、副学長、大学執行役員、監査室その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、必要に応じて監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会、運営会議その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- 2) 日常的な監査業務とは別に、本部業務に関しては各担当副学長及び大学執行役員、部局業務に関しては各担当部局長に対して、ヒアリング等を通して業務及び財産の状況を調査した。また、附属病院については、筑波大学附属病院監査委員会に出席するとともに、毎月の附属病院の財務経営に関する連絡協議会に出席し、経営状況について報告を受けるとともに、財務部と連携して経営改善のための意見交換を行った。
- 3) 国立大学法人筑波大学監事監査要綱第 8 条で定義された重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて調査した。
- 4) 法人におけるガバナンス体制や役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、監事、監査室及び会計監査人が、それぞれの視点から、法人内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにした。
- 5) 会計監査に関しては、監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書)、事業報告書及び決算報告書について検討した。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

法人の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき重大な事項は認められなかった。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき重大な事項は認められなかった。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められなかった。

(4) 事業報告書

事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認められる。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められる。

(6) 監査のための調査ができなかったケース

該当なし。

(7) 後発事象

該当なし。

令和3年6月17日
国立大学法人筑波大学長
永田 恭介 殿

監事 陰山俊治 

監事 佐竹正幸 

第6 法人の参考情報

1 第4期中期目標・中期計画

以下、本学の第4期中期目標・中期計画を掲載している。

国立大学法人筑波大学

中期目標・中期計画

令和4年2月28日

中期目標提示

令和4年3月30日

中期計画認可

目 次

中期目標	中期計画
(前文) 法人の基本的な目標…………… 1	教育研究の質の向上に関する目標を達成するためのべき措置…………… 2
中期目標の期間…………… 2	1 社会との共創に関する目標を達成するための措置…………… 2
I 教育研究の質の向上に関する事項…………… 2	2 教育に関する目標を達成するための措置…………… 3
1 社会との共創…………… 2	3 研究に関する目標を達成するための措置…………… 7
2 教育…………… 3	4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置…………… 8
3 研究…………… 7	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置…………… 11
4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項…………… 8	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置…………… 13
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項…………… 11	IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためのべき措置…………… 14
III 財務内容の改善に関する事項…………… 13	V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためのべき措置…………… 15
IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項…………… 14	VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画…………… 15
V その他業務運営に関する重要事項…………… 15	VII 短期借入金の限度額…………… 15
	VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画…………… 15
	IX 剰余金の使途…………… 16
	X その他…………… 16
	1 施設・設備に関する計画…………… 16
	2 人事に関する計画…………… 16
	3 コンプライアンスに関する計画…………… 17
	4 安全管理に関する計画…………… 17
	5 中期目標期間を超える債務負担…………… 18
	6 積立金の使途…………… 19
	7 マイナパンバーカードの普及促進に関する計画…………… 19

国立大学法人筑波大学 第4期中期目標・中期計画

中期目標	中期計画
<p>(前文) 法人の基本的な目標</p> <p>筑波大学は我が国における大学改革の先導者であることを強く意識し、建学の理念に基づき、あらゆるポーターを越え、研究教育の多様な分野で世界を牽引し、海外の有力大学に比肩する競争力を実現する。多様な格差や分断が顕在化する予測不能な時代において、筑波大学は怯むことなく「あるべき未来」を自ら描き、大学及び社会の停滞や固定化を打破する。新しい日常を築き、社会を変革させていくエンジンとして、学問の自由を共有できるパートナーとともに新たな学問分野の創成とトランスフォーマー教育モデルを確立し、我が国のみならず世界に対するソーシャルインパクトを生み出す。こうした社会的役割を通して、アカデミアとして未来社会の基盤となる“GLOBAL TRUST※”の創出を目指し、以下の目標を掲げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世界の競争と共創の環境の中で、国際的求心力を高めるとともに、新しい時代を支えるGLOBAL TRUSTの創出という役割を果たす真の総合大学を実現する。 2. 自然と人間、社会と文化に係る幅広い学問分野における専門性を深めつつ、多様な分野の協働により地球規模課題の解決に挑む新たな学問分野を創成し、卓越した知の創造拠点として世界トップクラスに比肩する研究を展開する。 3. 世界から多様かつ優秀な学生を受け入れるとともに、幅広い最先端の研究成果に裏打ちされ、学生の個性と能力を開花させる教育手法を確立し、主体性・社会性を基盤として未来を創り出す力を生涯にわたって養い、世界で活躍できる人材を育成する。 4. 我が国最大のサイエンスシティである筑波研究学園都市の総力を結集し、世界に冠たる実験フィールドとするための中核的役割を担い、我が国のグローバル競争力強化に貢献する未来都市の創成を牽引する。 5. 持続的な成長を支えるため、学長のリーダーシップの下、社会とのエンゲージメントを前提とした財源の多様化を含め、強固な経営基盤を確立する。併せて、デジタルトランスフォーメーションやヒューマンエンパワーメントの推進により、活力にあふれたマネジメント体制を構築する。 	

※GLOBAL TRUST：個人と個人、個人と社会（あるいは組織など）だけでなく、社会と社会（あるいは組織と組織、国と国など）まで含めた信頼関係

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

1 世界トップクラスに比肩する研究大学を目指して、国、機関、学内組織などの壁を越え積極的に学内外の研究・教育資源を活用できる教育研究体制を構築する。国内外の多様かつ優秀な研究者や学生を獲得し、世界トップレベルの研究として育成するとともに、強みのある特定分野を基盤に地球規模課題を解決し、未来社会の創造に貢献する研究分野を柔軟に創出して、戦略的に国際的なプレゼンスを高める。併せて、データ基盤を含む最先端の教育研究設備を最大限に活用し、研究動向分析をもとに、産学官を越えた国際的なネットワーク・ハブ機能等の知的資産が集積するグローバルな発信力の高い世界最高水準の教育研究拠点を構築する。②

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

1 海外教育研究ユニット招致制度と併せて国際テニュアトトラック制度を通じて、国内外の優秀な研究者（学生を含む）を獲得・育成する国際頭脳循環事業を推進するとともに、循環型方式等の戦略的な教員人事により、国際的に活躍できる優秀な若手研究者を確保する。【指定国構想】

評価指標	
1	海外教育研究ユニットを率いるPrincipal Investigator (PI) の数：新規4名
2	国際テニュアトトラック：新規8名
3	戦略的な教員人事による若手研究者採用数：270名（第4期中累計）

2 センター化を推進する事業（研究循環システム）における支援を戦略化して国際的な研究拠点を形成しつつ、発展性のある分野横断型研究のインキュベーターである「学術センター」を通して課題に応じた支援を行いながら新分野の創出を推進する。【指定国構想】

評価指標	
4	学術センター設置数：新規3件

	<p>3 強みとなる研究分野の活性化と融合研究分野の創成のために、学内外の知的資源を把握した上で、教理解析、URA・データエンジニア等の活用を通して世界の教育研究動向と研究機関の研究力の分析をより深めることで研究戦略を高度化する。</p> <table border="1" data-bbox="274 94 588 1095"> <tr> <td data-bbox="274 833 588 1095">評価指標</td> <td data-bbox="274 94 588 833"> <p>5 研究支援の焦点を絞るために複数機関を跨ぐIR (Trans-IR) 等に基づく研究資源及び研究者のマッチングを行う。</p> <p>6 多様な専門職人材の役割を明確化するため、令和4年度(2022年度)中に専門職人材を就業規則上の新たな職として設定する。さらに、学内の人的資源を可視化し研究戦略に十分活用するため、全学的な体制である「専門職人材ユニット(仮称)」を令和6年度(2024年度)までに構築する。</p> </td> </tr> </table> <p>4 本学と協定を締結した海外のパートナー大学との中でキャンパス機能を共有し、国境や機能の壁を越えたトランスボーダーな教育研究交流を実現するCampus-in-Campusの仕組みと海外拠点を活用して、世界の大学・機関・自治体との双方向的活動を展開・活性化するネットワーク・ハブ機能を構築する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="794 94 866 1095"> <tr> <td data-bbox="794 833 866 1095">評価指標</td> <td data-bbox="794 94 866 833">7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)</td> </tr> </table>	評価指標	<p>5 研究支援の焦点を絞るために複数機関を跨ぐIR (Trans-IR) 等に基づく研究資源及び研究者のマッチングを行う。</p> <p>6 多様な専門職人材の役割を明確化するため、令和4年度(2022年度)中に専門職人材を就業規則上の新たな職として設定する。さらに、学内の人的資源を可視化し研究戦略に十分活用するため、全学的な体制である「専門職人材ユニット(仮称)」を令和6年度(2024年度)までに構築する。</p>	評価指標	7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)
評価指標	<p>5 研究支援の焦点を絞るために複数機関を跨ぐIR (Trans-IR) 等に基づく研究資源及び研究者のマッチングを行う。</p> <p>6 多様な専門職人材の役割を明確化するため、令和4年度(2022年度)中に専門職人材を就業規則上の新たな職として設定する。さらに、学内の人的資源を可視化し研究戦略に十分活用するため、全学的な体制である「専門職人材ユニット(仮称)」を令和6年度(2024年度)までに構築する。</p>				
評価指標	7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)				
<p>2 教育</p> <p>2 深い専門性と幅広い教育を行う学位プログラム制を通じて、課題を設定して探究するという基本的な思考を身に付けさせるとともに、視野を広げるために他分野の知見も取り入れることで、主体性・社会性と幅広い教養を身に付けた人材を養成する。(学士課程)</p> <p>⑥</p>	<p>2 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>5 チューター教員及びこれをサポートする大学院生等を活用した指導体制を構築し、学生の関心に沿った多様な学びを基盤に専門を深めるチュートリアル教育を開始する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="1104 94 1176 1095"> <tr> <td data-bbox="1104 833 1176 1095">評価指標</td> <td data-bbox="1104 94 1176 833">8 チュートリアル教育対象学生数を令和9年度(2027年度)末時点で1学年40人にする。</td> </tr> </table>	評価指標	8 チュートリアル教育対象学生数を令和9年度(2027年度)末時点で1学年40人にする。		
評価指標	8 チュートリアル教育対象学生数を令和9年度(2027年度)末時点で1学年40人にする。				

<p>6 学生自身がもつ社会や学術の問題意識から課題を創造して探究するという思考（デザイン思考）を身に付けさせるとともに、学士課程の学位プログラムの内部質保証の実質化により専門性・学際性を深める。【指定国構想】</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="272 87 451 383">評価指標</td> <td data-bbox="272 383 451 1198">9 教員及び事務組織が連携した教学情報マネジメント環境を整備することにより、様々な教学情報を統合し、教育モデルの開発やコンテンツ開発支援を行うとともに、教学IRによる学生の主体性、専門性、学際性の評価を実施する。</td> </tr> </table>	評価指標	9 教員及び事務組織が連携した教学情報マネジメント環境を整備することにより、様々な教学情報を統合し、教育モデルの開発やコンテンツ開発支援を行うとともに、教学IRによる学生の主体性、専門性、学際性の評価を実施する。
評価指標	9 教員及び事務組織が連携した教学情報マネジメント環境を整備することにより、様々な教学情報を統合し、教育モデルの開発やコンテンツ開発支援を行うとともに、教学IRによる学生の主体性、専門性、学際性の評価を実施する。		
<p>7 学生の主体性・社会性を涵養するために、教育課程はもとより課外活動と、教育的効果を意図した形態に整備した学生宿舎を全学生の学びの機会及び場として活用することにより、修学的な効果を高める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="619 87 798 383">評価指標</td> <td data-bbox="619 383 798 1198">10 課外活動、学生の主体的活動を支援するつくばアクションプロジェクト（T-ACT）等に参加する学生を令和9年度（2027年度）末までに全学生の90%にする。 11 学生宿舎への新入生の入居率を令和9年度（2027年度）末までに80%にする（体験入居、ショートステイを含む）。</td> </tr> </table>	評価指標	10 課外活動、学生の主体的活動を支援するつくばアクションプロジェクト（T-ACT）等に参加する学生を令和9年度（2027年度）末までに全学生の90%にする。 11 学生宿舎への新入生の入居率を令和9年度（2027年度）末までに80%にする（体験入居、ショートステイを含む）。
評価指標	10 課外活動、学生の主体的活動を支援するつくばアクションプロジェクト（T-ACT）等に参加する学生を令和9年度（2027年度）末までに全学生の90%にする。 11 学生宿舎への新入生の入居率を令和9年度（2027年度）末までに80%にする（体験入居、ショートステイを含む）。		
<p>8 学生の主体的研究活動を研究者としての待遇保証により促進する。分野を越えた研究教育を進める体制を強化し、全ての教員組織・分野の教員が横断して関わる先進的な高度学際型教育を実現する。【指定国構想】</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="965 87 1243 383">評価指標</td> <td data-bbox="965 383 1243 1198">12 学生が主導する研究に対する研究費支援：100名/年 13 令和9年度（2027年度）末までに博士後期課程の学生全員を経済的に支援する（給付、奨学金、TA、TF、RA、旅費支給等）。 14 先進的な高度学際型教育の実施体制等について、全学横断型の新学術院（新学際創造学術院（仮称））の設置も視野に入れ、令和7年度（2025年度）までに具体的計画を策定し、速やかに実行に移す。</td> </tr> </table>	評価指標	12 学生が主導する研究に対する研究費支援：100名/年 13 令和9年度（2027年度）末までに博士後期課程の学生全員を経済的に支援する（給付、奨学金、TA、TF、RA、旅費支給等）。 14 先進的な高度学際型教育の実施体制等について、全学横断型の新学術院（新学際創造学術院（仮称））の設置も視野に入れ、令和7年度（2025年度）までに具体的計画を策定し、速やかに実行に移す。
評価指標	12 学生が主導する研究に対する研究費支援：100名/年 13 令和9年度（2027年度）末までに博士後期課程の学生全員を経済的に支援する（給付、奨学金、TA、TF、RA、旅費支給等）。 14 先進的な高度学際型教育の実施体制等について、全学横断型の新学術院（新学際創造学術院（仮称））の設置も視野に入れ、令和7年度（2025年度）までに具体的計画を策定し、速やかに実行に移す。		

	<p>3 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成する先進的な高度学際型教育を実現することで、アカデミア、産業界等、社会を牽引できる人材を養成する。（博士課程）⑧</p>
--	--

<p>4 データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じ、社会人向けの新たな教育システムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AIなどリテラシーレベルはもとより応用基礎レベルの素養を身に付けた人材育成や、既存知識をリバイズし、産業界において社会の中核として活躍する人材を養成すること、社会人のキャリアアップを支援する。①</p>	<p>9 魅力ある研究を推進しつつ、学位プログラムの見直し等により大学院博士後期課程における教育を充実し、博士後期課程への進学に繋げるとともに、「ヒューマン・エンパワメントセンター（仮称）」を活用することで、全ての博士課程学生のキャリア形成支援を強化する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="311 91 624 1099"> <tr> <td data-bbox="311 835 624 1099">評価指標</td> <td data-bbox="311 91 624 835"> <p>15 博士後期課程への内部進学率を15%に向上させる。</p> <p>16 人文社会ビジネス科学学術院に研究者養成の法学系の博士後期課程学位プログラムを再組織化すべく、令和6年度（2024年度）までにその具体的方策を決定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p> <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワメントセンター（仮称）を令和4年度（2022年度）中に設置する。</p> </td> </tr> </table> <p>10 数理・データサイエンス・AIの応用基礎レベルと応用レベルのプログラムを整備し、それらを活用して課題を解決できる人材育成を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="759 91 900 1099"> <tr> <td data-bbox="759 835 900 1099">評価指標</td> <td data-bbox="759 91 900 835"> <p>18 社会人大学院課程に新たな数理・データサイエンス・AIを基盤とした経営に資する教育プログラムを開講し、令和9年度（2027年度）までに、実施状況を踏まえプログラム内容の見直しを行う。</p> </td> </tr> </table> <p>11 民間企業等の新規事業の創出・成長を牽引して、将来の企業等を背負うトップマネージャーとなる中堅クラス等を対象とした最先端教育プログラムを開発する。</p> <table border="1" data-bbox="1035 91 1315 1099"> <tr> <td data-bbox="1035 835 1315 1099">評価指標</td> <td data-bbox="1035 91 1315 835"> <p>19 博士後期課程の早期修了プログラムを充実させるとともに、「協働大学院」方式に代表される民間企業及び研究開発法人等との協働による学位プログラムを、現在の生命科学及び工学系分野の充実に加えて、他分野に拡大する。</p> <p>20 初中等及び高等教育マネジメント人材養成プログラム の具体的計画を令和6年度（2024年度）までに策定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p> </td> </tr> </table>	評価指標	<p>15 博士後期課程への内部進学率を15%に向上させる。</p> <p>16 人文社会ビジネス科学学術院に研究者養成の法学系の博士後期課程学位プログラムを再組織化すべく、令和6年度（2024年度）までにその具体的方策を決定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p> <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワメントセンター（仮称）を令和4年度（2022年度）中に設置する。</p>	評価指標	<p>18 社会人大学院課程に新たな数理・データサイエンス・AIを基盤とした経営に資する教育プログラムを開講し、令和9年度（2027年度）までに、実施状況を踏まえプログラム内容の見直しを行う。</p>	評価指標	<p>19 博士後期課程の早期修了プログラムを充実させるとともに、「協働大学院」方式に代表される民間企業及び研究開発法人等との協働による学位プログラムを、現在の生命科学及び工学系分野の充実に加えて、他分野に拡大する。</p> <p>20 初中等及び高等教育マネジメント人材養成プログラム の具体的計画を令和6年度（2024年度）までに策定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p>
評価指標	<p>15 博士後期課程への内部進学率を15%に向上させる。</p> <p>16 人文社会ビジネス科学学術院に研究者養成の法学系の博士後期課程学位プログラムを再組織化すべく、令和6年度（2024年度）までにその具体的方策を決定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p> <p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワメントセンター（仮称）を令和4年度（2022年度）中に設置する。</p>						
評価指標	<p>18 社会人大学院課程に新たな数理・データサイエンス・AIを基盤とした経営に資する教育プログラムを開講し、令和9年度（2027年度）までに、実施状況を踏まえプログラム内容の見直しを行う。</p>						
評価指標	<p>19 博士後期課程の早期修了プログラムを充実させるとともに、「協働大学院」方式に代表される民間企業及び研究開発法人等との協働による学位プログラムを、現在の生命科学及び工学系分野の充実に加えて、他分野に拡大する。</p> <p>20 初中等及び高等教育マネジメント人材養成プログラム の具体的計画を令和6年度（2024年度）までに策定し、令和9年度（2027年度）までに実施する。</p>						

5 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、世界で活躍できる人材を養成する。⑫

12 海外派遣を必修とする教育プログラムを拡大するとともに、学生の海外派遣支援事業を拡大する。

評価指標	21 本学または海外大学の単位取得を伴う海外留学（武者修行プログラム等）を行う学生を令和9年度（2027年度）末までに2,000人／年にする（オンラインによる履修を含む）。
------	--

13 アドミッションセンターの国際化を進め、そのもとで海外オフィス等の海外拠点を活用し、教育研究コンテントの世界発信等を通じ、優秀な留学生を獲得する。【指定国構想】

評価指標	22 外国人学生（学士課程学生、大学院学生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生、シヨーストステイプログラム参加者等）を令和9年度（2027年度）末までに4,500人／年にする（オンラインによる履修を含む）。
------	--

14 日本人学生の英語コミュニケーション力、外国人学生の日本語によるコミュニケーション力を向上させ、学術的な専門力と汎用力を鍛え、特色を生かした多様な短期・長期の教育プログラムによって国内外のアカデミア、産業界等、多様な社会で活躍できる人材を養成する。【指定国構想】

評価指標	21 本学または海外大学の単位取得を伴う海外留学（武者修行プログラム等）を行う学生を令和9年度（2027年度）末までに2,000人／年にする（オンラインによる履修を含む）。（再掲） 23 外国人留學生（正規生）における日本語教育科目受講者の割合を令和9年度（2027年度）末までに25%にする（単位修得の有無に関わらない。また、オンラインによる履修を含む）。
------	--

15 教育研究の人的・財政的支援を呼び込むために卒業・修了後のネットワーク化を推進する。

評価指標	24 卒業・修了生に向けて定期的な情報発信を行うとともに、ホームカミングデーや同窓会などのイベント（オンラインを含む）を開催する。
------	---

	<p>16 日本初の海外分校（海外学部）を設置することにより、海外において日本の大学の学位を取得できる教育を展開し、現地の教育機関や企業等との連携による教育モデルの改善を重ね、社会実装型の教育を展開する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="276 96 347 1099"> <tr> <td data-bbox="276 835 347 1099">評価指標</td> <td data-bbox="276 96 347 835">25 海外分校設置に係る日本とマレーシアの各種制度的基盤を踏まえて、第4期中にマレーシア分校を設置する。</td> </tr> </table>	評価指標	25 海外分校設置に係る日本とマレーシアの各種制度的基盤を踏まえて、第4期中にマレーシア分校を設置する。				
評価指標	25 海外分校設置に係る日本とマレーシアの各種制度的基盤を踏まえて、第4期中にマレーシア分校を設置する。						
<p>3 研究</p> <p>6 真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者自身の動機に基づいて行われる卓越した多様な学術研究を世界と競合・協働し続ける大学として持続的に強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭</p> <p>7 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進める。そのために、産学官の壁を越えた人的・財政的投資によるニーズドリブン型産学共同研究を推進し、社会変革につながる共創的イノベーションの創出を目指す。⑮</p>	<p>3 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>17 競争的研究費の獲得を強化し、財源を多様化しつつ、オープンファシリティ、技術職員、URAによる研究基盤強化により、卓越した学術研究を推進する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="555 96 834 1099"> <tr> <td data-bbox="555 835 834 1099">評価指標</td> <td data-bbox="555 96 834 835"> 26 査読付き論文数を令和9年度（2027年度）末までに3,900報/年にする。 27 外国語による著書数を令和9年度（2027年度）末までに110冊/年にする。 28 URA、技術職員などの高度な研究支援人材の役割を明確にし、全学的なマネジメント体制を構築するとともに、能力・実績を適切に処遇に反映するシステムを令和6年度（2024年度）までに整備する。 </td> </tr> </table> <p>18 学問分野を継承し発展させるために、循環型方式等の戦略的な教員人事により、若手研究者のポストを確保する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="970 96 1042 1099"> <tr> <td data-bbox="970 835 1042 1099">評価指標</td> <td data-bbox="970 96 1042 835">29 承継教員における若手教員（39歳以下）比率を令和9年度（2027年度）末までに23%にする。</td> </tr> </table> <p>19 ニーズドリブン型共同研究を推進するために、企業等が求める開発に係る基礎研究を推進するBusiness to Academia (B2A)研究所と、社会ニーズに対応できる外部法人を設立する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="1209 96 1457 1099"> <tr> <td data-bbox="1209 835 1457 1099">評価指標</td> <td data-bbox="1209 96 1457 835"> 30 B2A研究所の設置：新規5件（令和6年度（2024年度）までに2件、令和7～9年度（2025～2027年度）に毎年1件、計5件） 31 産学共著論文の被引用数を令和9年度（2027年度）末までに18回/年にする。 32 外部法人設立：新規1社（令和4年度（2022年度）に設置） </td> </tr> </table>	評価指標	26 査読付き論文数を令和9年度（2027年度）末までに3,900報/年にする。 27 外国語による著書数を令和9年度（2027年度）末までに110冊/年にする。 28 URA、技術職員などの高度な研究支援人材の役割を明確にし、全学的なマネジメント体制を構築するとともに、能力・実績を適切に処遇に反映するシステムを令和6年度（2024年度）までに整備する。	評価指標	29 承継教員における若手教員（39歳以下）比率を令和9年度（2027年度）末までに23%にする。	評価指標	30 B2A研究所の設置：新規5件（令和6年度（2024年度）までに2件、令和7～9年度（2025～2027年度）に毎年1件、計5件） 31 産学共著論文の被引用数を令和9年度（2027年度）末までに18回/年にする。 32 外部法人設立：新規1社（令和4年度（2022年度）に設置）
評価指標	26 査読付き論文数を令和9年度（2027年度）末までに3,900報/年にする。 27 外国語による著書数を令和9年度（2027年度）末までに110冊/年にする。 28 URA、技術職員などの高度な研究支援人材の役割を明確にし、全学的なマネジメント体制を構築するとともに、能力・実績を適切に処遇に反映するシステムを令和6年度（2024年度）までに整備する。						
評価指標	29 承継教員における若手教員（39歳以下）比率を令和9年度（2027年度）末までに23%にする。						
評価指標	30 B2A研究所の設置：新規5件（令和6年度（2024年度）までに2件、令和7～9年度（2025～2027年度）に毎年1件、計5件） 31 産学共著論文の被引用数を令和9年度（2027年度）末までに18回/年にする。 32 外部法人設立：新規1社（令和4年度（2022年度）に設置）						

<p>8 産業界等との連携・共同によりキャリアパスの多様化や流動性の向上を図り、博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者が、産学官の枠を越えた国内外の様々な場において、自らの希望や適性に応じて活躍しその能力を最大限発揮できる環境を構築する。⑩</p>	<p>20 教育及び産学連携を担当する部署が連携して提供するアントレプレナーシップ教育を基盤に大学発ベンチャー創出を活発化し、設立されたベンチャーへの国内外からの資金の呼び込みを支援し、ベンチャーとの共同研究や大学へのリターンをもとにした教育研究活性化のエコシステムを確立する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="311 100 518 1097"> <tr> <td>評価指標</td> <td>33 アントレプレナーシップ教育受講者数を令和9年度(2027年度)末までに350人/年にする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>34 大学発ベンチャーのスタートアップ数：200社(大学発ベンチャー第1号からの累計)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35 大学発ベンチャーとの共同研究費等の受入額を令和9年度(2027年度)末までに3.5億円/年にする。</td> </tr> </table> <p>21 「ヒューマン・エンパワーメントセンター(仮称)」を全学的な連携のもとに設置し、プレFD、企業とのマッチング、アントレプレナーシップ教育、起業支援などを通じて、全ての博士課程学生やポストドクターを含めた若手研究者のキャリア形成支援を強化する。</p> <table border="1" data-bbox="726 100 869 1097"> <tr> <td>評価指標</td> <td>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワーメントセンター(仮称)を令和4年度(2022年度)中に設置する。(再掲)</td> </tr> </table>	評価指標	33 アントレプレナーシップ教育受講者数を令和9年度(2027年度)末までに350人/年にする。		34 大学発ベンチャーのスタートアップ数：200社(大学発ベンチャー第1号からの累計)		35 大学発ベンチャーとの共同研究費等の受入額を令和9年度(2027年度)末までに3.5億円/年にする。	評価指標	17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワーメントセンター(仮称)を令和4年度(2022年度)中に設置する。(再掲)
評価指標	33 アントレプレナーシップ教育受講者数を令和9年度(2027年度)末までに350人/年にする。								
	34 大学発ベンチャーのスタートアップ数：200社(大学発ベンチャー第1号からの累計)								
	35 大学発ベンチャーとの共同研究費等の受入額を令和9年度(2027年度)末までに3.5億円/年にする。								
評価指標	17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワーメントセンター(仮称)を令和4年度(2022年度)中に設置する。(再掲)								
<p>4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項</p> <p>9 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や単独の大学では有し得ない人的・物的資源及び教育研究資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑩</p>	<p>4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置</p> <p>4 本学と協定を締結した海外のパートナー大学との間でキャンパス機能を共有し、国境や機能の壁を越えたトランスボーダーな教育研究交流を実現するCampus-in-Campusの仕組みと海外拠点を活用して、世界の大学・機関・自治体との双方向的活動を展開・活性化するネットワーク・ハブ機能を構築する。【指定国構想】(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1173 100 1252 1097"> <tr> <td>評価指標</td> <td>7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)(再掲)</td> </tr> </table>	評価指標	7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)(再掲)						
評価指標	7 Campus-in-Campus協定を締結したパートナー大学数：15校(開始以降累計)(再掲)								

<p>22 現在の3つの共同利用・共同研究拠点並びに3つの共同教育拠点に加えて、共同利用施設を拡充する。</p>	<p>10 大学と連携し、全国あるいは地域における初等中等・特別支援教育ならびにグローバル人材育成教育を先導するとともに、インクルーシブ教育システムを構築し、その成果を展開することで国立大学附属学校の実験教育機能を高度化する。(附属学校) ⑱</p>
<p>23 大学と連携し、研究に基づいた学校教育の先端化を進めることにより、高大接続の新たなモデルを作る。</p>	<p>11 世界の研究動向も踏まえ、最先端医学の研究成果の社会実装を推進し、その最新の知見を生かした質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、AI、ビッグデータ等を活用し、医療分野を先導する。(附属病院) ⑳</p>
<p>24 多様性の理解や主体的な学びを促進する場や方法を用いてインクルーシブ教育を実践するために、新しいマネジメント体制を確立する。</p>	<p>25 地域医療教育センターを核として、専門医育成プログラムの充実化により地域医療に貢献できる専門医を増やし、地域医療体制の構築に寄与する。</p>
<p>26 超先端的医療研究開発拠点を形成し、次世代型治療装置の実用化など新たな技術による医療を導入する。</p>	<p>26 超先端的医療研究開発拠点を形成し、次世代型治療装置の実用化など新たな技術による医療を導入する。</p>

評価指標	36 全国共同利用施設の認定：新規2件 37 筑波大学を訪れる海外共同研究者を令和9年度(2027年度)末までに2,300人/年にする(オンラインによる共同利用等を含む)。
------	---

評価指標	38 大学との連携体制強化のための先取り履修・単位認定システムを令和9年度(2027年度)までに構築する(オンラインによる履修を含む)。
------	--

評価指標	39 インクルーシブ教育支援件数:2,800件(第4期中累計) 40 附属学校教育局に「経常的支援部門」と「評価企画部門」からなる新しいマネジメント部門を令和9年度(2027年度)までに構築する。
------	---

評価指標	41 専門医を毎年60名以上育成し、県内全医療圏に派遣する。
------	--------------------------------

評価指標	42 特定臨床研究の新規実施件数を60件に増加させる。 43 次世代型粒子線治療装置を実用化する。
------	--

<p>12 卓越した教育研究機能を持つ筑波大学のリーダーシップの下、筑波研究学園都市の総力を結集して、科学技術を基盤とした産業と文化を創出する。【独自】</p>	<p>27 最先端医学の研究成果の社会実装に向けた共創の場（つくばデジタルバイオ国際拠点・情報医学研究センター（仮称）等）において、AI、ビッグデータ等の革新的研究のための研究開発基盤を、附属病院内に設置しているつくばヒト組織バイオバンクセンターに情報集積し構築する。</p> <table border="1" data-bbox="312 91 384 1099"> <tr> <td>評価指標</td> <td>44 ヒト全ゲノム等最先端技術解析情報と関連するバイオバンク検体集積数：6,000件（第4期中累計）</td> </tr> </table> <p>28 筑波研究学園都市の中核組織として、つくば地区の資源を共有して、研究所、自治体、企業等との連携により、また世界のサイエンスシティと協働し、地球規模課題解決に繋がる開発研究を推進する。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="552 91 727 1099"> <tr> <td>評価指標</td> <td>45 社会的要請の高い学問分野での産官学共同研究により社会実装を目指した開発研究を推進する開発研究センター設置数：16件（第3期からの累計） 46 筑波会議（※1）、Tsukuba Global Science Week（※2）を開催する。</td> </tr> </table> <p>※1 筑波研究学園都市に世界から産官学の優秀な若手を中心とする人材を集め、社会と科学技術の諸課題について議論を深める機会を提供することを目的とした国際会議。</p> <p>※2 研究者が、国境や分野を超えてネットワークを構築し、世界最先端の研究成果を共有するとともに、つくば地区から世界へ向けて地球規模課題の解決策を発信していくことを目的とした筑波大学主催の国際的な学術集会。</p> <p>29 オープンイノベーションが展開できるプラットフォーム及び実証実験フィールドを構築し、SDGs達成、グリーンリカバリー振興やスマートシティ構築に資する開発研究を行う。【指定国構想】</p> <table border="1" data-bbox="1142 91 1350 1099"> <tr> <td>評価指標</td> <td>47 筑波研究学園都市を未来実験フィールドとするプロジェクト：3件（第3期からの累計） 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE Forum (ITF Forum)（仮称）を令和9年度（2027年度）末までに設置する。</td> </tr> </table>	評価指標	44 ヒト全ゲノム等最先端技術解析情報と関連するバイオバンク検体集積数：6,000件（第4期中累計）	評価指標	45 社会的要請の高い学問分野での産官学共同研究により社会実装を目指した開発研究を推進する開発研究センター設置数：16件（第3期からの累計） 46 筑波会議（※1）、Tsukuba Global Science Week（※2）を開催する。	評価指標	47 筑波研究学園都市を未来実験フィールドとするプロジェクト：3件（第3期からの累計） 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE Forum (ITF Forum)（仮称）を令和9年度（2027年度）末までに設置する。
評価指標	44 ヒト全ゲノム等最先端技術解析情報と関連するバイオバンク検体集積数：6,000件（第4期中累計）						
評価指標	45 社会的要請の高い学問分野での産官学共同研究により社会実装を目指した開発研究を推進する開発研究センター設置数：16件（第3期からの累計） 46 筑波会議（※1）、Tsukuba Global Science Week（※2）を開催する。						
評価指標	47 筑波研究学園都市を未来実験フィールドとするプロジェクト：3件（第3期からの累計） 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE Forum (ITF Forum)（仮称）を令和9年度（2027年度）末までに設置する。						

<p>13 ジェンダー、国籍、年齢及び障害の有無に関わらず人間の可能性と多様性を尊重し、ダイバーシティ社会の形成を牽引する観点から、学生・研究者・職員等のダイバーシティを高めつつ、未知のポテンシャルを発掘し、育て、活用する基盤を構築することにより、持続的に新たな知と価値を創出するとともに、一人ひとりの多様な幸せ (well-being) の実現に寄与する。【独自】</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>14 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップの下で、強靱なガバナンス体制を確立する。②)</p>
---	---

<p>30 全ての学生・研究者・職員が個々の能力を最大化し価値創造していく仕組み作りを行うために、「ヒューマン・エンパワーメントセンター（仮称）」を全学的な連携のもとに設置し、多様な学生・研究者・職員を包摂できる学習・研究・就業環境を構築するとともに、キャリア形成支援を強化する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>31 学長選考・監察会議による学長の評価の実質化のほか、監事による監査体制の強化により、学長の職務の執行状況について、またガバナンス・コード等を指標とした恒常的な業務管理サイクルの構築により、法人の運営及び業務の遂行状況について適正性に関するチェック体制を強化する。</p> <p>32 学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進のため、研修、人事交流等の多様な能力開発の機会を設け、経営的視点を有する人材の学内からの発掘・育成を推進するとともに、魅力ある職種となる明確なキャリアプランの提示により、高度で専門的な人材を学外から確保する。</p>
<p>17 ダイバーシティ・マネジメントを踏まえたキャリア形成支援環境を構築するため、ヒューマン・エンパワーメントセンター（仮称）を令和4年度（2022年度）中に設置する。（再掲）</p> <p>49 組織運営（教育研究評議会、部局等）に携わる構成員または補佐する者のジェンダーバランス（非常勤を含む）を令和9年度（2027年度）未までに30%にする。</p>	<p>評価指標</p> <p>50 学長選考・監察会議による評価項目を明確化する。</p> <p>51 ガバナンス・コード、業務方法書を踏まえ、毎年度定期的な検証を実施し、所要の改善を行う。また、検証・改善の結果は、総務担当副学長が確認するとともに、全学的に教職員専用サイトで共有し更なる改善に繋げる。</p>
<p>評価指標</p> <p>52 法人経営に有用な各年代・階層を対象とした研修の実施や、国の政策決定過程や企業の経営戦略・手法を学ぶ経験を企画した派遣制度の活用機会を整備する。</p> <p>53 高度で専門的な外部人材の業務、期待される成果を踏まえた雇用と、評価に基づいた処遇を整備する。</p>	<p>評価指標</p> <p>50 学長選考・監察会議による評価項目を明確化する。</p> <p>51 ガバナンス・コード、業務方法書を踏まえ、毎年度定期的な検証を実施し、所要の改善を行う。また、検証・改善の結果は、総務担当副学長が確認するとともに、全学的に教職員専用サイトで共有し更なる改善に繋げる。</p>

<p>33 優れた人材が能力を発揮し、法人経営に参画できる場として、「大学経営推進局」を創設し、IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営を行う。【指定国構想】</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="384 91 587 331"> <p>評価指標</p> </td> <td data-bbox="384 331 587 1198"> <p>54 大学経営推進局を令和4年度(2022年度)末までに創設する。 55 IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営策を提案する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価指標</p>	<p>54 大学経営推進局を令和4年度(2022年度)末までに創設する。 55 IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営策を提案する。</p>
<p>評価指標</p>	<p>54 大学経営推進局を令和4年度(2022年度)末までに創設する。 55 IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営策を提案する。</p>		
<p>34 インフラ長寿寿命計画に基づき、教育研究施設の老朽改善を着実に実施することにより、老朽施設の中でも特に優先度(劣化度・危険度・重要度)の高い施設の改修を完了する。その際、環境への負荷を軽減する施設や設備の整備を併せて実施することにより、CO2削減を着実に推進する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="826 91 869 331"> <p>評価指標</p> </td> <td data-bbox="826 331 943 1198"> <p>56 施設の老朽改善面積：33,000㎡(第4期中累計) 57 CO2削減量：6,000t-CO2(第4期中累計)</p> </td> </tr> </table>	<p>評価指標</p>	<p>56 施設の老朽改善面積：33,000㎡(第4期中累計) 57 CO2削減量：6,000t-CO2(第4期中累計)</p>
<p>評価指標</p>	<p>56 施設の老朽改善面積：33,000㎡(第4期中累計) 57 CO2削減量：6,000t-CO2(第4期中累計)</p>		
<p>35 筑波研究学園都市及び東京地区に保有する広大な敷地を最大限活用し、多様な財源の確保も図りながら、地域・社会・世界の多様なステークホルダーとの共創を促進する施設(B2A研究所、ITF Forum(仮称)、学生宿舍、東京地区の職員宿舍)を整備する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1246 91 1390 331"> <p>評価指標</p> </td> <td data-bbox="1246 331 1469 1198"> <p>30 B2A研究所の設置：新規5件(令和6年度(2024年度)までに2件、令和7～9年度(2025～2027年度)に毎年1件、計5件)(再掲) 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE Forum(ITF Forum)(仮称)を令和9年度(2027年度)末までに設置する。(再掲) 58 令和7年度(2025年度)中に教育的効果を意図した形態に整備した学生宿舍(一部)の運用を開始する。 59 現行の老朽化した東京地区の職員宿舍について、民間の資金やノウハウを活用して整備し、令和9年度(2027年度)末までに運用を開始する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価指標</p>	<p>30 B2A研究所の設置：新規5件(令和6年度(2024年度)までに2件、令和7～9年度(2025～2027年度)に毎年1件、計5件)(再掲) 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE Forum(ITF Forum)(仮称)を令和9年度(2027年度)末までに設置する。(再掲) 58 令和7年度(2025年度)中に教育的効果を意図した形態に整備した学生宿舍(一部)の運用を開始する。 59 現行の老朽化した東京地区の職員宿舍について、民間の資金やノウハウを活用して整備し、令和9年度(2027年度)末までに運用を開始する。</p>
<p>評価指標</p>	<p>30 B2A研究所の設置：新規5件(令和6年度(2024年度)までに2件、令和7～9年度(2025～2027年度)に毎年1件、計5件)(再掲) 48 社会実装を目指してニーズドリブン型共同研究及び実証研究を推進するための開発研究施設であるIMAGINE THE FUTURE Forum(ITF Forum)(仮称)を令和9年度(2027年度)末までに設置する。(再掲) 58 令和7年度(2025年度)中に教育的効果を意図した形態に整備した学生宿舍(一部)の運用を開始する。 59 現行の老朽化した東京地区の職員宿舍について、民間の資金やノウハウを活用して整備し、令和9年度(2027年度)末までに運用を開始する。</p>		

<p>15 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、地域・社会・世界の多様なステークホルダーとの「共創」を促進するキャンパス、安全・安心で質の高いキャンパス、環境にやさしいサステイナブル・キャンパスとしての機能強化を図るため、保有資産を最大限活用して整備を進めるとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な共用・再配分等を進める。②</p>	<p>33 優れた人材が能力を発揮し、法人経営に参画できる場として、「大学経営推進局」を創設し、IRに基づく現状分析と将来予測を踏まえた法人経営を行う。【指定国構想】</p>
--	---

	<p>36 土地・施設の活用状況を定期的に検証し、それを踏まえ、公募スペースの拡充・流動化を図るとともに、各部署におけるスペースの柔軟な運用を促進することにより、時々の研究ニーズや全学的な重要課題に機動的に対応できる環境を構築する。</p>
<p>III 財務内容の改善に関する事項</p> <p>16 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの戦略的な資金運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資、大学債の発行等を通じて、財源の多様化を進め、安定的な財務基盤を強化する。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。^②</p>	<p>評価指標</p> <p>60 時々の研究ニーズや全学的な重要課題に機動的に対応できるスペースの面積を第4期中累計1,650㎡増加させる。</p> <p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>37 ステークホルダーとの関係強化や組織対組織の大型共同研究の推進等により、寄附金（基金）及び共同研究費の増加を図るとともに、投資効果の高い金融商品の運用拡大により、運用益の増加を図る。併せて、社会ニーズに対応できる外部法人に対して出資を行うとともに、社会からの幅広い投資を得て、本学の教育研究環境の一層の高度化を図るため、大学債を発行する。【指定国構想】</p> <p>評価指標</p> <p>61 寄附金（基金）の獲得額：44億円（平成22年度（2010年度）創設の筑波大学基金以降累計）</p> <p>62 産学共同研究費等の獲得額を令和9年度（2027年度）末までに31億円／年にする。</p> <p>63 資金運用益の額を令和9年度（2027年度）末までに1.4億円／年にする。</p>
<p>III 財務内容の改善に関する事項</p> <p>16 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの戦略的な資金運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資、大学債の発行等を通じて、財源の多様化を進め、安定的な財務基盤を強化する。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。^②</p>	<p>38 学内予算の編成及び配分に当たり、各部署の教育研究の目標・成果を毎年度評価して、その結果を反映するとともに、全学的な課題や優先すべき取組に重点的に投資すること等により、学内の資源配分の最適化を進める。</p> <p>評価指標</p> <p>64 全学的な課題や優先すべき取組に投資する学長裁量経費の額を5億円増加させる。</p>

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

17 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。④

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

39 学内情報基盤の連携を促進し、教学マネジメント室を中心として各教育組織と関連センター等とが連携した教学IRの活用推進により、学ぶ意欲を高めて高い能力の修得を支援する。また、教学IR活動を踏まえた教育課程の改善及び既存の入学選抜方法の改善を図る。

評価指標	65 教学IR活動の成果を踏まえて教育課程及び入学選抜方法を改善する。
------	-------------------------------------

40 IR分析を教学・研究・財務・広報・マーケティング等多様な側面で活用する大学IR体制を構築する。

評価指標	66 IRによる教学・研究・財務・広報・マーケティング等の向上を支援する統合IR機構（仮称）を令和5年度（2023年度）までに発足させ、令和6年度（2024年度）から統合IRシステム（仮称）を本稼働させる。
------	---

41 IRを活用した対話型の自己点検・評価について、毎年度の業務運営の状況等を含めて実施するとともに、ステークホルダーに対して積極的に情報発信・対話を行うことにより、法人経営に活用する。

評価指標	67 IRを活用した対話型の自己点検・評価とその結果を法人経営に活用するための仕組み・体制を令和4年度（2022年度）中に整備し、令和5年度（2023年度）以降、前年度業務実績についての自己点検・評価、結果の公表を毎年度実施する。 68 自己点検・評価結果や統合報告書等を活用したステークホルダー（学生、保護者、産業界等）との対話・意見交換を毎年度1回実施する。
------	--

<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>18 AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナパンパカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、業務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キヤンパスを推進する。②⑤</p>	<p>V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>42 情報セキュリティを確保した上で、事務システムの効率化と機能高度化のために業務全般のデジタル化を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="312 91 485 1099"> <tr> <td data-bbox="312 835 485 1099"> <p>評価指標</p> </td> <td data-bbox="312 91 485 835"> <p>69 独自の脅威情報監視・検知体制を構築し、不適合環境への事前通知、指導、遮断等による情報セキュリティの確保と構成員のリテラシー向上を実現する。</p> <p>70 すべての事務組織でRPA等のツールを用いた業務自動化を実現する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評価指標</p>	<p>69 独自の脅威情報監視・検知体制を構築し、不適合環境への事前通知、指導、遮断等による情報セキュリティの確保と構成員のリテラシー向上を実現する。</p> <p>70 すべての事務組織でRPA等のツールを用いた業務自動化を実現する。</p>
<p>評価指標</p>	<p>69 独自の脅威情報監視・検知体制を構築し、不適合環境への事前通知、指導、遮断等による情報セキュリティの確保と構成員のリテラシー向上を実現する。</p> <p>70 すべての事務組織でRPA等のツールを用いた業務自動化を実現する。</p>		
	<p>VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>別紙参照</p>		
	<p>VII 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 89億円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。</p> <p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>1. 重要な財産を譲渡する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松代5丁目宿泊施設の宅地（土地）及び533号棟外10棟（建物）（茨城県つくば市松代5-1-2-3 9,378.83㎡）を譲渡する。 ・ 並木4丁目職員宿舎の宅地（土地）及び401号棟外14棟（建物）（茨城県つくば市並木4-2-2 11,142.88㎡）を譲渡する。 <p>2. 重要な財産を担保に供する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要なとなる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。 		

IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
 - ・教育研究の質の向上及び業務運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・病棟B改修 ・桐が丘特別支援学校改築 ・共創環境形成拠点施設 ・附属病院再開発事業 (PFI) ・小規模改修 	総額 23,233	施設整備費補助金 (2,815) 長期借入金 (11,223) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (684) 自己収入 (8,511)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について令和4年度(2022年度)以降は令和3年度(2021年度)と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- (1) 世界トップクラスに比肩する研究大学を目指し、本部と部局の両輪による全学的かつ戦略的な教員人事を推進することにより優秀な人材を確保する。特に、学問分野を継承し発展させるため、国際的に活躍できる優秀な若手教員を積極的に確保する。
- (2) 教員以外の職員にあつては、業務の高度化・多様化に対応するため、人材育成基本方針に基づきステージに応じた能力開発を進める。さらに、第三の職を含む専門職人材を確保・育成するため、その特性に応じ、全学的マネジメント体制の構築や期待される成果を踏まえた評価に基づく処遇を可能とする制度の整備等を行う。
- (3) 全ての教職員が、ジェンダー、国籍、年齢及び障害の有無にとらわれずその有する能力を最大限発揮できる基盤整備を進めることにより、人員構成の多様性を向上させる。さらに、意思決定プロセスにおける多様性を確保するため、組織運営に携わる者の女性比率を向上させる。

3. コンプライアンスに関する計画

【法令に基づく適正な法人運営の計画】

法令に基づく適正な法人運営を確保するため、以下の施策を実施し、コンプライアンスに係る意識の一層の向上、浸透、定着を図る。

- (1) 学内外のコンプライアンス違反事例等を収集・検証の上、教職員研修に係る講義や資料を通じて最新の事例等を紹介する。
- (2) コンプライアンスマニュアルやコンプライアンスチェックリストを定期的に更新・拡充し、全教職員に周知する。

【研究不正に係る取組】

- (1) e-learningや研修等の実効性ある研究倫理教育を実施し、教職員・学生の研究公正の意識をさらに向上させるとともに、論文剽窃チェックツールの一層の利用促進等により研究における不正行為の防止体制をさらに充実させる。
- (2) 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対応し、所属研究者等が実施する研究活動の健全性・公正性（「研究インテグリティ」）を確保し説明責任を果たすよう、研究者等の理解促進のため、研修を実施するとともに、機関として必要な体制を整備する。

【研究費不正に係る取組】

- (1) 教育研究費の運営、管理に係る「最高責任者（学長）」、「統括管理責任者（財務担当副学長、教育担当副学長、研究担当副学長）」、「部局責任者」及び「部局副責任者」を定め、それぞれの役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、学内外に公表する。
- (2) 教育研究費の運営、管理に係る全ての構成員に対して、不正防止のためのコンプライアンス教育を定期的・反復的に受講させることを必須とするとともに、教育研究費の適正な執行に係る誓約書の提出を求め、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
- (3) 不正を発生させる要因を把握し、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性を中心に不正防止計画を策定することにより適正な予算執行を行う。

4. 安全管理に関する計画

①安全管理体制の強化

安全管理体制の見直し及び整備を行うとともに、薬品・高圧ガス管理システムを広く活用することで、危険・有害物質を適正に管理し、教育及び研究上の事故を防止する。

また、講習会などの安全衛生教育を充実させ、衛生管理者をはじめとした教職員や学生などの知識習得を図り、安全衛生意識を向上させる。さらに、グローバル化に対応するため、講習やマニュアル等の英語化を進める。

②危機管理体制の強化

大規模災害の発生に備え、「大規模災害発生時における関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定書」に基づき、迅速かつ的確な緊急支援及び復旧支援等の相互支援体制を確立し、連携の強化を図る。

また、業務継続計画（BCP）の効果を検証するため、実効性のある防災訓練を実施するとともに、課題を抽出し更新する。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

PFI事業として、下記を実施する。

<筑波大学附属病院再開発事業>

- ・事業総額：123,568百万円
- ・事業期間：平成20年度～令和13年度（24年間）

(単位：百万円)

年度 財源	R4	R5	R6	R7	R8	R9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	99	99	99	99	99	99	597	398	994
自己収入	5,632	5,398	5,336	5,248	5,164	5,083	31,861	19,578	51,440

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<筑波大学グローバルレジデンス整備事業>

- ・事業総額：8,641百万円
- ・事業期間：平成27年度～令和29年度（33年間）

(単位：百万円)

年度 財源	R4	R5	R6	R7	R8	R9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
自己収入	263	257	264	266	288	269	1,606	5,819	7,425

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、

具体的な金額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<筑波大学春日地区宿泊等複合施設整備事業>

- ・事業総額：1,411百万円
- ・事業期間：令和元年度～令和37年度（37年間）

(単位：百万円)

年度 財源	R4	R5	R6	R7	R8	R9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
自己収入	40	40	40	40	40	40	238	1,111	1,348

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な金額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

<筑波大学附属病院陽子線施設整備運営事業>

- ・事業総額：13,908百万円
- ・事業期間：令和3年度～令和27年度（25年間）

(単位：百万円)

年度 財源	R4	R5	R6	R7	R8	R9	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
自己収入	22	22	189	681	697	696	2,307	11,584	13,891

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な金額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

6. 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
 - ① 未来社会デザイン棟(仮称)事業の一部
 - ② 附属病院再開発事業の一部
 - ③ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

マイナンバーカードの健康保険証利用等のメリットの周知を通じて、教職員への普及促進に努める。

別表1 学群、学術院（研究科含む）及び収容定員

学群	人文・文化学群 960人 社会・国際学群 660人 人間学群 480人 生命環境学群 1,020人 理工学群 2,100人 情報学群 980人 医学群 1,103人 体育専門学群 960人 芸術専門学群 400人 (収容定員の総数) 8,663人
学術院 (研究科含む)	人文社会ビジネス学術院 833人 理工情報生命科学学術院 2,988人 人間総合学術院 1,970人 人文社会科学研究所 (R2募集停止) 0人 生命環境科学研究所 (R2募集停止) 0人 人間総合科学研究所 (R2募集停止) 0人 (収容定員の総数) 8,663人 修士課程・博士前期課程 3,630人 博士後期課程 1,593人 一貫制博士課程 400人 専門職学位課程 168人

別表2 共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点

<p>共同利用・共同研究拠点</p>	<p>先端学際計算科学共同研究拠点（計算科学研究センター） 形質転換植物デザイン研究拠点（つくば機能植物イノベーション研究センター） 放射能環境動態・影響評価ネットワーク共同研究拠点（アイソトープ環境動態研究センター） 人の活力・健康を増進するヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究拠点（ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター）</p>
<p>教育関係共同利用拠点</p>	<p>ナチュラルヒストリーに根ざした山岳科学教育拠点（山岳科学センター） 日本語・日本事情遠隔教育拠点（グローバルコミュニケーション教育センター） ダイバーシティ&インクルージョン教育拠点（ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター）</p>

別紙 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	211,895
施設整備費補助金	2,815
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	684
自己収入	267,371
授業料及び入学科検定料収入	62,502
附属病院収入	194,541
財産処分収入	0
雑収入	10,328
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	78,665
長期借入金収入	11,223
計	572,653
支出	
業務費	477,300
教育研究経費	284,725
診療経費	192,575
施設整備費	14,722
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	78,665
長期借入金償還金	1,966
計	572,653

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額278,747百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ

試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学職員等の退職金に関する規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した教式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

・ 学長裁量経費。

② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。

・ 附属病院の教育研究診療活動に必要なとなる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。

・ 附属施設等の運営に必要なとなる教職員の人件費相当額及び事業経費。

・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。

・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設となる維持保全に必要なとなる経費。

③ 「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(令和4年度入学科免除率で算出される免除相当額については除外。)

⑤ 「その他収入」：検定料収入、入学科収入 (入学定員超過分等)、授業料収入 (収容定員超過分等) 及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [附属病院運営費交付金対象事業費]

⑦ 「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y-1) は直前の事業年度における I (y)。

⑧ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

⑨ 「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y-1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H(y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = \{ I(y) + J(y) \} - K(y)$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1.6%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」、「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	559,649
業務費	559,649
教育研究経費	519,965
診療経費	75,201
受託研究費等	95,247
役員人件費	55,149
教員人件費	1,351
職員人件費	156,254
一般管理費	136,763
財務費用	12,346
雑損	162
減価償却費	27,176
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	561,337
運営費交付金収益	561,337
授業料収益	205,323
入学金収益	51,893
検定料収益	8,005
附属病院収益	1,886
受託研究等収益	194,541
寄附金収益	55,149
財務収益	22,198
雑益	77
資産見返負債戻入	10,251
臨時利益	12,014
臨時利益	0
純利益	1,688
総利益	1,688

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
 注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。
 注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	580,444
業務活動による支出	532,311
投資活動による支出	38,375
財務活動による支出	1,966
次期中期目標期間への繰越金	7,792
資金収入	580,444
業務活動による収入	557,930
運営費交付金による収入	211,895
授業料及び入学科検定料による収入	62,502
附属病院収入	194,541
受託研究等収入	55,149
寄附金収入	23,516
その他の収入	10,327
投資活動による収入	3,499
施設費による収入	3,499
その他の収入	0
財務活動による収入	11,223
前期中期目標期間よりの繰越金	7,792

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

2 主な関係法令ホームページアドレス

国立大学法人法

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000112

国立大学法人法施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415C00000000478

国立大学法人法施行規則

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415M60000080057

独立行政法人通則法

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=411AC0000000103